

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月1日
【四半期会計期間】	2015年度第1四半期 (自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)
【会社名】	シティグループ・インク (Citigroup Inc.)
【代表者の役職氏名】	ジミー・ヤン 秘書役補佐 (Jimmy Yang, Assistant Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 パークアベニュー 399 (399 Park Avenue, New York, New York, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 杉 本文 秀
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7133
【事務連絡者氏名】	弁護士 伊 藤 昌 夫 弁護士 宇 治 野 壮 歩 弁護士 辺 誠 祐 弁護士 荒 井 恵 理 弁護士 北 川 貴 広 弁護士 長 谷 川 紘 弁護士 山 口 茉莉 子 弁護士 大 淵 哲 弁護士 倉 知 紗 也 菜
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7257/03-6889-7152/03-6889-7248/03-6889-7456
03-6889-7463/03-6889-7553/03-6889-7265/03-6889-7256
03-6889-7316

【事務連絡者氏名】 弁護士 伊 藤 昌 夫
弁護士 宇 治 野 壮 歩
弁護士 辺 誠 祐
弁護士 荒 井 恵 理
弁護士 北 川 貴 広
弁護士 長 谷 川 紘
弁護士 山 口 茉 莉 子
弁護士 大 淵 哲
弁護士 倉 知 紗 也 菜

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【企業情報】

注：1 本書において

- (1) 本書中、別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「シティグループ」、「シティ」または「当社」とは、シティグループ・インクおよびその連結子会社を指します。
 - (2) 本書中、別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「普通株式」とは、シティグループ・インクの額面0.01ドル普通株式を指します。
 - (3) 本書中、別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「取締役」とは、シティグループの取締役を指します。
 - (4) 「有価証券報告書」とは、平成27年5月29日に関東財務局長に提出した当社の有価証券報告書を指します。
 - (5) 本書中、特定の日付を指定せずに「現在」もしくは「現時点」（または類似の用語）という場合、シティによる本国における、フォーム10-Qによる2015年3月31日に終了した四半期に係る報告書の提出日現在を指します。
- 2 本書中、別段の記載がある場合、または文脈上要求される場合を除き、「ドル」および「\$」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「円」および「¥」とは日本国の法定通貨である円を指します。
 - 3 本書において便宜上、一部の財務情報はドルから円に換算されています。当該換算は、別段の記載がない限り、2015年5月18日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社（Citibank Japan Ltd.）発表のCitiFXベンチマークレート\$1 = 119円63銭の換算レートで計算されています。当該換算は、ドルが当該換算レートまたはその他の換算レートで円に換算されたこと、換算され得たこと、または換算されたかもしれないことの表明であると解釈されるべきではありません。
 - 4 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
 - 5 当社は、米国においてデラウェア州法に基づき設立されています。当社の普通株式は、ニューヨーク証券取引所、メキシコ証券取引所および東京証券取引所に上場されています。当社には米国連邦証券法に基づく登録および報告義務が課せられており、年次報告書、四半期報告書および定期報告書を米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）（以下「SEC」といいます。）に提出しています。本書の記載事項には、当社がSECに提出した種々の提出物からの引用が含まれており、当社の弁護士の助言のもと、日本法に基づき提示されるものです。本書には、米国で入手可能な情報のすべてを含んでいるとは限らず、また当社がSEC（<http://www.sec.gov>）に提出した文書と異なる書式により提示されている場合があります。

第 1 【本国における法制等の概要】

1 会社制度等の概要

当四半期会計期間中に、提出会社の属する国・州等における会社制度および提出会社の定款等に規定する制度について重要な変更はありませんでした。

2 外国為替管理制度

当四半期会計期間中に、外国為替管理制度について重要な変更はありませんでした。

3 課税上の取扱い

当四半期会計期間中に、課税上の取扱いについて重要な変更はありませんでした。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

シティグループ・インクおよび連結子会社

(単位：百万ドル(百万円)、 1株当たり金額および比率を除き ます。)	2015年度第1四半期 連結累計期間 (2015年1月1日から 2015年3月31日まで)	2014年度第1四半期 連結累計期間 (2014年1月1日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年1月1日から 2014年12月31日まで)
純利息収益	\$11,572 (¥1,384,358)	\$11,759 (¥1,406,729)	\$47,993 (¥5,741,403)
利息以外の収益	8,164 (976,659)	8,447 (1,010,515)	29,226 (3,496,306)
支払利息控除後収益	\$19,736 (¥2,361,018)	\$20,206 (¥2,417,244)	\$77,219 (¥9,237,709)
営業費用	10,884 (1,302,053)	12,149 (1,453,385)	55,051 (6,585,751)
貸倒引当金繰入額および 保険給付準備金繰入額	1,915 (229,091)	1,974 (236,150)	7,467 (893,277)
法人税等控除前の継続事業 からの利益	\$6,937 (¥829,873)	\$6,083 (¥727,709)	\$14,701 (¥1,758,681)
法人税等	2,120 (253,616)	2,131 (254,932)	7,197 (860,977)
継続事業からの利益	\$4,817 (¥576,258)	\$3,952 (¥472,778)	\$7,504 (¥897,704)
法人税等控除後の非継続 事業からの利益(損失)⁽¹⁾	(5) ((598))	37 (4,426)	(2) ((239))
非支配持分控除前当期利益	\$4,812 (¥575,660)	\$3,989 (¥477,204)	\$7,502 (¥897,464)
非支配持分に帰属する 当期利益	42 (5,024)	45 (5,383)	192 (22,969)
シティグループ当期利益	\$4,770 (¥570,635)	\$3,944 (¥471,821)	\$7,310 (¥874,495)
控除：優先配当－基本	\$128 (¥15,313)	\$124 (¥14,834)	\$511 (¥61,131)
控除：基本1株当たり利益算出に 適用される、配当に対する権利が 失効しない従業員制限株式および 繰延株式へ割り当てられた配当お よび未処分利益	62 (7,417)	62 (7,417)	111 (13,279)
基本1株当たり利益のための 非制限普通株主に割り当てられた 利益	\$4,580 (¥547,905)	\$3,758 (¥449,570)	\$6,688 (¥800,085)
追加：希薄化後1株当たり利益算 出に適用される、転換証券に係る 支払利息(税引後)および配当な らびに配当に対する権利が失効し ない従業員制限株式および繰延株 式へ割り当てられた未処分利益の 調整	- (-)	- (-)	1 (120)
希薄化後1株当たり利益のための 非制限普通株主に割り当てられた 利益	\$4,580 (¥547,905)	\$3,758 (¥449,570)	\$6,689 (¥800,205)

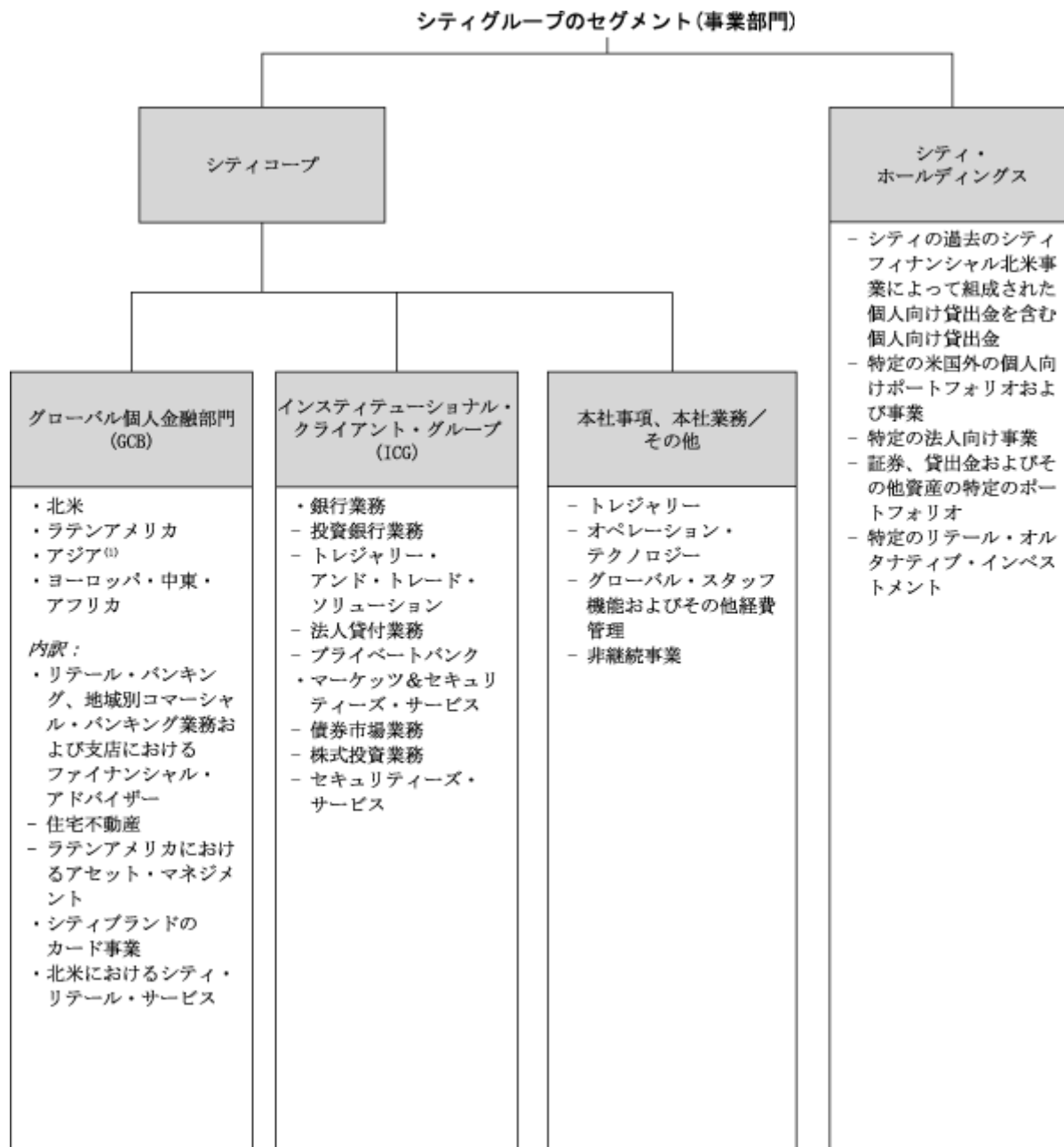
(単位：百万ドル(百万円)、 1株当たり金額、比率および常勤 従業員を除きます。)	2015年度第1四半期	2014年度第1四半期	2014年度
	連結累計期間 (2015年1月1日から 2015年3月31日まで)	連結累計期間 (2014年1月1日から 2014年3月31日まで)	(2014年1月1日から 2014年12月31日まで)
基本1株当たり利益：			
継続事業からの利益	\$1.51 (¥181)	\$1.23 (¥147)	\$2.21 (¥264)
当期利益	1.51 (181)	1.24 (148)	2.21 (264)
希薄化後1株当たり利益：			
継続事業からの利益	\$1.51 (¥181)	\$1.22 (¥146)	\$2.20 (¥263)
当期利益	1.51 (181)	1.23 (147)	2.20 (263)
普通株式1株当たり 配当宣言額	0.01 (1)	0.01 (1)	0.04 (5)
シティグループ包括利益	\$3,295 (¥394,181)	\$3,931 (¥470,266)	\$3,227 (¥386,046)
期末：			
資産合計	\$1,831,801 (¥219,138,354)	\$1,894,390 (¥226,625,876)	\$1,842,181 (¥220,380,113)
預金合計 ⁽²⁾	899,647 (107,624,771)	966,263 (115,594,043)	899,332 (107,587,087)
長期債務	210,522 (25,184,747)	222,747 (26,647,224)	223,080 (26,687,060)
シティグループ普通株主持分	202,652 (24,243,259)	200,898 (24,033,428)	199,717 (23,892,145)
シティグループ株主持分合計	214,620 (25,674,991)	208,116 (24,896,917)	210,185 (25,144,432)
非支配持分	1,403 (167,841)	1,780 (212,941)	1,511 (180,761)
持分合計	216,023 (25,842,831)	209,896 (25,109,858)	211,696 (25,325,192)
常勤従業員 (単位：千人)	239	248	241
実績指標：			
平均資産利益率	1.04%	0.85%	0.39%
平均普通株主持分利益率 ⁽³⁾	9.4	7.8	3.4
平均株主持分合計利益率 ⁽³⁾	9.1	7.8	3.5
費用比率(営業費用/収益合計)	55	60	71

(単位：百万ドル(百万円)、 1株当たり金額および比率を除き ます。)	2015年度第1四半期 連結累計期間 (2015年1月1日から 2015年3月31日まで)	2014年度第1四半期 連結累計期間 (2014年1月1日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年1月1日から 2014年12月31日まで)
期末：			
バーゼル 比率 - 完全実施			
普通株式等Tier 1 資本 ⁽⁴⁾	11.06%	10.45%	10.57%
Tier 1 資本 ⁽⁴⁾	12.07	11.11	11.45
資本合計 ⁽⁴⁾	13.38	12.52	12.80
補完的指標としてのレバレッジ 比率 ⁽⁵⁾	6.44	5.70	5.94
期末：			
シティグループ資産 普通株主持分比率	11.06%	10.60%	10.84%
シティグループ資産 株主持分合計比率	11.72	10.99	11.41
配当性向 ⁽⁶⁾	0.7	0.8	1.8
普通株式1株当たり純資産額	\$66.79 (¥7,990)	\$66.13 (¥7,911)	\$66.05 (¥7,902)
固定費および優先株式配当 に対する利益率	3.13倍	2.59倍	2.00倍
継続事業の営業活動から 生じた(に使用した)正味資金	\$2,093 (¥250,386)	\$29,598 (¥3,540,809)	\$45,434 (¥5,435,269)
継続事業の投資活動から 生じた(に使用した)正味資金	7,595 (908,590)	(11,396) ((1,363,303))	29,491 (3,528,008)
継続事業の財務活動に 使用した正味資金	(19,852) ((2,374,895))	(14,560) ((1,741,813))	(70,270) ((8,406,400))
現金および銀行預け金の 期末残高	21,880 (2,617,504)	33,380 (3,993,249)	32,108 (3,841,080)

- (1) 非継続事業には、クレディカード、シティ・キャピタル・アドバイザーズおよびエッグ・バンキングのクレジットカード事業が含まれています。シティの非継続事業に関する詳細については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (2) シティが2014年12月に日本におけるリテールバンク事業の売却の合意に至ったことを受けて2015年3月31日に約200億ドルの預金を売却目的保有(その他負債)に振り替えたことを反映しています。「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (3) 平均普通株主持分利益率は、優先株式配当を控除した当期利益を平均普通株主持分で除したものをを用いて計算されます。シティグループ平均株主持分合計利益率は、シティグループ平均株主持分で除した当期利益を用いて計算されます。
- (4) 米国のバーゼルに関する規則に基づいて、資本構成要素につき完全に実施されたものと仮定した資本比率。リスク加重資産合計を算定するための先進的アプローチに基づくリスク加重資産。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1) 業績の概要」-「資本の源泉」をご参照ください。
- (5) シティの補完的指標としてのレバレッジ比率は、米国のバーゼルに関する規則(完全実施基準)に基づいています。シティの補完的指標としてのレバレッジ比率は、レバレッジ・エクスポージャーの総額に占めるTier 1 資本の比率を示しています。レバレッジ・エクスポージャーの総額は、四半期における貸借対照表上の資産の1日ごとの平均値および当該四半期の各月の末日において計算される一定のオフバランスのエクスポージャーの平均値の合計額から、該当するTier 1 資本控除を行った額です。「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1) 業績の概要」-「資本の源泉」をご参照ください。
- (6) 希薄化後株式1株当たりの当期利益に占める普通株式1株当たり配当宣言額の割合。

2【事業の内容】

以下のセグメント図を除き、当四半期連結累計期間中において、シティグループおよび関係会社において営まれている事業の内容について重要な変更はありませんでした。



(1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。

注：直近の事業再編を反映しています。

第3【事業の状況】

1【事業等のリスク】

本四半期報告書の日付現在、および経営陣による現在の見込みに基づき、（a）当四半期連結累計期間において、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、（1）業績の概要」に記載された内容以外にシティグループの事業および財務状況に重大な事項は発生しておらず、かつ（b）有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんでした。

2【経営上の重要な契約等】

当四半期連結会計期間中、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、（1）業績の概要」に記載された内容以外に、経営上の重要な契約等はありませんでした。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概要

財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析

エグゼクティブ・サマリー

2015年度第1四半期 — 業務執行上の優先事項が引き続き進展

2015年度第1四半期において、シティは、全体として堅調な業績をあげ、以下の点を含む業務執行上の優先事項を着実に進展させました。

- ・ 効率的な資源配分および統制のとれた費用管理 - シティは、生産性の向上のみならず、組織の簡素化および合理化に引き続き取り組みました。下記でさらに議論するとおり、シティ・ホールディングスにおける法務関連費用が前年同期比で大幅に減少したことにより、当四半期におけるシティの費用管理は、さらに改善しました。
- ・ 収益性を維持しながらシティ・ホールディングスの段階的縮小を継続 - シティ・ホールディングスの資産を前年同期から290億ドル（19パーセント）圧縮する等、シティは引き続き、シティ・ホールディングスを段階的に縮小させました。また、2015年3月31日現在、シティは、シティ・ホールディングスに残存する300億ドル超の資産を売却する契約を締結しています。これには、シティ・ホールディングスにおける最大の事業であるワンメイン・フィナンシャルが含まれています。下記で詳述するとおり、シティ・ホールディングスは2015年度第1四半期において収益性も維持しました。
- ・ 繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）の活用 - シティは、2015年度第1四半期中、約12億ドルのDTAを活用しました（詳細については、下記「法人税等」をご参照ください。）。

シティは、2015年度第1四半期においてこれらの取組みを着実に進展させましたが、2015年度の経営環境は依然として厳しいものと予想しています。全体としては、経済成長は依然として不均衡であり、マクロ経済の不確実性や不安定さが継続し、低金利が続いています。金融機関に対して行われる法的手続および規制上の手続において求められ、また得られる改善措置の厳格さが、この数年間に著しく増大する中、法的環境も厳しい状態が続いており、不確実性や、付随する重大な影響につながる可能性があります。シティの事業、経営成績および財政状態に影響を及ぼし得るこれらおよびその他の傾向およびリスクの詳細については、下記の各事業部門の業績に関する議論および「将来予想に関する記述」ならびに「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記25のほか、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」- 「リスク要因」をご参照ください。

2015年度第1四半期の業績の概要

シティグループ

シティグループは、48億ドル（希薄化後1株当たり1.51ドル）の当期利益を計上しました。これに対し、前年同期の当期利益は39億ドル（希薄化後1株当たり1.23ドル）でした。2015年度第1四半期の業績には、マイナス73百万ドル（税引後マイナス47百万ドル）の信用評価調整（以下「CVA」といいます。）/負債評価調整（以下「DVA」といいます。）が含まれていました。これに対し、2014年度第1四半期は7百万ドル（税引後4百万ドル）でした。2014年度第1四半期の業績には、さらに、2つの州で施行された法人税制改革に関連する約210百万ドルの税務費用も含まれています。これは、本社事項、本社業務/その他に計上されています。

これらの項目を除くと、シティは、2015年度第1四半期において48億ドル（希薄化後1株当たり1.52ドル）の当期利益を計上しました。これに対し、前年同期の当期利益は42億ドル（希薄化後1株当たり1.30ドル）でした。当期利益が前年同期から16パーセント増加したのは、主に、営業費用の減少（シティ・ホールディングスにおける法務関連費用の大幅な減少を含みます。）および正味貸倒損失の減少によるものですが、収益の減少および正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました（CVA/DVAおよび税務費用の影響を除くシティの経営成績は、非GAAP財務指標です。）。

2015年度第1四半期におけるシティの支払利息控除後収益は197億ドルで、前年同期から2パーセント減少しました。CVA/DVAの影響を除くと、収益は198億ドルで、同様に前年同期から2パーセント減少しました。これは、シティコープにおける収益が1パーセント減少し、シティ・ホールディングスにおける収益が7パーセント減少したことによるものです。CVA/DVAおよび決算報告のための米ドルへの為替換算（以下「外貨換算」といいます。）の影響を除くと、シティグループの収益は前年同期から1パーセント増加しました。これは、シティコープの収益が2パーセント増加したことによるものですが、シティ・ホールディングスにおける収益の減少により一部相殺されました（外貨換算の影響を除くシティの経営成績は、非GAAP財務指標です。）。

費用

シティグループの費用は、2014年度第1四半期から10パーセント減少して109億ドルとなりました。これは、主に、法務関連費用の減少（前年同期の945百万ドルに対し、387百万ドル）および事業再編費用の減少（前年同期の211百万ドルに対し、16百万ドル）のほか、外貨換算（これによって2015年度第1四半期における費用は、前年同期に比べて約573百万ドル減少しました。）の影響によるものです。

外貨換算の影響を除くと、シティグループの費用は6パーセント減少しました。これは、シティ・ホールディングスにおける法務関連費用が大幅に減少したことによるものですが、シティコープの費用がわずかに増加したことにより一部相殺されました。

外貨換算（これによって2015年度第1四半期における費用の報告値は、前年同期に比べて約516百万ドル減少しました。）の影響を除くと、シティコープの費用は1パーセント増加しました。これは、成長関連の費用ならびに規制および法令遵守に係る費用の増加によるものですが、継続的な効率性の向上により一部相殺されました。2015年度第1四半期におけるシティコープの費用には、（主に本社事項、本社業務/その他における）307百万ドルの法務関連費用（これに対し、前年同期は162百万ドル）、および事業再編費用1百万ドル（これに対し、前年同期は191百万ドル）が含まれていました。

シティ・ホールディングスの費用は、前年同期から43パーセント減少して12億ドルとなりました。これには、法務関連費用の減少（前年同期の784百万ドルに対し、2015年度第1四半期は80百万ドル）およびシティ・ホールディングスの資産が引き続き圧縮されたことが反映されています。

与信費用および貸倒引当金

シティの貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額の合計は、前年同期から3パーセント減少して19億ドルとなりました。正味貸倒損失は20億ドルで、前年同期比20パーセント減でした。個人向け正味貸倒損失は14パーセント減少して20億ドルとなりました。これは、シティ・ホールディングスの北米における住宅ローン・ポートフォリオの継続的改善ならびにシティコープの北米におけるシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方の改善を反映したものでした。法人向け正味貸倒損失は、前年同期の145百万ドルから減少してマイナス9百万ドルとなりました。既に開示済みのとおり、2014年度第1四半期における法人向け正味貸倒損失には、メキシコにおけるペメックスの供給元のプログラムの問題に関連して計上された正味貸倒損失約165百万ドルが含まれています（詳細については、下記「シティコープ」 - 「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。）。

2015年度第1四半期の貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金の正味戻入額は、239百万ドルでした。これに対し、前年同期の戻入額は673百万ドルでした。シティコープの引当金の正味戻入額は、前年同期の323百万ドルから38百万ドルに減少しました。これは、与信が引き続き安定する中で北米グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）における引当金戻入額が減少したこと、およびインスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）において引当金が繰り入れられたこと（詳細については、下記「シティコープ」 - 「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。）によるものです。シティ・ホールディングスの引当金の正味戻入額は、43パーセント減少して201百万ドルとなりました。これは、主として、北米における住宅ローン・ポートフォリオに関連する戻入額の減少によるものでした。このポートフォリオでは、正味貸倒損失も減少しました。

与信ポートフォリオにおける延滞傾向等、シティの与信費用および貸倒引当金の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「信用リスク」をご参照ください。全体として、シティは、2015年度の残りの期間において、貸出金の増加および貸倒引当金戻入額の減少によって、与信費用が増加する可能性があるかと予想しています。

資本

2015年度第1四半期において、シティは、主に、上記のとおり利益剰余金およびDTAを引き続き活用したことにより、規制資本を引き続き拡大させました。シティグループのTier 1 資本比率および普通株式等Tier 1 資本比率（完全実施基準）は、2015年3月31日現在、それぞれ12.1パーセントおよび11.1パーセントでした。これに対し、2014年3月31日現在では、それぞれ、11.1パーセントおよび10.5パーセントでした（すべて、バーゼル の先進的アプローチに基づいてリスク加重資産を確定しています。）。シティグループの補完的指標としてのレバレッジ比率（完全実施基準）は、2015年3月31日現在、6.4パーセントでした。これに対し、2014年3月31日現在は5.7パーセントでした。シティの自己資本比率および関連する構成要素の詳細については、下記「資本の源泉」をご参照ください。

シティコープ

シティコープの当期利益は、前年同期から9パーセント増加して46億ドルとなりました。2015年度第1四半期においてICGに計上されたCVA/DVAは、マイナス69百万ドル（税引後マイナス44百万ドル）でした。これに対し、前年同期はマイナス7百万ドル（税引後マイナス4百万ドル）でした（ICGにおける業務毎のCVA/DVAの概要については、下記「シティコープ」 - 「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。）。

CVA/DVAおよび上記の前年同期の税務項目の影響を除くと、シティコープの当期利益は47億ドルで、前年同期からは5パーセントの増加でした。これは、主に、営業費用の減少および正味貸倒損失の減少によるものですが、収益の減少および正味貸倒引当金戻入額の減少によって一部相殺されました。

シティコープの支払利息控除後収益は、前年同期から2パーセント減少して、179億ドルとなりました。CVA/DVAの影響を除くと、2015年度第1四半期のシティコープの収益は180億ドルで、前年同期から1パーセント減少しました。上記のとおり、CVA/DVAおよび外貨換算の影響を除くと、シティコープの収益は2パーセント増加しました。これは、北米GCBのリテール・バンキングおよびICGの銀行業務によるものですが、市場業務収益の減少によって一部相殺されました。

GCBの収益は、前年同期から2パーセント減少して、87億ドルとなりました。外貨換算の影響を除くと、GCBの収益は、北米における増加により2パーセント増加しました。北米GCBの収益は、4パーセント増加して、50億ドルとなりました。これは、リテール・バンキングの収益およびシティ・リテール・サービスの収益が増加したことによるものですが、シティブランドのカードの収益の減少により一部相殺されました。リテール・バンキングの収益は、前年同期から18パーセント増加して、13億ドルとなりました。これは、取引高が引き続き増加したこと、住宅ローン組成業務が増加したこと、預金スプレッドが改善したこと、および資産売却の影響を反映しています。シティブランドのカードの収益は20億ドルで、前年同期より1パーセント減少しました。これは、平均貸出金の減少の影響によるものですが、取扱高が増加したことおよびスプレッドの改善によって一部相殺されました。シティ・リテール・サービスの収益は、1パーセント増加して16億ドルとなりました。これは、主として、スプレッドの拡大および平均貸出金の増加の影響を反映しているものですが、契約パートナーへの支払の増加により一部相殺されました。北米GCBの平均預金残高は、前年同期比1パーセント増の1,720億ドル、平均個人向け貸出金は6パーセント増の480億ドルでした。平均カードローンは前年同期比3パーセント減の1,080億ドル、取扱高は前年同期比2パーセント増の570億ドルでした。2015年度第1四半期における北米GCBの業績の詳細については、下記「シティコープ」 - 「グローバル個人金融部門」 - 「グローバル個人金融部門—北米」をご参照ください。

米国外GCBの収益（ヨーロッパ・中東・アフリカGCB、ラテンアメリカGCBおよびアジアGCBで構成されます。）は、前年同期から10パーセント減少して、37億ドルとなりました。外貨換算の影響を除くと、米国外GCBの収益は前年同期からほぼ横ばいでした。これは、ラテンアメリカGCBの収益が前年同期から比較的横ばいだったことおよびアジアGCBにおいて収益が1パーセント減少したことを反映しています（ラテンアメリカGCBおよびアジアGCBそれぞれの2015年度第1四半期の業績への外貨換算の影響については、下記の各々の事業部門の業績に関する検討とともに掲載された表をご参照ください。）。外貨換算の影響を除くと、米国外GCBの収益は、主として取引高の緩やかな増加を反映していますが、スプレッドの縮小、規制上の変更の継続的な影響および前年同期におけるラテンアメリカGCBの事業売却の影響により相殺されました。2015年度第1四半期におけるラテンアメリカGCBおよびアジアGCB（報告上、ヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれます。）の業績の詳細については、下記「シティコープ」 - 「グローバル個人金融部門」をご参照ください。前年同期比で、米国外GCBの平均預金残高は5パーセント増の1,310億ドル、平均個人向け貸出金は4パーセント増の1,010億ドル、投資商品の販売高は4パーセント増の220億ドル、平均カードローンは2パーセント増の270億ドル、カード取扱高は7パーセント増の250億ドルとなりました。これらはすべて外貨換算の影響を除いたものです。

ICGの収益は、2015年度第1四半期は90億ドルで、前年同期から1パーセント減少しました。CVA/DVAの影響を除くと、ICGの収益は91億ドルで、同様に前年同期から1パーセント減少しました。銀行業務の収益は、CVA/DVAの影響および法人貸付業務における未収利息計上貸出金のヘッジに係る時価評価利益（損失）の影響（下記をご参照ください。）を除くと、前年同期から4パーセント増加して42億ドルでした。これは、主として投資銀行業務、法人貸付業務およびプライベートバンク業務の収益の増加を反映しています。投資銀行業務の収益は、前年同期から14パーセント増加しました。これは、アドバイザリー業務の収益が70パーセント増加して298百万ドルとなったこと、および債券引受の収益が16パーセント増加して669百万ドルとなったことによるものですが、株式引受の収益が23パーセント減少して231百万ドルとなったことにより一部相殺されました。プライベートバンク業務の収益は、CVA/DVAの影響を除くと、前年同期から6パーセントの増加で708百万ドルとなりました。これは、対顧客取引の増加およびキャピタル・マーケット商品における増収によるものです。法人貸付業務の収益は、25パーセント増加して497百万ドルとなりました。これには、未収利息計上貸出金のヘッジに係る時価評価利益52百万ドル（これに対し、前年同期は17百万ドルの損失）が含まれています。両期における未収利息計上貸出金のヘッジに係る時価評価の影響を除くと、法人貸付業務の収益は、前年同期から7パーセント増加して445百万ドルとなりました。これは、主として、平均貸出金の増加および時価評価調整の改善を反映しています。トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、前年同期から2パーセント減少して19億ドルとなりました。外貨換算の影響を除くと、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は4パーセント増加しました。これは、預金残高の増加およびスプレッドの拡大によるものですが、トレード収益の減少によって一部相殺されました。

マーケット＆セキュリティーズ・サービスの収益は、CVA/DVAの影響を除くと、前年同期から6パーセント減少して48億ドルとなりました。債券市場業務の収益は、CVA/DVAの影響を除くと、前年同期から11パーセント減少して35億ドルとなりました。これは、主に、スプレッド商品の収益が減少したことによるものですが、金利・通貨関連業務の収益の増加により一部相殺されました。株式市場業務の収益は、CVA/DVAの影響を除くと、前年同期から1パーセント減少して873百万ドルとなりました。これは、現物株式の収益が減少したことによるものですが、プライム・ファイナンス業務の収益が増加したことにより一部相殺されました。セキュリティーズ・サービスの収益は、前年同期から12パーセント増加して543百万ドルとなりました。これは、取引の増加および顧客残高の増加を反映しています。2015年度第1四半期におけるICGの業績の詳細については、下記「シティコープ」 - 「インスティテューショナル・クライアント・グループ」をご参照ください。

本社事項、本社業務／その他の収益は、前年同期の223百万ドルからわずかに減少して212百万ドルとなりました。2015年度第1四半期における本社事項、本社業務／その他の業績の詳細については、下記「シティコープ」 - 「本社事項、本社業務／その他」をご参照ください。

シティコープの期末貸出金は、前年同期から1パーセント減少して5,590億ドルでした。法人向け貸出金は2,790億ドルで横ばいでしたが、個人向け貸出金は3パーセント減少して2,800億ドルでした。外貨換算の影響を除くと、シティコープの貸出金は、2パーセント増加しました。そのうち法人向け貸出金は4パーセント増加し、個人向け貸出金は1パーセント増加しました。

シティ・ホールディングス

シティ・ホールディングスの当期利益は、2015年度第1四半期は146百万ドルでした。これに対し、前年同期は284百万ドルの当期損失でした。2015年度第1四半期のCVA/DVAは、マイナス4百万ドル（税引後マイナス3百万ドル）でした。これに対し、前年同期は14百万ドル（税引後8百万ドル）でした。CVA/DVAの影響を除くと、当四半期のシティ・ホールディングスの当期利益は149百万ドル（これに対し、前年同期は292百万ドルの当期損失）でした。これは、主に、法務関連費用の減少を反映したものです。

シティ・ホールディングスの収益は、前年同期から8パーセント減少して18億ドルとなりました。CVA/DVAの影響を除くと、シティ・ホールディングスの収益は、前年同期から7パーセント減少して、18億ドルとなりました。これは、主に、ポートフォリオ全体の段階的縮小によるものです。2015年度第1四半期におけるシティ・ホールディングスの業績の詳細については、下記「シティ・ホールディングス」をご参照ください。

当四半期末において、シティ・ホールディングスの資産は、前年同期から19パーセント減少して1,220億ドルで、シティのGAAP資産の合計の約7パーセントおよびバーゼルに基づくシティのリスク加重資産（リスク加重資産の確定は、先進的アプローチに基づき行われました。）の約14パーセントを占めていました。

[次へ](#)

セグメント別および事業部門別にみた利益（損失）および収益

以下の表は、シティグループの利益（損失）および収益を、セグメント別および事業部門別に示したものです。

シティグループの利益

	第 1 四半期		
	2015年度	2014年度	変動率(%)
(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)			
継続事業からの利益（損失）			
シティコープ			
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 1,140	\$ 1,018	12 %
ラテンアメリカ	244	291	(16)
アジア ⁽¹⁾	341	365	(7)
合計	\$ 1,725	\$ 1,674	3 %
インスティテューショナル・クライアント・グループ			
北米	\$ 1,015	\$ 1,305	(22) %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	857	792	8
ラテンアメリカ	413	340	21
アジア	679	511	33
合計	\$ 2,964	\$ 2,948	1 %
本社事項、本社業務／その他	\$ (19)	\$ (388)	95 %
シティコープ合計	\$ 4,670	\$ 4,234	10 %
シティ・ホールディングス	\$ 147	\$ (282)	NM
継続事業からの利益	\$ 4,817	\$ 3,952	22 %
非継続事業	\$ (5)	\$ 37	NM
非支配持分に帰属する当期利益	42	45	(7) %
シティグループ当期利益	\$ 4,770	\$ 3,944	21 %

(1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれていません。

NM：重要ではありません。

シティグループの収益

	第 1 四半期		
(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2015年度	2014年度	変動率(%)
シティコープ			
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 4,994	\$ 4,790	4%
ラテンアメリカ	1,835	2,083	(12)
アジア ⁽¹⁾	1,833	1,971	(7)
合計	\$ 8,662	\$ 8,844	(2)%
インスティテューショナル・			
クライアント・グループ			
北米	\$ 3,303	\$ 3,561	(7)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2,763	2,771	-
ラテンアメリカ	1,065	1,101	(3)
アジア	1,897	1,721	10
合計	\$ 9,028	\$ 9,154	(1)%
本社事項、本社業務／その他	\$ 212	\$ 223	(5)%
シティコープ合計	\$ 17,902	\$ 18,221	(2)%
シティ・ホールディングス	\$ 1,834	\$ 1,985	(8)%
シティグループ純収益合計	\$ 19,736	\$ 20,206	(2)%

(1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれていません。

[次へ](#)

シティコープ

シティコープは、個人顧客および法人顧客を対象とした、シティグループのグローバル・バンクであり、シティの中核的な事業基盤です。シティコープは、クラス最高の商品とサービスを顧客に提供すること、およびシティグループの比類のない、世界中の新興経済国の多くを含むグローバル・ネットワークを活用することに、重点的に取り組んでいます。シティコープは、約100ヶ国に、かつ、その多くは100年以上にわたって、実際に拠点をもち、160を超える国および地域でサービスを提供しています。シティは、このグローバル・ネットワークが、大規模かつ多国籍にわたる顧客の金融サービスに対する幅広いニーズに応えるため、また、世界中の個人、プライベート・バンキング、法人、公共部門および機関投資家の顧客のニーズを満たすための、強力な基盤になっていると考えています。

シティコープは、以下の事業部門、すなわち、グローバル個人金融部門（北米、ラテンアメリカ、ヨーロッパ・中東・アフリカおよびアジアにおける個人金融部門で構成されます。）およびインスティテュショナル・クライアント・グループ（銀行業務およびマーケット＆セキュリティーズ・サービスが含まれます。）により構成されています。シティコープには、本社事項、本社業務／その他も含まれます。2015年3月31日現在、シティコープが保有する資産は1.7兆ドル、預金残高は8,880億ドルで、それぞれ、シティの資産合計の93パーセント、シティの預金残高合計の99パーセントを占めていました。

	第1四半期		
	2015年度	2014年度	変動率(%)
(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)			
純利息収益	\$ 10,517	\$ 10,583	(1)%
利息以外の収益	7,385	7,638	(3)
支払利息控除後収益合計	\$ 17,902	\$ 18,221	(2)%
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額			
正味貸倒損失	\$ 1,549	\$ 1,866	(17)%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(6)	(300)	98
貸倒引当金繰入額	\$ 1,543	\$ 1,566	(1)%
保険給付準備金繰入額	28	41	(32)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(32)	(23)	(39)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額合計	\$ 1,539	\$ 1,584	(3)%
営業費用合計	\$ 9,727	\$ 10,131	(4)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 6,636	\$ 6,506	2%
法人税等	1,966	2,272	(13)
継続事業からの利益	\$ 4,670	\$ 4,234	10%
法人税等控除後の非継続事業からの利益（損失）	(5)	37	NM
非支配持分	41	43	(5)
当期利益	\$ 4,624	\$ 4,228	9%
貸借対照表データ（単位：十億ドル）			
期末資産合計	\$ 1,710	\$ 1,743	(2)%
平均資産	1,727	1,736	(1)
平均資産利益率	1.09%	0.99%	
費用比率（営業費用／収益合計）	54%	56%	
期末貸出金合計	\$ 559	\$ 567	(1)
期末預金合計	\$ 888	\$ 904	(2)

NM：重要ではありません。

グローバル個人金融部門

グローバル個人金融部門（以下「GCB」といいます。）は、シティグループの4つの地域の個人金融部門で構成され、リテール・バンキング、コマーシャル・バンキング、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービス（これらの業務の詳細については、「第一部 企業情報、第2 企業の概況、2 事業の内容」 - 「シティグループのセグメント（事業部門）」をご参照ください。）を通じて個人顧客に従来型の銀行業務を提供しています。2015年3月31日現在、GCBは世界24ヶ国に3,027の支店を擁し、グローバルに事業を展開しています。2015年3月31日において、GCBが保有する資産は3,870億ドル、預金残高は3,040億ドルでした。

GCBの総合戦略は、シティのグローバルな事業範囲を活用すること、ならびに新興富裕層および大都市中心部の富裕層向けの卓越した銀行であろうとすることです。クレジットカードおよび一定のリテール市場においては、シティはそれよりも若干広い層および地域において、顧客にサービスを提供しています。

第1四半期

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)

	2015年度	2014年度	変動率(%)
純利息収益	\$ 6,701	\$ 6,801	(1) %
利息以外の収益	1,961	2,043	(4)
支払利息控除後収益合計	\$ 8,662	\$ 8,844	(2) %
営業費用合計	\$ 4,552	\$ 4,871	(7) %
正味貸倒損失	\$ 1,551	\$ 1,732	(10) %
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(113)	(213)	47
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額（戻入額）	(1)	(3)	67
保険給付準備金繰入額	28	41	(32)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 1,465	\$ 1,557	(6) %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 2,645	\$ 2,416	9 %
法人税等	920	742	24
継続事業からの利益	\$ 1,725	\$ 1,674	3 %
非支配持分	(5)	7	NM
当期利益	\$ 1,730	\$ 1,667	4 %
貸借対照表データ（単位：十億ドル）			
平均資産	\$ 394	\$ 406	(3) %
平均資産利益率	1.78%	1.67%	
費用比率	53%	55%	
期末資産合計	\$ 387	\$ 407	(5)
平均預金残高	302	303	-
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.22%	2.43%	
事業部門別収益			
リテール・バンキング	\$ 3,774	\$ 3,789	- %
カード ⁽¹⁾	4,888	5,055	(3)
合計	\$ 8,662	\$ 8,844	(2) %
事業部門別の継続事業からの利益			
リテール・バンキング	\$ 574	\$ 426	35 %
カード ⁽¹⁾	1,151	1,248	(8)
合計	\$ 1,725	\$ 1,674	3 %
外貨換算（FX）の影響			
収益合計 - 報告値	\$ 8,662	\$ 8,844	(2) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(371)	
収益合計（外貨換算の影響額控除後）	\$ 8,662	\$ 8,473	2 %
営業費用合計 - 報告値	\$ 4,552	\$ 4,871	(7) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(220)	
営業費用合計（外貨換算の影響額控除後）	\$ 4,552	\$ 4,651	(2) %
貸倒引当金（LLR）および保険給付準備金（PBC）繰入額合計 - 報告値	\$ 1,465	\$ 1,557	(6) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(84)	
LLR & PBC繰入額合計（外貨換算の影響額控除後）	\$ 1,465	\$ 1,473	(1) %
当期利益 - 報告値	\$ 1,730	\$ 1,667	4 %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(28)	
当期利益（外貨換算の影響額控除後）	\$ 1,730	\$ 1,639	6 %

(1) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方を含みます。

(2) 表示されているすべての期間につき外貨換算（FX）の影響（2015年度第1四半期の平均為替レートにより米ドルに換算）を反映しています。

NM：重要ではありません。

グローバル個人金融部門 - 北米

グローバル個人金融部門ー北米（以下「北米GCB」といいます。）は、米国の個人顧客および中小企業に対し、従来型の銀行業務、シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスを提供しています。2015年3月31日現在、北米GCBの788のリテールバンク支店は、主として、ニューヨーク、シカゴ、マイアミ、ワシントンD.C.、ボストン、ロサンゼルスおよびサンフランシスコといった大都市圏に集中しています。

2015年3月31日現在、北米GCBが保有するリテール・バンキング顧客口座は約1,130万口、リテール・バンキング貸出金は約478億ドル、預金残高は約1,726億ドルでした。加えて、北米GCBは、約1億1,100万口のシティブランドおよびシティ・リテール・サービスのクレジットカード口座を保有しており、その貸出金残高は約1,059億ドルでした。

	第1四半期		
	2015年度	2014年度	変動率(%)
(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)			
純利息収益	\$ 4,305	\$ 4,187	3 %
利息以外の収益	689	603	14
支払利息控除後収益合計	\$ 4,994	\$ 4,790	4 %
営業費用合計	\$ 2,292	\$ 2,439	(6) %
正味貸倒損失	\$ 961	\$ 1,102	(13) %
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(100)	(271)	63
保険給付準備金繰入額	10	7	43
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	1	2	(50)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 872	\$ 840	4 %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 1,830	\$ 1,511	21 %
法人税等	690	493	40
継続事業からの利益	\$ 1,140	\$ 1,018	12 %
非支配持分	-	-	-
当期利益	\$ 1,140	\$ 1,018	12 %
貸借対照表データ（単位：十億ドル）			
平均資産	\$ 208	\$ 210	(1) %
平均資産利益率	2.22%	1.97%	
費用比率	46%	51%	
平均預金残高	\$ 171.6	\$ 170.7	1
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	2.51%	2.87%	
事業部門別収益			
リテール・バンキング	\$ 1,348	\$ 1,144	18 %
シティブランドのカード	2,009	2,021	(1)
シティ・リテール・サービス	1,637	1,625	1
合計	\$ 4,994	\$ 4,790	4 %
事業部門別の継続事業からの利益			
リテール・バンキング	\$ 197	\$ 18	NM
シティブランドのカード	539	564	(4)
シティ・リテール・サービス	404	436	(7)
合計	\$ 1,140	\$ 1,018	12 %

NM：重要ではありません。

2015年度第1四半期と2014年度第1四半期の比較

当期利益は、12パーセント増加しました。これは、収益の増加、費用の減少および正味貸倒損失の減少によるものですが、正味貸倒引当金戻入額の減少によって一部相殺されました。

収益は、4パーセント増加しました。これは、主に、リテール・バンキングの収益の増加を反映しています。純利息収益は、3パーセント増加しました。これは、主に、リテール・バンキング業務における継続的な取引高の増加および預金スプレッドの改善によるもので、それらはシティブランドのカードにおける平均貸出金の減少を上回りました。利息以外の収益は、14パーセント増加しました。これは、米国における住宅ローンのリファイナンスが増加したために住宅ローン組成による収益が増加したこと、およびテキサス州の支店を売却したことに関連する約110百万ドルの売却益（これに対し、前年同期におけるセール・リースバック取引に関連する利益は約70百万ドルでした。）によるものです。利息以外の収益の増加は、契約パートナーへの支払が増加したことを主な要因として、シティ・リテール・サービスにおける利息以外の収益が引き続き減少したことによって一部相殺されました。

リテール・バンキングの収益は、18パーセント増加して13億ドルとなりました。これは、平均貸出金の6パーセントの増加、平均預金残高の1パーセントの増加、支店の売却益、住宅ローン組成による収益の増加および預金スプレッドの改善によるものです。GCBの戦略に沿って、北米GCBは、2014年度第1四半期以降、174の支店を閉鎖または売却しました（前年同期から18パーセント減）。

カードの収益は、横ばいでした。これは、平均貸出金の3パーセントの減少が、とりわけ、シティ・リテール・サービスにおいて、ガス価格の低下によるマイナスの影響が続いていたにもかかわらず、取扱高が2パーセント増加して574億ドルとなったことにより一部相殺されたためです。また、シティブランドのカードの収益は1パーセント減少しましたが、これは、平均貸出金が引き続き減少した影響（前年同期から5パーセント減）が、取扱高の3パーセントの増加、ポートフォリオにおける優遇措置としての一時的な利率の貸出金残高が継続的に減少したことに伴う正味利息スプレッドの拡大、および資金調達費用の減少の影響によって一部相殺されたことによるものです。かかる平均貸出金の減少は、主に優遇措置としての一時的な利率の貸出金残高の減少と、それより程度は下回るものの、顧客の返済率の上昇によってもたらされました。

シティ・リテール・サービスの収益は、1パーセント増加しました。これは、主としてスプレッド拡大の影響および平均貸出金の1パーセントの増加によるものですが、契約パートナーへの支払の増加により、一部相殺されました。シティ・リテール・サービスにおける取扱高は、前年同期から1パーセント減少しました。これは、ガス価格の低下による影響が、ポートフォリオの拡大によって一部相殺されたことによるものです。

費用は、6パーセント減少しました。これは、継続的な経費削減の取り組み、ならびに事業再編費用および法務関連費用の減少が、投資支出の増加によって一部相殺されたためでした。

繰入額は、4パーセント増加しました。これは、貸倒引当金戻入額の減少（63パーセント）によるものですが、正味貸倒損失の減少（13パーセント）により一部相殺されました。正味貸倒損失は、シティブランドのカード（16パーセント減の492百万ドル）およびシティ・リテール・サービス（10パーセント減の433百万ドル）において減少しました。貸倒引当金戻入額の減少は、カードのポートフォリオにおける継続的な安定を反映しています。

グローバル個人金融部門 - ラテンアメリカ

グローバル個人金融部門ーラテンアメリカ（以下「ラテンアメリカGCB」といいます。）は、個人顧客および中小企業に従来型の銀行業務およびシティブランドのカードを提供しており、メキシコとブラジルで最高のプレゼンスを発揮しています。ラテンアメリカGCBには、ラテンアメリカ全域を網羅する支店ネットワークのほか、メキシコ第2位の銀行であり、2015年3月31日現在で1,498の支店を擁するバナメックス、すなわちバンコ・ナシオナル・デ・メヒコが含まれています。

2015年3月31日現在、ラテンアメリカGCBは1,700のリテール支店を擁し、約3,050万口のリテール・バンキング顧客口座、約256億ドルのリテール・バンキング貸出金および約420億ドルの預金残高を保有していました。加えて、同部門は、約810万口のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は約85億ドルでした。

第1四半期

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)

	2015年度	2014年度	変動率(%)
純利息収益	\$ 1,242	\$ 1,364	(9) %
利息以外の収益	593	719	(18)
支払利息控除後収益合計	\$ 1,835	\$ 2,083	(12) %
営業費用合計	\$ 1,080	\$ 1,203	(10) %
正味貸倒損失	\$ 417	\$ 436	(4) %
貸倒引当金繰入額（戻入額）	22	51	(57)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額（戻入額）	(3)	(1)	NM
保険給付準備金繰入額	18	34	(47)
貸倒引当金（LLR）繰入額および保険給付準備金（PBC）繰入額	\$ 454	\$ 520	(13) %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 301	\$ 360	(16) %
法人税等	57	69	(17)
継続事業からの利益	\$ 244	\$ 291	(16) %
非支配持分	-	2	(100)
当期利益	\$ 244	\$ 289	(16) %
貸借対照表データ（単位：十億ドル）			
平均資産	\$ 68	\$ 76	(11) %
平均資産利益率	1.46 %	1.54 %	
費用比率	59 %	58 %	
平均預金残高	\$ 42.2	\$ 43.8	(4)
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	4.90 %	4.60 %	
事業部門別収益			
リテール・バンキング	\$ 1,251	\$ 1,420	(12) %
シティブランドのカード	584	663	(12)
合計	\$ 1,835	\$ 2,083	(12) %
事業部門別の継続事業からの利益			
リテール・バンキング	\$ 154	\$ 204	(25) %
シティブランドのカード	90	87	3
合計	\$ 244	\$ 291	(16) %
外貨換算（FX）の影響			
収益合計 - 報告値	\$ 1,835	\$ 2,083	(12) %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(255)	
収益合計（外貨換算の影響額控除後）	\$ 1,835	\$ 1,828	- %
営業費用合計 - 報告値	\$ 1,080	\$ 1,203	(10) %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(132)	
営業費用合計（外貨換算の影響額控除後）	\$ 1,080	\$ 1,071	1 %
LLR & PBC繰入額 - 報告値	\$ 454	\$ 520	(13) %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(69)	
LLR & PBC繰入額（外貨換算の影響額控除後）	\$ 454	\$ 451	1 %
当期利益 - 報告値	\$ 244	\$ 289	(16) %
外貨換算の影響 ⁽¹⁾	-	(25)	
当期利益（外貨換算の影響額控除後）	\$ 244	\$ 264	(8) %

(1) 表示されているすべての期間につき外貨換算（FX）の影響（2015年度第1四半期の平均為替レートにより米ドルに換算）を反映しています。

NM：重要ではありません。

下記のラテンアメリカGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2015年度第1四半期と2014年度第1四半期の比較

当期利益は、主に、費用および与信費用の増加により、8パーセントの減少となりました。

収益は横ばいでした。これは、主に、メキシコにおける取引高の増加（平均貸出金は1パーセント増加し、平均預金残高は8パーセント増加しました。）が、前年度における事業売却（2014年度第2四半期におけるホンジュラスの個人向け事業の売却、および2014年度第1四半期におけるシティのバンコ・デ・チリへの間接的投資の一部売却を含みます。）の影響により相殺されたためです。純利息収益は、4パーセント増加しました。これは、平均貸出金の2パーセントの増加およびメキシコにおける安定的なスプレッドによるものですが、その他のラテンアメリカ市場における継続的なスプレッドの縮小および前年同期の事業売却の影響により一部相殺されました。利息以外の収益は、7パーセント減少しました。これは、主に、前年同期の事業売却の影響によるものです。

リテール・バンキングの収益は横ばいでした。これは、平均貸出金の増加（2パーセント）、投資商品の販売高の増加（3パーセント）、および平均預金残高の増加（6パーセント）が、前年同期の事業売却の影響により相殺されたためです。カードの収益は、1パーセント増加しました。これは、メキシコにおける増加の大部分が、その他のラテンアメリカ市場における減少によって相殺されたことによるものです。低迷する地域の経済成長が、カード収益の増加に引き続き影響を及ぼしました。

費用は、1パーセント増加しました。これは、主として法務関連費用の増加およびテクノロジー関連費用の増加によるものですが、事業再編費用の減少および効率性の向上により一部相殺されました。

繰入額は、1パーセント増加しました。これは、主に正味貸倒損失の増加によるものですが、貸倒引当金繰入額の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は、10パーセント増加しました。これは、主に、ポートフォリオの拡大およびメキシコのカードにおけるポートフォリオの長期保有化の継続によるものです。貸倒引当金繰入額は、57パーセント減少しました。これは、メキシコのカードに関連する繰入額が減少したことによるものですが、ブラジルのコマーシャル・バンキングにおける繰入れにより一部相殺されました。

アルゼンチン／ベネズエラ

アルゼンチンおよびベネズエラにおけるシティのエクスポージャーおよびリスクの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」 - 「リスク要因」および下記「グローバル・リスクの管理」 - 「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」をご参照ください。

グローバル個人金融部門 - アジア

グローバル個人金融部門－アジア（以下「アジアGCB」といいます。）は、個人顧客および中小企業に従来型の銀行業務およびシティブランドのカードを提供しており、2015年3月31日現在、シティは韓国、シンガポール、香港、オーストラリア、インド、台湾、マレーシア、タイ、インドネシアおよびフィリピンにおいて最高のプレゼンスを発揮しています。また、報告上、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。ヨーロッパ・中東・アフリカGCBは、主にポーランド、ロシアおよびアラブ首長国連邦において、個人顧客および中小企業に従来型の銀行業務およびシティブランドのカードを提供しています。

2015年3月31日現在、アジアGCBは、合算ベースで、539のリテール支店、約1,740万口のリテール・バンキング顧客口座、約745億ドルのリテール・バンキング貸出金および約897億ドルの預金残高を保有していました。加えて、同部門は、約1,720万口のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は約178億ドルでした。

第1四半期

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)⁽¹⁾

	2015年度	2014年度	変動率(%)
純利息収益	\$ 1,154	\$ 1,250	(8) %
利息以外の収益	679	721	(6)
支払利息控除後収益合計	\$ 1,833	\$ 1,971	(7) %
営業費用合計	\$ 1,180	\$ 1,229	(4) %
正味貸倒損失	\$ 173	\$ 194	(11) %
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(35)	7	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	1	(4)	NM
貸倒引当金繰入額	\$ 139	\$ 197	(29) %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 514	\$ 545	(6) %
法人税等	173	180	(4)
継続事業からの利益	\$ 341	\$ 365	(7) %
非支配持分	(5)	5	NM
当期利益	\$ 346	\$ 360	(4) %
貸借対照表データ（単位：十億ドル）			
平均資産	\$ 118	\$ 120	(2) %
平均資産利益率	1.19%	1.22%	
費用比率	64%	62%	
平均預金残高	\$ 88.4	\$ 88.4	-
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合	0.75%	0.83%	
事業部門別収益			
リテール・バンキング	\$ 1,175	\$ 1,225	(4) %
シティブランドのカード	658	746	(12)
合計	\$ 1,833	\$ 1,971	(7) %
事業部門別の継続事業からの利益			
リテール・バンキング	\$ 223	\$ 204	9 %
シティブランドのカード	118	161	(27)
合計	\$ 341	\$ 365	(7) %
外貨換算（FX）の影響			
収益合計 - 報告値	\$ 1,833	\$ 1,971	(7) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(116)	
収益合計（外貨換算の影響額控除後）	\$ 1,833	\$ 1,855	(1) %
営業費用合計 - 報告値	\$ 1,180	\$ 1,229	(4) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(88)	
営業費用合計（外貨換算の影響額控除後）	\$ 1,180	\$ 1,141	3 %
貸倒引当金繰入額 - 報告値	\$ 139	\$ 197	(29) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(15)	
貸倒引当金繰入額（外貨換算の影響額控除後）	\$ 139	\$ 182	(24) %
当期利益 - 報告値	\$ 346	\$ 360	(4) %
外貨換算の影響 ⁽²⁾	-	(3)	
当期利益（外貨換算の影響額控除後）	\$ 346	\$ 357	(3) %

(1) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。

(2) 表示されているすべての期間につき外貨換算（FX）の影響（2015年度第1四半期の平均為替レートにより米ドルに換算）を反映しています。

NM：重要ではありません。

下記のアジアGCBの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につき外貨換算の影響を除いたものです。外貨換算の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2015年度第1四半期と2014年度第1四半期の比較

当期利益は、3パーセント減少しました。これは、主に費用の増加および収益の減少によるものですが、与信費用の減少により一部相殺されました。

収益は、1パーセント減少しました。利息以外の収益は、1パーセント減少しました。これは、主に手数料収益の減少によるものです。純利息収益は、1パーセント減少しました。これは、規制上の変更の継続的影響、スプレッドの継続的縮小および2014年度における韓国の事業基盤の再編によるものです。

リテール・バンキングの収益は、1パーセント増加しました。これは、主に取引高が増加したことによるもので、投資商品の販売は5パーセントの増加、個人向けの平均預金残高は5パーセントの増加、個人向けの平均貸出金は5パーセントの増加となりましたが、その大部分が継続的なスプレッドの縮小および韓国の事業基盤の再編により相殺されました。

カードの収益は、5パーセント減少しました。これは、継続的なスプレッドの縮小の影響、ならびにとりわけオーストラリア、香港、台湾、韓国およびポーランドにおける規制上の変更によるものですが、平均貸出金の3パーセントの増加および取扱高の6パーセントの増加により一部相殺されました。

アジアGCBの前年同期との収益の比較において、2014年度中の韓国における事業再編は引き続き悪影響を及ぼしましたが、韓国の収益は引き続き、前四半期から比較的安定していました。さらに、いくつかの市場におけるスプレッドの縮小および規制上の変更が、シティの収益に引き続き悪影響を及ぼす可能性があります。シティは、規制上の変更およびスプレッドの縮小の影響が和らぐ可能性があると予想しています。

費用は、3パーセント増加しました。この大部分は、規制および法令遵守に係る費用、取引高関連費用の増加ならびに投資支出によるものですが、継続的な効率性の向上により一部相殺されました。

繰入額は、24パーセント減少しました。これは、主に貸倒引当金戻入額の増加および正味貸倒損失の減少によるものです。

ロシア

ロシアにおけるシティのエクスポージャーおよびリスクの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」 - 「シティコープ」 - 「グローバル個人金融部門」 - 「グローバル個人金融部門 - ヨーロッパ・中東・アフリカ」および「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」 - 「リスク要因」、ならびに下記「グローバル・リスクの管理」 - 「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」をご参照ください。

[前へ](#) [次へ](#)

インスティテューショナル・クライアント・グループ

インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）は、世界中の法人、機関投資家、公共部門および富裕層の顧客を対象として、債券・株式の販売およびトレーディング業務、外国為替業務、プライム・ブローカレッジ、デリバティブ業務、株式および債券の調査、法人貸付業務、投資銀行業務およびアドバイザリー業務、プライベート・バンキング業務、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンスならびに証券業務等の、ホールセール・バンキングに係るフルレンジの商品およびサービスを提供しています。ICGは、債券、外国通貨、株式およびコモディティ商品等の現物商品およびデリバティブの両方において顧客との取引を行っています。

ICGの主な収益源は、これらの業務に関連する手数料およびスプレッドです。ICGは、顧客の決済取引の支援、ブローカー業務および投資銀行業務の提供ならびにその他の活動により手数料収益を稼得します。これらの業務から得られる収益は、役務収益および手数料ならびに投資銀行業務に計上されます。また、マーケット・メーカーであるICGは、顧客のニーズに応える商品の在庫保有等を通じて取引を円滑に行い、商品の購入と売却の際の価格の差額を稼得します。これらの価格差および在庫の未実現損益は、自己勘定取引に計上されます。保有在庫および貸出金に係る受取利息から顧客の預金に係る支払利息を差し引いた額は、純利息収益として計上されます。取引処理および管理・運営資産からも収益が発生します。

ICGの国際的なプレゼンスは、約80ヶ国にある取引所や、95を超える国と地域における独自のネットワークによって支えられています。2015年3月31日現在、ICGが保有する資産は約1.3兆ドル、預金残高は約5,710億ドルであり、そのうちの2つの事業（証券業務および発行体業務）の管理資産は約16.0兆ドル（これに対して前年同期末は約14.7兆ドル）でした。

第1四半期

(単位：百万ドル(別途記載があるものを除きます。))

	2015年度	2014年度	変動率(%)
役務収益および手数料	\$ 995	\$ 1,014	(2)%
管理手数料およびその他信託手数料	608	624	(3)%
投資銀行業務	1,134	957	18%
自己勘定取引	2,198	2,603	(16)%
その他	249	139	79%
利息以外の収益合計	\$ 5,184	\$ 5,337	(3)%
純利息収益(配当金を含みます。)	3,844	3,817	1%
支払利息控除後収益合計	\$ 9,028	\$ 9,154	(1)%
営業費用合計	\$ 4,632	\$ 4,858	(5)%
正味貸倒損失	\$ (2)	\$ 134	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額(戻入額)	107	(87)	NM
貸倒引当金戻入額	(31)	(20)	(55)%
貸倒引当金繰入額	\$ 74	\$ 27	NM
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 4,322	\$ 4,269	1%
法人税等	1,358	1,321	3%
継続事業からの利益	\$ 2,964	\$ 2,948	1%
非支配持分	36	26	38%
当期利益	\$ 2,928	\$ 2,922	—%
平均資産(単位：十億ドル)	\$ 1,274	\$ 1,282	(1)%
平均資産利益率	0.93%	0.92%	
費用比率	51%	53%	
地域別収益			
北米	\$ 3,303	\$ 3,561	(7)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2,763	2,771	—%
ラテンアメリカ	1,065	1,101	(3)%
アジア	1,897	1,721	10%
合計	\$ 9,028	\$ 9,154	(1)%
地域別の継続事業からの利益			
北米	\$ 1,015	\$ 1,305	(22)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	857	792	8%
ラテンアメリカ	413	340	21%
アジア	679	511	33%
合計	\$ 2,964	\$ 2,948	1%
地域別平均貸出金(単位：十億ドル)			
北米	\$ 119	\$ 107	11%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	57	57	—%
ラテンアメリカ	38	40	(5)%
アジア	62	68	(9)%
合計	\$ 276	\$ 272	1%
事業別期末預金(単位：十億ドル)			
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	\$ 387	\$ 381	2%
その他のICG事業	184	188	(2)%
合計	\$ 571	\$ 569	—%

NM：重要ではありません。

ICG収益の詳細 ― CVA/DVAの影響および貸出金のヘッジに係る利益（損失）を除外

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	第1四半期		
	2015年度	2014年度	変動率(%)
投資銀行業務収益詳細			
アドバイザー業務	\$ 298	\$ 175	70 %
株式引受	231	299	(23)
債券引受	669	579	16
投資銀行業務合計	\$ 1,198	\$ 1,053	14 %
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション	1,889	1,921	(2)
法人貸付業務（貸出金のヘッジに係る利益／（損失）を除きます。）	445	416	7
プライベートバンク業務	708	670	6
銀行業務収益合計（CVA/DVAの影響および貸出金のヘッジに係る利益／（損失）を除きます。）	\$ 4,240	\$ 4,060	4 %
法人貸付業務 - 貸出金のヘッジに係る利益／（損失） ⁽¹⁾	\$ 52	\$ (17)	NM
銀行業務収益合計（CVA/DVAの影響を除き、貸出金のヘッジに係る利益／（損失）を含みます。）	\$ 4,292	\$ 4,043	6 %
債券市場業務	\$ 3,483	\$ 3,929	(11) %
株式市場業務	873	882	(1)
セキュリティーズ・サービス	543	485	12
その他	(94)	(178)	47
マーケット&セキュリティーズ・サービス合計（CVA/DVAの影響を除きます。）	\$ 4,805	\$ 5,118	(6) %
ICG合計（CVA/DVAの影響を除きます。）	\$ 9,097	\$ 9,161	(1) %
CVA/DVA（上段の該当項目において除外されたもの） ⁽²⁾	(69)	(7)	NM
債券市場業務	(75)	(26)	NM
株式市場業務	3	16	(81)
プライベートバンク業務	3	3	—
支払利息控除後収益合計	\$ 9,028	\$ 9,154	(1) %

(1) 未収利息計上貸出金のヘッジは、法人向け未収利息計上貸出金ポートフォリオを経済的にヘッジするために使用されるクレジット・デリバティブの時価評価を反映しています。これらのヘッジの固定プレミアムコストは、クレジット・プロテクションの費用を反映するために、法人貸付業務の収益に含まれて（相殺されて）います。

(2) 資金調達評価調整（以下「FVA」といいます。）は、表示上はCVAに含まれています。詳細については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記22をご参照ください。

NM：重要ではありません。

下記のICGの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につきCVA/DVAの影響を除いたものです。CVA/DVAの影響および未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益／（損失）の影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2015年度第1四半期と2014年度第1四半期の比較

当期利益は、2パーセント増加しました。これは主として、費用の減少によるものですが、収益の減少および与信費用の増加により一部相殺されました。

- ・ 収益は、1パーセント減少しました。これは、マーケット&セキュリティーズ・サービスにおける収益の減少（6パーセントの減少）を反映していますが、銀行業務における収益の増加（6パーセントの増加（未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益／（損失）の影響を除くと、4パーセントの増加））により一部相殺されました。

銀行業務：

- ・ 投資銀行業務の収益は、14パーセント増加しました。これは、全体的なウォレットシェアの改善を反映していますが、貸出金の引受業務の減少に起因して全般的な市場環境が低迷したことにより一部相殺されました。シティの全体的なウォレットシェアの増加は、主としてアドバイザリー業務および債券引受によるものですが、株式引受におけるウォレットシェアの減少によって一部相殺されました。アドバイザリー業務の収益は、70パーセント増加しました。これは、ウォレットシェアの増加およびM&A市場全体が堅調であったことを反映したものです。株式引受の収益は、シェアがさらに細分化されたことが一因となり、23パーセント減少しました。債券引受の収益は、16パーセント増加しました。これは、とりわけ北米の投資適格債券におけるウォレットシェアの増加によるものです。
- ・ トレジャーリー・アンド・トレード・ソリューションの収益は、2パーセント減少しました。外貨換算の影響を除くと、収益は4パーセント増加しました。これは、継続的な預金残高の増加およびスプレッドの改善が、取引活動の減少、およびとりわけアジアのトレードにおけるスプレッド縮小の影響により一部相殺されたことによるものです。期末預金残高は、北米およびアジアに大きく牽引されて2パーセント（外貨換算の影響を除くと7パーセント）増加しました。平均トレード・ローンは15パーセント（外貨換算の影響を除くと12パーセント）減少しました。これは、同事業が、組成額を維持する一方で、利益率を最適化するために、スプレッドの少ない資産を減らし、資産売却を増やしたことによるものです（下記「貸借対照表の検討」をご参照ください。）。
- ・ 法人貸付業務の収益は、25パーセント増加しました。未収利息計上貸出金のヘッジに係る利益／（損失）の影響を除くと、収益は7パーセント増加しました。これは、主に、平均貸出金残高の継続的な増加および時価評価調整の改善によるものです。

- ・ プライベートバンク業務の収益は、6パーセント増加しました。これは、主に、融資業務および銀行業務の両方における顧客の取引高の増加に加え、資本市場の活発化によるものでしたが、融資業務におけるスプレッドの継続的縮小および前年同期の業績が好調であったことから生じた管理投資収益の減少により一部相殺されています。

マーケット&セキュリティーズ・サービス：

- ・ 債券市場業務の収益は、11パーセント減少しました。これは、スプレッド商品の収益の減少によるものですが、金利・通貨関連業務の収益の増加により一部相殺されました。スプレッド商品の収益は、とりわけ北米で減少しましたが、これは、当四半期における取引活動の停滞に加え、前年同期の業績が堅調であったためです。不良債権、投資不適格有担保貸付債権および地方債商品のすべてにおいて、活動レベルが低下しました。これは、信用市場全体でリスク選好が減退したことによるものですが、投資適格債権における顧客の活動が活発化したことにより、一部相殺されました。金利・通貨関連業務の収益は、とりわけヨーロッパ・中東・アフリカおよびアジアにおいて増加しました。これは、中央銀行の措置および外国為替のボラティリティが増加したことを一因として、G10および現地の市場において顧客のフローが増加したことによるものですが、従前開示した、当四半期の初頭におけるスイス・フランの再評価に係る若干の損失により一部相殺されました。
- ・ 株式市場業務の収益は、1パーセント減少しました。これは、主に、とりわけ北米およびヨーロッパ・中東・アフリカにおいて顧客のフローが減少したことに伴い現物株式の収益が減少したことを反映していますが、主にスプレッドの改善に伴いプライム・ファイナンス業務の収益が増加したことにより、一部相殺されました。
- ・ セキュリティーズ・サービスの収益は、12パーセント増加しました。これは、顧客取引の増加および顧客残高の増加によるもので、これにより、純利息収益および管理・決済手数料が増加しました。

費用は、5パーセント減少しました。これは、主に、外貨換算の影響、法務関連費用の減少、事業再編費用の減少および継続的な効率性の向上によるものですが、規制および法令遵守に係る費用の増加ならびに取引高関連費用の増加により一部相殺されました。

繰入額は、47百万ドル増加して74百万ドルとなりました。これは、主に、法人向けエネルギー・エクスポージャーに関連する貸倒引当金繰入額の増加（詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」-「信用リスク」-「法人向け与信の詳細」をご参照ください。）を反映したのですが、前年同期におけるペメックスの供給元のプログラム（詳細については、2014年2月28日に米国証券取引委員会に提出されたシティのフォーム8-Kによる報告書に基づき作成され、2014年3月3日に東京証券取引所の適時開示制度に従って適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて開示されたシティのプレスリリース「シティグループ、2013年第4四半期および2013年度の通年の決算を修正」をご参照ください。）に関連する与信費用165百万ドルが当四半期は存在しなかったことを主な要因とする、正味貸倒損失の減少により一部相殺されました。

ロシア

ロシアにおけるシティのエクスポージャーおよびリスクの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、1 業績等の概要」-「シティコープ」-「インスティテューショナル・クライアント・グループ」-「ロシア」および「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「リスク要因」、ならびに下記「グローバル・リスクの管理」-「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」をご参照ください。

本社事項、本社業務 / その他

本社事項、本社業務 / その他には、グローバル・スタッフ機能（財務、リスク、人事、法務およびコンプライアンスを含みます。）のうち一定の未配分の費用、その他の本社経費ならびに未配分のグローバル・オペレーション・テクノロジー経費、コーポレート・トレジャリーおよび非継続事業が含まれています。2015年3月31日現在、本社事項、本社業務 / その他は、520億ドルの資産（シティグループ資産合計の3パーセント）を保有していました。詳細については、下記「貸借対照表の検討」および「グローバル・リスクの管理」―「市場リスク」―「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

	第1四半期		
	2015年度	2014年度	変動率(%)
(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)			
純利息収益	\$ (28)	\$ (35)	20 %
利息以外の収益	240	258	(7)
支払利息控除後収益合計	\$ 212	\$ 223	(5) %
営業費用合計	\$ 543	\$ 402	35 %
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	—	—	— %
法人税等控除前の継続事業からの損失	\$ (331)	\$ (179)	(85) %
法人税等便益	(312)	209	NM
継続事業からの損失	\$ (19)	\$ (388)	95 %
法人税等控除後の非継続事業からの利益（損失）	(5)	37	NM
非支配持分控除前当期損失	\$ (24)	\$ (351)	93 %
非支配持分	10	10	— %
当期損失	\$ (34)	\$ (361)	91 %

NM：重要ではありません。

2015年度第1四半期と2014年度第1四半期の比較

当期損失は、327百万ドル減少し、34百万ドルとなりました。これは、主に前年同期に計上した税務費用が当四半期は存在しなかったこと（上記「エグゼクティブ・サマリー」をご参照ください。）および当四半期の実効税率がわずかに低下したことによるものですが、法務関連費用の増加により一部相殺されました。

収益は、5パーセント減少しました。これは、主にヘッジ取引によるものですが、売却可能有価証券の売却による収益の増加により一部相殺されました。

費用は、35パーセント増加しました。これは、法務関連費用の増加（前年同期は88百万ドルであったのに対し、316百万ドル）によるものですが、事業再編費用の減少および外貨換算による利益により一部相殺されました。

シティ・ホールディングス

シティ・ホールディングスには、中核であるシティコープの事業にとって中心的役割を果たすものではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオが含まれています。2015年度第1四半期から、この中には以前発表したとおり、シティコープの一部として従前報告されていた310億ドルの資産が含まれます（詳細については、シティが2015年4月8日にSECに提出したフォーム8-Kによる報告書をご参照ください。）。

また、2015年度第1四半期において、シティは、ワンメイン・フィナンシャル、日本におけるカード事業およびニカラグアにおける個人向け事業の売却を発表しました。これらの売却は、2015年度下半期に完了する見込みです。これらとその他の売却契約締結の結果、2015年度第1四半期末において、シティ・ホールディングスは、約350億ドルの売却目的保有資産（以下「HFS」といいます。）を保有していました。これらのHFS資産の詳細については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。

2015年3月31日現在、シティ・ホールディングスの資産は約1,220億ドルで、前年同期末から19パーセント、2014年12月31日から5パーセント減少しました。2014年12月31日からの70億ドルの資産の減少は、主に事業売却および閉鎖等によるものです。2015年3月31日現在、シティ・ホールディングスにおける個人向け資産は約1,080億ドル（シティ・ホールディングスにおける資産の約89パーセント）でした。個人向け資産のうち、約540億ドル（約50パーセント）は北米における住宅ローン（第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローン）で構成され、これには、シティの過去のシティフィナンシャル北米事業により組成された個人向け抵当（2015年3月31日現在、約540億ドルのうち、約90億ドル（約17パーセント））が含まれます。2015年3月31日現在、シティ・ホールディングスは、シティのGAAP資産の約7パーセント、（リスク加重資産の算定に関する先進的アプローチによる）バーゼルに基づくリスク加重資産の約14パーセントを占めていました。

第1四半期

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)	2015年度	2014年度	変動率(%)
純利息収益	\$ 1,055	\$ 1,176	(10)%
利息以外の収益	779	809	(4)
支払利息控除後収益合計	\$ 1,834	\$ 1,985	(8)%
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額			
正味貸倒損失	\$ 408	\$ 573	(29)%
貸倒引当金戻入額	(196)	(346)	43
貸倒引当金繰入額	\$ 212	\$ 227	(7)%
保険給付準備金繰入額	169	167	1
未実行貸出約定に関する貸倒引当金戻入額	(5)	(4)	(25)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額合計	\$ 376	\$ 390	(4)%
営業費用合計	\$ 1,157	\$ 2,018	(43)%
法人税等控除前の継続事業からの利益（損失）	\$ 301	\$ (423)	NM
法人税等（便益）	154	(141)	NM
継続事業からの利益（損失）	\$ 147	\$ (282)	NM
非支配持分	\$ 1	\$ 2	(50)%
当期利益（損失）	\$ 146	\$ (284)	NM
支払利息控除後収益合計（CVA/DVAの影響を除きます。）			
収益合計 - 報告値	\$ 1,834	\$ 1,985	(8)%
CVA/DVA ⁽¹⁾	(4)	14	NM
収益合計（CVA/DVAの影響を除きます。）	\$ 1,838	\$ 1,971	(7)%
貸借対照表データ（単位：十億ドル）			
平均資産	\$ 125	\$ 152	(18)%
平均資産利益率	0.47 %	(0.76) %	
費用比率	63 %	102 %	
期末資産合計	\$ 122	\$ 151	(19)%
期末貸出金合計	62	97	(36)
期末預金合計	12	62	(81)

(1) FVAは、表示上はCVAに含まれています。詳細については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記22をご参照ください。

NM：重要ではありません。

下記のシティ・ホールディングスの業績に関する議論は、表示されているすべての期間につきCVA/DVAの影響を除いたものです。CVA/DVAの影響を除く業績の表示は、非GAAP財務指標です。報告された業績へのこれらの指標の調整については、上記の表をご参照ください。

2015年度第1四半期と2014年度第1四半期の比較

当期利益は、前年同期の当期損失292百万ドルから改善し、149百万ドルとなりました。これは、主に、法務関連費用の減少を反映していますが、収益の減少により一部相殺されました。

収益は、7パーセント減少しました。これは、主として、ポートフォリオが全体として引き続き段階的に縮小したことによるものですが、資産売却に係る利益の増加および資金調達費用の減少により一部相殺されました。

費用は、43パーセント減少しました。これは、主に、法務関連費用の減少（前年同期は784百万ドルであったのに対し、80百万ドル）および資産の継続的圧縮によるものです。

繰入額は、4パーセント減少しました。これは、正味貸倒損失の減少によるものですが、正味貸倒引当金戻入額の減少により一部相殺されました。正味貸倒損失は、29パーセント減少しました。これは、主に、北米における住宅ローンに関する継続的な改善および資産規模の全体的圧縮によるものです。正味引当金戻入額は、43パーセント減少して201百万ドルとなりました。これは、主として、北米における住宅ローン・ポートフォリオに関連する戻入額の減少によるものですが、資産売却に関連する引当金戻入額の増加により一部相殺されました。

[前へ](#) [次へ](#)

貸借対照表の検討

以下は、シティの連結財務諸表のうち、特定の比較的重要な勘定科目における変更についての一般的な議論を示したものです。これらの貸借対照表の区分の内容および詳細については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記10、12、13、14および17をご参照ください。預金、短期・長期債務および担保付融資取引を含むシティグループの流動性リソースの詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」-「市場リスク」-「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

(単位：十億ドル(別途記載があるものを除きます。))	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2014年 3月31日	期末 2015年度 第1四半期と 2014年度 第4四半期の 比較		期末 2015年度 第1四半期と 2014年度 第1四半期の 比較	
				増加(減少)	変動率(%)	増加(減少)	変動率(%)
資産							
現金および銀行預け金	\$ 156	\$ 160	\$ 204	\$ (4)	(3)%	\$ (48)	(24)%
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券	239	243	263	(4)	(2)	(24)	(9)
トレーディング勘定資産	303	297	278	6	2	25	9
投資	327	333	313	(6)	(2)	14	4
貸出金(前受収益控除後)	621	645	664	(24)	(4)	(43)	(6)
貸倒引当金	(15)	(16)	(19)	1	(6)	4	(21)
貸出金(正味)	606	629	645	(23)	(4)	(39)	(6)
その他資産	201	180	191	21	12	10	5
資産合計	\$ 1,832	\$ 1,842	\$ 1,894	\$ (10)	(1)%	\$ (62)	(3)%
負債							
預金	\$ 900	\$ 899	\$ 966	\$ 1	-%	\$ (66)	(7)%
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	175	173	191	2	1	(16)	(8)
トレーディング勘定負債	142	139	124	3	2	18	15
短期借入金	39	58	59	(19)	(33)	(20)	(34)
長期債務	211	223	223	(12)	(5)	(12)	(5)
その他負債	149	138	121	11	8	28	23
負債合計	\$ 1,616	\$ 1,630	\$ 1,684	\$ (14)	(1)%	\$ (68)	(4)%
株主持分合計	216	212	210	4	2	6	3
負債および株主持分合計	\$ 1,832	\$ 1,842	\$ 1,894	\$ (10)	(1)%	\$ (62)	(3)%

資産の部

現金および銀行預け金

現金および銀行預け金は、前年同期より減少しました。これは、シティが引き続き、短期および長期の借入を削減すると共に、金利ポジションを管理するために、投資ポートフォリオを拡大させることによって余剰現金を分散させたためです。2015年度第1四半期の平均現金残高は1,670億ドルであったのに対し、2014年度第1四半期は2,050億ドルでした。

フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ契約）

前年同期比におけるリバース・レポ契約および有価証券借入取引の減少は、主に外貨換算の影響によるものです（詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「市場リスク」 - 「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。）。

トレーディング勘定資産

トレーディング勘定資産は、前年同期より増加しました。これは市場ボラティリティ、とりわけICGのマーケットツ&セキュリティーズ・サービスにおける通貨ボラティリティの増加が、シティのデリバティブ・ポジションの帳簿価格を上昇させたためでした。2015年度第1四半期の平均トレーディング勘定資産は3,000億ドルであったのに対し、2014年度第1四半期は2,860億ドルでした。

投資

前年同期比における投資の増加は、上記のとおり、シティが引き続き、売却可能有価証券（特に米国財務省証券）への投資によって余剰現金を分散させたことによるものでした。投資は、前四半期からわずかに減少しました。これは、全体的なポジション管理のほか、当四半期中のシティの日本における個人向け事業およびアクバンク・ティー・エー・エスに対する残存持分の処分に関連する措置を反映しています。

貸出金

シティの報告ベースでの貸出金に対する外貨換算の影響は、前年同期比でマイナス240億ドルおよび前四半期比でマイナス70億ドルでした。外貨換算の影響を除外すると、シティグループの期末貸出金は、前年同期比で3パーセント減少し、6,210億ドルとなりました。これは、シティ・ホールディングスの継続的な段階的縮小が、シティコープにおける貸出金の2パーセントの増加を上回ったためでした。

シティコープの個人向け貸出金は、前年同期比1パーセント増となり、広範囲における増加によって米国外の個人向け貸出金は3パーセント増加しました。法人向け貸出金は、前年同期比で4パーセントの増加となりました。従来型の法人貸出金およびプライベートバンクの取引高は、シティが中核となる顧客の取引業務を支援したことにより、増加しました。トレジャリー・アンド・トレード・サービスの貸出金は10パーセント減少しました。シティは引き続き顧客の新規組成を支援しましたが、とりわけアジアにおける取引でのスプレッドの縮小により、オンバランス貸出金が減少しました。

シティ・ホールディングス貸出金は、北米の住宅ローンが約170億ドル減少したことに加え、当四半期に発表された、ワンメイン・フィナンシャルおよびシティの日本におけるカード事業の売却合意に関連して、100億ドルの貸出金を売却目的保有に振り替えたことにより、前年同期比で35パーセント減少しました。

外貨換算の影響を除いた、前四半期比での貸出金の減少は、主に上記のシティ・ホールディングス貸出金の減少および北米GCBにおけるクレジットカード・ローンの季節的な減少によるものでした。

2015年度第1四半期中、平均貸出金6,350億ドルは、平均利率6.8パーセントの利回りとなりました。これに対し、2014年度第4四半期の平均貸出金は6,510億ドルで平均利率6.7パーセント、2014年度第1四半期の平均貸出金は6,590億ドルで平均利率6.9パーセントでした。

シティの貸出金ポートフォリオの詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「信用リスク」および「カンントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」 - 「カンントリー・リスク」をご参照ください。

その他資産

表示された期間におけるその他資産の増加は、主に、上記「貸出金」で議論したとおり、当四半期中にワンメイン・フィナンシャルおよびシティの日本におけるカード事業をHFSに振り替えたことによるものです。

負債の部

預金

シティの預金に関する議論については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「市場リスク」 - 「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券（レポ契約）

レポ契約は、主に外貨換算によって前年同期から8パーセント減少しました。シティの担保付融資取引の詳細については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「市場リスク」 - 「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

トレーディング勘定負債

トレーディング勘定負債における前年同期からの増加は、上記のとおり、トレーディング勘定資産の増加と一致しており、かつトレーディング勘定資産の増加によってもたらされたものでした。2015年度第1四半期の平均トレーディング勘定負債は1,580億ドルであったのに対し、2014年度第1四半期は1,200億ドルでした。

債務

シティの長期債務および短期借入金については、下記「グローバル・リスクの管理」 - 「市場リスク」 - 「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

その他負債

その他負債における表示されている期間中の増加は、主に、従前発表したとおり、2014年度第4四半期にシティが日本におけるリテールバンク事業の売却の合意に至ったことを受けて、約210億ドルの預金を売却目的保有に振り替えたこと、ならびに通常の事業変動によるブローカレッジ債務の水準の変動によるものでした。

セグメント別貸借対照表⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	グローバル 個人金融部門	インスティ テューショナ ル・クライア ント・ グループ	本社事項、 本社業務/ その他および 連結消去 ⁽²⁾	シティコープ 小計	シティ・ホー ルディングス	シティグルー プ親会社が発 行する長期債 務および株主 持分 ⁽³⁾	シティ グループ 連結合計
資産							
現金および銀行預け金	\$ 11,022	\$ 64,602	\$ 79,643	\$ 155,267	\$ 509	\$ -	\$ 155,776
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券	782	236,854	-	237,636	1,379	-	239,015
トレーディング勘定資産	4,830	293,343	861	299,034	3,949	-	302,983
投資	22,260	91,068	204,704	318,032	8,783	-	326,815
貸出金（前受収益および 貸倒引当金控除後）	271,472	276,636	-	548,108	58,348	-	606,456
その他資産	50,133	63,347	44,750	158,230	42,526	-	200,756
流動資産 ⁽⁴⁾	27,000	245,175	(278,441)	(6,266)	6,266	-	-
資産合計	\$ 387,499	\$ 1,271,025	\$ 51,517	\$ 1,710,041	\$ 121,760	\$ -	\$ 1,831,801
負債および株主持分							
預金合計 ⁽⁵⁾	\$ 304,282	\$ 571,108	\$ 12,356	\$ 887,746	\$ 11,901	\$ -	\$ 899,647
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	5,141	170,114	-	175,255	116	-	175,371
トレーディング勘定負債	16	141,540	30	141,586	852	-	142,438
短期借入金	297	37,045	1,991	39,333	72	-	39,405
長期債務	1,324	33,808	23,966	59,098	3,797	147,627	210,522
その他負債	17,245	81,823	14,888	113,956	34,439	-	148,395
セグメント間の正味資金供給 / (貸付) 額	59,194	235,587	(3,117)	291,664	70,583	(362,247)	-
負債合計	\$ 387,499	\$ 1,271,025	\$ 50,114	\$ 1,708,638	\$ 121,760	\$ (214,620)	\$ 1,615,778
株主持分合計	-	-	1,403	1,403	-	214,620	216,023
負債および株主持分合計	\$ 387,499	\$ 1,271,025	\$ 51,517	\$ 1,710,041	\$ 121,760	\$ -	\$ 1,831,801

- (1) 上記の表に示した補足情報は、2015年3月31日付のシティグループの報告セグメント別連結GAAP貸借対照表を反映しています。個々のセグメント情報は、かかる日付で各セグメントにより管理される資産および負債を表しています。この表示はGAAPにより規定されたものではありませんが、シティは、これらの非GAAP財務指標が、基礎となる各事業セグメントによって管理されている貸借対照表構成要素ならびにシティの事業セグメント間における貸借対照表構成要素の資産と負債の力学による実質的な相互関係に関する投資家の理解に役立つものであると考えています。
- (2) シティグループおよびシティグループ親会社の資産および負債合計の連結消去は、「本社事項、本社業務/その他」のセグメントに計上されています。
- (3) シティグループの株主持分合計および大部分の長期債務は、シティグループ親会社の連結貸借対照表に属しています。上記のとおり、シティグループは、セグメント間配分を通して株主持分および長期債務を各事業に配分しています。
- (4) 流動性カバレッジ比率（以下「LCR」といいます。）の前提に基づき、シティグループの流動資産（主に現金および売却可能有価証券で構成されます。）を様々な事業に帰属させたことを表しています。
- (5) シティが2014年12月に日本におけるリテールバンク事業の売却の合意に至ったことを受けて、2015年3月31日に約200億ドルの預金を売却目的保有（その他負債）に振り替えたことを反映しています。

オフバランスの処理

次の表は、シティのさまざまなオフバランスの処理に関する議論が本書のどの箇所に記載されているかを示したものです。シティのオフバランスの処理の詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」-「オフバランスの処理」および「重要な会計方針および重要な見積り」-「証券化」ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1、22および27もご参照ください。

本書における各種オフバランス処理の開示

非連結VIEの変動持分から生じる変動持分およびその他債務（偶発債務を含みます。）	「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記20をご参照ください。
信用状ならびに貸出約定およびその他の約定	「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記24をご参照ください。
保証	「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記24をご参照ください。

[前へ](#)[次へ](#)

資本の源泉

概要

資本は、主としてシティの事業における資産の裏付けとして、ならびに貸倒損失、市場における損失および事業上の損失を吸収するために使用されます。シティは主に事業からの収益を通じて資本を生み出しています。シティは、いくつも行われる発行の中で、とりわけ普通株式、非累積永久優先株式、および従業員福利制度に基づく報奨により発行される株式の発行によって資本を増強することができます。2015年度第1四半期中、シティは約15億ドルの非累積永久優先株式の発行（その結果、2015年3月31日現在の発行残高は合計約120億ドルとなりました。）を通じて引き続き資本を調達しました。

また、シティの資本レベルは、規制および会計基準の変更のほか、会社や資産の処分等の将来の事由がシティの業績に与える影響によっても影響を受けることがあります。

資本管理

シティグループの資本管理の枠組みは、シティグループとその主要子会社が、各事業体のリスク・プロファイルならびに適用あるすべての規制上の基準およびガイドラインに適合した、十分な資本の維持が確保できるように設計されています。シティグループの資本管理の詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」-「資本の源泉」-「資本管理」をご参照ください。

現行の自己資本規制基準

シティは、連邦準備制度理事会が公表した自己資本規制基準に従います。当該基準は、2014年以降、米国のバーゼルに関する規則を構成します。これらの規則は、リスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率の両方を網羅する、包括的な自己資本比率の枠組みを制定します。

リスクベースの自己資本比率

米国のバーゼルに関する規則は、（規制資本の調整および控除の適用を含む）規制資本の構成のほか、リスク加重資産合計を測定するための2つの包括的な方法（標準的アプローチおよび先進的アプローチ）を規定しています。先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計は、主にモデルに基づいており、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの加重資産が含まれます。逆に、標準的アプローチでは、オペレーショナル・リスク加重資産が除外され、概して、規定された監督上のリスク加重を幅広い信用リスク・エクスポージャーのカテゴリーに適用します。その結果、先進的アプローチに基づいて算定される信用リスク加重資産のリスク感応度は、標準的アプローチに基づいて算定されるものよりも高くなります。市場リスク加重資産は、両方のアプローチにおいて、概ね一致した基準により算定されます。

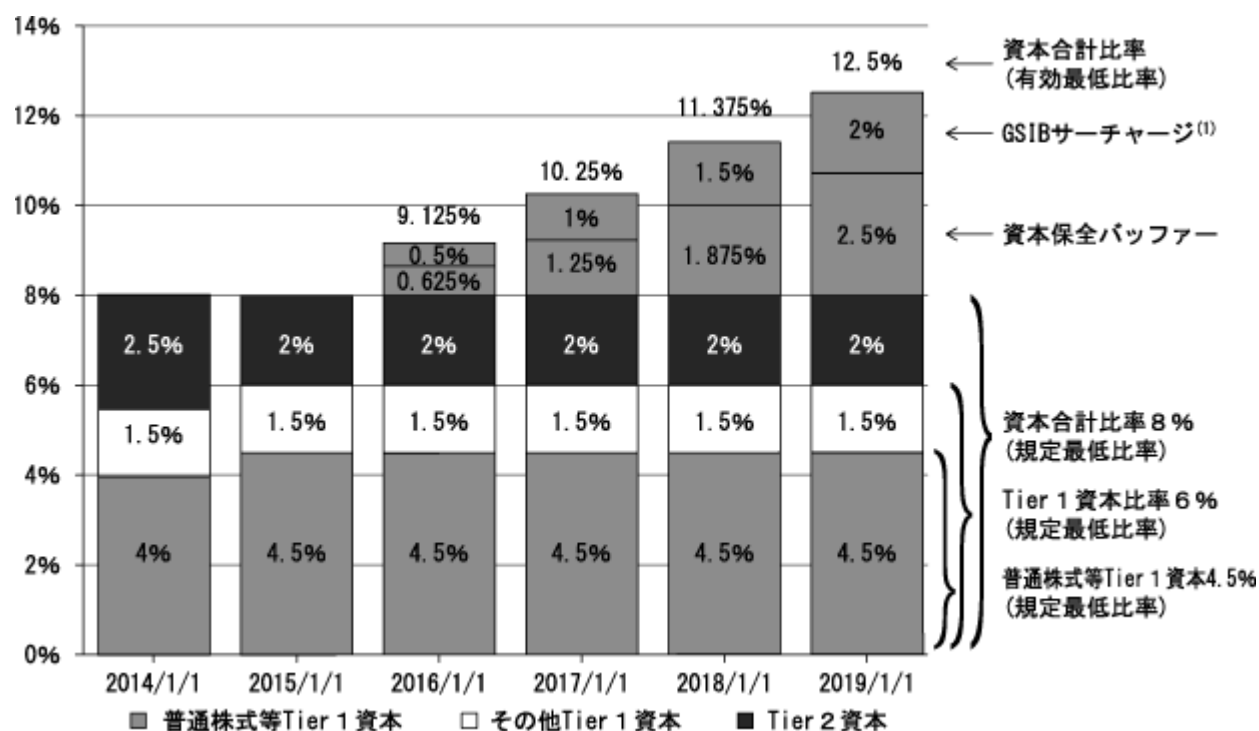
米国のバーゼル に関する規則は、シティおよびシティバンク、エヌ・エイを含むほぼすべての米国銀行機関について、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の規定最低比率を制定しています。さらに、これらの規則は、固定の資本保全バッファおよび任意のカウンターシクリカル資本バッファの両方を定めています。これらは、規制資本が損なわれてリスクベースの自己資本の規定最低比率を下回る前に損失を吸収するために利用することができます。これとは別に、連邦準備制度理事会は、シティを含むグローバルなシステム上重要な銀行持株会社（以下「GSIB」といいます。）と認定される米国銀行持株会社に対してリスクベース自己資本サーチャージを課すこととなる規制案も公表しました。この規制案は、資本保全バッファに積み増しされることとなり、これと並行して導入されることになります。

米国のバーゼル に関する規則は、普通株式等Tier 1 資本およびTier 1 資本の規定最低比率、ほぼすべての規制資本の調整および控除、Tier 1 資本およびTier 2 資本として非適格な金融商品（適用除外対象ではない信託優先証券および一定の劣後債の発行等）ならびに資本バッファおよび潜在的なGSIBサーチャージについて、大部分は複数年にわたるいくつかの異なる移行規定（「段階的導入」および「段階的除外」）を定めています。適用除外対象ではない信託優先証券（2022年1月1日まで、完全な段階的除外は行われません。）、ならびに資本バッファおよび潜在的なGSIBサーチャージ（2019年1月1日まで、完全な段階的導入は行われません。）を除き、他の移行規定はすべて、2018年1月1日までにシティの規制資本比率に完全に反映されます。シティは、資本バッファおよび潜在的なGSIBのサーチャージも含め、これらの移行措置のすべてが、2019年1月1日に完全に実施される（以下「完全実施」といいます。）と考えています。

さらに、米国のバーゼル に関する規則により、ドッド・フランク法のいわゆる「コリンズ修正」の「資本フロア規定」が実施されます。当該規定は、シティおよびシティバンク、エヌ・エイのような先進的アプローチ適用行が、3種類のリスクベース自己資本比率（普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率）のそれぞれを、2015年1月1日からは標準的アプローチ（または、標準的アプローチの発効日より前の2014年度においてはバーゼル における信用リスク自己資本規制およびバーゼル .5における市場リスク自己資本規制）および先進的アプローチの両方に基づいて計算すること、ならびに計算によって得られた当該自己資本比率のうちそれぞれ低い方を公的に報告すること（および当該数値の遵守状況を測定すること）を求めています。

次の図表は、2019年1月1日までの完全実施に向けて、有効な最低リスクベース自己資本比率を構成する規制資本の構成要素（すなわち、2.5パーセントの強制的な資本保全バッファおよびGSIBに対する少なくとも2パーセントのサーチャージを含みますが、追加で課される可能性があるカウンターシクリカル資本バッファを除きます。）がどのように移行していくかを示したものです。

バーゼル の移行規定：最低リスクベース自己資本比率



- (1) 米国のバーゼル に関する規則はGSIBには対応していません。上記の図表に反映された移行過程は、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）のGSIB規則に基づく段階的導入規定に合致したものとなっており、同規則はシティに対して少なくとも2パーセントのGSIBサーチャージを課すこととなります。しかしながら、2014年12月、連邦準備制度理事会は、シティを含むGSIBと認定される米国銀行持株会社に対してリスクベース自己資本サーチャージを課すこととなる規制案を公表しました。シティは、現在、自らのGSIBサーチャージを、バーゼル委員会の規制に基づく場合は少なくとも2パーセントであるのに対し、連邦準備制度理事会の提案に基づく場合は4パーセントになるであろうと予測しています。連邦準備制度理事会の規制案の詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」-「資本の源泉」-「自己資本規制基準の進展」をご参照ください。

次の図表は、シティに関連する重要な規制資本の調整および控除についての米国のバーゼルに関する規則に基づく移行規定（段階的導入および段階的除外）を示したものです。

バーゼル の移行規定：重要な規制資本の調整および控除

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	1月1日				
重要な規制資本の調整および控除の段階的導入					
普通株式等Tier 1 資本 ⁽¹⁾	20%	40%	60%	80%	100%
普通株式等Tier 1 資本 ⁽²⁾	20%	40%	60%	80%	100%
その他Tier 1 資本 ⁽²⁾⁽³⁾	80%	60%	40%	20%	0%
	100%	100%	100%	100%	100%
重要なAOCIの規制資本の調整の段階的除外					
普通株式等Tier 1 資本 ⁽⁴⁾	80%	60%	40%	20%	0%

- (1) のれんおよび抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）以外のすべての無形資産の普通株式等Tier 1 資本からの控除の段階的導入、ならびに一時的差異から発生する繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRに関する10パーセント / 15パーセントの制限の超過分を含みます。のれん（非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。）は、2014年1月1日以降、普通株式等Tier 1 資本の算出に際して全額控除されます。普通株式等Tier 1 資本から控除されないその他無形資産（MSRを除きます。）については、米国のバーゼルに関する規則が完全実施される前の、一時的差異から発生するDTA、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRに関する10パーセント / 15パーセントの制限の超過分と同様、100パーセントのリスク加重が行われます。完全実施と同時に、普通株式等Tier 1 資本の算出に際して控除されない一時的差異から発生するDTA、非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資およびMSRについては、250パーセントのリスク加重が行われます。
- (2) 繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から発生するDTAならびに確定給付年金制度純資産に関する普通株式等Tier 1 資本からの控除の段階的導入を含みます。また、シティの自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する累積正味未実現損益に関する普通株式等Tier 1 資本調整の段階的導入を含みます。
- (3) その他Tier 1 資本によって規制資本の調整および控除を十分に吸収できない場合は、吸収できないものについて普通株式等Tier 1 資本に適用されます。
- (4) 売却可能（以下「AFS」といいます。）負債証券に係る未実現損益、AFS持分証券に係る未実現利益、その他包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）に含まれる満期保有目的（以下「HTM」といいます。）有価証券に係る未実現損益および確定給付年金制度債務調整に関する普通株式等Tier 1 資本調整の段階的除外を含みます。

Tier 1 レバレッジ比率

米国のバーゼル に関する規則に基づき、シティは、ほぼすべての米国銀行機関と同様、最低 4 パーセントの Tier 1 レバレッジ比率を維持することも要求されています。ノンリスクベースの自己資本比率指標であるTier 1 レバレッジ比率は、四半期調整後平均資産合計（Tier 1 資本から控除される金額を控除後）に占めるTier 1 資本の比率、と定義されています。

補完的レバレッジ比率

先進的アプローチ適用行は、補完的レバレッジ比率も計算する必要があります。補完的レバレッジ比率は、分母（レバレッジ・エクスポージャーの総額）に一定のオフバランスのエクスポージャーをも算入する点で、Tier 1 レバレッジ比率と大幅に異なります。補完的レバレッジ比率は、レバレッジ・エクスポージャーの総額に占める期末のTier 1 資本の比率を示しており、レバレッジ・エクスポージャーの総額は、四半期における貸借対照表上の資産の 1 日ごとの平均値および当該四半期の各月の末日において計算される一定のオフバランスのエクスポージャーの平均値の合計額から、該当するTier 1 資本控除を行った額と定義されています。先進的アプローチ適用行は、2018年 1 月 1 日以降、補完的レバレッジ比率について、規定最低比率である 3 パーセントを維持することが求められますが、2015年 1 月 1 日からこの比率を公開しなければなりません。

さらに、シティおよびシティバンク、エヌ・エイを含む米国GSIBならびにその子会社の付保預金取扱機関は、補完的レバレッジ比率の強化後の基準に従います。補完的レバレッジ比率の強化後の基準では、米国のバーゼル に関する規則における補完的レバレッジ比率の最低要件として規定された 3 パーセントに対して、米国GSIBの場合は 2 パーセント上乗せされます。米国GSIBが 2 パーセントの上乗せができない場合、資本の分配および任意の役員賞与につき、さらに厳しい規制に従うこととなります（不足の程度に応じます。）。したがって、米国GSIBは事実上 5 パーセントの補完的レバレッジ比率の最低要件に従います。さらに、シティバンク、エヌ・エイを含む米国GSIBの付保預金取扱機関子会社は、米国のバーゼル に関する規則によって制定された早期是正措置（以下「PCA」といいます。）の枠組みの修正版の下で「十分な自己資本を有する」とみなされるには、補完的レバレッジ比率 6 パーセントを維持しなければなりません。シティおよびシティバンク、エヌ・エイは、2018年 1 月 1 日から、これらの有効なより厳しい最低比率を遵守しなければなりません。

早期是正措置の枠組み

米国のバーゼル に関する規則は、一定の点において、付保預金取扱機関に適用されるPCA規制を修正しました。

一般的に、PCA規制は、米国の銀行監督機関に対し、一定の自己資本規制基準を満たさない付保預金取扱機関の活動に対し、より厳格な制限を強制するよう指示します。PCA枠組みには、リスクベースの自己資本比率およびレバレッジ比率によって測定される自己資本比率に関する次の 5 つのカテゴリー、（ ）「十分な自己資本を有する」、（ ）「適切な自己資本を有する」、（ ）「自己資本が不足している」、（ ）「大幅に自己資本が不足している」および（ ）「きわめて自己資本が不足している」があります。

したがって、2015年1月1日から、シティバンク、エヌ・エイ等の付保預金取扱機関は、「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本、資本合計およびTier 1 レバレッジ比率について、それぞれ、6.5パーセント、8パーセント、10パーセントおよび5パーセントの最低比率を維持する必要があります。また、先進的アプローチが適用されるシティバンク、エヌ・エイのような付保預金取扱機関は、「十分な自己資本を有する」とみなされるためには、2018年1月1日以降、補完的レバレッジ比率について、6パーセントの最低比率を維持する必要があります。

現行の規制基準に基づくシティグループの資本の源泉

2015年度中およびそれ以降、シティは、普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計について、それぞれ4.5パーセント、6パーセントおよび8パーセントの規定最低比率の維持を要求されます。2014年度における普通株式等Tier 1 資本およびTier 1 資本の規定最低比率は、それぞれ、4パーセント、5.5パーセントでしたが、資本合計の規定最低比率は8パーセントのままで変更はありませんでした。

さらに、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本」を有するためには、銀行持株会社はTier 1 資本比率を少なくとも6パーセント、資本合計比率を少なくとも10パーセントに維持しなければなりません。その基準を上回る資本水準を維持することを求める連邦準備制度理事会指令の適用を受けません。

次の表は、現行の規制基準（バーゼル の移行規定を反映）に基づくシティの2015年3月31日および2014年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産、リスクベースの自己資本比率、四半期調整後平均資産合計、レバレッジ・エクスポージャーの総額およびレバレッジ比率を示したものです。

現行の規制基準（バーゼル の移行規定）に基づくシティグループの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル(比率を除きま す。))	2015年3月31日		2014年12月31日 ⁽¹⁾	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽²⁾
普通株式等Tier 1 資本	\$ 167,967	\$ 167,967	\$ 166,663	\$ 166,663
Tier 1 資本	167,967	167,967	166,663	166,663
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽³⁾	185,160	197,764	184,959	197,707
リスク加重資産	1,260,345	1,180,586	1,274,672	1,211,358
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	13.33%	14.23%	13.07%	13.76%
Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	13.33	14.23	13.07	13.76
資本合計比率 ⁽⁴⁾	14.69	16.75	14.51	16.32

(単位：百万ドル(比率を除きま す。))	2015年3月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁵⁾	\$ 1,800,909	\$ 1,849,325
レバレッジ・エクスポージャーの総額 ⁽⁶⁾	2,416,002	2,518,115
Tier 1 レバレッジ比率	9.33%	9.01%
補完的レバレッジ比率	6.95	6.62

(1) 当期の表示に合わせて、低所得者用住宅税額控除（以下「LIHTC」といいます。）投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(2) 当期の表示に合わせて、2015年バーゼル 標準的アプローチの適用を反映するためのプロフォーマ・ベースの表示です。

(3) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められており、これは、貸倒損失に係る引当金が信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入可能であり、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除される標準的アプローチとは異なります。

(4) 2015年3月31日および2014年12月31日現在、シティが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼル 先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。

(5) Tier 1 レバレッジ比率の分母を表します。

(6) 補完的レバレッジ比率の分母を表します。

上記の表に示されたとおり、2015年3月31日現在のシティグループの自己資本比率は、米国のバーゼル に関する規則に基づく規定最低比率を上回っていました。さらに、シティは、2015年3月31日現在、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本」を有していました。

現行の規制基準（移行規定によるパーゼル 先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本の構成要素

(単位：百万ドル)	2015年 3 月31日		2014年12月31日 ⁽¹⁾	
普通株式等Tier 1 資本				
シティグループ普通株主持分 ⁽²⁾	\$	202,782	\$	199,841
追加：適格非支配持分		409		539
規制資本の調整および控除：				
控除：AFS証券の正味未実現利益（税引後） ⁽³⁾⁽⁴⁾		389		46
控除：確定給付年金制度債務調整額（税引後） ⁽⁴⁾		(3,149)		(4,127)
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現損失（税引後） ⁽⁵⁾		(823)		(909)
控除：自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益（税引後） ⁽⁴⁾⁽⁶⁾		133		56
控除：無形資産 のれん（関連する繰延税金負債（DTL）控除後） ⁽⁷⁾		22,448		22,805
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の識別可能無形資産 （関連するDTL控除後） ⁽⁴⁾		1,674		875
控除：確定給付年金制度純資産 ⁽⁴⁾		359		187
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA） ⁽⁴⁾⁽⁸⁾		9,276		4,725
控除：他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10% / 15%の制限の超過分 ⁽⁴⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾		3,549		1,977
控除：その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される控除 ⁽⁴⁾		1,368		8,082
普通株式等Tier 1 資本合計	\$	167,967	\$	166,663
その他Tier 1 資本				
適格永久優先株式 ⁽²⁾	\$	11,838	\$	10,344
適格信託優先証券 ⁽¹⁰⁾		1,710		1,719
適格非支配持分		12		7
規制資本の調整および控除：				
控除：自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益（税引後） ⁽⁴⁾⁽⁶⁾		199		223
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹¹⁾		277		279
控除：確定給付年金制度純資産 ⁽⁴⁾		538		749
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生するDTA ⁽⁴⁾⁽⁸⁾		13,914		18,901
控除：その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより 普通株式等Tier 1 資本に適用される控除 ⁽⁴⁾		(1,368)		(8,082)
その他Tier 1 資本合計	\$	-	\$	-
Tier 1 資本合計（普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本）	\$	167,967	\$	166,663
Tier 2 資本				
適格劣後債 ⁽¹²⁾	\$	16,500	\$	17,386
適格非支配持分		17		12
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分 ⁽¹³⁾		953		1,177
規制資本の控除：				
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽¹¹⁾		277		279
Tier 2 資本合計	\$	17,193	\$	18,296
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）	\$	185,160	\$	184,959

シティグループのリスク加重資産（移行規定によるバーゼル 先進的アプローチ）

（単位：百万ドル）	2015年 3月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
信用リスク ⁽¹⁴⁾	\$ 837,105	\$ 861,691
市場リスク	98,240	100,481
オペレーショナル・リスク	325,000	312,500
リスク加重資産合計	\$ 1,260,345	\$ 1,274,672

- (1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 2015年3月31日および2014年12月31日現在残存する優先株式発行に関する発行費用130百万ドルおよび124百万ドルは、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく規制報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式とネットिंगされています。
- (3) 加えて、満期保有目的（以下「HTM」といいます。）有価証券に係る正味未償却損失を含みます。この金額は、従前AFSからHTMに振り替えられた有価証券ならびに一時的でない減損を伴うHTM有価証券の金利スプレッドおよび流動性スプレッドの変動といった、非信用関連の要因に關係するものです。
- (4) 普通株式等Tier 1 資本および／またはその他Tier 1 資本に影響を及ぼす重要な規制資本の調整および控除に関する移行規定については、上記「バーゼル」の移行規定：重要な規制資本の調整および控除」と題する表に説明されています。
- (5) 普通株式等Tier 1 資本は、貸借対照表において公正価値により認識されていない項目のヘッジに関するAOCIに含まれる、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益（損失）に合わせて調整されています。
- (6) 米国のバーゼル に関する規則に基づき、公正価値オプションが選択された債務の評価におけるシティグループの自己の信用度の変化およびデリバティブに関する当社自身の信用評価調整の累積的影響は、普通株式等Tier 1 資本から除外されています。
- (7) 非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。
- (8) 2015年3月31日現在のシティの正味DTA約481億ドルのうち、約231億ドルは米国のバーゼル に関する規則に基づいて規制資本に算入することができますが、約250億ドルは規制資本の算定に際して除外されました。除外された正味DTAの内訳は、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越ならびに一時的差異から発生する正味DTA約267億ドルの総計です（このうち約141億ドルは普通株式等Tier 1 資本から、約126億ドルはその他Tier 1 資本から控除されました。）。加えて、正味DTL約17億ドル（主としてのれんおよび一定のその他の無形資産に付随するDTLから成り、キャッシュ・フロー・ヘッジに関するDTAによって一部相殺されています。）は、これらの規則に基づく控除の対象となる正味DTAを算定する前に除外することが認められています。これとは別に、米国のバーゼル に関する規則に基づき、のれんおよびこれらのその他の無形資産は、関連するDTLを控除した上で、普通株式等Tier 1 資本の算定から控除されません。一方、シティの現在のキャッシュ・フロー・ヘッジおよび関連する繰延税効果は、規制資本に反映する必要はありません。
- (9) 10パーセント／15パーセントの制限の対象となる資産には、MSR、一時的差異から発生するDTAおよび非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資が含まれます。2015年3月31日および2014年12月31日現在、控除は一時的差異から発生するDTAのみに関連していました。
- (10) 米国のバーゼル に関する規則に基づき永続的にTier 1 資本の適用除外となったシティグループ・キャピタルX 信託優先証券と、適用除外対象でない信託優先証券が相当します。適用除外対象でない信託優先証券は、2015年度には2014年1月1日現在の残存元本総額の25パーセントまでを、2014年度には当該金額の50パーセントまでを、それぞれTier 2 資本に算入することができます。適用除外対象でない信託優先証券の残りの75パーセントおよび50パーセントは、米国のバーゼル に関する規則に基づく非適格な資本項目の金融商品に関する移行規定に従い、それぞれ2015年度および2014年度中にTier 2 資本に算入することができます。しかしながら、2015年3月31日および2014年12月31日現在、残存元本の金額が、Tier 1 資本から除外されるそれぞれの基準を上回らなかったため、適用除外対象でない信託優先証券の全額がTier 1 資本に算入されました。
- (11) 保険引受子会社の最低所要自己資本のうち50パーセントは、Tier 1 資本およびTier 2 資本からそれぞれ控除しなければなりません。
- (12) 米国のバーゼル に関する規則の移行規定に基づき、非適格劣後債（固定金利から変動金利へのステップアップがあり、コール／ステップアップの期日が到来していない債券から成ります。）は、2015年度は2014年1月1日現在の残存元本総額の25パーセントを、2014年度は当該金額の50パーセントを、それぞれTier 2 資本に算入することができます。
- (13) 先進的アプローチ適用行は、適格貸倒引当金が推定貸倒損失を超えた場合、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲で当該超過引当金をTier 2 資本に算入することを認められています。
- (14) 米国のバーゼル に関する規則に基づき、移行期間中の信用リスク加重資産は、規制資本の調整および控除に関する移行規定の影響を反映しています。その結果、同規則の完全実施において算出される信用リスク加重資産とは異なることとなります。

現行の規制基準（移行規定によるバーゼル 先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本のロールフォワード

(単位：百万ドル)		2015年度第1四半期
普通株式等Tier 1 資本		
期首残高 ⁽¹⁾	\$	166,663
当期利益		4,770
配当宣言額		(159)
自己株式の正味増加		(297)
払込剰余金の正味増加 ⁽²⁾		102
外貨換算調整額の正味増加（ヘッジ控除後）（税引後）		(2,062)
AFS証券の未実現利益の正味増加（税引後） ⁽³⁾		248
確定給付年金制度債務調整額の正味増加（税引後） ⁽³⁾		(1,068)
自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する		
累積正味未実現利益の正味増加（税引後）		(77)
のれんの正味減少（関連する繰延税金負債（DTL）控除後）		357
抵当貸付サービシング権（MSR）以外のその他無形資産の		
正味増加（関連するDTL控除後）		(799)
確定給付年金制度純資産の正味増加		(172)
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から		
発生する繰延税金資産（DTA）の正味増加		(4,551)
他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する		
10% / 15%の制限の超過分の正味増加		(1,572)
その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより		
普通株式等Tier 1 資本に適用される規制資本の控除の正味減少		6,714
その他		(130)
普通株式等Tier 1 資本の正味増加	\$	1,304
普通株式等Tier 1 資本期末残高	\$	167,967
その他Tier 1 資本		
期首残高	\$	-
適格永久優先株式の正味増加 ⁽⁴⁾		1,494
適格信託優先証券の正味減少		(9)
自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する		
累積正味未実現利益の正味減少（税引後）		24
確定給付年金制度純資産の正味減少		211
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から		
発生する繰延税金資産（DTA）の正味減少		4,987
その他Tier 1 資本がそれに対する控除に不足することにより		
普通株式等Tier 1 資本に適用される規制資本の控除の正味減少		(6,714)
その他		7
その他Tier 1 資本の正味変動	\$	-
Tier 1 資本期末残高	\$	167,967
Tier 2 資本		
期首残高	\$	18,296
適格劣後債の正味減少		(886)
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分の正味減少		(224)
その他		7
Tier 2 資本の正味減少	\$	(1,103)
Tier 2 資本期末残高	\$	17,193
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）	\$	185,160

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(2) 主として従業員福利制度に関する払込剰余金の増加を表しています。

(3) 米国のバーゼル に関する規則に基づくAFS証券の未実現損失および確定給付年金制度債務調整額に関する移行規定の影響を除外して表示されています。

(4) シティは、2015年度第1四半期中、約15億ドルの適格永久優先株式を発行しましたが、発行費用6百万ドルのネットティングによって一部相殺されました。

シティグループのリスク加重資産のロールフォワード（移行規定によるバーゼル 先進的アプローチ）

（単位：百万ドル）	2015年度第 1 四半期
期首リスク加重資産合計⁽¹⁾	\$ 1,274,672
信用リスク加重資産の変動	
リテール・エクスポージャーの正味減少 ⁽²⁾	(11,575)
ホールセール・エクスポージャーの正味減少 ⁽³⁾	(12,825)
レボ取引等の正味増加	431
証券化エクスポージャーの正味増加	2,287
株主資本エクスポージャーの正味減少	(908)
店頭（OTC）デリバティブの正味増加	557
デリバティブCVAの正味増加	489
その他の正味減少 ⁽⁴⁾	(1,622)
監督上の乗数 6 % による正味減少 ⁽⁵⁾	(1,420)
信用リスク加重資産の正味減少	\$ (24,586)
市場リスク加重資産の変動	
リスク水準の正味減少	\$ (4,904)
モデルおよび方法の更新による正味増加	2,663
市場リスク加重資産の正味減少	\$ (2,241)
オペレーショナル・リスク加重資産の増加⁽⁶⁾	\$ 12,500
期末リスク加重資産合計	\$ 1,260,345

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(2) リテール・エクスポージャーは、貸出金および約定の削減ならびに外貨換算の影響により2015年度第 1 四半期中に減少しました。

(3) ホールセール・エクスポージャーは、主に約定の削減および外貨換算の影響により、2015年度第 1 四半期中に減少しました。

(4) その他には、清算済みの取引、未決済の取引、特定のエクスポージャーのカテゴリーで報告できない資産、および重要でないエクスポージャーのポートフォリオが含まれます。

(5) 監督上の乗数 6 パーセントは、デリバティブCVAには適用されません。

(6) オペレーショナル・リスク加重資産は、銀行業界で進展中の動きに対する評価およびシティのオペレーショナル・リスク・モデルの継続的な強化を反映し、2015年度第 1 四半期中に125億ドル増加しました。

現行の規制基準に基づくシティグループの子会社である米国預金取扱機関の資本の源泉

シティグループの子会社である米国預金取扱機関には、それぞれを所管する主要な連邦銀行規制機関が公表した自己資本規制基準（連邦準備制度理事会の基準に類似しています。）も適用されます。

次の表は、現行の規制基準（バーゼル の移行規定を反映）に基づくシティバンク、エヌ・エイ（シティグループの主要子会社である米国預金取扱機関）の2015年3月31日および2014年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産、リスクベースの自己資本比率、四半期調整後平均資産合計、レバレッジ・エクスポージャーの総額およびレバレッジ比率を示したものです。

現行の規制基準（バーゼル 移行規定）に基づくシティバンク、エヌ・エイの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル(比率を除きます。))	2015年3月31日		2014年12月31日 ⁽¹⁾	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ ⁽²⁾
普通株式等Tier 1 資本	\$ 128,282	\$ 128,282	\$ 128,262	\$ 128,262
Tier 1 資本	128,282	128,282	128,262	128,262
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽³⁾	139,304	150,729	139,246	151,124
リスク加重資産	923,947	1,012,418	945,407	1,044,768
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	13.88 %	12.67%	13.57 %	12.28%
Tier 1 資本比率 ⁽⁴⁾	13.88	12.67	13.57	12.28
資本合計比率 ⁽⁴⁾	15.08	14.89	14.73	14.46

(単位：百万ドル(比率を除きます。))	2015年3月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁵⁾	\$ 1,336,128	\$ 1,366,910
レバレッジ・エクスポージャー の総額 ⁽⁶⁾	1,880,830	1,954,833
Tier 1 レバレッジ比率	9.60%	9.38%
補完的レバレッジ比率	6.82	6.56

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(2) 当期の表示に合わせて、2015年バーゼル 標準的アプローチの適用を反映するためのプロフォーマ・ベースの表示です。

(3) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。これは、貸倒損失に係る引当金が信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入可能であり、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除される標準的アプローチとは異なります。

(4) 2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティバンク、エヌ・エイが報告すべき普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼル 標準的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。

(5) Tier 1 レバレッジ比率の分母を表します。

(6) 補完的レバレッジ比率の分母を表します。

上記の表に示されたとおり、2015年3月31日現在のシティバンク、エヌ・エイの自己資本比率は、米国のバーゼル に関する規則に基づく規定最低比率を上回っていました。さらに、シティバンク、エヌ・エイは、2015年3月31日現在、2015年1月1日に発効したPCA規制の修正版に基づく「十分な自己資本」を有していました。

現行の自己資本規制基準の下で変動がシティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの自己資本比率に及ぼす影響

次の表は、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの自己資本比率について、現行の自己資本規制基準（バーゼル の移行規定を反映）に基づき、2015年3月31日現在の財務情報に基づく普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計（分子）に100百万ドルの変動があった場合、ならびに、先進的アプローチおよび標準的アプローチによるリスク加重資産、四半期調整後平均資産合計ならびにレバレッジ・エクスポージャーの総額（分母）に10億ドルの変動があった場合に予測される感応度を示すものです。この情報は、シティグループまたはシティバンク、エヌ・エイの財務状況または経営成績の変動がかかる比率に与え得る影響を分析するために提供されるものです。これらの感応度は、資本、リスク加重資産、四半期調整後平均資産またはレバレッジ・エクスポージャーの総額のいずれか一要素のみに変動があった場合を想定しています。したがって、複数の要素に影響を与える事象があった場合、次の表に記載されているベシス・ポイントを上回る影響が生じる可能性があります。

変動がシティグループおよびシティバンク、エヌ・エイのリスクベースの自己資本比率に及ぼす影響（バーゼル の移行規定）

	普通株式等Tier 1 資本比率		Tier 1 資本比率		資本合計比率	
	普通株式等Tier 1 資本の100百万ドルの変動の影響	リスク加重資産の10億ドルの変動の影響	Tier 1 資本の100百万ドルの変動の影響	リスク加重資産の10億ドルの変動の影響	資本合計の100百万ドルの変動の影響	リスク加重資産の10億ドルの変動の影響
シティグループ						
先進的アプローチ	0.8 bps	1.1 bps	0.8 bps	1.1 bps	0.8 bps	1.2 bps
標準的アプローチ	0.8 bps	1.2 bps	0.8 bps	1.2 bps	0.8 bps	1.4 bps
シティバンク、エヌ・エイ						
先進的アプローチ	1.1 bps	1.5 bps	1.1 bps	1.5 bps	1.1 bps	1.6 bps
標準的アプローチ	1.0 bps	1.3 bps	1.0 bps	1.3 bps	1.0 bps	1.5 bps

変動がシティグループおよびシティバンク、エヌ・エイのレバレッジ比率に及ぼす影響（バーゼル の移行規定）

	Tier 1 レバレッジ比率		補完的レバレッジ比率	
	Tier 1 資本の100百万ドルの変動の影響	四半期調整後平均資産の10億ドルの変動の影響	Tier 1 資本の100百万ドルの変動の影響	レバレッジ・エクスポージャーの総額の10億ドルの変動の影響
シティグループ	0.6 bps	0.5 bps	0.4 bps	0.3 bps
シティバンク、エヌ・エイ	0.7 bps	0.7 bps	0.5 bps	0.4 bps

シティグループの証券ブローカー・ディーラーである子会社

2015年3月31日現在、シティグループの間接的な全額出資子会社であり、SECに登録された米国証券ブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・インクの自己資本は、SECの自己資本規制に従って算定した結果、62億ドルであり、最低基準額を48億ドル超過していました。

また、シティのその他の証券ブローカー・ディーラーである子会社の一部は、事業を行っている国において、一定水準の自己資本またはこれに相当するものを維持する要件等の規制の対象となっています。2015年3月31日現在、シティグループのその他の証券ブローカー・ディーラーである子会社は、その資本要件を遵守していました。

バーゼル（完全実施）

バーゼル（完全実施）に基づくシティグループの資本の源泉

シティの現在の予測では、米国のバーゼルに関する規則が完全実施され、とりわけ、連邦準備制度理事会のGSIBサーチャージが提案どおりに採択されたと仮定した場合、シティの普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および資本合計の有効最低比率は、それぞれ11パーセント、12.5パーセントおよび14.5パーセントになります。連邦準備制度理事会のGSIBサーチャージ案に関する詳細は、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」-「資本の源泉」-「自己資本規制基準の進展」をご参照ください。

さらに、米国のバーゼルに関する規則に基づき、シティは最低4パーセントのTier 1 レバレッジ比率の要件および有効な最低5パーセントの補完的レバレッジ比率の要件も遵守しなければなりません。

次の表は、米国のバーゼルに関する規則が完全実施されたと仮定した場合のシティの2015年3月31日および2014年12月31日現在の資本区分、リスク加重資産、リスクベースの自己資本比率、四半期調整後平均資産合計、レバレッジ・エクスポージャーの総額およびレバレッジ比率を示したものです。

バーゼル（完全実施）に基づくシティグループの資本の構成要素および自己資本比率

(単位：百万ドル (比率を除きます。))	2015年3月31日		2014年12月31日 ⁽¹⁾	
	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ	先進的 アプローチ	標準的 アプローチ
普通株式等Tier 1 資本	\$ 141,945	\$ 141,945	\$ 136,597	\$ 136,597
Tier 1 資本	154,905	154,905	148,066	148,066
資本合計				
(Tier 1 資本およびTier 2 資本) ⁽²⁾	171,817	184,697	165,454	178,413
リスク加重資産	1,283,758	1,202,949	1,292,605	1,228,488
普通株式等Tier 1 資本比率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	11.06%	11.80%	10.57%	11.12%
Tier 1 資本比率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	12.07	12.88	11.45	12.05
資本合計比率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	13.38	15.35	12.80	14.52

(単位：百万ドル (比率を除きま ず。))	2015年3月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
四半期調整後平均資産合計 ⁽⁵⁾	\$ 1,791,373	\$ 1,835,637
レバレッジ・エクスポージャーの総額 ⁽⁶⁾	2,406,286	2,492,636
Tier 1 レバレッジ比率 ⁽⁴⁾	8.65%	8.07%
補完的レバレッジ比率 ⁽⁴⁾	6.44	5.94

- (1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 先進的アプローチの枠組みの下では、推定貸倒損失を超過した適格貸倒引当金は、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲でTier 2 資本に算入することを認められています。これは、貸倒損失に係る引当金が信用リスク加重資産の1.25パーセントまでTier 2 資本に算入可能であり、かつ貸倒損失に係る超過引当金が信用リスク加重資産の算定において控除される標準的アプローチとは異なります。
- (3) 2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティの普通株式等Tier 1 資本比率、Tier 1 資本比率および資本合計比率は、バーゼル 先進的アプローチの枠組みに基づき算出された低い方の数値でした。
- (4) シティのバーゼル に基づく自己資本比率（完全実施基準）は、非GAAP財務項目です。
- (5) Tier 1 レバレッジ比率の分母を表します。
- (6) 補完的レバレッジ比率の分母を表します。

普通株式等Tier 1 資本比率

2015年3月31日現在、シティの普通株式等Tier 1 資本比率は11.1パーセントでした。これに対し、2014年12月31日現在は10.6パーセントでした（いずれもリスク加重資産合計の算定に当たって先進的アプローチを適用した数値です。）。前四半期比で比率が上昇したのは、その大部分が四半期における純利益48億ドルの計上および約12億ドルのDTAの使用による有利な効果に起因するシティの普通株式等Tier 1 資本の増加によるものですが、AOCIの正味減少によって一部相殺されました。

バーゼル（完全実施される先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本の構成要素

(単位：百万ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
普通株式等Tier 1 資本		
シティグループ普通株主持分 ⁽²⁾	\$ 202,782	\$ 199,841
追加：適格非支配持分	146	165
規制資本の調整および控除：		
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現損失（税引後） ⁽³⁾	(823)	(909)
控除：自己の信用度に起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益（税引後） ⁽⁴⁾	332	279
控除：無形資産：		
のれん（関連する繰延税金負債（DTL）控除後） ⁽⁵⁾	22,448	22,805
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の識別可能無形資産 （関連するDTL控除後）	4,184	4,373
控除：確定給付年金制度純資産	897	936
控除：繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA） ⁽⁶⁾	23,190	23,626
控除：他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10% / 15%の制限の超過分 ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	10,755	12,299
普通株式等Tier 1 資本合計	\$ 141,945	\$ 136,597
その他Tier 1 資本		
適格永久優先株式 ⁽²⁾	\$ 11,838	\$ 10,344
適格信託優先証券 ⁽⁸⁾	1,368	1,369
適格非支配持分	31	35
規制上の資本控除：		
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽⁹⁾	277	279
その他Tier 1 資本合計	\$ 12,960	\$ 11,469
Tier 1 資本合計（普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本）	\$ 154,905	\$ 148,066
Tier 2 資本		
適格劣後債 ⁽¹⁰⁾	15,854	16,094
適格信託優先証券 ⁽¹¹⁾	342	350
適格非支配持分	40	46
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分 ⁽¹²⁾	953	1,177
規制資本の控除：		
控除：保険引受子会社の最低所要自己資本 ⁽⁹⁾	277	279
Tier 2 資本合計	\$ 16,912	\$ 17,388
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本） ⁽¹³⁾	\$ 171,817	\$ 165,454

- (1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。
- (2) 2015年3月31日および2014年12月31日現在残存する優先株式発行に関する発行費用130百万ドルおよび124百万ドルは、連邦準備制度理事会の規制報告要件（米国GAAPに基づく規制報告要件とは異なります。）に従って普通株主持分から除外され、優先株式とネットिंगされています。
- (3) 普通株式等Tier 1 資本は、貸借対照表において公正価値により認識されていない項目のヘッジに関するAOCIに含まれる、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積正味未実現利益（損失）に合わせて調整されています。
- (4) 米国のパーゼル に関する規則に基づき、公正価値オプションが選択された債務の評価におけるシティグループの自己の信用度の変化およびデリバティブに関する当社自身の信用評価調整の累積的影響は、普通株式等Tier 1 資本から除外されています。
- (5) 非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資の評価に「内在する」のれんを含みます。
- (6) 2015年3月31日現在のシティの約481億ドルの正味DTAのうち、約159億ドルは米国のパーゼル に関する規則に基づいて規制資本に算入することができますが、約322億ドルは普通株式等Tier 1 資本の算定に際して除外されました。除外された正味DTAの内訳は、普通株式等Tier 1 資本から控除された、繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越ならびに一時的差異から発生する正味DTA約339億ドルの総計です。加えて、正味DTL約17億ドル（主としてのれんおよび一定のその他の無形資産に付随するDTLから成り、キャッシュ・フロー・ヘッジに関するDTAによって一部相殺されています。）は、これらの規則に基づく控除の対象となる正味DTAを算定する前に除外することが認められています。これとは別に、米国のパーゼル に関する規則に基づき、のれんおよびこれらのその他の無形資産は、関連するDTLを控除した上で、普通株式等Tier 1 資本の算定から控除されます。一方、シティの現在のキャッシュ・フロー・ヘッジおよび関連する繰延税効果は、規制資本に反映する必要はありません。
- (7) 10パーセント/15パーセントの制限の対象となる資産には、MSR、一時的差異から発生するDTAおよび非連結金融機関の普通株式に対する重要な投資が含まれます。2015年3月31日現在は、控除は一時的差異から発生するDTAのみに関連していましたが、2014年12月31日現在は、控除は3つの資産すべてに関連していました。
- (8) 米国のパーゼル に関する規則に基づき永続的にTier 1 資本の適用除外となったシティグループ・キャピタルX 信託優先証券が相当します。
- (9) 保険引受子会社の最低所要自己資本のうち50パーセントは、Tier 1 資本およびTier 2 資本からそれぞれ控除しなければなりません。
- (10) 非適格劣後債（固定金利から変動金利へのステップアップがあり、コール/ステップアップの期日が到来していない債券から成ります。）は、Tier 2 資本から除外されています。
- (11) 米国のパーゼル に関する規則に基づきTier 2 資本に算入することができる、適用除外対象でない信託優先証券がこれに相当し、2022年1月1日までにTier 2 資本から完全に除外されます。
- (12) 先進的アプローチ適用行は、適格貸倒引当金が推定貸倒損失を超えた場合、信用リスク加重資産の0.6パーセントを超えない範囲で当該超過引当金をTier 2 資本に算入することを認められています。
- (13) Tier 2 資本に算入可能な適格貸倒引当金の取扱いが標準的アプローチとは異なる先進的アプローチに基づいて計算された資本合計です。

バーゼル（完全実施される先進的アプローチ）に基づくシティグループの資本のロールフォワード

(単位：百万ドル)		2015年度 第1四半期
普通株式等Tier 1 資本		
期首残高 ⁽¹⁾	\$	136,597
当期利益		4,770
配当宣言額		(159)
自己株式の正味増加		(297)
払込剰余金の正味増加 ⁽²⁾		102
外貨換算調整額の正味増加（ヘッジ控除後） （税引後）		(2,062)
AFS証券の未実現利益の正味増加（税引後）		591
確定給付年金制度債務調整額の正味増加（税引後）		(90)
自己の信用度起因する金融負債の公正価値の変動に関する 累積正味未実現利益の正味増加（税引後）		(53)
のれんの正味減少（関連する繰延税金負債（DTL）控除後）		357
抵当貸付サービシング権（MSR）以外の無形資産の正味減少 （関連するDTL控除後）		189
確定給付年金制度純資産の正味減少		39
繰越欠損金、外国税額控除繰越および一般事業控除繰越から 発生する繰延税金資産（DTA）の正味減少		436
他のDTA、一定の普通株主持分投資およびMSRに関する 10% / 15%の制限の超過分の正味減少		1,544
その他		(19)
普通株式等Tier 1 資本の正味増加	\$	5,348
普通株式等Tier 1 資本期末残高	\$	141,945
その他Tier 1 資本		
期首残高	\$	11,469
適格永久優先株式の正味増加 ⁽³⁾		1,494
適格信託優先証券の正味減少		(1)
その他		(2)
その他Tier 1 資本の正味増加	\$	1,491
Tier 1 資本期末残高	\$	154,905
Tier 2 資本		
期首残高	\$	17,388
適格劣後債の正味減少		(240)
推定貸倒損失に対する適格貸倒引当金の超過分の正味減少		(224)
その他		(12)
Tier 2 資本の正味減少	\$	(476)
Tier 2 資本期末残高	\$	16,912
資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本）	\$	171,817

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(2) 主として従業員福利制度に関する払込剰余金の増加を表しています。

(3) シティは、2015年度第1四半期中、約15億ドルの適格永久優先株式を発行しましたが、発行費用6百万ドルのネットリングによって一部相殺されました。

バーゼル（完全実施）に基づくシティグループのリスク加重資産（2015年3月31日現在）

(単位：百万ドル)	先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計
信用リスク	\$ 742,042	\$ 118,476	\$ 860,518	\$ 1,002,169	\$ 102,736	\$ 1,104,905
市場リスク	91,852	6,388	98,240	91,656	6,388	98,044
オペレーショナル・リスク	275,921	49,079	325,000	-	-	-
リスク加重資産合計	\$ 1,109,815	\$ 173,943	\$ 1,283,758	\$ 1,093,825	\$ 109,124	\$ 1,202,949

バーゼル（完全実施）に基づくシティグループのリスク加重資産（2014年12月31日現在）⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	先進的アプローチ			標準的アプローチ		
	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計	シティコープ	シティ・ホールディングス	合計
信用リスク	\$ 752,247	\$ 127,377	\$ 879,624	\$ 1,023,961	\$ 104,046	\$ 1,128,007
市場リスク	95,824	4,657	100,481	95,824	4,657	100,481
オペレーショナル・リスク	255,155	57,345	312,500	-	-	-
リスク加重資産合計	\$ 1,103,226	\$ 189,379	\$ 1,292,605	\$ 1,119,785	\$ 108,703	\$ 1,228,488

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

バーゼル の先進的アプローチに基づくリスク加重資産合計は、2014年度末からわずかに減少しました。これは、主に外貨換算の影響による信用リスク加重資産の減少によるものですが、銀行業界で進展中の動きに対する評価およびシティのオペレーショナル・リスク・モデルの継続的な強化を反映したオペレーショナル・リスク加重資産の増加によって大部分が相殺されました。

2015年度第1四半期中、バーゼル の標準的アプローチに基づくリスク加重資産合計は減少しました。これは、主に、外国為替相場の変動のほか、商品構成の変更に起因する信用リスク加重資産および市場リスク加重資産がわずかに減少したことによるものです。

シティグループのリスク加重資産のロールフォワード（完全実施されるパーゼル 先進的アプローチ）

（単位：百万ドル）		2015年度 第1四半期
期首リスク加重資産合計 ⁽¹⁾	\$	1,292,605
信用リスク加重資産の変動		
リテール・エクスポージャーの正味減少 ⁽²⁾		(11,575)
ホールセール・エクスポージャーの正味減少 ⁽³⁾		(12,825)
レポ取引等の正味増加		431
証券化エクスポージャーの正味増加		2,287
株主資本エクスポージャーの正味減少		(613)
店頭（OTC）デリバティブの正味増加		557
デリバティブCVAの正味増加		489
その他の正味増加 ⁽⁴⁾		3,249
監督上の乗数6%による正味減少 ⁽⁵⁾		(1,106)
信用リスク加重資産の正味減少	\$	(19,106)
市場リスク加重資産の変動		
リスク水準の正味減少	\$	(4,904)
モデルおよび方法の更新による正味増加		2,663
市場リスク加重資産の正味減少	\$	(2,241)
オペレーショナル・リスク加重資産の増加 ⁽⁶⁾	\$	12,500
期末リスク加重資産合計	\$	1,283,758

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(2) リテール・エクスポージャーは、貸出金および約定の削減ならびに外貨換算の影響により、2015年度第1四半期中に減少しました。

(3) ホールセール・エクスポージャーは、主に約定の削減および外貨換算の影響により、2015年度第1四半期中に減少しました。

(4) その他には、清算済みの取引、未決済の取引、特定のエクスポージャーのカテゴリーで報告できない資産、および重要でないエクスポージャーのポートフォリオが含まれます。

(5) 監督上の乗数6パーセントは、デリバティブCVAには適用されません。

(6) オペレーショナル・リスク加重資産は、銀行業界で進展中の動きに対する評価およびシティのオペレーショナル・リスク・モデルの継続的な強化を反映し、2015年度第1四半期中に125億ドル増加しました。

補完的レバレッジ比率

米国のバーゼル に関する規則に基づく2015年度第1四半期のシティグループの補完的レバレッジ比率は、6.4パーセントでした。これに対し、2014年度第4四半期の試算は5.9パーセントでした。前四半期比で比率が上昇したのは、大部分が純利益48億ドルの計上および約12億ドルのDTAの使用に関連する有利な効果に起因するTier 1 資本の増加のほか、貸借対照表上の資産、デリバティブ・エクスポージャーおよびオフバランス約定を削減した結果、レバレッジ・エクスポージャーの総額が全体的に削減されたことによるものです。

次の表は、米国のバーゼル に関する規則が完全実施されたと仮定した場合のシティの補完的レバレッジ比率および関連する構成要素（2015年度第1四半期および2014年度第4四半期）を示したものです。

シティグループのバーゼル に基づく補完的レバレッジ比率および関連する構成要素（完全実施）⁽¹⁾

（単位：百万ドル（比率を除きます。））	2015年3月31日	2014年12月31日 ⁽²⁾
Tier 1 資本	\$ 154,905	\$ 148,066
レバレッジ・エクスポージャーの総額（TLE）		
貸借対照表の資産⁽³⁾	\$ 1,853,124	\$ 1,899,955
一定のオフバランスのエクスポージャー⁽⁴⁾		
デリバティブ契約における潜在的な将来のエクスポージャー（PFE）	218,031	240,712
売却クレジット・デリバティブの有効な正味想定元本 ⁽⁵⁾	95,925	96,869
レポ取引のカウンターパーティの信用リスク ⁽⁶⁾	27,225	28,073
無条件で取消可能な約定	61,190	61,673
その他のオフバランスのエクスポージャー	212,542	229,672
一定のオフバランスのエクスポージャーの総額	\$ 614,913	\$ 656,999
控除：Tier 1 資本除外	61,751	64,318
レバレッジ・エクスポージャーの総額	\$ 2,406,286	\$ 2,492,636
補完的レバレッジ比率	6.44%	5.94%

(1) シティの補完的レバレッジ比率（完全実施基準）は、非GAAP財務項目です。

(2) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

(3) 当四半期の貸借対照表上の資産の一日の平均を表します。

(4) 当四半期の各月末現在において算出された一定のオフバランスのエクスポージャーの平均を表します。

(5) 米国のバーゼル に関する規則に基づき、銀行機関は、売却クレジット・デリバティブの有効な想定金額を、一定の条件が満たされた場合に認められるエクスポージャーのネットティングを行った上でTLEに含めることが要求されています。

(6) レポ取引等は、レポ取引またはリバース・レポ取引および有価証券貸借取引を含みます。

米国のバーゼル に関する規則が完全実施されたと仮定した場合の、シティバンク、エヌ・エイの2015年度第1四半期の補完的レバレッジ比率は、6.6パーセントでした。これに対し、2014年度第4四半期の試算は6.2パーセントでした。前四半期比で比率が上昇したのは、主に四半期における純利益の計上およびDTAの使用によるTier 1 資本の増加のほか、レバレッジ・エクスポージャーの総額の全体的な削減によるものですが、シティバンク、エヌ・エイからその親会社であるシティコープに対して支払われた現金配当（これは、その後シティグループに送金されました。）により一部相殺されました。

自己資本規制基準の進展

第3の柱の開示要件の修正

2015年1月、バーゼル委員会は、バーゼル枠組みに基づく「第3の柱」の開示要件の修正版を公表しました。これは、以前の第3の柱の基準に取って代わるものです。これらの第3の柱の修正は、主に、銀行機関の開示の一貫性および比較可能性を向上させることを意図しています。要求される開示の表示階層は、それぞれ、一定の定量的情報に関する規範的な固定の様式の雛形のほか、一定の定量的および定性的情報に関する柔軟な雛形および表で構成されます。さらに、要求される開示の頻度は、四半期ごと、半期ごとおよび1年ごとのうち、開示要件の性質によって異なります。銀行機関は、2016会計年度末の財務諸表と同時に開示が公表されるよう、修正された第3の柱の要件を遵守しなければなりません。シティは、現在、米国のバーゼルに関する規則に基づく先進的アプローチの開示要件の対象となっていますが、この要件は、バーゼル委員会による第3の柱の開示要件の修正により、米国の銀行監督機関によって今後修正される可能性があります。

信用リスクに関する標準的アプローチの修正

2014年12月、バーゼル委員会は、信用リスク加重資産を算出する際の標準的アプローチに対するさまざまな修正を提案する市中協議文書を公表しました。提案されたとおり、修正された標準的アプローチは、信用リスク加重資産方法の精度およびリスク感応度を強化し、類似のエクスポージャーの定義および取扱いについて、標準的アプローチと内部格付けに基づくアプローチとの間の比較可能性を高めることを目指しています。修正された標準的アプローチでは、外部の信用格付けへの依存度も低下し、代替的なリスク要因がリスクの区別において有意義な役割を果たす可能性があります。米国の銀行監督機関は、今後、バーゼル委員会が採択した修正に基づき、米国のバーゼルに関する規則に基づく標準的アプローチを修正する可能性があります。

有形普通株式株主資本、1株当たり有形純資産額および1株当たり純資産額

シティの現在の定義に基づく有形普通株式株主資本（以下「TCE」といいます。）は、のれんおよびその他の無形資産（MSRを除きます。）を控除した普通株主資本です。他の企業では、シティグループと異なる方法でTCEを算出していることもあります。TCEおよび1株当たり有形純資産額は非GAAP財務指標です。

（単位：百万ドルまたは百万株（1株当たりの金額を除きます。））	2015年3月31日	2014年12月31日 ⁽¹⁾
シティグループ株主持分合計	\$ 214,620	\$ 210,185
控除：優先株式	11,968	10,468
普通株主資本	\$ 202,652	\$ 199,717
控除：無形資産：		
のれん	23,150	23,592
その他無形資産（MSRを除きます。）	4,244	4,566
売却目的保有資産に関するのれん		
およびその他の無形資産（MSRを除きます。）	297	71
有形普通株式株主資本（TCE）	\$ 174,961	\$ 171,488
普通株式残高（CS0）	3,034.1	3,023.9
1株当たり有形純資産額（TCE / CS0）	\$ 57.66	\$ 56.71
1株当たり純資産額（普通株主資本 / CS0）	\$ 66.79	\$ 66.05

(1) 当期の表示に合わせて、LIHTC投資に関するASU第2014-01号の遡及適用を反映するために修正されています。

[前へ](#) [次へ](#)

グローバル・リスクの管理

シティグループは、効果的なリスク管理がシティグループの事業全体にとって最も重要な事項であると考えています。したがって、シティのリスク管理プロセスは、シティが事業を行う上で負う主要なリスクを監視し、評価し、管理するように設計されています。これらのリスクは、通常、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスクならびにカントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスクに分類されますが、かかる種類のリスクすべてに、コンプライアンス・リスクが認められます。

シティグループのリスク管理の枠組みは、リスクに係る事業の所有および説明責任と、明確に区分し独立したリスク管理の監督および責任との間でバランスをとるように設計されています。さらに、シティのリスク管理体制は、事業、地域および主要な商品の3つの側面にわたるリスク管理を促進できるように構成されています。

シティのリスク管理プログラムおよびリスク管理体制の詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」および「リスク要因」をご参照ください。

信用リスク

シティの信用リスク管理、測定およびストレス・テストを含む信用リスクの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「信用リスク」をご参照ください。

貸出金の残高

(単位: 百万ドル (比率を除きます。))	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期
個人向け貸出金					
米国内店					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 92,005	\$ 96,533	\$ 101,583	\$ 103,905	\$ 106,904
割賦、リボルビング信用およびその他	4,861	14,450	13,350	13,192	12,951
カード	105,378	112,982	108,314	109,138	107,947
商工業貸出金	6,532	5,895	6,870	6,972	6,884
リース金融	-	-	-	-	-
	\$ 208,776	\$ 229,860	\$ 230,117	\$ 233,207	\$ 234,686
米国外店					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 50,970	\$ 54,462	\$ 56,099	\$ 57,291	\$ 56,118
割賦、リボルビング信用およびその他	31,396	31,128	34,270	34,560	33,409
カード	28,681	32,032	32,410	34,252	35,683
商工業貸出金	21,992	22,561	23,393	24,916	24,575
リース金融	546	609	678	735	736
	\$ 133,585	\$ 140,792	\$ 146,850	\$ 151,754	\$ 150,521
個人向け貸出金合計	\$ 342,361	\$ 370,652	\$ 376,967	\$ 384,961	\$ 385,207
前受収益	(655)	(682)	(649)	(616)	(546)
個人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 341,706	\$ 369,970	\$ 376,318	\$ 384,345	\$ 384,661
法人向け貸出金					
米国内店					
商工業貸出金	\$ 37,537	\$ 35,055	\$ 36,516	\$ 36,293	\$ 36,120
金融機関貸出金	36,054	36,272	31,916	29,195	27,888
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	33,145	32,537	32,285	31,417	29,888
割賦、リボルビング信用およびその他	29,267	29,207	30,378	32,646	34,219
リース金融	1,755	1,758	1,737	1,668	1,662
	\$ 137,758	\$ 134,829	\$ 132,832	\$ 131,219	\$ 129,777
米国外店					
商工業貸出金	\$ 81,426	\$ 79,239	\$ 80,304	\$ 82,945	\$ 83,134
金融機関貸出金	32,210	33,269	35,854	40,541	39,543
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	6,311	6,031	6,243	6,309	6,301
割賦、リボルビング信用およびその他	19,687	19,259	20,151	20,095	18,655
リース金融	322	356	396	430	454
政府および公共機関貸出金	2,174	2,236	2,264	2,176	2,256
	\$ 142,130	\$ 140,390	\$ 145,212	\$ 152,496	\$ 150,343
法人向け貸出金合計	\$ 279,888	\$ 275,219	\$ 278,044	\$ 283,715	\$ 280,120
前受収益	(540)	(554)	(536)	(556)	(560)
法人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 279,348	\$ 274,665	\$ 277,508	\$ 283,159	\$ 279,560
貸出金合計(前受収益控除後)	\$ 621,054	\$ 644,635	\$ 653,826	\$ 667,504	\$ 664,221
貸倒引当金(実行済み貸出分)	(14,598)	(15,994)	(16,915)	(17,890)	(18,923)
貸出金合計(前受収益および貸倒引当金控除後)	\$ 606,456	\$ 628,641	\$ 636,911	\$ 649,614	\$ 645,298
貸出金合計に対する貸倒引当金の割合(前受収益控除後)⁽²⁾	2.38%	2.50%	2.60%	2.70%	2.87%
個人向け貸出金合計に対する個人向け貸倒引当金の割合(前受収益控除後)⁽²⁾					
3.55%	3.68%	3.87%	4.04%	4.29%	
法人向け貸出金合計に対する法人向け貸倒引当金の割合(前受収益控除後)⁽²⁾					
0.91%	0.89%	0.86%	0.85%	0.90%	

(1) 主として不動産を担保とする貸出金。

(2) すべての期間において、公正価値で計上される貸出金が除外されています。

貸倒損失実績の詳細

(単位：百万ドル(比率を除きます。))	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期
期首貸倒引当金	\$ 15,994	\$ 16,915	\$ 17,890	\$ 18,923	\$ 19,648
貸倒引当金繰入額					
個人向け	\$ 1,661	\$ 1,660	\$ 1,605	\$ 1,669	\$ 1,759
法人向け	94	221	(30)	(90)	34
	\$ 1,755	\$ 1,881	\$ 1,575	\$ 1,579	\$ 1,793
貸倒損失(総額)					
個人向け					
米国内店	\$ 1,596	\$ 1,588	\$ 1,595	\$ 1,756	\$ 1,841
米国外店	839	976	948	1,009	968
法人向け					
米国内店	10	45	9	14	8
米国外店	13	118	34	33	166
	\$ 2,458	\$ 2,727	\$ 2,586	\$ 2,812	\$ 2,983
債権の回収 ⁽¹⁾					
個人向け					
米国内店	\$ 296	\$ 242	\$ 232	\$ 356	\$ 292
米国外店	173	223	196	231	223
法人向け					
米国内店	12	7	18	22	18
米国外店	20	7	43	14	11
	\$ 501	\$ 479	\$ 489	\$ 623	\$ 544
正味貸倒損失					
米国内店	\$ 1,298	\$ 1,384	\$ 1,354	\$ 1,392	\$ 1,539
米国外店	659	864	743	797	900
合計	\$ 1,957	\$ 2,248	\$ 2,097	\$ 2,189	\$ 2,439
その他 - 正味 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾	\$ (1,194)	\$ (554)	\$ (453)	\$ (423)	\$ (79)
期末貸倒引当金	\$ 14,598	\$ 15,994	\$ 16,915	\$ 17,890	\$ 18,923
貸倒引当金が貸出金合計に占める割合 ⁽⁸⁾	2.38%	2.50%	2.60%	2.70%	2.87%
未実行貸出約定に関する引当金 ⁽⁹⁾	\$ 1,023	\$ 1,063	\$ 1,140	\$ 1,176	\$ 1,202
貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金合計	\$ 15,621	\$ 17,057	\$ 18,055	\$ 19,066	\$ 20,125
正味個人向け貸倒損失	\$ 1,966	\$ 2,098	\$ 2,115	\$ 2,178	\$ 2,294
平均個人向け貸出金に占める割合	2.22%	2.23%	2.21%	2.27%	2.41%
正味法人向け貸倒損失(回収)	\$ (9)	\$ 150	\$ (18)	\$ 11	\$ 145
平均法人向け貸出金に占める割合	(0.01)%	0.21%	(0.03)%	0.02%	0.22%
期末貸倒引当金 ⁽¹⁰⁾					
シティコープ	\$ 10,976	\$ 11,142	\$ 11,582	\$ 12,139	\$ 12,524
シティ・ホールディングス	3,622	4,852	5,333	5,751	6,399
シティグループ合計	\$ 14,598	\$ 15,994	\$ 16,915	\$ 17,890	\$ 18,923
種類別引当金					
個人向け	\$ 12,122	\$ 13,605	\$ 14,575	\$ 15,520	\$ 16,451
法人向け	2,476	2,389	2,340	2,370	2,472
シティグループ合計	\$ 14,598	\$ 15,994	\$ 16,915	\$ 17,890	\$ 18,923

- (1) 回収は、回収についての取組みが成功した場合のみに発生する一定の回収費用が減額されています。
- (2) 買収、処分、証券化、外貨換算、取得原価の配分に伴う調整等による引当金の変動等、貸倒引当金に対するすべての調整が含まれます。
- (3) 2015年度第1四半期には、様々な貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有（以下「HFS」といいます。）への振替えに伴う約10億ドルの減少が含まれます。この中には不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う281百万ドルの減少が含まれます。さらに2015年度第1四半期には、外貨換算に伴う約145百万ドルの減少が含まれます。
- (4) 2014年度第4四半期には、様々な貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約250百万ドルの減少が含まれます。この中には不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う194百万ドルの減少が含まれます。さらに2014年度第4四半期には、外貨換算に伴う約282百万ドルの減少が含まれます。
- (5) 2014年度第3四半期には、様々な貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約259百万ドルの減少が含まれます。この中には不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う151百万ドルの減少および様々なヨーロッパ・中東・アフリカ貸出金ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約108百万ドルの減少が含まれます。さらに2014年度第3四半期には、外貨換算に伴う約181百万ドルの減少が含まれます。
- (6) 2014年度第2四半期には、様々な貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約480百万ドルの減少が含まれます。この中には、ギリシャにおける事業のHFSへの振替えに伴う約204百万ドル、スペインにおける事業のHFSへの振替えに伴う約177百万ドルおよびホンジュラスにおける事業のHFSへの振替えに伴う約29百万ドル、ならびに不動産ローン・ポートフォリオのHFSへの振替えに伴う約66百万ドルの減少が含まれます。これらの金額は、引当金残高全体の外貨換算によって一部相殺されています。
- (7) 2014年度第1四半期には、様々な貸出金ポートフォリオの売却またはHFSへの振替えに伴う約79百万ドルの減少が含まれます。
- (8) 2015年3月31日現在66億ドル、2014年12月31日現在59億ドル、2014年9月30日現在44億ドル、2014年6月30日現在48億ドル、および2014年3月31日現在57億ドルの、公正価値で計上された貸出金を除きます。
- (9) 連結貸借対照表のその他負債に計上されている未実行貸出約定および信用状に対する追加の貸倒引当金を表しています。
- (10) 貸倒引当金は、経営陣の最善の予測によるポートフォリオに内在する予想損失ならびに個々に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラクチャリングに関連する予想損失を表しています。有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」-「重要な会計方針および重要な見積り」および「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する予想貸倒損失を吸収するために利用することができます。

貸倒引当金

次表は、2015年3月31日現在および2014年12月31日現在の、シティの貸倒引当金、貸出金およびカバレッジ比率に関する情報の詳細を表しています。

2015年3月31日			
(単位：十億ドル(比率を除きます。))	貸倒引当金	貸出金 (前受収益控除後)	引当金の貸出金に 占める割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 4.8	\$ 106.0	4.5%
北米抵当貸付 ⁽³⁾⁽⁴⁾	3.2	91.4	3.5
北米その他	0.5	12.9	4.0
米国外カード	1.6	25.3	6.3
米国外その他 ⁽⁵⁾	2.0	106.1	1.9
個人向け合計	\$ 12.1	\$ 341.7	3.5%
法人向け合計	2.5	279.4	0.9
シティグループ合計	\$ 14.6	\$ 621.1	2.4%

- (1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。
- (2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金48億ドルは、約16ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (3) 32億ドルのうち、約31億ドルがシティ・ホールディングスの北米抵当貸付に配分されました。貸倒引当金32億ドルは、(北米抵当貸付合計およびシティ・ホールディングスの北米抵当貸付の両方について)約50ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (4) 貸倒引当金32億ドルのうち、約11億ドルおよび約21億ドルがそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に従って決定されています。貸出金914億ドルのうち、約788億ドルおよび約123億ドルの貸出金がそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に従って評価されています。詳細については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。
- (5) 抵当貸付およびその他のリテール貸出金が含まれます。

2014年12月31日			
(単位：十億ドル(比率を除きます。))	貸倒引当金	貸出金 (前受収益控除後)	引当金の貸出金に 占める割合 ⁽¹⁾
北米カード ⁽²⁾	\$ 4.9	\$ 114.0	4.3%
北米抵当貸付 ⁽³⁾⁽⁴⁾	3.7	95.9	3.9
北米その他	1.2	21.6	5.6
米国外カード	1.9	31.5	6.0
米国外その他 ⁽⁵⁾	1.9	106.9	1.8
個人向け合計	\$ 13.6	\$ 369.9	3.7%
法人向け合計	2.4	274.7	0.9
シティグループ合計	\$ 16.0	\$ 644.6	2.5%

- (1) 貸出金に対する引当金の割合からは、公正価値で計上される貸出金が除外されています。
- (2) シティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスの両方が含まれます。貸倒引当金49億ドルは、約15ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (3) 37億ドルのうち、約35億ドルがシティ・ホールディングスの北米抵当貸付に配分されました。貸倒引当金37億ドルは、(北米抵当貸付合計およびシティ・ホールディングスの北米抵当貸付の両方について)約53ヶ月分の正味貸倒損失引当可能金額に相当していました。
- (4) 貸倒引当金37億ドルのうち、約12億ドルおよび約25億ドルがそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に従って決定されています。貸出金959億ドルのうち、約804億ドルおよび約152億ドルの貸出金がそれぞれ、ASC 450-20およびASC 310-10-35(不良債権のリストラクチャリング)に従って評価されています。詳細については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。
- (5) 抵当貸付およびその他のリテール貸出金が含まれます。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産ならびに再調整貸出金

以下には、シティの「未収利息非計上貸出金および不稼動資産」ならびに「再調整貸出金」に関する情報が含まれています。これらの分類において、一部の金額が重複しています。以下は、各分類の一般的な説明を記載した要約です。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産：

- ・法人向けおよび個人向け（商業市場）貸出金の未収利息非計上への区分は、元利金が支払われない可能性があるという判断に基づいています。
- ・個人向け貸出金の未収利息非計上への区分は、一般的に、時間経過、つまり、借り手の支払が延滞しているか否かに基づいています。
- ・米国破産法第7章に基づく破産を通じて免除された規制の対象となる銀行事業体における抵当貸付は、連邦住宅局（FHA）付保貸出金を除き、未収利息非計上貸出金に分類されます。米国破産法第7章に基づく破産を通じて免除された銀行外における抵当貸付は、90日以上延滞した時点で未収利息非計上貸出金に分類されます。また、規制の対象となる銀行事業体におけるホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上延滞している場合、未収利息非計上貸出金に分類されます。
- ・北米のシティブランドのカードおよびシティ・リテール・サービスは、業界の基準では、クレジットカード・ローンは償却される（通常約定返済日から180日延滞した時点で行われます。）まで未収利息を計上するため、含まれません。

再調整貸出金：

- ・不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）で条件が変更された法人向けおよび個人向け双方の貸出金が含まれます。
- ・未収利息計上および未収利息非計上の双方のTDRが含まれます。

未収利息非計上貸出金および不稼動資産

次表は、表示期間におけるシティグループの未収利息非計上貸出金を要約したものです。未収利息非計上貸出金は、利払いが継続している可能性があります。最終的に未払いの元本の一部しか回収できないとシティが合理的に予測する場合には、受領した支払額の全額が受取利息ではなく元本の減少として反映されます。その他すべての未収利息非計上貸出金については、現金による利息の受領は、一般的に収益として計上されます。

未収利息非計上貸出金

(単位：百万ドル)	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2014年 9月30日	2014年 6月30日	2014年 3月31日
シティコープ	\$ 2,789	\$ 3,011	\$ 3,358	\$ 3,226	\$ 3,751
シティ・ホールディングス	3,965	4,096	4,264	4,707	4,897
未収利息非計上貸出金合計	\$ 6,754	\$ 7,107	\$ 7,622	\$ 7,933	\$ 8,648
法人向け未収利息非計上貸出金 ⁽¹⁾					
北米	\$ 347	\$ 321	\$ 365	\$ 367	\$ 689
ヨーロッパ・中東・アフリカ	287	267	322	363	461
ラテンアメリカ	376	416	481	288	186
アジア	151	179	182	200	284
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 1,161	\$ 1,183	\$ 1,350	\$ 1,218	\$ 1,620
シティコープ	\$ 1,108	\$ 1,126	\$ 1,290	\$ 1,150	\$ 1,528
シティ・ホールディングス	53	57	60	67	92
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 1,161	\$ 1,183	\$ 1,350	\$ 1,217	\$ 1,620
個人向け未収利息非計上貸出金 ⁽¹⁾					
北米	\$ 4,192	\$ 4,412	\$ 4,546	\$ 4,915	\$ 5,139
ラテンアメリカ	1,086	1,188	1,364	1,386	1,466
アジア ⁽²⁾	315	324	362	415	423
個人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 5,593	\$ 5,924	\$ 6,272	\$ 6,716	\$ 7,028
シティコープ	\$ 1,681	\$ 1,885	\$ 2,068	\$ 2,076	\$ 2,223
シティ・ホールディングス	3,912	4,039	4,204	4,640	4,805
個人向け未収利息非計上貸出金合計	\$ 5,593	\$ 5,924	\$ 6,272	\$ 6,716	\$ 7,028

(1) 一般的に利息が繰り延べられている取得不良貸出債権が除外されています。これらの貸出債権の簿価は、2015年3月31日現在398百万ドル、2014年12月31日現在421百万ドル、2014年9月30日現在493百万ドル、2014年6月30日現在575百万ドルおよび2014年3月31日現在632百万ドルでした。

(2) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。

2015年度第1四半期におけるシティグループの未収利息非計上貸出金の変動は以下のとおりでした。

2015年度第1四半期

(単位：百万ドル)	法人	個人	合計
期首未収利息非計上貸出金	\$ 1,183	\$ 5,924	\$ 7,107
増加	196	1,856	2,052
売却および売却目的保有への振替え	(36)	(614)	(650)
正常貸出金への回復	(11)	(326)	(337)
一部返済 / 決済	(139)	(307)	(446)
貸倒償却額	(18)	(871)	(889)
その他	(14)	(69)	(83)
期末残高	\$ 1,161	\$ 5,593	\$ 6,754

次表は、表示期間におけるシティグループのその他保有不動産（以下「OREO」といいます。）資産の概要です。
これは、差押えまたはその他の法的手続によって取得したすべての不動産の、シティが担保物件の所有権を得た時点の簿価を表しています。

(単位：百万ドル（比率を除きます。）)	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2014年 9月30日	2014年 6月30日	2014年 3月31日
OREO ⁽¹⁾					
シティコープ	\$ 103	\$ 92	\$ 86	\$ 95	\$ 96
シティ・ホールディングス	172	168	296	306	314
OREO合計	\$ 275	\$ 260	\$ 382	\$ 401	\$ 410
北米	\$ 221	\$ 195	\$ 303	\$ 293	\$ 305
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1	8	18	44	50
ラテンアメリカ	48	47	49	49	50
アジア	5	10	12	15	5
OREO合計	\$ 275	\$ 260	\$ 382	\$ 401	\$ 410
不稼働資産 - シティグループ合計					
法人向け未収利息非計上貸出金	\$ 1,161	\$ 1,183	\$ 1,350	\$ 1,218	\$ 1,620
個人向け未収利息非計上貸出金	5,593	5,924	6,272	6,716	7,028
未収利息非計上貸出金（NAL）	\$ 6,754	\$ 7,107	\$ 7,622	\$ 7,934	\$ 8,648
OREO	\$ 275	\$ 260	\$ 382	\$ 401	\$ 410
不稼働資産（NAA）	\$ 7,029	\$ 7,367	\$ 8,004	\$ 8,335	\$ 9,058
貸出金合計に対するNALの割合	1.09%	1.10%	1.17%	1.19%	1.30%
資産合計に対するNAAの割合	0.38	0.40	0.43	0.44	0.48
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽²⁾	216	225	222	225	219

	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2014年 9月30日	2014年 6月30日	2014年 3月31日
不稼働資産 - シティコープ合計					
未収利息非計上貸出金（NAL）	\$ 2,789	\$ 3,011	\$ 3,358	\$ 3,226	\$ 3,751
OREO	103	92	86	95	96
不稼働資産（NAA）	\$ 2,892	\$ 3,103	\$ 3,444	\$ 3,321	\$ 3,847
資産合計に対するNAAの割合	0.17%	0.18%	0.20%	0.19%	0.22%
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽²⁾	394	370	345	376	334
不稼働資産 - シティ・ホールディングス合計					
未収利息非計上貸出金（NAL）	\$ 3,965	\$ 4,096	\$ 4,264	\$ 4,707	\$ 4,897
OREO	172	168	296	306	314
不稼働資産（NAA）	\$ 4,137	\$ 4,264	\$ 4,560	\$ 5,013	\$ 5,211
資産合計に対するNAAの割合	3.39%	3.31%	3.33%	3.39%	3.45%
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽²⁾	91	118	125	122	131

- (1) 2014年度第4四半期においては、特定の政府保証抵当貸付を差押えに際してその他特別の債権として計上することを定めた、ASU 2014-14の適用に関連した130百万ドルの減少が反映されています。過年度については修正されていません。詳細については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (2) 貸倒引当金にはシティのクレジットカード・ポートフォリオに関する引当金および取得不良貸出債権に関する引当金が含まれますが、クレジットカード残高（一部の米国外ポートフォリオを除きます。）および取得不良貸出債権は償却されるまで未収利息を計上し続けるため、未収利息非計上貸出金には含まれません。

再調整貸出金

次表はTDRにおいて条件変更がなされたシティの貸出金を示しています。

(単位: 百万ドル)	2015年 3月31日	2014年 12月31日
法人向け再調整貸出金⁽¹⁾		
米国内店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 10	\$ 12
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	104	106
その他	301	316
	\$ 415	\$ 434
米国外店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 78	\$ 105
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	1	1
その他	35	39
	\$ 114	\$ 145
法人向け再調整貸出金合計	\$ 529	\$ 579
個人向け再調整貸出金⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾		
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽⁸⁾	\$ 12,550	\$ 15,514
カード	1,629	1,751
割賦およびその他	83	580
	\$ 14,262	\$ 17,845
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金	\$ 687	\$ 695
カード	620	656
割賦およびその他	554	586
	\$ 1,861	\$ 1,937
個人向け再調整貸出金合計	\$ 16,123	\$ 19,782

- (1) 上記の不稼働資産の表に含まれる2015年3月31日現在166百万ドルおよび2014年12月31日現在135百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。
- (2) 2015年3月31日現在、TDRとして反映されている条件変更に加え、シティは、米国内店において15百万ドルおよび米国外店において19百万ドルの商業貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件変更を行いました。これらの条件変更には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。
- (3) 2015年3月31日現在、TDRとして反映されている条件変更に加え、シティは、米国内店において22百万ドルの商業不動産貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件変更を行いました。これらの条件変更には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。
- (4) 上記の不稼働資産の表に含まれる2015年3月31日現在3,204百万ドルおよび2014年12月31日現在3,132百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。
- (5) 2015年3月31日現在161百万ドルおよび2014年12月31日現在124百万ドルの商業不動産貸出金を含みます。
- (6) 2015年3月31日現在174百万ドルおよび2014年12月31日現在184百万ドルのその他の商業貸出金を含みます。
- (7) 小口で均質な貸出金はシティのリスク管理システムから算出したものです。
- (8) 2015年度第1四半期の減少には、売却されたか、または売却目的保有に振り替えられたTDRに関連する2,683百万ドルが含まれます。

北米個人向け抵当貸付

概要

シティの北米個人向け抵当貸付ポートフォリオには、第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローンの両方があります。2015年3月31日現在、シティの北米個人向け抵当貸付ポートフォリオは914億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は959億ドル）でした。このうち第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオは643億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は678億ドル）、ホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオは271億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は281億ドル）でした。2015年3月31日現在、第1順位抵当貸付のうち298億ドルはシティ・ホールディングスにて計上され、残りの345億ドルはシティコープにて計上されました。2015年3月31日現在、ホーム・エクイティ・ローンのうち238億ドルはシティ・ホールディングスにて計上され、残りの33億ドルはシティコープにて計上されました。シティの表明および保証に係る買戻しに関する引当金等、シティの北米個人向け抵当貸付ポートフォリオの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3事業の状況、4 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「信用リスク」-「北米個人向け抵当貸付」をご参照ください。

シティの第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオには、2015年3月31日現在、FHAの保険または退役軍人省（以下「VA」といいます。）の保証付貸出金37億ドルが含まれていました。これに対し、2014年12月31日現在は52億ドルでした。前四半期比での減少は、主に、売却された、または売却保有目的に振り替えられたFHAの保険付抵当貸付約14億ドルによるものでした。

2015年3月31日現在、シティの北米第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオには、現在、支払期間についての未収利息のみで構成される支払または利息のみの支払が義務付けられている、変動金利抵当貸付約34億ドルが含まれていました。これに対し、2014年12月31日現在は約38億ドルでした。

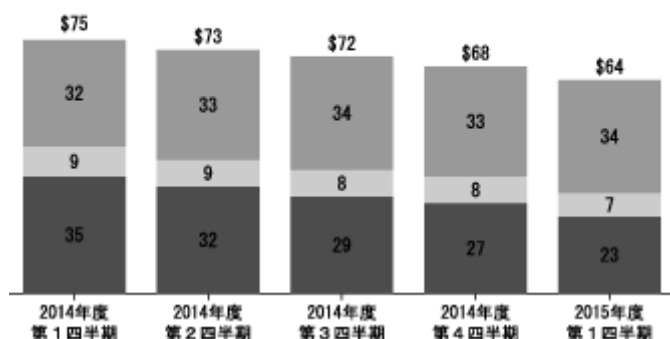
北米個人向け抵当貸付の四半期毎の傾向 - 正味貸倒損失および延滞債権 - 第1順位住宅抵当貸付

次のグラフは、シティグループの北米第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオの与信動向を四半期毎に詳細に示しています。

北米第1順位住宅抵当貸付 - 期末貸出金

（単位：十億ドル）

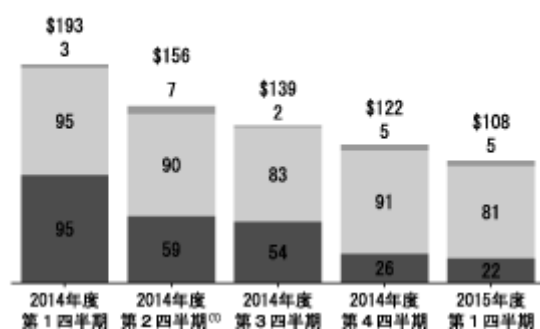
■ シティ・ホールディングス-CMI □ シティ・ホールディングス-CFNA
■ シティコープ



北米第1順位住宅抵当貸付 - 正味貸倒損失

(単位: 百万ドル)

■ シティ・ホールディングス-CMI □ シティ・ホールディングス-CFNA
 ■ シティコープ



	2014年度 第1四半期	2014年度 第2四半期 ⁽¹⁾	2014年度 第3四半期	2014年度 第4四半期	2015年度 第1四半期
正味貸倒損失 (NCL) 合計	1.0%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%
シティ・ホールディングスCMI	1.1%	0.7%	0.7%	0.4%	0.3%
シティ・ホールディングスCFNA	4.4%	4.2%	4.0%	4.6% ⁽²⁾	4.5%
シティ・ホールディングス合計	1.8%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%
シティコープ	0.0%	0.1%	0.0%	0.05%	0.06%
S&P / ケース・シラー全米住宅					
価格指数 ⁽³⁾	12.3%	8%	4.8%	4.5%	4.6% ⁽⁴⁾

注: CMIは、シティモーゲージが組成した貸出金を指します。CFNAは、シティフィナンシャルが組成した貸出金を指します。四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(1) 2014年度第2四半期からは、シティモーゲージにおける約58百万ドルの回収額が除外されています。

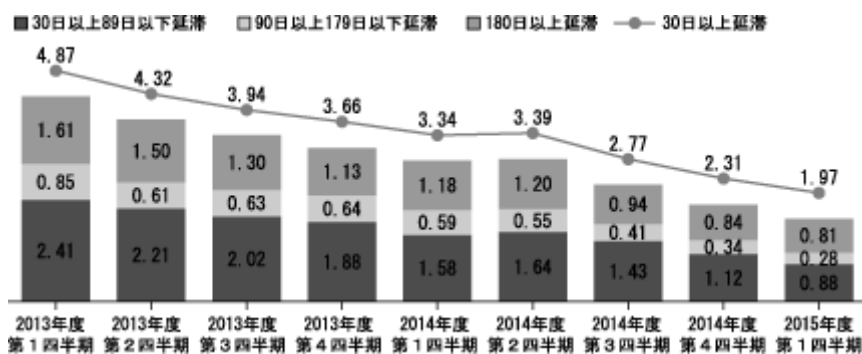
(2) ポートフォリオの長期保有化および損失軽減のための取組みによる、2014年度第4四半期におけるシティフィナンシャルの第1順位住宅抵当貸付損失の増加。

(3) S&P / ケース・シラー全米住宅価格指数における前年同期比での変化。

(4) 2015年1月現在の前年同期比での変化。

北米第1順位住宅抵当貸付延滞債権 - シティ・ホールディングス

(単位:十億ドル)



注:延滞日数には、()米国政府系機関が保証する米国抵当貸付(損失リスクの大半が米国機関にあるため)および()公正価値で計上される貸出金は含まれません。四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

2015年度第1四半期中、第1順位住宅抵当貸付の信用実績(正味貸倒損失および延滞債権)は、引き続き改善しました。2015年度第1四半期中の正味貸倒損失の減少は、与信、住宅価格指数(以下「HPI」といいます。)、経済環境の全体的かつ継続的な改善および(下記に記載する)継続的な管理活動によるものです。

シティフィナンシャルが組成した第1順位住宅抵当貸付は、シティフィナンシャルの借り手が、シティモーゲージの借り手と比べて、不動産価値に占める貸付金の比率(以下「LTV比率」といいます。)が高く、FICO(フェア・アイザック・コーポレーション)スコアが低くなる傾向にあるため、高い正味貸倒損失率(2015年度第1四半期現在、シティモーゲージの0.3パーセントと比較して、4.5パーセントでした。)を示しています。さらに、シティフィナンシャルの第1順位住宅抵当貸付は、地理的に非常に広範に分布しており、抵当貸付の市場環境がそれぞれ異なるため、HPIの全般的な改善に遅れをとる傾向があります。

継続的な管理活動(主に資産売却および貸出金の売却保有目的への振替えを含みます。)ならびに、それより程度は下回るものの、貸出金の条件変更が、シティ・ホールディングスの第1順位住宅抵当貸付に係る全体的な延滞債権が2015年度第1四半期中に改善した主な要因です。2015年度第1四半期中、シティは、延滞している第1順位住宅抵当貸付約2億ドルを売却または売却保有目的に振り替えました(これに対し、2014年度第4四半期は6億ドルでした。)。四半期毎の信用実績は、延滞貸出金の売却の量(または重要な売却がないこと)およびHPIならびに金利の上昇により引き続き影響を受ける可能性があります。

[前へ](#)

[次へ](#)

北米第1順位住宅抵当貸付 - 州毎の延滞傾向

次表は、2015年3月31日現在および2014年12月31日現在、シティグループ合計について、シティの第1順位住宅抵当貸付が最も集中する6つの州および/または地域を示したものです。

(単位：十億ドル(比率を除きます。))

州 ⁽¹⁾	2015年3月31日						2014年12月31日					
	ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上 延滞貸出金	LTV比率 100%超 ⁽³⁾	更新後 FICO		ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上 延滞貸出金	LTV比率 100%超 ⁽³⁾	更新後 FICO	
カリフォルニア	\$ 18.7	32%	0.4%	1%	748		\$ 18.9	31%	0.6%	2%	745	
ニューヨーク / ニュージャージー / コネティカット ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	12.4	21	1.5	2	743		12.2	20	1.9	2	740	
バージニア / メリーランド	2.8	5	2.6	8	699		3.0	5	2.9	8	697	
フロリダ ⁽⁴⁾	2.6	5	2.7	12	702		2.8	5	3.0	14	700	
テキサス	2.5	4	2.6	-	683		2.5	4	2.7	-	680	
イリノイ ⁽⁴⁾	2.4	4	2.3	11	718		2.5	4	2.5	9	713	
その他	16.8	29	3.2	7	679		18.2	31	3.4	7	676	
合計	\$ 58.2	100%	1.8%	4%	718		\$ 60.1	100%	2.1%	4%	715	

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(1) 地域内でHPIが類似しているというシティの見解に基づき、一部の州は地域の一部に含まれています。

(2) 期末正味受取債権。カナダおよびプエルトリコにおける貸出金、米国政府機関が保証する貸出金、公正価値で計上される貸出金ならびにLTSCに服する貸出金を除きます。FICOまたはLTV比率のデータが入手不可能な残高を除きます。

(3) LTV比率（貸付残高を評価額で除して計算します。）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。

(4) ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネティカット州、フロリダ州およびイリノイ州は司法州です。

(5) 前年同期比でのENRの増加は、シティコープにおける組成によるものでした。

差押え手続

シティの差押え物件の在庫の大部分は、第1順位住宅抵当貸付で構成されています。2015年3月31日現在、シティの差押え物件の在庫には、第1順位住宅抵当貸付ポートフォリオ合計の約5億ドル（0.8パーセント）が含まれていました。これに対し、2014年12月31日現在は6億ドル（0.9パーセント）でした（差押え物件の在庫に含まれる貸出金の期末正味受取債権のドル金額に基づきます。米国政府機関が保証する貸出金およびLTSCに服する貸出金を除きます。）。2015年度第1四半期中の減少は、主にシティモーゲージの貸出金が売却された、または売却目的保有に振り替えられたことによるものでした。

シティの差押え物件の在庫は、差押え手続に関する州および規制上の要件が依然として広範なこと（差押え手続のスケジュールを引き続き長期化させています。）から引き続き影響を受けています。貸出金の差押え手続を終了させるのにシティが要する平均的な期間は、従来水準よりも2倍から3倍長くなっており、司法州においては引き続きより顕著になっています。差押え手続中のシティの第1順位住宅抵当貸付は、かかる州に集中しています。2015年3月31日現在、シティの差押え物件の在庫合計のうち約20パーセントが2年超にわたって手続が行われている進行中の差押え物件でした。これに対し、2014年12月31日現在は約21パーセントでした。この低下は、主にシティモーゲージの貸出金が売却された、または売却目的保有に振り替えられたことによるものでした。

北米個人向け抵当貸付の四半期毎の傾向 - 正味貸倒損失および延滞債権 - ホーム・エクイティ・ローン

シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオには、固定金利ホーム・エクイティ・ローン、およびホーム・エクイティ与信枠に基づいて実行される貸出金の両方があります。固定金利ホーム・エクイティ・ローンは、完全分割償還がなされます。ホーム・エクイティ与信枠では、一定期間利払いのみで金銭を引き出すことができ、その後、引出し期間の終了時に、その時点で残存する金額が分割償還型貸出金に転換されます（リボルビング期間において利息のみが支払われるのは、本商品の業界全体における標準的な特徴です。）。転換後、ホーム・エクイティ・ローンは通常20年間にわたって元本の返済が行われます。

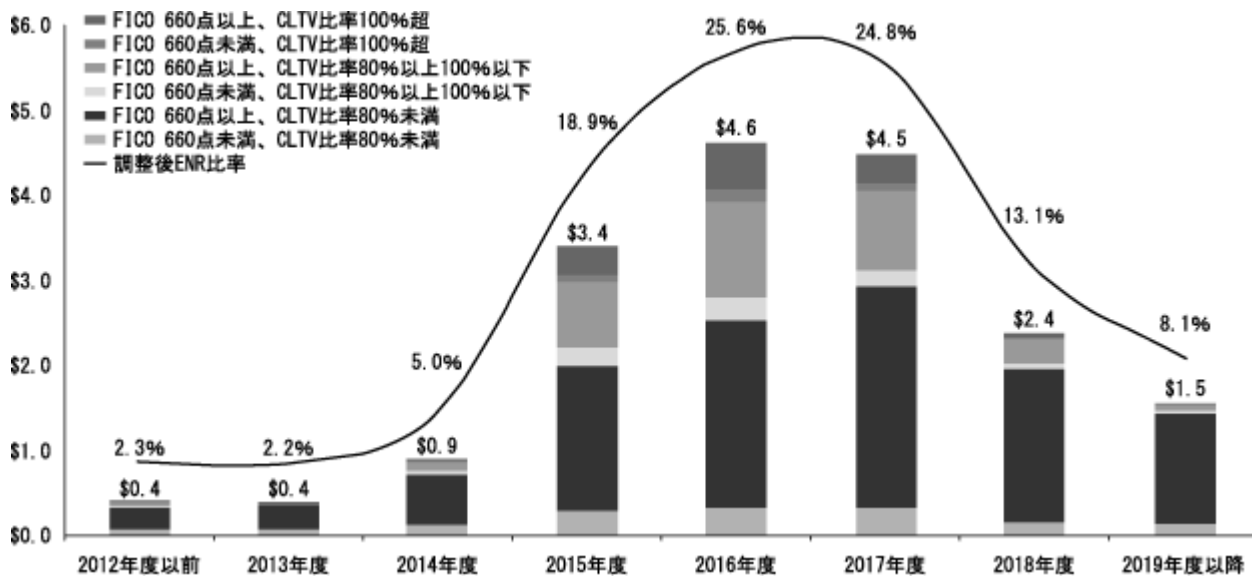
リボルビング・ホーム・エクイティ与信枠

2015年3月31日現在、シティのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ271億ドルには、まだリボルビング期間中であって返済が開始されていない、すなわち「リセット」していないホーム・エクイティ与信枠（以下「リボルビングHELOC」といいます。）約160億ドルが含まれていました。これに対し、2014年12月31日現在は167億ドルでした。下記のグラフは、シティのリボルビングHELOCポートフォリオに係るFICO、および不動産価値に占める貸付金の合算比率（以下「CLTV比率」といいます。）の特徴ならびにかかるHELOCがリセットする年を示しています。

北米ホーム・エクイティ与信枠償却 - シティグループ

リセット年度別期末受取債権（ENR）合計

（単位：十億ドル、2015年3月31日現在）



注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

シティのリボルビングHELOCのポートフォリオ合計の約12パーセントが、2015年3月31日現在元本の返済を開始していましたが（これに対し、2014年12月31日現在は10パーセントでした。）。残りのリボルビングHELOCのポートフォリオのうち、約76パーセントが2015年度の残りの期間から2017年度の間に元本の返済を開始する予定です。元本の返済を開始する前は、リボルビングHELOCの借り手は、その貸出金に対する利息のみを支払うことが求められます。元本の返済の際、これらの借り手は、利息（通常は変動金利）および元本の両方を支払うことが求められ、この元本は、典型的な30年間で分割償還ではなく、20年間で分割償還されます。この結果、リセットするリボルビングHELOCを利用するシティの顧客は、貸出金に対して要求される支払金額の大きさにより、「支払ショック」を経験する可能性があります。

この支払ショックがシティの延滞率および正味貸倒損失にどのような影響（もしあれば）を及ぼす可能性があるのかは明らかではありませんが、シティは、現在のところ、2015年度から2017年度の残りの期間中にリセットするリボルビングHELOCに係る毎月の貸出金返済額が、平均で約360ドル（180パーセント）増加する可能性があるの見積もっています。これらの貸出金のリセット後の金利が変動金利であることを鑑みると、金利の上昇によりこれらの返済額がさらに増加する可能性があります。2015年度の残りの期間から2017年度の間に元本の返済を開始するリボルビングHELOCについては、貸出金のうち約16億ドル（約13パーセント）は、2015年3月31日現在、CLTV比率が100パーセントを超えています。借り手の不動産価値に占める貸付金の比率の高さ、ならびにリファイナンス・オプションに係るコストおよび利用可能性により、これらの貸出金のリセットの開始に伴って、リボルビングHELOCをリファイナンスする借り手の能力が制限される可能性があります。

2015年3月31日現在元本の返済を開始している少数のリボルビングHELOCでは、元本の返済を行っているホーム・エクイティ・ローンのうち約6.2パーセントが30日以上延滞となっていました。これに対し、残存するホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオ合計（分割償還があるものとなないもの）では2.7パーセントでした。これに対し、2014年12月31日現在はそれぞれ、6.4パーセントおよび2.7パーセントでした。しかしながら、これらのリセットは、概して歴史的な低金利の期間に発生したため、シティは、このことが全体的な借り手に対する「支払ショック」を抑制した可能性が高いと考えています。

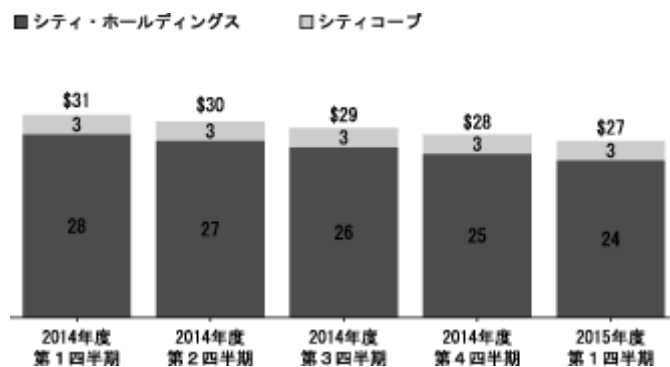
シティは、このリセット・リスクを引き続き緊密に監視し、貸倒引当金の決定に及ぶ可能性のある影響を引き続き考慮します。また、経営陣は、潜在的なリセット・リスクを相殺するための追加措置（リセット・リスクに関する情報提供を顧客に行うためのプログラムの策定、リセット・リスク軽減部門の設立およびリスクの高い借り手への積極的な接触等）を引き続き検討、実施します。リセット・リスクの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「リスク要因」-「信用リスクおよび市場リスク」もご参照ください。

正味貸倒損失および延滞債権

次のグラフは、シティの北米ホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオに関する四半期毎の与信動向を詳細に示したものです。

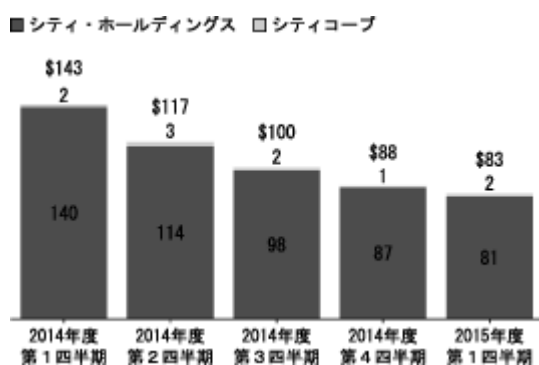
北米ホーム・エクイティ - 期末貸出金

(単位：十億ドル)



北米ホーム・エクイティ - 正味貸倒損失

(単位：百万ドル)

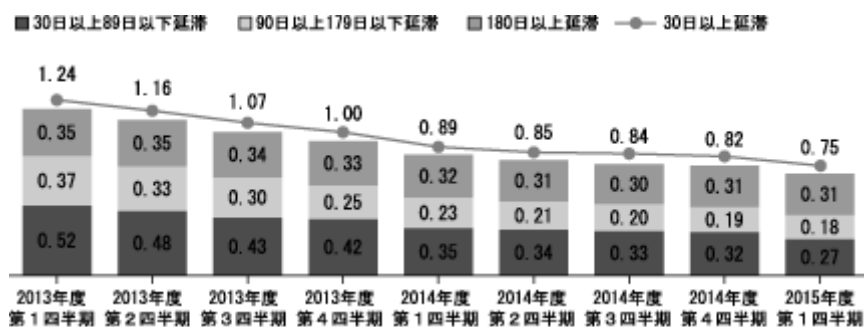


	2014年度 第1四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第4四半期	2015年度 第1四半期
正味貸倒損失 (NCL) 合計	1.9%	1.5%	1.3%	1.2%	1.2%
シティ・ホールディングス	2.0%	1.7%	1.5%	1.4%	1.3%
シティコープ	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

北米ホーム・エクイティ延滞債権 - シティ・ホールディングス

(単位：十億ドル)



注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

上記の表で示されているとおり、2015年度第1四半期中、ホーム・エクイティ・ローンの正味貸倒損失および延滞債権は改善しました。この改善は、主として清算および継続的な条件変更が行われたことによるものです。延滞ホーム・エクイティ・ローン売却する市場が限られており、ホーム・エクイティ・ローンに関する条件変更および条件変更プログラムの件数が比較的小さいため（「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記15をご参照ください。）、シティ・ホールディングスのホーム・エクイティ・ローン・ポートフォリオにおける延滞債権または正味貸倒損失を削減するシティの能力は、これらの貸出金の根本的な信用実績が悪化するか、リボルビングHELOCがリセットするか（上記で検討したとおりです。）またはその他の事由によるかを問わず、第1順位住宅抵当貸付と比較してより限定的になっています。

北米ホーム・エクイティ・ローン - 州毎の延滞傾向

次表は、2015年3月31日現在および2014年12月31日現在、シティグループ合計について、シティのホーム・エクイティ・ローンが最も集中する6つの州および/または地域を示したものです。

(単位：十億ドル(比率を除きます。))

州 ⁽¹⁾	2015年3月31日						2014年12月31日					
	ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上延滞貸出金	CLTV比率100%超 ⁽³⁾	更新後FICO		ENR ⁽²⁾	ENR分布	90日以上延滞貸出金	CLTV比率100%超 ⁽³⁾	更新後FICO	
カリフォルニア	\$ 7.1	28%	1.5%	10%	729		\$ 7.4	28%	1.5%	10%	729	
ニューヨーク / ニュージャージー / コネティカット ⁽⁴⁾	6.6	26	2.5	11	721		6.7	25	2.4	11	721	
フロリダ ⁽⁴⁾	1.8	7	2.2	35	707		1.8	7	2.2	36	707	
バージニア / メリーランド	1.6	6	1.6	29	706		1.6	6	1.6	28	706	
イリノイ ⁽⁴⁾	1.1	4	1.4	41	717		1.1	4	1.4	35	716	
インディアナ / オハイオ / ミシガン ⁽⁴⁾	0.8	3	1.9	37	688		0.8	3	1.7	31	688	
その他	6.7	26	1.7	20	702		7.2	27	1.7	19	702	
合計	\$ 25.7	100%	1.9%	18%	715		\$ 26.6	100%	1.8%	17%	715	

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(1) 地域内でHPIが類似しているというシティの見解に基づき、一部の州は地域の一部に含まれています。

(2) 期末正味受取債権。カナダおよびプエルトリコにおける貸出金、ならびにLTSCに服する貸出金を除きます。FICOまたはLTV比率のデータが入手不可能な残高を除きます。

(3) 第1順位住宅抵当貸付およびホーム・エクイティ・ローンの両方に関するCLTV比率を表しています。CLTV比率（貸付残高を評価額で除して計算します。）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。

(4) ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネティカット州、インディアナ州、オハイオ州、フロリダ州およびイリノイ州は司法州です。

個人向け貸出金の詳細

個人向け貸出金の延滞額および延滞率

(単位：百万ドル、期末貸出金は 十億ドル単位(比率を除きます。))	貸出金 合計 ⁽¹⁾		90日以上延滞債権 ⁽²⁾			30日以上89日以下延滞債権 ⁽²⁾		
	2015年	2015年	2014年	2014年	2014年	2015年	2014年	2014年
	3月31日	3月31日	12月31日	3月31日	3月31日	3月31日	12月31日	3月31日
シティコープ⁽³⁾⁽⁴⁾								
合計	\$ 280.1	\$ 2,245	\$ 2,566	\$ 2,812	\$ 2,511	\$ 2,688	\$ 2,860	
延滞率		0.80%	0.88%	0.98%	0.90%	0.93%	0.99%	
リテール・バンキング								
合計	\$ 147.9	\$ 617	\$ 816	\$ 968	\$ 845	\$ 854	\$ 925	
延滞率		0.42%	0.55%	0.65%	0.58%	0.58%	0.62%	
北米	47.8	123	225	243	203	212	177	
延滞率		0.26%	0.49%	0.55%	0.43%	0.46%	0.40%	
ラテンアメリカ	25.6	306	397	516	282	290	340	
延滞率		1.20%	1.52%	1.80%	1.10%	1.11%	1.18%	
アジア ⁽⁵⁾	74.5	188	194	209	360	352	408	
延滞率		0.25%	0.25%	0.27%	0.48%	0.46%	0.53%	
カード								
合計	\$ 132.2	\$ 1,628	\$ 1,750	\$ 1,844	\$ 1,666	\$ 1,834	\$ 1,935	
延滞率		1.23%	1.23%	1.34%	1.26%	1.29%	1.40%	
北米 - シティブランド	63.5	569	593	648	497	568	599	
延滞率		0.90%	0.88%	0.97%	0.78%	0.84%	0.90%	
北米 - シティ・リテール・サービス	42.4	629	678	689	673	748	725	
延滞率		1.48%	1.46%	1.63%	1.59%	1.61%	1.71%	
ラテンアメリカ	8.5	240	284	293	247	262	321	
延滞率		2.82%	3.05%	2.87%	2.91%	2.82%	3.15%	
アジア ⁽⁵⁾	17.8	190	195	214	249	256	290	
延滞率		1.07%	1.05%	1.14%	1.40%	1.38%	1.54%	
シティ・ホールディングス⁽⁶⁾⁽⁷⁾								
合計	\$ 61.5	\$ 1,698	\$ 2,073	\$ 2,811	\$ 1,339	\$ 1,831	\$ 2,452	
延滞率		2.88%	2.77%	3.18%	2.27%	2.45%	2.78%	
米国外	4.9	91	110	266	142	168	349	
延滞率		1.86%	1.38%	2.05%	2.90%	2.10%	2.68%	
北米	56.6	1,607	1,963	2,545	1,197	1,663	2,103	
延滞率		2.97%	2.94%	3.38%	2.21%	2.49%	2.79%	
その他 ⁽⁸⁾	0.1							
シティグループ合計	\$ 341.7	\$ 3,943	\$ 4,639	\$ 5,623	\$ 3,850	\$ 4,519	\$ 5,312	
延滞率		1.17%	1.27%	1.50%	1.14%	1.24%	1.41%	

- (1) 貸出金合計には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。
- (2) 90日以上延滞率および30日以上89日以下延滞率は、期末貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。
- (3) 北米 - シティブランドおよび北米 - シティ・リテール・サービスの90日以上延滞残高は、概して、今もなお未収利息を計上しています。シティグループの方針では、通常、クレジットカード貸出金については、180日延滞までは、それより前に破産の申立ての通知を受領しない限り未収利息を計上しています。
- (4) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、シティコープの北米における90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額は、2015年3月31日現在534百万ドル（11億ドル）、2014年12月31日現在562百万ドル（11億ドル）および2014年3月31日現在679百万ドル（12億ドル）でした。30日以上89日以下延滞の貸出金（期末貸出金は上記と同様の調整額です。）から除外された金額は、2015年3月31日現在111百万ドル、2014年12月31日現在122百万ドルおよび2014年3月31日現在122百万ドルでした。
- (5) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。
- (6) 米国政府系機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、シティ・ホールディングスの北米における90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。各期間において90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額はそれぞれ、2015年3月31日現在18億ドル（25億ドル）、2014年12月31日現在22億ドル（40億ドル）および2014年3月31日現在30億ドル（61億ドル）でした。各期間において30日以上89日以下延滞の貸出金（期末貸出金は上記と同様の調整額です。）から除外された金額は、それぞれ、2015年3月31日現在2億ドル、2014年12月31日現在5億ドルおよび2014年3月31日現在9億ドルでした。
- (7) 2015年3月31日現在12百万ドル、2014年12月31日現在14百万ドルおよび2014年3月31日現在9億ドルの公正価値で計上された貸出金は、北米の90日以上延滞債権および30日以上89日以下延滞債権ならびに関連する比率から除外されています。
- (8) シティ・ホールディングスの個人向け与信指標には含まれない、連結貸借対照表上個人向け貸出金に分類される貸出金を表しています。

個人向け貸出金の正味貸倒損失および比率

	平均 貸出金 ⁽¹⁾		正味貸倒損失 ⁽²⁾		
	2015年度 第1四半期		2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第1四半期
(単位：百万ドル、平均貸出金は十億ドル単位 (比率を除きます。))					
シティコープ					
合計	\$ 283.1	\$	1,551	\$ 1,710	\$ 1,732
比率			2.22%	2.34%	2.43%
リテール・バンキング					
合計	\$ 148.3	\$	294	\$ 388	\$ 322
比率			0.80%	1.01%	0.88%
北米	47.5		36	36	34
比率			0.31%	0.30%	0.31%
ラテンアメリカ	25.7		188	278	208
比率			2.97%	4.05%	2.98%
アジア ⁽³⁾	75.1		70	74	80
比率			0.38%	0.38%	0.43%
カード					
合計	\$ 134.8	\$	1,257	\$ 1,322	\$ 1,410
比率			3.78%	3.81%	4.08%
北米 - シティブランド	64.1		492	514	587
比率			3.11%	3.10%	3.53%
北米 - リテール・サービス	43.9		433	463	481
比率			4.00%	4.18%	4.47%
ラテンアメリカ	8.8		229	233	228
比率			10.55%	9.63%	9.16%
アジア ⁽³⁾	18.0		103	112	114
比率			2.32%	2.39%	2.45%
シティ・ホールディングス					
合計	\$ 76.3	\$	414	\$ 387	\$ 560
比率			2.20%	1.86%	2.35%
米国外	7.4		51	28	86
比率			2.80%	1.26%	2.70%
北米	68.9		363	359	474
比率			2.14%	1.93%	2.29%
その他 ⁽⁴⁾	—		1	1	2
シティグループ合計					
合計	\$ 359.4	\$	1,966	\$ 2,098	\$ 2,294
比率			2.22%	2.23%	2.41%

(1) 平均貸出金には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。

(2) 正味貸倒損失の比率は平均貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。

(3) 報告上、表示されているすべての期間について、アジアGCBにはヨーロッパ・中東・アフリカGCBの業績が含まれています。

(4) シティ・ホールディングスの個人向け与信指標には含まれない、連結貸借対照表上個人向け貸出金に分類される貸出金に係る正味貸倒損失（NCL）を表しています。

法人向け与信の詳細

シティの全体的な戦略に沿って、シティは、通常、シティのグローバル・ネットワークを重視する大規模な多国籍企業を法人顧客としています。シティは、これらの顧客との間で、複数の商品を網羅し、顧客のニーズ（キャッシュ・マネジメントおよびトレード・サービス、外国為替、融資、資本市場ならびにM&Aアドバイザーを含みます。）に合致する関係を構築することを目指しています。

法人向け与信ポートフォリオ

次表は、2015年3月31日現在および2014年12月31日現在の、残存契約期間別にみたシティの法人向け与信ポートフォリオ（ICGのプライベートバンクを除きます。）（担保またはヘッジ考慮前）を示したものです。シティの法人向け与信ポートフォリオの大部分は、ICGに属しています。2015年3月31日現在、シティの法人向け与信のエクスポージャーの1パーセント未満が、シティ・ホールディングスに属しています。

(単位：十億ドル)	2015年3月31日現在				2014年12月31日現在			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	エクスポ ージャー合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超	エクスポ ージャー合計
直接残高（貸借対照表 上計上額） ⁽¹⁾	\$ 93	\$ 91	\$ 32	\$ 216	\$ 95	\$ 85	\$ 33	\$ 213
未実行貸出約定 ⁽²⁾	86	206	27	319	92	207	33	332
エクスポージャー合計	\$ 179	\$ 297	\$ 59	\$ 535	\$ 187	\$ 292	\$ 66	\$ 545

(1) 貸出、当座貸越、銀行引受手形およびリースを含みます。

(2) 未使用貸出約定、信用状および金融保証を含みます。

ポートフォリオの構成 - 地域、カウンターパーティーおよび産業

シティの法人向け与信ポートフォリオは、地域およびカウンターパーティーにおいて多様化しています。次表は、シティの内部管理上の地域に基づく地域別にみた割合を示したものです。

	2015年3月31日	2014年12月31日
北米	54 %	55 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	25	25
アジア	14	13
ラテンアメリカ	7	7
合計	100 %	100 %

法人向け与信ポートフォリオ全体にわたって正確かつ一貫したリスク格付けを維持することで、あらゆる業種、地域および商品における信用エクスポージャーの比較が容易になります。カウンターパーティーのリスク格付けは、カウンターパーティーによる債務不履行の可能性についての予測を反映しており、主として、実証された統計モデル、スコアカード・モデルおよび（一定の状況の下では）外部機関の格付けを用いて、債務者または市場に特有の要因（管理実績、競争力、規制環境および商品価格等）に関する考慮と合わせて、算出されます。融資枠のリスク格付けは、債務者の債務不履行の可能性および融資枠のデフォルト時損失率に影響を及ぼす要因（支援または担保等）を反映して付与されます。概してBBB以上に相当する内部の債務者格付けは、投資適格とみなされる一方、これに満たない格付けは、投資不適格とみなされます。

シティグループは、一部の債務者については、必要に応じて、気候リスク評価および報告基準も取り入れています。評価される要因には、債務者の事業および物理的な資産に対する気候リスクの考慮、ならびに、該当する場合は、温室効果ガス排出を削減するための費用効率が高い選択肢の考慮が含まれます。

次表は、2015年3月31日現在および2014年12月31日現在における融資枠のリスク格付け別にみた法人向け与信ポートフォリオが、法人向け与信ポートフォリオ全体に占める割合を示したものです。

	直接残高および未実行貸出約定	
	2015年3月31日	2014年12月31日
AAA / AA / A	50 %	49 %
BBB	33	33
BB / B	15	16
CCC以下	2	1
格付けなし	-	1
合計	100 %	100 %

注：エクスポージャー合計には、直接残高および未実行貸出約定が含まれています。

シティの法人向け与信ポートフォリオは、産業毎にも分散されています。次表は、産業毎のシティの法人向け与信ポートフォリオ全体の割当てを示したものです。

	エクスポージャー合計	
	2015年 3月31日	2014年 12月31日
運輸および工業	21%	21%
個人向け小売および健康	16	17
電力、化学、商品および金属ならびに採鉱	10	10
エネルギー ⁽¹⁾	10	10
テクノロジー、メディアおよび通信	10	9
銀行/ブローカー・ディーラー	8	8
不動産	5	6
公共部門	6	5
保険および特別目的事業体	5	5
ヘッジファンド	5	5
その他の産業	4	4
合計	100%	100%

注：エクスポージャー合計には、直接残高および未実行貸出約定が含まれています。

(1) このエクスポージャーに加え、シティは、上記の表に含まれる「公共部門」（例えば、エネルギー関連の国有企業）および「運輸および工業」部門（例えば、沖合で掘削を行う企業）において、エネルギー関連のエクスポージャーを有しています。2015年3月31日現在、これらのエネルギー関連企業に対するシティのエクスポージャー合計は、前四半期からほぼ横ばいの約70億ドルでした。そのうち、約40億ドルは実行済貸出金の直接残高で構成されています。

2015年3月31日現在、エネルギーおよびエネルギー関連部門（上記の表の注記(1)をご参照ください。）に対するシティの法人向け与信のエクスポージャー合計は、約580億ドルでした。シティの残存貸出金合計のうち約220億ドル（約3パーセント）は、実行済貸出金の直接残高で構成されています。これに対し、2014年12月31日現在の法人向け与信のエクスポージャー合計は約600億ドル、実行済貸出金の直接残高は約220億ドルでした。また、2015年3月31日現在、シティの法人向け与信のエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャー合計の約69パーセント（上記に記載された割当ての方法に基づきます。）が、米国、英国およびカナダにおけるものでした（これに対し、2014年12月31日現在は70パーセントでした。）。さらに、2015年3月31日現在、シティのエネルギーおよびエネルギー関連エクスポージャー合計の約82パーセントが、投資適格の格付けを受けています。これは、2014年度末時点の約85パーセントと比較して、当四半期における一定の格下げを反映しています。これらの格下げおよびその他の市況の推移によって、当四半期中にICGにおいて約100百万ドルの貸倒引当金が繰り入れられましたが、当四半期中に法人向けエネルギー・エクスポージャーにおいて重大な正味貸倒損失はありませんでした。

信用リスクの軽減

全般的なリスク管理業務の一環として、シティグループは、資産の完全売却のほかにも、法人向け与信ポートフォリオに存在する信用リスクの一部をヘッジするために、クレジット・デリバティブおよびその他のリスク軽減措置を利用しています。時価評価の結果およびクレジット・デリバティブに係る実現損益は、連結損益計算書の自己勘定取引に反映されています。

2015年3月31日現在では272億ドル、2014年12月31日現在では276億ドルの法人向け与信ポートフォリオが、経済的にヘッジされていました。貸倒引当金の計算に用いられるシティグループの損失予測モデルには、時価評価されるクレジット・デリバティブおよびその他の軽減措置によるプラスの影響は含まれていません。また、上記の表で報告された直接残高および未実行貸出約定の金額は、これらのヘッジ取引の影響を反映していません。2015年3月31日現在および2014年12月31日現在、クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーのリスク格付け分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの格付け

	2015年3月31日	2014年12月31日
AAA/AA/A	23%	24%
BBB	38	42
BB/B	33	28
CCC以下	6	6
合計	100%	100%

2015年3月31日現在および2014年12月31日現在、クレジット・プロテクションが経済的にヘッジしていた対象となる法人向け与信ポートフォリオ・エクスポージャーの産業別分布は以下のとおりでした。

ヘッジされたエクスポージャーの産業別分布

	2015年3月31日	2014年12月31日
運輸および工業	30%	30%
電力、化学、商品および金属ならびに採鉱	15	15
テクノロジー、メディアおよび通信	14	15
個人向け小売および健康	12	11
エネルギー	12	10
銀行/ブローカー・ディーラー	7	7
公共部門	4	6
保険および特別目的事業体	4	4
その他の産業	2	2
合計	100%	100%

シティの法人向け与信ポートフォリオの詳細（貸倒引当金、カバレッジ比率および法人向け未収利息非計上貸出金等）については、本「信用リスク」の上記「貸出金の残高」、「貸倒損失実績の詳細」、「貸倒引当金」および「未収利息非計上貸出金および不稼動資産」をご参照ください。

[前へ](#) [次へ](#)

市場リスク

市場リスクには資金調達および流動性リスクならびに価格リスクが含まれますが、これらはいずれもシティのような世界的な金融仲介機関において通常の業務過程で発生するものです。詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「市場リスク」をご参照ください。

資金調達および流動性リスク

シティグループの資金調達および流動性リスクの詳細（シティの流動性管理、ストレス・テストおよび流動性に関する一定の追加策を含みます。）については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「リスク要因」および「グローバル・リスクの管理」-「市場リスク」-「資金調達および流動性リスク」をご参照ください。

高品質流動資産

(単位：十億ドル)	親会社 ⁽¹⁾		重要なシティバンク 事業体 ⁽²⁾		その他のシティバン ク事業体および バナメックス 事業体		合計	
	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2015年 3月31日	2014年 12月31日
	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$
利用可能な現金 担保権の設定されていない 流動性のある証券	18.3	37.5	71.3	54.6	4.9	10.6	94.5	102.7
流動性のある証券	30.3	35.0	207.1	203.1	68.6	71.8	306.0	309.9
合計	48.6	72.5	278.4	257.7	73.5	82.4	400.5	412.6

注：上記の表の金額は、米国の流動性カバレッジ比率（以下「LCR」といいます。）に関する規則に基づいています。金額はすべて、期末時点のものであり、通常業務において期中に増減する可能性があります。

- (1) 「親会社」は、シティグループ、親持株会社、およびシティグループに連結されている、シティのブローカー・ディーラーである子会社で構成されています。
- (2) 「重要なシティバンク事業体」は、米国、西ヨーロッパ、香港、日本およびシンガポールに所在するシティバンク、エヌ・エイの部署で構成されています。

上記の表に示すとおり、2015年3月31日現在のシティの高品質流動資産（以下「HQLA」といいます。）は4,005億ドル（2014年12月31日現在は4,126億ドル）となりました。前四半期比のHQLAの減少は、主に重要なシティバンク事業体の短期借入金および長期債務の削減ならびに親会社である事業体における短期ホールセール資金調達の削減のための現金の使用によるものでした。これは、重要なシティバンク事業体ならびにその他のシティバンクおよびバナメックスの事業体における貸出金（主に北米GCBにおけるクレジットカード貸出金）の季節的減少により生み出された現金により一部相殺されました。

2014年9月30日より前には、シティはバーゼル委員会のLCR規則に基づいてHQLAを報告していました。この基準によれば、シティのHQLAは、2014年3月31日現在4,248億ドルでした。シティのHQLAが前年同期比で減少したのは、主に米国LCR規則（HQLAの定義から地方債、担保付社債および住宅ローン担保証券を除外しました。）の影響によるものです。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティのHQLAの構成について、資産の種類別に、さらに詳細に示したものです。証券については、金額は実現される可能性のある流動価値を表しており、したがって、担保権の設定された証券、および担保付資金調達取引に要求されるヘアカットは含まれていません。

(単位：十億ドル)	2015年 3月31日	2014年 12月31日
利用可能な現金	\$ 94.5	\$ 102.7
米国財務省	135.4	139.5
米国機関 / 機関MBS	57.3	57.1
外国政府 ⁽¹⁾	110.3	110.2
その他の投資適格	3.1	3.1
合計	\$ 400.5	\$ 412.6

注：上記の表に記載された金額は、米国LCR規則に基づいています。

(1) 外国政府には、外国主権国家、外国政府機関および多国籍開発銀行によって発行または保証された有価証券が含まれます。外国政府証券は、主に現地の流動性要件およびシティの現地の事業基盤を支援するために保有されており、主にブラジル、香港、インド、韓国、メキシコおよびシンガポールの政府債が含まれています。

上記に記載されたシティのHQLAには、様々な連邦住宅貸付銀行（以下「FHLB」といいます。）からのシティグループの借入能力の形で存在する追加の潜在的流動性は含まれていません。これは、2015年3月31日現在約380億ドル（2014年12月31日現在は260億ドル、2014年3月31日現在は310億ドル）で、当該銀行すべてに対する差入れ担保の形で維持されています。上記のHQLAには、米国連邦準備銀行割引窓口または米国外の中央銀行におけるシティの借入能力も含まれていません。かかる借入能力は、上述のリソースに追加されることとなります。

一般的に、シティグループは、その銀行ピークル内の法人に自由に資金を提供することができます。シティバンク、エヌ・エイを含むシティグループの銀行子会社は、連邦準備法セクション23Aに従ってシティグループ親会社およびブローカー・ディーラー事業体に貸し付けることが可能です。2015年3月31日現在、セクション23Aに基づきこれらの事業体に貸し付け可能な金額は、担保の要求に従うという条件の下で約170億ドル（2014年12月31日および2014年3月31日から変動なし）でした。

預金

預金は、シティの銀行子会社にとって、主要かつ最も低コストの資金調達源です。次表は、各表示期間についての、事業および／またはセグメント別にみた期末預金、ならびに平均預金合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2014年 3月31日
グローバル個人金融部門			
北米	\$ 172.6	\$ 171.4	\$ 172.6
ラテンアメリカ	42.0	43.7	46.1
アジア ⁽¹⁾	89.7	89.2	90.9
合計	\$ 304.3	\$ 304.3	\$ 309.6
ICG			
トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション（以下「TTS」といいます。）	\$ 386.5	\$ 378.0	\$ 380.3
銀行業務（TTSを除きます。）	104.4	94.5	92.1
マーケット&セキュリティーズ・サービス	80.2	82.9	96.1
合計	\$ 571.1	\$ 555.4	\$ 568.6
本社事項、本社業務／その他	12.3	22.8	26.1
シティコープ合計	\$ 887.7	\$ 882.5	\$ 904.3
シティ・ホールディングス合計 ⁽²⁾⁽³⁾	11.9	16.8	62.0
シティグループ預金合計（期末）	\$ 899.6	\$ 899.3	\$ 966.3
シティグループ預金合計（平均）	\$ 899.5	\$ 938.7	\$ 957.4

(1) 決算報告のために、表示された全期間について、ヨーロッパ・中東・アフリカGCBを含みます。

(2) 2015年3月31日現在のシティ・ホールディングスの期末預金残高には、モルガン・スタンレー・スミス・バーニー（以下「MSSB」といいます。）の顧客に関連する預金約40億ドルが含まれます。かかる預金は、従前開示したとおり、2015年度第2四半期末までにモルガン・スタンレーに移転される予定です。

(3) 2015年3月31日および2014年12月31日現在の預金残高は、2014年12月にシティグループが日本におけるリテールバンク事業売却の合意を行ったことによる、それぞれ約200億ドルおよび210億ドルの預金の売却目的保有への再分類を反映しています。

期末預金は、前年同期比で7パーセント減少し、前四半期比ではほぼ横ばいでした。前年同期比の変動は、主に、シティの日本におけるリテールバンク事業に関する預金の売却目的保有への再分類（上記の表の注記(3)をご参照ください。）と、外貨換算の影響によるものでした。

外貨換算の影響を除くと、シティグループの期末預金は前年同期比で3パーセント減少しました。これは、シティ・ホールディングスの段階的削減の継続（主に上記の再分類によるものです。）および現在も継続中のMSSBの預金のモルガン・スタンレーへの移転により、シティ・ホールディングスの預金が減少したためです。この減少は、シティコープの預金の3パーセントの増加により一部相殺されました。シティコープにおいては、GCBの預金は前年同期比で2パーセント増加しました。これは、北米GCBの預金がほぼ横ばいだったため、米国外預金が5パーセント増加したことによるものです。ICGの預金は前年同期比で6パーセント増加し、特に北米において引き続き高品質預金の増加が続きました。平均預金残高は、現在も継続中のシティ・ホールディングスの預金の減少分が、シティコープの増加分を上回ったため、前年同期比でも前四半期比でも2パーセント減少しました。

シティは、シティが「LCR価値」（米国LCR規則に基づく預金ベースの流動性価値）と呼ぶものを含む多様な次元から預金ベースを監視しています。米国LCR規則に基づき、預金は、預金の種類および顧客の種類によって決定される、ストレス下で予測される行動によって、流動性価値を割り当てられます。一般的に、米国LCR規則は、個人（個人向けの預金およびコマーシャル・バンキングの預金を含みます。）および法人の営業口座を優先し、金融機関の営業外残高にはこれより低い流動性価値を割り当てます。2015年3月31日現在、預金合計の米国LCR規則に基づく流動性価値は約73パーセントであり、2014年12月31日から横ばいでした。

長期債務

長期債務（通常、当初満期が1年以上の債務と定義されます。）は、親会社事業体向けのシティの資金調達にとって最も重要な構成要素であり、銀行事業体にとっては補完的な資金調達源です。

長期債務は、満期の年度が複数ある構造ということもあり、重要な資金調達源となっています。シティグループおよびその関連会社（シティバンク、エヌ・エイを含みます。）が発行した無担保長期債務のうち、1年超の残存期間を有するもの（残存する信託優先証券残高を除きます。）の加重平均満期は、2015年3月31日現在約6.9年で、前四半期および前年同期から大きな変動はありませんでした。シティは、この期間構造により、事業ニーズを満たし、十分な流動性を維持することが可能となっていると考えています。

シティの親会社における残存長期債務には、基準債務およびシティが顧客関連債務と呼ぶもの（株式連動債および信用連動債等の仕組債ならびに非仕組債で構成されます。）が含まれます。シティの顧客関連債務の発行は、通常顧客の需要によるもので、シティの親会社事業体向けの資金調達源として基準債務発行を補完します。シティの銀行における長期債務には、FHLB借入金および証券化も含まれています。

長期債務残高

次表は、表示期間に係るシティの長期債務残高合計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2014年 3月31日
親会社⁽¹⁾	\$ 151.8	\$ 158.0	\$ 162.7
基準債務：			
上位債	95.5	96.7	96.4
後順位債	25.5	25.5	28.0
信託優先証券	1.7	1.7	3.9
顧客関連債務：			
仕組債	21.9	22.3	22.2
非仕組債	5.0	5.9	7.8
現地国およびその他 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	2.2	5.9	4.4
銀行	\$ 58.7	\$ 65.1	\$ 60.0
FHLB借入金	16.3	19.8	14.0
証券化 ⁽⁴⁾	35.2	38.1	37.1
現地国およびその他 ⁽³⁾	7.2	7.2	8.9
長期債務合計⁽¹⁾	\$ 210.5	\$ 223.1	\$ 222.7

注：金額は、シティの連結貸借対照表上の長期債務の現在の価値を表しています。一部の債務証券については、公正価値、ヘッジの影響ならびに未償却の割引およびプレミアムに関する考慮が含まれます。

- (1) 2015年3月31日現在の長期債務残高は、2015年3月にシティグループがワンメイン・フィナンシャル事業売却の合意を行ったことによる、約47億ドルの長期債務（主に個人向け貸出金の証券化で構成されています。）の売却目的保有への再分類を反映しています。
- (2) 2015年度第1四半期においては0億ドル、2014年度第4四半期においては20億ドル、2014年度第1四半期においては2億ドルの証券化が含まれます。
- (3) 現地国債務には、シティの関連会社とその現地業務を支援して発行した債務が含まれます。
- (4) その大半が、主にシティブランドのクレジットカードについてのクレジットカード証券化に関連していました。

シティの長期債務残高合計は、前年同期比でも前四半期比でも減少しました。前年同期比では、シティの長期債務残高合計は、基準債務ならびに親会社と銀行の双方における現地国およびその他債務の削減により減少しました。前四半期比では、シティの長期債務合計は、銀行におけるFHLB借入金および証券化残高の削減、ならびに当四半期に発表されたワンメイン・フィナンシャル売却の合意による、約47億ドルの長期債務の売却目的保有への再分類（上記の表の注1をご参照ください。）により減少しました。

シティは、負債管理の一環として、公開市場における買入れ、公開買付またはその他の手段により、その長期債務を買い戻す機会を検討しており、引き続き検討する可能性があります。かかる買戻しにより、シティの全体的な資金調達コストの削減が促進されます。2015年度第1四半期中、シティは、合計で約32億ドルの残存する長期債務を買い戻しました。

今後、シティの長期債務残高の変動は、引き続きその事業部門の資金調達ニーズを反映することになります。これは、市場および経済の環境ならびに規制の変更もしくは要件にも左右されます。シティの資金調達全般および流動性に影響する規制の変更および要件の詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「市場リスク」-「資金調達および流動性リスク」-「総損失吸収能力」、「流動性管理、ストレス・テストおよび測定」および「リスク要因」をご参照ください。

長期債務の発行および満期

次表は、表示期間におけるシティの長期債務発行および満期（買戻しおよび償還を含みます。）の詳細を示しています。

(単位：十億ドル)	2015年第1四半期		2014年第4四半期		2014年第1四半期	
	満期	発行	満期	発行	満期	発行
親会社⁽¹⁾	\$ 8.6	\$ 11.1	\$ 8.1	\$ 11.3	\$ 7.7	\$ 4.9
基準債務：						
上位債	5.1	6.1	5.1	6.0	4.9	2.0
後順位債	0.4	1.0	0.1	1.0	-	-
信託優先証券	-	-	-	-	-	-
顧客関連債務：						
仕組債	2.5	2.8	1.8	2.7	1.4	1.9
非仕組債	0.4	-	0.4	0.1	0.8	0.8
現地国およびその他 ⁽¹⁾	0.2	1.2	0.7	1.5	0.6	0.2
銀行	\$ 6.9	\$ 0.6	\$ 10.0	\$ 7.7	\$ 2.0	\$ 5.7
FHLB借入金	3.5	-	5.5	2.0	0.5	0.5
証券化	2.8	-	3.8	3.9	0.9	4.3
現地国およびその他	0.5	0.6	0.7	1.8	0.6	0.9
合計⁽¹⁾	\$ 15.5	\$ 11.7	\$ 18.1	\$ 19.0	\$ 9.7	\$ 10.6

(1) 2015年度第1四半期の金額には、2015年3月にシティグループがワンメイン・フィナンシャル事業売却の合意を行ったことにより、その後売却目的保有へ再分類された12億ドルの発行が含まれています。

次表は、シティの2015年度第1四半期中の長期債務満期額総計（買戻しおよび償還を含みます。）および2015年3月31日現在の予想年次長期債務満期額総計を示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年度 第1四半期 満期	2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度						2021年度 以降	合計
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 以降	
親会社⁽¹⁾	\$ 8.6	\$ 11.0	\$ 18.8	\$ 25.6	\$ 15.2	\$ 18.3	\$ 5.4	\$ 57.5	\$ 151.8
基準債務：									
上位債	5.1	6.8	11.8	19.4	11.9	14.1	4.1	27.4	95.5
後順位債	0.4	0.7	1.5	2.8	1.1	1.3	-	18.1	25.5
信託優先証券	-	-	-	-	-	-	-	1.7	1.7
顧客関連債務：									
仕組債	2.5	2.4	4.5	2.9	1.8	1.8	1.1	7.4	21.9
非仕組債	0.4	1.1	0.9	0.5	0.4	0.2	0.2	1.7	5.0
現地国およびその他 ⁽¹⁾	0.2	-	0.1	-	-	0.9	-	1.2	2.2
銀行	\$ 6.9	\$ 6.7	\$ 22.2	\$ 14.5	\$ 9.1	\$ 2.2	\$ 0.3	\$ 3.7	\$ 58.7
FHLB借入金	3.5	0.5	9.0	6.3	0.4	-	-	0.1	16.3
証券化	2.8	5.0	10.3	6.4	8.3	1.9	-	3.3	35.2
現地国およびその他	0.5	1.2	2.9	1.8	0.4	0.3	0.3	0.3	7.2
長期債務合計⁽¹⁾	\$ 15.5	\$ 17.7	\$ 41.0	\$ 40.1	\$ 24.3	\$ 20.5	\$ 5.7	\$ 61.2	\$ 210.5

(1) ワンメイン・フィナンシャルの長期債務約47億ドル（主に個人向け貸出金の証券化で構成されています。）は、2015年3月にシティグループがワンメイン・フィナンシャル事業売却の合意を行ったことによる当該債務の売却目的保有への再分類を反映して、満期から除外されています。

担保付資金調達取引および短期借入金

担保付資金調達

担保付資金調達は、主にシティのブローカー・ディーラーである子会社を通じて、担保付融資取引および一部のトレーディング滞留資産の両方の資金調達を効率的に行うために行われます。シティは、その銀行事業体を通じて、小規模な担保付資金調達取引も行いますが、これらは通常外国政府証券で担保されています。通常、シティの担保付資金調達の水準の日々の変動は、主として（下記に述べる）マッチド・ブックによる担保付融資取引およびトレーディング滞留資産の変動によるものです。

2015年3月31日現在の担保付資金調達は1,750億ドルであり、主に外貨換算の影響により、前年同期の1,910億ドルから8パーセント減少しました。前四半期比では、市場の好況が外貨換算の影響により相殺されたため、担保付資金調達は2014年12月31日現在の1,730億ドルからほぼ横ばいでした。2015年3月31日に終了した四半期の担保付資金調達の平均残高は約1,770億ドルでした。これに対し、2014年12月31日に終了した四半期は1,870億ドル、2014年3月31日に終了した四半期は1,970億ドルでした。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる、担保付融資の資金調達を行う担保付資金調達の一部は、一般的に「マッチド・ブック」取引と呼ばれています。この取引の大半は、米国財務省証券、米国機関証券および外国政府債務等の高品質で流動性のある証券で担保されています。その他の担保付資金調達は、持分証券、社債およびアセット・バック証券を含む、より流動性の低い証券で担保されています。シティのマッチド・ブック負債の契約期間は、対応するマッチド・ブック資産の契約期間と同一か、より長くなっています。

ブローカー・ディーラーである子会社において行われる残りの担保付資金調達取引は、トレーディング滞留資産の資金調達を目的としています。様々な市況（ストレス下にある期間を含みます。）において信頼できる資金調達を維持するため、シティは、基礎となる担保の質を考慮し、融資契約期間を規定してこれらの取引を管理しています。流動性の低いトレーディング滞留資産のシティの担保付資金調達の加重平均満期は、2015年3月31日現在110日を上回っていました。

シティは、限度額、契約期間、ヘアカット、担保プロファイルおよび顧客行動の変動に関する日常的なストレス・テストを実施することによって、担保付資金調達のリスクを管理しています。シティはまた、カウンターパーティー集中のトリガーを規定し、ストレス下におけるカウンターパーティーの信頼性および安定性を評価することによって、カウンターパーティーの分散化を維持しています。シティは、一般的に、150を超えるカウンターパーティーを担保付資金調達源としています。

コマーシャル・ペーパー

次表は、親会社および重要なシティバンク事業体のそれぞれに係るシティのコマーシャル・ペーパー残高を各表示期間について示したものです。下記のその他の短期借入金と同様、シティの高品質預金が続けられ増加したため、シティは、コマーシャル・ペーパーを含む短期借入金への依存度を低下させました。

(単位：十億ドル)	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2014年 3月31日
コマーシャル・ペーパー			
親会社	\$ 0.1	\$ 0.1	\$ 0.2
重要なシティバンク事業体	10.9	16.1	14.7
合計	\$ 11.0	\$ 16.2	\$ 14.9

その他の短期借入金

2015年3月31日現在、FHLBおよび他の市場参加者からの借入金を含むシティのその他の短期借入金は約280億ドルでした。これに対し、2014年12月31日現在は420億ドル、2014年3月31日現在は440億ドルでした。上記「コマーシャル・ペーパー」に記載したとおり、シティは、高品質預金の増加が続いたため、FHLB借入金を含むその他の短期借入金を意図的に削減しました。

流動性カバレッジ比率（LCR）

シティが開発した内部の短期流動性測定方法に加えて、シティは、米国LCR規則に基づき算出されたLCRも参照して短期流動性を監視します。LCRの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「市場リスク」-「資金調達および流動性リスク」-「短期流動性測定；流動性カバレッジ比率」をご参照ください。

下表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティのLCR算出の構成要素および純資金流出額を上回るHQLAを示したものです。

(単位：十億ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
HQLA	\$ 400.5	\$ 412.6
純資金流出額	\$ 361.0	\$ 368.6
LCR	111%	112%
純資金流出額を上回るHQLA	\$ 39.5	\$ 44.0

注：上記の表に示された金額は、米国LCR規則に基づいています。

上記の表に示すとおり、2015年3月31日現在、米国LCR規則に基づくシティのLCRは111パーセントであり、2014年12月31日現在は112パーセントでした。前四半期比での低下は主に、上記のとおりHQLAが若干減少したことによるものであり、預金の減少および債務の満期に基づく資金流出により一部相殺されました。

上記のとおり、2014年9月30日より前には、シティはそのLCRを、バーゼル委員会のLCR規則に基づいて報告していました。この方法によるシティのLCRは、2014年3月31日現在で120パーセントでした。前年同期比でのシティのLCRの低下は主に、米国LCR規則の影響によるものでした。具体的には、上記「高品質流動資産」に記載されているとおり、米国LCR規則は、HQLAの計算から一定の資産を除外しています。また、純資金流出額は、主に「ピーク日」の資金流出額要件（つまり、30日間のLCR期間中、契約上の満期に基づく（および期限の定めのない）資金流入額と流出額の差額が最大となる日におけるこれらの差額に基づいて、純資金流出額を見積もるよう求められます。）、および、米国LCR規則に基づく、預金区分に関するより厳しい定義（例えば、預金残高の性質またはカウンターパーティーの指定）により生じる預金流出額の想定額の上昇により、米国LCR規則に基づく数値の方が高くなります。

信用格付け

シティグループの資金調達および流動性、資金調達能力、シティグループが資本市場やその他の資金源を利用する能力、これらの資金に係るコスト、ならびに一定の預金を維持する能力は、信用格付けに左右される側面があります。次表は、2015年3月31日現在の、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの格付けを記載したものです。次表には含まれていませんが、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク（以下「CGMI」といいます。）の、2015年3月31日現在のスタンダード・アンド・プアーズによる格付けはA/A-1、フィッチによる格付けはA/F1でした。

2015年3月31日現在における債務格付け

	シティグループ・インク			シティバンク、エヌ・エイ		
	上位債	コマーシャル・ペーパー	見通し	長期	短期	見通し
フィッチ・レーティングス （以下「フィッチ」といいます。）	A	F1	安定的	A	F1	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス （以下「ムーディーズ」といいます。）	Baa2	P-2	格付け見直し中（引上げ方向）	A2	P-1	格付け見直し中（引上げ方向）
スタンダード・アンド・プアーズ （以下「S&P」といいます。）	A-	A-2	ネガティブ	A	A-1	安定的

最近の信用格付けに関する状況

2015年3月20日、フィッチは、改訂版「グローバル銀行格付基準（Global Bank Rating Criteria）」を発行しました。この新文書は、セクター別となっていた従前の多くの基準を一つの報告書にまとめ、基準のうちいくつかの点（回収率格付けの付与に関する新手法、および損失を吸収する後順位商品によって上位債権者が保護されることにより、フィッチが事業会社に対して、実証されていない格付けを超えて、長期格付けを付与する時期についての明確化を含みます。）を見直しています。これらの改訂により、格付けの変更は生じませんでした。2014年3月以来、フィッチは、規制環境の進展を理由として、米国銀行持株会社と事業会社の間で異なる格付けを業界全体で導入しようとしています。現在のところ、フィッチは、持株会社と事業会社の格付けを揃えていますが、これは債務不履行の可能性の間にある緊密な相関関係に関するフィッチの見解を反映しています。

2015年3月16日、ムーディーズは、グローバルな銀行格付手法の改訂版を発表しました。当該手法の主要な変更点には、「ベースライン信用評価」（以下「BCA」といいます。）の合理化、新たな破綻処理制度における各クラスの金融商品の予想損失を反映する、「破綻時損失」（以下「LGF」といいます。）に基づく負債分析の導入、および業務上の債務のデフォルトの確率を評価する新指標、「カウンターパーティ・リスク評価」（以下「CRA」といいます。）が含まれています。ムーディーズは、2015年3月17日の新手法の発表後、世界中で、相当数の格付けの見直しに入りました。その結果、シティグループの上位無担保債、預金および優先株式は、格上げに向けた見直しの対象となりました。シティグループのBCA（サポートのない格付け）は、これらの措置の影響を受けませんでした。ムーディーズは、これらの見直しが「今後数ヶ月の間に」完了するとみています。

格下げの潜在的な影響

ムーディーズ、フィッチまたはS&Pによる格下げは、資金調達能力の低下（デリバティブ・トリガーを含みます。）により、シティグループおよび/またはシティバンク、エヌ・エイの資金調達および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。デリバティブ・トリガーは、現金債務または担保の要求の形を取る可能性があります。

以下の情報は、3つの主要格付機関すべてにおいて同時に格下げが行われると仮定した場合に、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの資金調達および流動性に及ぶ可能性のある影響を分析する目的で提供されています。この分析は、一定の見積り、見積方法ならびに判断および不確実性の影響を受けます。不確実性には、許容可能なカウンターパーティーについて、一部の事業体に存在する可能性のある潜在的な格付けの限界、およびカウンターパーティーの主観的な行動が含まれます。例えば、一部の法人顧客および取引のカウンターパーティーは、シティとの取引関係を評価し直し、一部の契約または市場商品のシティとのトレーディングを限定する可能性があります。カウンターパーティーの行動の変化は、シティの資金調達および流動性、ならびにその一部の事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。シティグループやシティバンク、エヌ・エイへの実際の影響は予測不可能であり、下記で説明する資金調達および流動性への潜在的な影響とは大きく異なる場合があります。

信用格付けの変更がシティおよび適用ある子会社に及ぼす影響の詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「リスク要因」-「流動性リスク」をご参照ください。

シティグループ・インクおよびシティバンク、エヌ・エイ - 潜在的なデリバティブ・トリガー

シティは、2015年3月31日現在、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループ・インクの上位債/長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、デリバティブ・トリガーにより、約9億ドル(2014年12月31日現在の金額は8億ドル)の影響がシティグループの資金調達および流動性に及ぶおそれがあると予想しています。担保付融資取引またはその他の必要証拠金等、明白なトリガーが存在しないその他の資金調達手段もまた悪影響を受ける可能性があります。

シティは、2015年3月31日現在、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティバンク、エヌ・エイの上位債/長期格付けが1段階引き下げられたと仮定した場合、デリバティブ・トリガーにより、シティバンク、エヌ・エイの資金調達および流動性に約15億ドル(2014年12月31日現在の金額は13億ドル)の影響が及ぶおそれがあると予想しています。

全体として、シティは、3つの主要格付機関すべてにおいて、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの格付けが1段階引き下げられた場合、合計で約24億ドル(2014年12月31日現在の金額は21億ドル)の現金債務および担保の要求が生じる可能性があるかと予想しています(「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記21もご参照ください。)。上記「高品質流動資産」に記載されているとおり、2015年3月31日現在、シティの親会社事業体の流動性リソースは約490億ドル、シティの重要なシティバンク事業体ならびにその他のシティバンクおよびバナメックス事業体の流動性リソースは約3,520億ドルで、合計は約4,010億ドルでした。これらの流動性リソースの一部は、上記の潜在的事由のような偶発事象に対応するために利用可能です。

また、現在、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの資金調達に関するコンティンジェンシー・プランにおいて広範囲な軽減措置が含まれています。シティグループ向けのこれらの軽減要因には、既存の顧客からの余剰資金調達手段を利用すること、担保付融資の水準を目的に合わせて調整すること、厳選したトレーディング勘定の規模を調整することおよびシティの重要な銀行子会社から有担保で借り入れることが含まれますが、これらに限定されません。シティバンク、エヌ・エイが利用可能な軽減措置には、流動性の高い政府証券の売却もしくは資金調達、担保付融資の水準を目的に合わせて調整すること、厳選したトレーディング勘定の規模を調整すること、貸出金の組成および更新を削減すること、さらに預金を増やすこと、またはFHLBもしくは中央銀行から借り入れることが含まれますが、これらに限定されません。シティは、これらの軽減措置が、上記の格下げの可能性による資金調達および流動性へのリスク(もしあれば)を実質的に軽減することができると考えています。

シティバンク、エヌ・エイ - さらなる影響の可能性

上記のデリバティブ・トリガーに加えて、シティは、S&Pおよびフィッチによるシティバンク、エヌ・エイの上位債／長期格付けが1段階引き下げられた場合、シティバンク、エヌ・エイのコマーシャル・ペーパー／短期格付けにも悪影響が及ぶ可能性があると考えています。2015年3月31日現在、シティバンク、エヌ・エイは、連結対象のアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社に対する流動性コミットメント約109億ドル（2014年12月31日現在の流動性コミットメントは161億ドル）を有していました（「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記20で言及されています。）。

シティの重要なシティバンク事業体ならびにその他のシティバンクおよびバナメックス事業体の上記の流動性リソースに加えて、シティバンク、エヌ・エイは、緩和措置（コマーシャル・ペーパー導管会社に対する一定のコミットメントのリプライシングまたは削減を含みます。）を通じて、上記の格下げの可能性に伴う資金調達および流動性リスク（もしあれば）を軽減することができます。上記の潜在的な格下げが発生した場合、一部の法人顧客はシティバンク、エヌ・エイとの預金関係を再評価する可能性があるとしてシティは考えています。この再評価の結果、顧客がその任意の預金水準を調整するか、または預金取扱機関を変更する可能性があり、これにより、シティバンク、エヌ・エイの一部の預金水準が低下する可能性があります。しかしながら、シティは、上記の緩和措置に加えて、価格の調整、既存顧客への代替的な預金商品の提供、または新規顧客からの預金収集の努力を選択することができます。

[前へ](#) [次へ](#)

価格リスク

価格リスク損失は、金利、信用スプレッド、外国為替相場、株式および商品価格、ならびにこれらのインプライド・ボラティリティの変動に伴い、非トレーディングおよびトレーディングのポジションの市場価値が変動することにより生じます。

シティの価格リスク測定およびストレス・テストの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「市場リスク」-「価格リスク」をご参照ください。

価格リスク - 非トレーディング・ポートフォリオ

シティの純利息収益（金利エクスポージャーにおけるもの）、金利リスクおよび金利リスク測定の詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「市場リスク」-「価格リスク - 非トレーディング・ポートフォリオ」をご参照ください。

次表は、金利に100ベース・ポイントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティの純利息収益、その他包括利益累計額（以下「AOCI」といいます。）および普通株式等Tier 1 資本比率（全面的に適用された場合）に及ぶと見積もられる影響を示したものです。

(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)		2015年 3月31日	2014年 12月31日	2014年 3月31日
純利息収益に対する年間影響の試算				
米ドル ⁽¹⁾	\$	1,263	\$ 1,123	\$ 1,187
その他の通貨		611	629	640
合計	\$	1,874	\$ 1,752	\$ 1,827
平均利付資産の割合		0.12%	0.11%	0.11%
AOCIに対する初期影響の試算（税引後） ⁽²⁾	\$	(3,931)	\$ (3,961)	(3,427)
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の試算（ベース・ポイント） ⁽³⁾		(45)	(44)	(39)

(1) シティ内部のトレーディング向け事業の一部は、表中の純利息収益への影響の試算からは除外された、発生主義会計ポジションを有しています。これらのエクスポージャーは、時価評価ポジションとの組合せにより経済的に管理されているためです。2015年3月31日現在、当該事業に関する米ドルの金利エクスポージャーは、金利の100ベース・ポイントの即時上昇に対してマイナス165百万ドルです。

(2) 金利変動が投資有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するAOCIに与える効果を含みます。

(3) 普通株式等Tier 1 資本比率への初期影響の試算は、シティの繰延税金資産ポジションの効果を考慮しており、上記のAOCIへの初期影響の見積りのみに基づいています。

純利息収益への影響の試算が前四半期から増加したのは、主に、バランス・シートの構成における変動（シティの預金残高が増加したことを含みます。）が、シティ・トレジャリーの活動により一部相殺されたことを反映しています。

金利に100ベース・ポイントの予期せぬ並行的な即時上昇が生じたと仮定した場合、シティは、AOCIに対する悪影響が、一定期間に及ぶ純利息収益増加見込みと、シティの投資ポートフォリオの増加を通じたAOCIへの影響の回復見込みの組合せを通じて株主持分において相殺されると予想しています。2015年3月31日現在、シティは、かかるシナリオにおいてAOCIへの影響額マイナス39億ドルが、約23ヶ月にわたって相殺される可能性があると予想しています。

次表は、米ドルおよびシティの他の通貨に関する金利シナリオに4つの異なる変動が生じた場合に、シティの純利息収益、AOCIおよび普通株式等Tier 1 資本比率（全面的に適用された場合）に及ぶと予想される影響を示したものです。シティは金利の並行的な低下による影響も監視していますが、短期金利が100ベース・ポイント低下した場合、これはシティの市場の多くでマイナス金利となることを意味するため、重要ではありません。

（単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。））

	シナリオ 1	シナリオ 2	シナリオ 3	シナリオ 4
翌日物金利の変化(ベース・ポイント)	100	100	-	-
10年物金利の変化(ベース・ポイント)	100	-	100	(100)
純利息収益に対する年間影響の試算				
米ドル	\$ 1,263	\$ 1,222	\$ 116	\$ (177)
その他の通貨	611	571	35	(35)
合計	\$ 1,874	\$ 1,793	\$ 151	\$ (212)
AOCIに対する初期影響の試算（税引後）				
(1)	\$ (3,931)	\$ (2,649)	\$ (1,463)	\$ 1,263
普通株式等Tier 1 資本比率に対する初期影響の試算(ベース・ポイント) ⁽²⁾				
	(45)	(30)	(17)	14

注：上記の表の各シナリオは、金利変化が即時に起こることを想定しています。翌日物と10年間の間の満期に関する金利の変動が挿入されています。

- (1) 金利変動が投資有価証券、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび年金債務調整に関連するAOCIに与える効果を含みます。
(2) 普通株式等Tier 1 資本比率への初期影響の試算は、シティの繰延税金資産ポジションの効果を考慮しており、上記のAOCIへの影響の試算のみに基づいています。

上記の表に示されているとおり、シティの純利息収益およびAOCIに及ぶ影響の大きさは、シナリオ2の方がシナリオ3よりも大きくなっています。これは、シティの投資ポートフォリオの変動の組合せが、シティの年金債務に関連する変動により一部相殺され、短期および中期の満期において金利への感応度が高いネット・ポジションとなるためです。

外国為替相場の変動 - AOCIおよび資本への影響

2015年3月31日現在、シティは、米ドルの価値がシティの他のすべての通貨に対して同時に5パーセント上昇した場合、シティのAOCIにおける外貨換算調整（ヘッジ控除後）の変動により、シティの有形普通株主資本（以下「TCE」といいます。）が約14億ドル（TCEの0.8パーセント）減少する可能性があるとの見込みをしています。この影響は、主にメキシコ・ペソ、英ポンド・スターリング、ユーロ、中国元および韓国ウォンの価値変動によるものです。

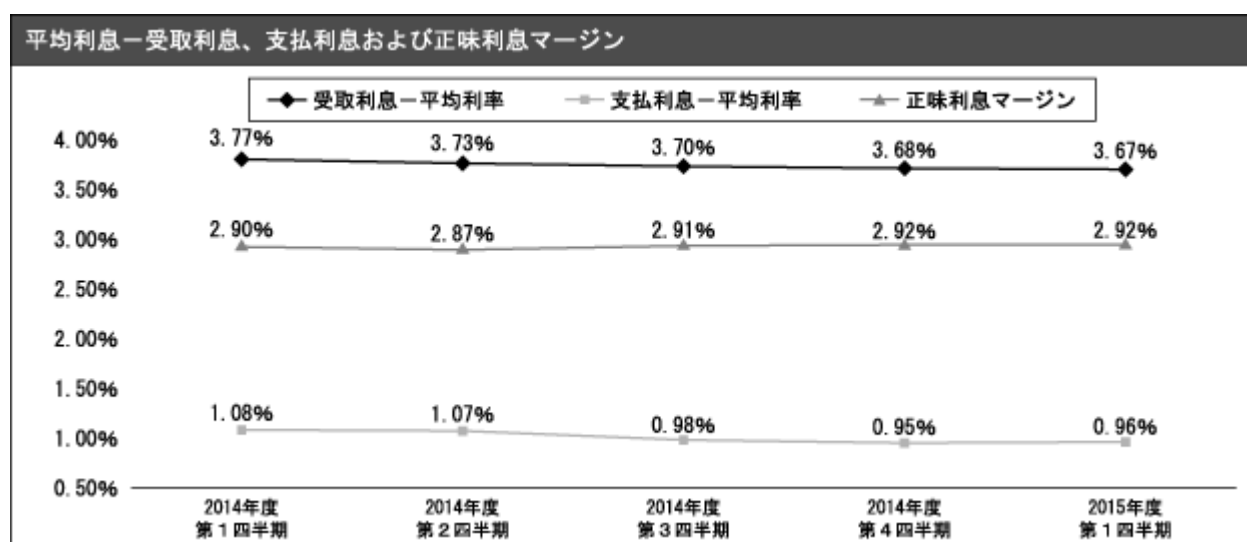
このTCEの減少にもかかわらず、シティは、その事業モデルおよび外国為替相場エクスポージャーの管理が、外国為替相場変動が普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響を最小限に抑えるために機能すると考えています。とりわけ、通貨変動によりシティの外貨建て資本に対する純投資の価値が変動するため、これらの変動により、シティのこれらの通貨建てのリスク加重資産の価値も変動します。これは、外貨借入、為替先物予約およびその他の通貨ヘッジ商品等のシティの外貨ヘッジ戦略と相まって、外貨変動がシティの普通株式等Tier 1 資本比率に及ぼす影響を和らげます。

シティの事業モデルおよび外国為替相場の変動に係る管理戦略の効果が、下表に示されています。AOCIの変動の詳細については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記18をご参照ください。

	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第1四半期
(単位：百万ドル（別途記載があるものを除きます。）)			
外国為替相場スポットレートの変動 ⁽¹⁾	(4.5)%	(4.9)%	(0.2)%
外貨換算（ヘッジ控除後）による有形普通株主資本の変動	\$ (1,763)	\$ (1,932)	\$ (551)
有形普通株主資本の割合	(1.0)%	(1.1)%	(0.3)%
外貨換算（ヘッジ控除後）による普通株式等Tier 1 資本比率			
（全面的に適用された場合）に対する影響の試算 （ベース・ポイント）	—	(1)	(4)

(1) 外国為替相場スポットレートの変動は、シティの四半期平均GAAP資本の外国に対するエクスポージャーに基づき、加重平均されています。

受取利息 / 支払利息および利回り



(単位：百万ドル (別途記載があるものを除きます。))	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第1四半期	変動率 2015年度第1四半期 / 2014年度第1四半期
受取利息 ⁽¹⁾	\$ 14,724	\$ 15,384	\$ 15,478	(5)%
支払利息	3,028	3,159	3,591	(16)
純利息収益 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 11,696	\$ 12,225	\$ 11,887	(2)%
受取利息 - 平均利率	3.67%	3.68%	3.77%	(10)bps
支払利息 - 平均利率	0.96	0.95	1.08	(12)bps
正味利息マージン	2.92%	2.92%	2.90%	2 bps
指標金利				
2年もの米国財務省証券 - 平均利率	0.60%	0.54%	0.37%	23 bps
10年もの米国財務省証券 - 平均利率	1.97	2.76	2.77	(80)bps
10年もの対2年ものスプレッド	137bps	222bps	240bps	

(1) 純利息収益には、2015年度第1四半期の124百万ドル、2014年度第4四半期の125百万ドルおよび2014年度第1四半期の128百万ドルの課税対象項目の調整（米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。）が含まれます。

(2) 一部の複合金融商品に関連する費用が除外されています。これらの債務は長期債務として区分され、公正価値で評価され、その変動は自己勘定取引に計上されます。

シティの正味利息マージン（以下「NIM」といいます。）は、総受取利息から総支払利息を控除した数値を、利付資産の平均金額で除して算出されます。シティのNIMは、主に資金調達費用が引き続き減少したことを反映して、前年同期から若干上昇しました。過年度と同様、シティは、2015年度第2四半期には事業の季節的傾向からNIMが若干低下すると予測しています。さらに、将来におけるシティのNIMの水準は、シティ・ホールディングスによる事業の売却（ワンメイン・フィナンシャルおよび日本におけるリテールバンク事業の売却を含みます。）から影響を受けることとなります。ただし、NIMに対する最終的な影響は、これらの事業売却の時期およびシティの経営成績に及ぼす全体的な影響に左右されます。

平均残高および金利 - 資産⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

課税対象項目ベース

	平均残高			受取利息			平均金利(%)		
(単位: 百万ドル(比率を除きます。))	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第1四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第1四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第1四半期
資産									
銀行預け金 ⁽⁵⁾	\$ 139,173	\$ 150,534	\$ 174,916	\$ 183	\$ 222	\$ 252	0.53%	0.59%	0.58%
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 ⁽⁶⁾									
米国内店	\$ 151,077	\$ 155,068	\$ 152,867	\$ 283	\$ 272	\$ 249	0.76%	0.70%	0.66%
米国外店 ⁽⁵⁾	90,102	95,702	102,327	359	341	345	1.62%	1.41%	1.37%
合計	\$ 241,179	\$ 250,770	\$ 255,194	\$ 642	\$ 613	\$ 594	1.08%	0.97%	0.94%
トレーディング勘定資産⁽⁷⁾⁽⁸⁾									
米国内店	\$ 116,950	\$ 118,250	\$ 113,527	\$ 918	\$ 911	\$ 879	3.18%	3.06%	3.14%
米国外店 ⁽⁵⁾	111,309	114,117	120,887	516	578	640	1.88%	2.01%	2.15%
合計	\$ 228,259	\$ 232,367	\$ 234,414	\$ 1,434	\$ 1,489	\$ 1,519	2.55%	2.54%	2.63%
投資									
米国内店									
課税対象	\$ 221,371	\$ 208,786	\$ 174,824	\$ 940	\$ 902	\$ 733	1.72%	1.71%	1.70%
米国税免除	12,800	12,599	18,478	83	97	198	2.63%	3.05%	4.35%
米国外店 ⁽⁵⁾	102,168	109,651	114,438	769	893	916	3.05%	3.23%	3.25%
合計	\$ 336,339	\$ 331,036	\$ 307,740	\$ 1,792	\$ 1,892	\$ 1,847	2.16%	2.27%	2.43%
貸出金(前受収益控除後)⁽⁹⁾									
米国内店	\$ 357,951	\$ 361,826	\$ 362,458	\$ 6,368	\$ 6,569	\$ 6,488	7.21%	7.20%	7.26%
米国外店 ⁽⁵⁾	276,914	288,993	296,248	4,195	4,484	4,698	6.14%	6.16%	6.43%
合計	\$ 634,865	\$ 650,819	\$ 658,706	\$ 10,563	\$ 11,053	\$ 11,186	6.75%	6.74%	6.89%
その他の利付資産⁽¹⁰⁾	\$ 45,501	\$ 44,816	\$ 33,891	\$ 110	\$ 115	\$ 80	0.98%	1.02%	0.96%
利付資産合計	\$1,625,316	\$1,660,342	\$1,664,861	\$ 14,724	\$ 15,384	\$ 15,478	3.67%	3.68%	3.77%
無利息資産 ⁽⁷⁾	\$ 227,808	\$ 239,613	\$ 224,380						
資産合計	\$1,853,124	\$1,899,955	\$1,889,241						

- (1) 純利息収益には、2015年度第1四半期の124百万ドル、2014年度第4四半期の125百万ドルおよび2014年度第1四半期の128百万ドルの課税対象項目の調整(米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。)が含まれます。
- (2) 金利および金額には、各資産および負債区分に関するリスク管理業務の影響が含まれます。
- (3) 日次平均が入手できない場合、一部の子会社は月次平均または四半期平均を用いています。
- (4) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (5) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
- (6) FIN 41 (ASC 210-20-45) に基づき、借入有価証券または売戻条件付買入有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、受取利息からはFIN 41 (ASC 210-20-45) の影響が除外されています。
- (7) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、FIN 39 (ASC 815-10-45) に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。
- (8) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。
- (9) 現金による貸出金を含みます。
- (10) ブローカレッジ債権を含みます。

平均残高および金利 - 負債および株主持分ならびに純利息収益⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

課税対象項目ベース

(単位：百万ドル(比率を除きます。))	平均残高			支払利息			平均金利(%)		
	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第1四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第1四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第1四半期
負債									
預金									
米国内店 ⁽⁵⁾	\$ 281,518	\$ 290,009	\$ 281,259	\$ 356	\$ 345	\$ 402	0.51%	0.47%	0.58%
米国外店 ⁽⁶⁾	416,878	448,603	479,664	970	1,012	1,047	0.94%	0.90%	0.89%
合計	\$ 698,396	\$ 738,612	\$ 760,923	\$ 1,326	\$ 1,357	\$ 1,449	0.77%	0.73%	0.77%
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券									
(7)									
米国内店	\$ 106,394	\$ 107,056	\$ 103,577	\$ 163	\$ 166	\$ 156	0.62%	0.62%	0.61%
米国外店 ⁽⁶⁾	70,720	80,378	93,569	213	256	369	1.22%	1.26%	1.60%
合計	\$ 177,114	\$ 187,434	\$ 197,146	\$ 376	\$ 422	\$ 525	0.86%	0.89%	1.08%
トレーディング勘定負債									
(8)(9)									
米国内店	\$ 28,040	\$ 30,964	\$ 27,663	\$ 23	\$ 17	\$ 21	0.33%	0.22%	0.31%
米国外店 ⁽⁶⁾	45,159	41,091	45,174	24	24	20	0.22%	0.23%	0.18%
合計	\$ 73,199	\$ 72,055	\$ 72,837	\$ 47	\$ 41	\$ 41	0.26%	0.23%	0.23%
短期借入金⁽¹⁰⁾									
国内店	\$ 72,060	\$ 79,088	\$ 79,370	\$ 21	\$ 31	\$ 37	0.12%	0.16%	0.19%
米国外店 ⁽⁶⁾	57,078	38,945	35,433	98	109	100	0.70%	1.11%	1.14%
合計	\$ 129,138	\$ 118,033	\$ 114,803	\$ 119	\$ 140	\$ 137	0.37%	0.47%	0.48%
長期債務⁽¹¹⁾									
米国内店	\$ 191,555	\$ 195,268	\$ 189,542	\$ 1,110	\$ 1,151	\$ 1,360	2.35%	2.34%	2.91%
米国外店 ⁽⁶⁾	7,007	6,410	8,934	50	48	79	2.89%	2.97%	3.59%
合計	\$ 198,562	\$ 201,678	\$ 198,476	\$ 1,160	\$ 1,199	\$ 1,439	2.37%	2.36%	2.94%
有利子負債合計	\$ 1,276,409	\$ 1,317,812	\$ 1,344,185	\$ 3,028	\$ 3,159	\$ 3,591	0.96%	0.95%	1.08%
米国内店の要求払い預金	\$ 24,018	\$ 23,930	\$ 27,930						
その他の無利息負債 ⁽⁸⁾	339,129	343,423	308,964						
負債合計	\$ 1,639,556	\$ 1,685,165	\$ 1,681,079						
シティグループ株主持分									
合計⁽¹²⁾	\$ 212,133	\$ 213,252	\$ 206,285						
非支配持分	1,435	1,538	1,877						
株主持分合計⁽¹²⁾	\$ 213,568	\$ 214,790	\$ 208,162						
負債および株主持分合計	\$ 1,853,124	\$ 1,899,955	\$ 1,889,241						
平均利付資産に占める純									
利息収益の割合⁽¹³⁾									
米国内店	\$ 942,923	\$ 962,121	\$ 943,611	\$ 7,004	\$ 7,140	\$ 6,676	3.01%	2.94%	2.87%
米国外店 ⁽⁶⁾	682,393	698,221	721,250	4,692	5,085	5,211	2.79	2.89	2.93
合計	\$ 1,625,316	\$ 1,660,342	\$ 1,664,861	\$ 11,696	\$ 12,225	\$ 11,887	2.92%	2.92%	2.90%

(1) 純利息収益には、2015年度第1四半期の124百万ドル、2014年度第4四半期の125百万ドルおよび2014年度第1四半期の128百万ドルの課税対象項目の調整(米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。)が含まれます。

(2) 金利および金額は、各資産および負債区分に関するリスク管理業務の影響を含みます。

(3) 日次平均が入手できない場合、一部の子会社は月次平均または四半期平均を用いています。

(4) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。

(5) その他の定期預金および貯蓄預金で構成されます。貯蓄預金は、保証型マネーマーケット口座、NOW口座およびその他の貯蓄口座で構成されます。貯蓄預金に係る支払利息は、FDICの預金保険料および手数料を含みます。

(6) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。

(7) FIN 41 (ASC 210-20-45) に基づき、買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、支払利息からはFIN 41 (ASC 210-20-45) の影響が除外されています。

(8) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、FIN 39 (ASC 815-10-45) に基づき、無利息資産およびその他の無利息負債において純額で報告されています。

(9) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。

(10) ブローカレッジ債務を含みます。

(11) 長期債務として区分される、複合金融商品および連結VIEにおける受益持分が除外されています。これらの債務は自己勘定取引に計上される公正価値の変動において計上されるためです。

(12) 非継続事業の株主持分が含まれます。

(13) 資産の所在に応じた資本および資金調達コストの割当額が含まれます。

受取利息の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

	2015年度第1四半期と2014年度第4四半期の比較			2015年度第1四半期と2014年度第1四半期の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
	平均残高	平均金利	正味変動額	平均残高	平均金利	正味変動額
(単位：百万ドル)						
銀行預け金 ⁽⁴⁾	\$ (16)	\$ (23)	\$ (39)	\$ (48)	\$ (21)	\$ (69)
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入有価証券						
米国内店	\$ (7)	\$ 18	\$ 11	\$ (3)	\$ 37	\$ 34
米国外店 ⁽⁴⁾	(21)	39	18	(44)	58	14
合計	\$ (28)	\$ 57	\$ 29	\$ (47)	\$ 95	\$ 48
トレーディング勘定資産 ⁽⁵⁾						
米国内店	\$ (10)	\$ 17	\$ 7	\$ 27	\$ 12	\$ 39
米国外店 ⁽⁴⁾	(14)	(48)	(62)	(48)	(76)	(124)
合計	\$ (24)	\$ (31)	\$ (55)	\$ (21)	\$ (64)	\$ (85)
投資 ⁽¹⁾						
米国内店	\$ 57	\$ (33)	\$ 24	\$ 184	\$ (92)	\$ 92
米国外店 ⁽⁴⁾	(59)	(65)	(124)	(94)	(53)	(147)
合計	\$ (2)	\$ (98)	\$ (100)	\$ 90	\$ (145)	\$ (55)
貸出金(前受収益控除後) ⁽⁶⁾						
米国内店	\$ (70)	\$ (131)	\$ (201)	\$ (80)	\$ (40)	\$ (120)
米国外店 ⁽⁴⁾	(185)	(104)	(289)	(298)	(205)	(503)
合計	\$ (255)	\$ (235)	\$ (490)	\$ (378)	\$ (245)	\$ (623)
その他の利付資産 ⁽⁷⁾	\$ 2	\$ (7)	\$ (5)	\$ 28	\$ 2	\$ 30
受取利息合計	\$ (323)	\$ (337)	\$ (660)	\$ (376)	\$ (378)	\$ (754)

- (1) 課税対象項目の調整は、米国連邦法定税率35パーセントを基準としており、この表示に含まれています。
- (2) 金利 / 残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。
- (3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。
- (5) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。
- (6) 現金による貸出金が含まれます。
- (7) ブローカレッジ債権を含みます。

支払利息および受取利息の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

	2015年度第1四半期と2014年度第4四半期の比較			2015年度第1四半期と2014年度第1四半期の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
	平均残高	平均金利	正味変動額	平均残高	平均金利	正味変動額
(単位：百万ドル)						
預金						
米国内店	\$ (10)	\$ 21	\$ 11	\$ —	\$ (46)	\$ (46)
米国外店 ⁽⁴⁾	(73)	31	(42)	(143)	66	(77)
合計	\$ (83)	\$ 52	\$ (31)	\$ (143)	\$ 20	\$ (123)
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券						
米国内店	\$ (1)	\$ (2)	\$ (3)	\$ 4	\$ 3	\$ 7
米国外店 ⁽⁴⁾	(30)	(13)	(43)	(79)	(77)	(156)
合計	\$ (31)	\$ (15)	\$ (46)	\$ (75)	\$ (74)	\$ (149)
トレーディング勘定負債⁽⁵⁾						
米国内店	\$ (2)	\$ 8	\$ 6	\$ —	\$ 2	\$ 2
米国外店 ⁽⁴⁾	2	(2)	—	—	4	4
合計	\$ —	\$ 6	\$ 6	\$ —	\$ 6	\$ 6
短期借入金⁽⁶⁾						
米国内店	\$ (3)	\$ (7)	\$ (10)	\$ (3)	\$ (13)	\$ (16)
米国外店 ⁽⁴⁾	40	(51)	(11)	47	(49)	(2)
合計	\$ 37	\$ (58)	\$ (21)	\$ 44	\$ (62)	\$ (18)
長期債務						
米国内店	\$ (22)	\$ (19)	\$ (41)	\$ 14	\$ (264)	\$ (250)
米国外店 ⁽⁴⁾	4	(2)	2	(15)	(14)	(29)
合計	\$ (18)	\$ (21)	\$ (39)	\$ (1)	\$ (278)	\$ (279)
支払利息合計	\$ (95)	\$ (36)	\$ (131)	\$ (175)	\$ (388)	\$ (563)
純利息収益	\$ (228)	\$ (301)	\$ (529)	\$ (201)	\$ 10	\$ (191)

- (1) 課税対象項目の調整は、米国連邦法定税率35パーセントを基準としており、この表示に含まれています。
- (2) 金利 / 残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。
- (3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記2をご参照ください。
- (4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。
- (5) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。
- (6) ブローカレッジ債務を含みます。

価格リスク - トレーディング・ポートフォリオ

シティがトレーディング・ポートフォリオの価格リスクを監視するために用いている指標の詳細ならびにバリュー・アット・リスク（以下「VAR」といいます。）およびシティのVARモデルの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」 - 「グローバル・リスクの管理」 - 「市場リスク」 - 「価格リスク - トレーディング・ポートフォリオ」をご参照ください。

バリュー・アット・リスク

2015年3月31日現在、シティは、VAR調整の保守的な特性により、VARは、安定的で完全に正規分布した市場の仮定の下に見積もられるVARよりも約23パーセント（2014年12月31日現在の見積りは21パーセント）大きくなると見積もっています。

次表に記載されているとおり、シティのトレーディングVARの平均は、2014年度第4四半期から2015年度第1四半期の間に増加しました。これは、ユーロ対スイス・フランの動きに関するG10の外国為替業務におけるエクスポージャーの変化およびボラティリティの増大、ならびにマーケット＆セキュリティーズ・サービス部門のコモディティ業務におけるエクスポージャーの変化によるものでした。トレーディングおよび信用ポートフォリオVARの平均は、前四半期から増加しました。これは、非トレーディング・ポジションに関連する一定のヘッジの信用スプレッドのボラティリティが上昇したことによるものです。シティの四半期末のトレーディングVARが減少したのは、基準VARモデル変数の更新、具体的には基準指標に関連する高利回りの法人向け与信のスプレッド・ボラティリティが低下したことによるものです。

(単位：百万ドル)	2015年 3月31日	2015年度 第1四半期平均	2014年 12月31日	2014年度 第4四半期平均	2014年 3月31日	2014年度 第1四半期平均
金利	\$ 63	60	68	60	N/A	N/A
信用スプレッド	71	75	87	73	N/A	N/A
共分散調整 ⁽¹⁾	(34)	(33)	(36)	(33)	N/A	N/A
完全に分散された金利および信用スプレッド	\$ 100	\$ 102	\$ 119	\$ 100	\$ 127	\$ 132
外国為替	29	31	27	28	33	32
株式	25	16	17	20	31	28
コモディティ	22	24	23	19	13	14
共分散調整 ⁽¹⁾	(69)	(66)	(56)	(65)	(82)	(74)
合計トレーディングVAR - 一般的なリスクおよび特定のリスクを含むすべての市場リスク要因（信用ポートフォリオを除きます。） ⁽²⁾	\$ 107	\$ 107	\$ 130	\$ 102	\$ 122	\$ 132
特定のリスクのみの構成要素 ⁽³⁾	\$ 8	\$ 6	\$ 10	\$ 8	\$ 18	\$ 19
合計トレーディングVAR - 一般的な市場要因のみ（信用ポートフォリオを除きます。） ⁽²⁾	\$ 99	\$ 101	\$ 120	\$ 94	\$ 104	\$ 113
信用ポートフォリオの追加的影響 ⁽⁴⁾	\$ 30	\$ 24	\$ 18	\$ 18	\$ 42	\$ 24
合計トレーディングおよび信用ポートフォリオVAR	\$ 137	\$ 131	\$ 148	\$ 120	\$ 164	\$ 156

(1) 共分散調整（多様化による利益としても知られています。）は、合計VARと各個別リスク種類に紐づけられたVARの合計の差異に相当します。利益は、各リスク種類内のリスクおよびリスク種類を横断するリスクが完全には相関関係にないこと、および、その結果、ある日の合計VARが各個別リスク種類に関連するVARの合計よりも低くなるということを反映しています。共分散調整の変動を引き起こす主な要因の決定は、モデル変数およびポジション変更の両方の影響を精査することによりなされます。

(2) 合計トレーディングVARには、ICGおよびシティ・ホールディングスの時価評価および一部の公正価値オプション・トレーディング・ポジションが含まれます。ただし、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金、およびすべてのCVAエクスポージャーを除きます。売却可能および発生エクスポージャーは含まれていません。

(3) 特定のリスクのみの構成要素は、VARに内在する株式および債券の発行体固有のリスクの水準を表示したものです。

(4) 信用ポートフォリオは、シティ・トレジャリーを含む非トレーディング事業部門に関連する時価評価ポジション、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVAおよびすべての関連するCVAヘッジで構成されます。FVAおよびDVAは含まれていません。信用ポートフォリオは、貸出金ポートフォリオに対するヘッジ、公正価値オプション貸付金およびICGにおいて資本市場で組成されたレバレッジド・ファイナンスに対するヘッジも含まれます。

N/Aは該当なし。

次表は、下記の四半期中に経験した特定のリスクを含む、シティの合計トレーディングVARに関する市場要因のVARの範囲を示したものです。

(単位:百万ドル)	2015年度第1四半期		2014年度第4四半期		2014年度第1四半期	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高
金利	39	84	38	88	N/A	N/A
信用スプレッド	66	94	62	87	N/A	N/A
完全に分散された金利および信用スプレッド	\$ 86	\$ 127	\$ 84	\$ 119	\$ 111	\$ 158
外国為替	20	43	20	38	24	43
株式	9	26	14	31	19	48
コモディティ	18	37	12	27	11	16
合計トレーディング	85	140	85	131	111	163
合計トレーディングおよび信用ポートフォリオ	108	158	102	156	133	188

注：各市場要因の最高および最低の値は異なる営業終了日におけるものであるため、上記の表から共分散調整を推測することはできません。
N/A：該当なし。

次表は2015年度第1四半期中のICGのVARを示したものです。ただし、デリバティブ・カウンターパーティーに関連するCVA、CVAのヘッジ、公正価値オプション貸出金および貸出金ポートフォリオに対するヘッジを除きます。

(単位:百万ドル)	2015年3月31日	
合計 - 一般的なリスクおよび特定のリスクを含むすべての市場リスク要因	\$	100
平均 - 期中	\$	99
最高値 - 期中		129
最低値 - 期中		79

規制VARのバック・テスト

バーゼル に従い、シティは、規制VARモデルの有効性を評価するために、バック・テストを実施することが求められています（規制VARの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」 - 「グローバル・リスクの管理」 - 「市場リスク」 - 「価格リスク - トレーディング・ポートフォリオ」をご参照ください。）。規制VARのバック・テストは、99パーセントの信頼水準での日々の1日VARが、買持ち損益と比較されるプロセスです（例えば、ポートフォリオがその日の終わりまで一貫して保有され、翌日に価格が付け替えられた場合の損益の影響）。買持ち損益は、対象ポジションの価格変動に帰属する、前営業日の営業終了時からの日々の時価評価損益を表しています。買持ち損益からは、実現トレーディング収益、純利息、手数料および役務収益、1日の間のトレーディング損益、ならびに引当金の変動が除外されています。規制VARのバック・テストは、当社全体（トレーディング・デスクのレベル、ICG事業セグメントおよびシティグループ）で毎月約155のポートフォリオについて、買持ちの損益に対して行われ、その結果が米国銀行規制当局との間で共有されます。

99パーセントの信頼水準に基づき、シティは、買持ち損失が規制VARを上回るのは年に2、3日であると予想します。シティのVARモデルが（短期および長期のボラティリティのうち大きい方を採用し、ボラティリティのファット・テール・スケーリングを行った結果）保守的に調整されていることを鑑みると、シティは、通常の安定した市況では、例外が発生する確率はこれより低いと予想します。市況が不安定な間は、バック・テストの例外が増える可能性があります。

2015年3月31日現在、過去12ヶ月間に関してシティの規制VARにおいて観察されたバック・テストの例外は2件でした。従前開示したとおり、2014年10月15日のトレーディング損失は、シティグループレベルでのVAR予測を超えました。これは、株式取引事業のみならず様々な債券市場業務に影響を与えた重大な市場変動およびボラティリティによるものでした。2件目のバック・テストの例外は、スイス銀行がスイス・フランの対ユーロ為替レートの下限を撤廃すると発表した2015年1月15日に発生しました。

[前へ](#)

[次へ](#)

カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク

シティにおけるカントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク（リスク管理プロセスを含みます。）の概要および詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」 - 「リスク要因」ならびに「グローバル・リスクの管理」および「グローバル・リスクの管理」 - 「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」をご参照ください。

カントリー・リスク

新興市場エクスポージャー

シティは、概して、新興市場をラテンアメリカ、アジア（日本、オーストラリアおよびニュージーランドを除きます。）、中東欧、中東およびアフリカの諸国と定義しています。

次表は、2015年3月31日現在のシティコープの主要な新興市場資産を示しています。次表において、貸出金の金額は、概して、借り手の居住地に基づいています。例えば、スイスに本社を置く企業の中国子会社への貸出金は、一般的に中国における貸出金として分類されます。下記では、トレーディング勘定資産および投資有価証券は、概して、証券の発行体または基準となる参照事業体の居住地に基づいて分類されています。

2015年3月31日現在						2014年 12月31日 現在	2014年 3月31日 現在	GCBのNCL率		
(単位：十億ドル (比率を除きます。))	トレー ディング勘 定資産 ⁽¹⁾	投資有価 証券 ⁽²⁾	ICG 貸出金 (3)(4)	GCB 貸出金 ⁽³⁾	合計 ⁽⁵⁾	合計 ⁽⁵⁾	合計 ⁽⁵⁾	2015年度 第1 四半期	2014年度 第4 四半期	2014年度 第1 四半期
メキシコ ⁽⁶⁾	\$ 3.7	\$ 19.2	\$ 9.9	\$ 27.2	\$ 59.9	\$ 60.0	\$ 72.3	5.3%	5.7%	4.6%
韓国	0.8	11.1	3.5	21.8	37.3	34.8	38.0	0.6	0.8	1.2
シンガポール	0.2	5.7	8.1	13.9	27.8	28.8	29.9	0.2	0.2	0.3
香港	1.1	4.0	11.1	10.6	26.8	26.3	27.3	0.4	0.5	0.3
インド	3.0	7.5	9.4	6.2	26.1	25.5	26.6	0.7	0.9	1.0
ブラジル	2.6	2.6	14.5	3.4	23.0	26.2	27.7	4.8	6.8	5.7
中国	2.0	1.9	11.0	4.8	19.8	22.0	22.2	1.0	0.9	(0.2)
台湾	1.3	0.7	4.2	7.3	13.6	13.9	13.9	0.2	0.2	0.1
ポーランド	1.4	3.2	1.4	2.7	8.6	10.0	10.4	0.3	(1.7)	(0.4)
マレーシア	0.2	0.4	1.6	5.3	7.4	8.5	9.1	0.7	0.7	0.7
インドネシア	0.6	0.7	3.9	1.3	6.5	6.5	7.1	2.2	3.3	2.5
ロシア ⁽⁷⁾	0.8	0.4	3.8	1.1	6.1	6.5	9.4	3.0	2.8	2.1
タイ	0.3	1.3	1.0	2.1	4.7	4.6	4.7	2.8	2.8	2.1
アラブ首長国連邦	(0.2)	-	3.0	1.5	4.3	4.4	4.4	1.7	1.9	2.0
コロンビア	-	0.2	2.2	1.9	4.3	4.9	5.1	3.4	3.4	4.4
トルコ	0.4	0.2	2.7	0.7	4.0	5.7	5.1	(0.1)	(0.1)	(0.3)
南アフリカ	0.6	0.6	2.0	-	3.2	3.3	2.3	-	-	-
アルゼンチン ⁽⁷⁾	0.4	0.2	1.5	1.1	3.2	3.0	2.6	0.8	1.0	0.7
フィリピン	0.4	0.4	1.3	1.0	3.0	3.1	2.8	4.6	3.8	3.8
ナイジェリア	0.1	0.8	1.3	-	2.3	2.0	1.9	-	-	-

注：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

- (1) トレーディング勘定資産は純額で記載されています。シティのトレーディング勘定資産は、顧客のニーズに合致した在庫を維持するため、変動します。
- (2) 投資有価証券には、公正市場価値で計上される売却可能証券、および取得原価で計上される満期保有目的証券が含まれます。
- (3) 実行済貸出金（前受収益控除後）を反映しています。上記の表で開示された実行済貸出金に加えて、シティは、2015年3月31日現在、ICG事業を通じて、新興市場の法人顧客に対する未実行約定約360億ドル（これに対し、2014年度第4四半期および2014年度第1四半期はそれぞれ340億ドルでした。）を有していました。この金額のうち40億ドル超を占める国は1つもありませんでした。

- (4) 2015年3月31日現在、未収利息非計上貸出金は、新興市場におけるICG貸出金合計の0.6パーセントでした。上記の表に記載された国については、2015年3月31日現在の未収利息非計上貸出金の割合は、香港、ブラジルおよびナイジェリアを除くと、0.0パーセントから0.4パーセントの間でした。香港では、2015年3月31日現在の未収利息非計上貸出金の割合は1.3パーセントでした（これに対し、2014年12月31日現在は1.6パーセント、2014年3月31日現在は2.3パーセントでした。）。これは、主に1つのカウンターパーティーの影響を反映したものです。ブラジルでは、2015年3月31日現在の未収利息非計上貸出金の割合は0.6パーセントでした（これに対し、2014年12月31日現在は1.0パーセント、2014年3月31日現在は0.3パーセントでした。）。これは、主に1つのカウンターパーティーの影響を反映したものです。ナイジェリアでは、2015年3月31日現在の未収利息非計上貸出金の割合は2.5パーセントでした（これに対し、2014年度第4四半期および2014年度第1四半期はそれぞれ0.0パーセントでした。）。これは、主に1つのカウンターパーティーの影響を反映したものです。
- (5) トレーディング勘定資産、投資有価証券、ICG貸出金およびGCB貸出金の合計。
- (6) 2014年度第4四半期のNCL率には、住宅建設業者に係るエクスポージャーに関連する償却約70百万ドルが含まれていました。この償却は、従前積み立てられた引当金により全額相殺されました。
- (7) ロシアおよびアルゼンチンに関するシティの一定のリスクの詳細については、下記「クロスボーダー・リスク」をご参照ください。

新興市場のトレーディング勘定資産および投資有価証券

シティは、通常の業務過程において、上記を含め、トレーディング勘定および投資勘定において証券を保有します。トレーディング勘定資産は毎日時価評価され、シティが顧客のニーズに合致した在庫を維持するため、資産水準は変動します。投資有価証券は、基準となる会計上の取扱いに基づき、公正価値または取得原価のいずれかで計上され、主として現地事業体の資産および負債管理プログラムの一部として、または現地の規制要件を遵守するために、保有されます。2015年3月31日現在、上記の表に記載された市場において、シティの投資有価証券の99パーセントはソブリン発行体に関連するものでした。

新興市場の個人向け融資

新興市場内のGCBの戦略は、GCB全体の戦略に合致しています。GCB全体の戦略は、対象とする顧客にサービスを提供するために、世界的な事業範囲を活用することです。リテール・バンクは、新興富裕層および大都市中心部における富裕層の消費者のための卓越した銀行となるよう努めています。クレジットカードおよび一部のリテール市場では、シティはいくぶん広範なセグメントおよび地域の顧客にサービスを提供しています。商業銀行業務は、一般的に、GCBの地域市場において営業する中小規模の市場の企業にサービスを提供しており、シティのグローバルな特性を重視する顧客に重点を置いています。全体として、シティは、様々な経済状況下において、シティの顧客の方が市場全体よりも回復力があると考えています。シティの個人向け事業は、地域および商品を横断する、確立したリスク選好枠組みを有しており、これは、事業戦略および活動を反映しています。また、シティの個人向け事業は、戦略および活動から生じる主要なリスクの境界を設定しています。

2015年3月31日現在、GCBは新興市場の借り手に対する残存個人向け貸出金約1,150億ドルを有していました。これは、GCB貸出金合計の約41パーセントに相当します。これに対し、2014年12月31日現在は約1,180億ドル（GCB貸出金合計の約41パーセント）、2014年3月31日現在は約1,220億ドル（GCB貸出金合計の約42パーセント）でした。2015年3月31日現在の約1,150億ドルのうち、最も大きい5つの新興市場 - メキシコ、韓国、シンガポール、香港および台湾 - は、GCB貸出金合計の約29パーセントを占めていました。

新興市場内では、シティのGCB貸出金の30パーセントが抵当貸付、26パーセントが商業市場貸出金、24パーセントが個人向け貸出金、および20パーセントがクレジットカード貸出金でした（いずれも2015年3月31日現在）。

全体的な個人向け与信の質は、2015年度第1四半期において全体として引き続き安定していました。新興市場における正味貸倒損失は平均貸出金の1.9パーセントであり（これに対し、2014年度第4四半期は2.2パーセント、2014年度第1四半期は2.0パーセントでした。）、シティの目標市場戦略およびリスク選好枠組みに合致していました。

新興市場の法人向け融資

ICGの全体的な戦略に従い、新興市場におけるシティの法人顧客は、通常、大規模な多国籍企業であり、シティのグローバル・ネットワークを重視しています。シティは、これらの顧客との間で、複数の商品を網羅し、顧客のニーズ（キャッシュ・マネジメントおよびトレード・サービス、外国為替、融資、資本市場ならびにM&Aアドバイザリーを含みます。）に合致する関係を構築することを目指しています。シティは、様々な経済状況下では、シティがターゲットとする法人セグメントがより強い回復力を有しており、関係を基盤とする顧客サービスのアプローチにより、かかる関係に固有のリスクを効果的に管理することが可能になると考えています。シティは、法人貸付業務に関して、明確に定められたリスク選好枠組み（リスク・ベースの限度、承認権限およびポートフォリオ集中境界を含みます。）を有しています。

2015年3月31日現在、ICGは新興市場の借り手に対する貸出金残高約1,150億ドルを有していました。これは、ICG貸出金残高合計の約41パーセントに相当します。これに対し、2014年12月31日現在は約1,180億ドル（ICG貸出金合計の約43パーセント）、2014年3月31日現在は約1,320億ドル（ICG貸出金合計の約47パーセント）でした。2015年度第1四半期末現在、シティのICG貸出金の6パーセント超を占める新興市場国は1つも存在しませんでした。

2015年3月31日現在、貸出金および未実行貸出約定を含む、シティの新興市場法人向け与信ポートフォリオ（ICGのプライベートバンクを除きます。）のうち約75パーセントが、投資適格に格付けされていました。シティは、投資適格を、シティの内部リスク測定システムおよび方法に基づくBBB以上の格付けとみなしています（法人向け与信に関するシティの内部リスク測定システムの詳細については、上記「信用リスク」-「法人向け与信の詳細」をご参照ください。）。残りの大部分は、シティの内部リスク測定システムおよび方法に基づきBBまたはBと格付けされました。

全体として、2015年度第1四半期の新興市場におけるICGの正味貸倒損失は、平均貸出金の0.0パーセントでした。これに対し、2014年度第4四半期は0.4パーセント、2014年度第1四半期は0.5パーセントでした。2015年3月31日現在、未収利息非計上のICG貸出金が発行国における貸出金合計に占める割合は、0.6パーセントでした。

クロスボーダー・リスク

アルゼンチン

シティのアルゼンチンにおける業務、リスクおよびエクスポージャーに関する詳細な背景およびその他の情報については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「グローバル・リスクの管理」-「カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク」-「クロスボーダー・リスク」をご参照ください。

2015年3月31日現在、シティのアルゼンチン事業に対する純投資額は約840百万ドルでした。これに対し、2014年12月31日現在は、約780百万ドルでした。シティは、アルゼンチンにおいてアルゼンチン・ペソを機能通貨として使用しており、アルゼンチン中央銀行が公表する公定為替相場を使用して、その財務諸表を米ドルに換算しています。公定為替相場によれば、アルゼンチン・ペソの価値は、2015年3月31日現在、1米ドル=8.82ペソに下落しました。これに対し、2014年12月31日現在は1米ドル=8.55ペソでした。

2015年3月31日現在、シティのアルゼンチンへの投資に関連する累積換算損失（適格純投資ヘッジ控除後）は、約15.9億ドル（税引前）でした。これは株主持分に計上されました。これに対し、2014年12月31日現在は約15.1億ドル（税引前）でした。累積換算損失は、シティの実質的にすべてのアルゼンチン事業が売却、連結除外または清算された際に実現されない限り、利益に再分類されません。

シティは、アルゼンチンへの純投資における通貨リスクを、可能かつ賢明な範囲でヘッジしています。アルゼンチンへの純投資に対するシティのヘッジ合計は、2015年3月31日現在は約970百万ドルでした（これに対し、2014年12月31日現在は約810百万ドルでした。）。

2015年3月31日現在、シティは、シティ・アルゼンチンにおいて、主に法人向けおよび個人向けの貸出金、ならびにアルゼンチン中央銀行への預託金および同行が発行した短期手形で構成される第三者資産を合計で約43億ドル有していました（2014年12月31日から横ばいでした。）。これらの資産の大部分は、現地の預金により資金調達されていました。資産合計には、米ドル建て資産約460百万ドルが含まれていました。これに対し、2014年12月31日現在は約550百万ドルでした（アルゼンチンに関するシティのエクスポージャーの詳細については、上記「カントリー・リスク」-「新興市場エクスポージャー」をご参照ください。当該項目には、当該項目に記載された方法に基づき、アルゼンチンにおけるシティのトレーディング勘定資産、投資有価証券、ICG貸出金およびGCB貸出金が記載されています。当該項目に記載されているとおり、これらの資産の合計は、2015年3月31日現在約32億ドルでした。当該エクスポージャーのうち約210百万ドルが、アルゼンチン以外のシティ子会社によって保有されており、したがって、上記の金額43億ドルには含まれていません。上記の金額は、開示されているとおり、シティ・アルゼンチンのみに関するものです。）。

従前開示したとおり、2015年1月に、米国規制当局は、シティに対して、アルゼンチンの移転リスク格付けを引き下げる決定を通知しました。それによってシティは2015年度第1四半期に約7百万ドルの強制的な移転リスク引当金を認識しました。

広く報道され、また従前開示したとおり、アルゼンチンは引き続き、米国において、一定の「ホールドアウト」債権者、すなわち2001年のアルゼンチン国債のデフォルトを受けて行われた債務再編における債券の条件変更を受け入れなかった債権者との訴訟に関与しています。また、従前開示したとおり、シティ・アルゼンチンは、「ホールドアウト」債券訴訟の一部である条件変更された一定の債券（具体的には、アルゼンチン法に準拠し、アルゼンチンにおいて支払われる、条件変更された米ドル建て債券）について、アルゼンチンにおけるカストディアンを務めています。

2015年度第1四半期中、アルゼンチン訴訟を監督する米国裁判所は、これらの債券についてシティ・アルゼンチンがカストディアンとして行う利払手続は、裁判所の命令により禁止されているとの決定を下しました。当該裁判所の決定は、シティ・アルゼンチンに対し、顧客の指示に従ってかかる支払額を顧客に送金するように要求するアルゼンチン法と矛盾するものでした。当該裁判所命令を受けて、シティは、アルゼンチンにおけるカストディ業務から撤退する意図があると発表しました。カストディ業務から撤退するとのシティの決定は、シティ・アルゼンチンの経営成績に直接的な重大な影響を与えないと予測されています。米国裁判所はその後、シティにカストディ業務から撤退するための時間を与えるため、シティ・アルゼンチンに対し、2015年3月31日および2015年6月30日の債券に係る支払処理を行うことを許可しました（ただし一定のマイルストーンの達成を条件とします。）。これらの事柄が起きて以来、アルゼンチンの規制・政府機関は、シティ・アルゼンチンに対して一定の不利な措置を取っており、それらにはシティ・アルゼンチンに対する訴訟の提起および一定の活動の停止が含まれています。状況は変化し続けており、アルゼンチンにおけるシティの事業基盤にさらなる悪影響（制裁措置、さらなる事業上の制限、アルゼンチンにおける営業認可の喪失および銀行従業員に対する刑事責任を含みます。）を及ぼし、その一部は重大なものとなる可能性があります。シティおよびシティ・アルゼンチンがさらなる訴訟を提起され、また罰金を科される可能性もあります。

ベネズエラ

2003年以来、ベネズエラ政府は制限的な外国為替規制を実施・運営しています。これらの為替規制により、ベネズエラにおいて米ドルを入手するシティの能力が制限されています。シティは、2008年以降、ベネズエラ政府から米ドルを入手することができていません。

2015年2月10日に開示されたとおり、ベネズエラ政府は、外国為替規制の変更を公表しましたが、その外国為替規制は引き続き3段階の制度を維持しています。新たな為替規制では、CENCOEXレートが維持されていますが、SICAD IIはSICAD Iに統合されています（以下「SICAD」といいます。）。また、新たな為替規制により、副次的外貨システム（以下「SIMADI」といいます。）が創設されています。このシステムは、自由変動相場を目指しています。SIMADI為替制度では、企業が毎月購入できる外国通貨の量が制限されるとともに、シティを含め、銀行およびブローカーは、自身の必要性のためにこの市場に参入することを禁止されています。

2015年3月31日現在、3つの別個の公定外国為替相場は、以下のとおりでした。

- ・ 国家貿易センター（以下「CENCOEX」といいます。）によって提示された優先外国為替レート：1米ドル＝6.3ボリバルに設定されていました。
- ・ SICAD相場：1米ドル＝12ボリバルでした。

・SIMADI相場：1米ドル＝190ボリバルでした。

シティは、米ドルをベネズエラ事業の機能通貨として使用しています。米ドルを入手できる可能性が限定されており、また、SICAD相場は必ずしも経済的実態を反映していない可能性があるにもかかわらず、SICAD相場はシティがCENCOEXから米ドルを合法的に入手する権利を有する唯一の相場であるため、2015年3月31日現在、シティは、SICAD相場でボリバル建ての純金銭資産の再測定を行っています。SICAD相場の変動によるシティのボリバル建て資産および負債の再測定により生じる損失は、利益に計上されています。SICAD為替相場においてさらに通貨価値が下落するか、シティの適格性に変化が生じて異なる為替メカニズムを利用することとなり、より好ましくない相場を用いることとなるか、または外国為替メカニズムにその他の不利な変動が生じた場合、当該通貨価値下落または変動が発生した期間に外国為替差損が発生します。

2015年3月31日現在、ベネズエラ事業に対するシティの純投資額は、約180百万ドルでした（2014年12月31日現在から変動はありませんでした。）。かかる金額には、ベネズエラ・ボリバル建ての純金銭資産約140百万ドルが含まれていました（2014年12月31日現在から変動はありませんでした。）。シティ・ベネズエラの2015年3月31日現在の第三者資産合計は約11億ドル（これに対し、2014年12月31日現在は約900百万ドルでした。）で、主にベネズエラ中央銀行への預託金、法人向けおよび個人向けの貸出金ならびに政府債で構成されていました。これらの第三者資産の大部分は、現地の預金により資金調達されていました。

ギリシャ

ギリシャでは、2015年1月に、新政府が選出されました。新たに選出された政府は、緊縮政策がギリシャに与えた影響の結果として、同国の債務について欧州連合および国際通貨基金と再交渉することを確約しました。これまでのところ、かかる交渉の進捗は遅く、交渉が不調に終わった場合、ギリシャは、その債務につき債務不履行に陥る可能性があり、さらに場合によっては、欧州経済通貨同盟（以下「EMU」といいます。）を脱退することにもなりかねません。

2015年3月31日現在、シティは、シティのギリシャ支店において、合計約44百万ドルの第三者資産および合計約481百万ドルの第三者負債を有していました。これに対し、2014年12月31日現在はそれぞれ約36百万ドルおよび約915百万ドルでした。当四半期末現在の第三者資産合計にはユーロ以外の通貨建て資産約1.5百万ドルが含まれ、第三者負債合計にはユーロ以外の通貨建て負債約52百万ドルが含まれていました（これに対し、2014年12月31日現在はそれぞれ約0.3百万ドルおよび約174百万ドルでした。）。

ギリシャがEMUを脱退する場合、ギリシャの一定の債務の通貨単位が、ユーロから新しい国の通貨（例えば、ドラクマ）に変更される可能性があります。代替的なシナリオが展開する可能性はありますが、この通貨単位の変更に伴い、新通貨の価値がユーロおよび米ドルに対して直ちに下落する可能性があります。

シティは、(i)ギリシャにおいて所在するかまたは保有され、現地国の法律を準拠法とするユーロ建ての資産および/または負債(以下「現地エクスポージャー」といいます。)、ならびに、(ii)貸出金および証券化商品等の、ギリシャ国外に所在する事業体とギリシャに所在する顧客との間の、現地国の法律を準拠法とする他のユーロ建て資産および負債(以下「オフショア・エクスポージャー」といいます。)により生じる潜在的な通貨単位の変更および通貨価値下落のリスクにさらされています。

2015年3月31日現在、通貨価値下落の影響を受けるシティの負債は、現地およびオフショア双方において保有する資産を上回っていたため、ギリシャがEMUを脱退した場合、通貨単位の変更および価値の下落が対称的に生じると想定すると、シティの損失リスクは限定的であろうとシティは考えています。しかしながら、通貨単位の変更および通貨価値下落のリスクにさらされる可能性のある実際の資産および負債、ならびに通貨単位の変更が非対称的であるかどうかは、法律上およびその他の面で相当な不確定要素の影響を受けます。また、シティのコントロールの及ばないその他の事由 - 預金流出および通貨価値下落の範囲、米国規制当局による強制貸倒引当金の要求または機能通貨の変更の実施、ならびにその会計上の影響等 - は、かかる事由においてシティにさらなる悪影響を及ぼす可能性があります。

上記のギリシャ支店の資産および負債に加えて、2015年3月31日現在、その他の(ギリシャ以外の)シティの支店および子会社は、ギリシャの債務者に対して、潜在的なカントリー・リスクまたはクロスボーダー・リスク事象の下で貸倒損失を生じる可能性がある、貸出金(未実行貸出約定を含みます。)、デリバティブおよび証券化商品等の約13億ドル(購入信用補完の控除後)のエクスポージャーを有していました。この予測エクスポージャーはシティの内部リスク管理対策およびシステムに基づいており、顧客関係が全体として経済的リスク、金融リスク、社会政治的リスクまたは法的リスクに最も直接的にさらされる国が該当国に指定されます。その結果、上記のギリシャに対するシティ・ホールディングスの予測信用エクスポージャーには、実際にはギリシャ国外に所在する顧客関係における子会社へのエクスポージャー(例えば、ギリシャ法人の英国子会社に対する貸出金、デリバティブおよびその他のエクスポージャー)が含まれる可能性があります。シティは、上記の予測信用エクスポージャーに関連する損失リスクは低下する可能性が高いと考えています。それは、当該エクスポージャーのうちかなりの金額は、通貨切下げの対象とならないと予測される高品質の担保付法人向け貸出金に関するものだからです。

ロシア

この地域における混乱の継続、原油価格の下落および国際制裁は、ロシア経済に重大な影響を及ぼしています。ロシア・ルーブルは、2014年12月31日から2015年3月31日までの間に米ドルに対してさらに2.5パーセント値下がりしました。

シティバンクは子会社を通じてロシアで事業を行っており、当該子会社は、機能通貨としてロシア・ルーブルを使用しています。シティのロシアに対する純投資額は、2015年3月31日現在約10億ドルでした。これに対し、2014年12月31日現在は約11億ドルでした。2015年3月31日現在、実質的にすべてのシティバンクの純投資が、外国為替先物予約を使用して、（関連する税務上の調整項目を条件として）ヘッジされていました。ロシアのシティバンク子会社の第三者資産合計は、2015年3月31日現在約46億ドルでした。これに対し、2014年12月31日現在は約61億ドルでした。これらの資産は、主に法人向けおよび個人向けの貸出金、ロシア政府債、ならびにロシア中央銀行への預託金で構成されていました。上記資産の大部分は、現地の預金債務により資金調達されていました。

ロシアに関するシティのエクスポージャーの詳細については、上記「カントリー・リスク」 - 「新興市場エクスポージャー」をご参照ください。当該項目には、当該項目に記載された方法に基づき、ロシアにおけるシティのトレーディング勘定資産、投資有価証券、ICG貸出金およびGCB貸出金が記載されています。当該項目で開示されているとおり、これらの資産の合計は、2015年3月31日現在約61億ドルでした。当該エクスポージャーのうち約23億ドルは、ロシア以外のシティ子会社によって保有されており、したがって、上記の金額46億ドルには含まれていません。上記の金額は、開示されているとおり、ロシアのシティバンク子会社のみに関するものです。

[前へ](#)

[次へ](#)

キャッシュ・フローの状況

営業活動、投資活動および財務活動による当社のキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書に反映されており、下表はその要約です。

(単位：百万ドル)	第 1 四半期	
	2015年度	2014年度
キャッシュ・フローの概要		
継続事業の営業活動から生じた正味資金	\$ 2,093	\$ 29,598
継続事業の投資活動から生じた（に使用した）正味資金	7,595	(11,396)
継続事業の財務活動から生じた（に使用した）正味資金	(19,852)	(14,560)
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響	(64)	(147)
現金および銀行預け金の変動	(10,228)	3,495

2015年度第 1 四半期における継続事業の営業活動から生じた正味資金は2,093百万ドルで、前年同期比で27,505百万ドル減少しました。

2015年度第 1 四半期における継続事業の投資活動から生じた正味資金は7,595百万ドルで、前年同期比で18,991百万ドル増加しました。

2015年度第 1 四半期における継続事業の財務活動に使用した正味資金は19,852百万ドルで、前年同期比で5,292百万ドル増加しました。

[前へ](#)[次へ](#)

法人税等

繰延税金資産

シティの繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）の詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「リスク要因」-「事業リスクおよびオペレーショナル・リスク」、「第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」-「重要な会計方針および重要な見積り」-「法人税等」、ならびに「第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類」の連結財務諸表注記9をご参照ください。

シティグループは2015年3月31日現在、約481億ドルのDTA純額を計上していました。これは、2014年12月31日現在から約12億ドル減少しています。DTAが前四半期から減少したのは、シティコープにおいて引き続き米国課税所得が発生したことが主な要因です。

次の表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティのDTA純額の残高を要約したものです。

税務管轄／項目 (単位：十億ドル)	DTA残高	
	2015年3月31日	2014年12月31日
米国連邦税合計	\$ 45.7	\$ 46.5
外国税合計	2.4	2.8
合計 ⁽¹⁾	\$ 48.1	\$ 49.3

(1) 約159億ドルのDTA純額は、2015年3月31日現在のバーゼル の完全実施基準に従い、規制資本の算定において控除されませんでした。

実効税率

シティの2015年度第1四半期の実効税率は30.6パーセント（CVA/DVAの影響を除きます。）で、2014年度第1四半期の31.6パーセント（CVA/DVAの影響および前年同期の税務費用を除きます（上記「エグゼクティブ・サマリー」をご参照ください。）。）を若干下回りました。

税法

2015年4月13日、ニューヨーク州知事は、ニューヨーク市の法人税制をニューヨーク州の法人税制と実質的に一致させる法案に署名しました。同法は2015年1月1日に遡って適用されます。現在シティグループは同法の効果の数値化を行っており、当該効果を第2四半期の業績において報告する予定です。

開示統制および開示手続

シティの開示統制および開示手続は、1934年米国証券取引所法（改正を含みます。）に基づき開示が要求される情報が確実に記録され、処理され、要約され、SECの規則および様式に規定された期間内に報告されるようにすることを目的としています。これは、必要な開示について適時に意思決定ができるように、シティがSECへの提出書類の中で開示することが要求されている情報が、必要に応じて最高経営責任者（以下「CEO」といいます。）および最高財務責任者（以下「CFO」といいます。）をはじめとする経営陣に蓄積され、通知されることを含みますが、これらに限定されません。

シティの開示委員会は、CEOおよびCFOがシティの開示統制および開示手続を考案し、確立し、維持し、その有効性を評価する責務を果たすことを支援します。開示委員会は、とりわけ、開示統制および開示手続を監視し、維持し、実施する責務を負っており、CEOおよびCFOの監督および監視に従います。

シティの経営陣は、シティのCEOおよびCFOの参加を得て、2015年3月31日付でシティグループの開示統制および開示手続（1934年米国証券取引所法に基づくルール13a-15(e)において定義されています。）の有効性について評価しており、この評価に基づき、CEOおよびCFOは、同日現在のシティグループの開示統制および開示手続が有効であると結論づけました。

イラン脅威削減およびシリア人権法のセクション219に基づく開示

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法のセクション219（これにより1934年米国証券取引所法（改正を含みます。）にセクション13(r)が加えられました。）に基づき、シティは、自社またはその関連会社が、イランに関連する（または米国法に基づく制裁措置の対象である人物もしくは事業体との）一定の活動または取引であることを知ってこれに従事したか否かを、これを年次報告書または場合により四半期報告書において開示しなければなりません。当該開示は、当該活動または取引が適用ある法律に従って行われた場合でも、原則として行う必要があります。

2015年3月、シティバンク・ホンコン・リミテッド（以下「シティHK」といいます。）は、自動決済システムを通じて、ある個人顧客のイラン・イスラム共和国総領事館（以下「総領事館」といいます。）宛て個人小切手（金額は200,000香港ドル、約25,800ドル）を処理しました。関連する個人顧客の口座は2015年3月に開設され、3回にわたり合計550,000香港ドル（約71,000ドル）が預金されていました。シティHKはその後疑わしい活動を特定し、当該口座に対してなされた預金の大部分が総領事館に支払われるべき観光ビザ手数料（イランに対する取引及び制裁規則の適用を除外されています。）に関するものであったと判断しました。また、当該預金のごく一部は、総領事館に支払われるべき文書認証手数料に関するものであったことが分かりました。当該入出金は、口座開設時に顧客が表明した指定の口座用途とは異なっていました。シティHKは、内部調査の完了と同時に当該顧客の口座を閉鎖しました。シティはこの入出金について財務省海外資産管理局と話し合い、同局に対して報告も行っています。シティにはこの個人顧客との取引を続ける意図はありません。この入出金は約60ドルの粗利益を生みましたが、純利益は生じませんでした。

将来予想に関する記述

本四半期報告書における一定の記載事項（上記の「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」の記載を含みますが、これに限定されません。）は、1995年米国民事証券訴訟改革法における「将来予想に関する記述」です。また、シティグループは、SECに提出または提供した他の文書の中で将来予想に関する記述を行う場合があります、また経営陣がアナリスト、投資家、メディアの代表者等に対して口頭で将来予想に関する記述を行う場合があります。

将来予想に関する記述は、一般的に、過去の事実に基づくものではなく、むしろ将来の出来事に関する当四半期末におけるシティグループおよび経営陣の考えを表しています。かかる記述は「～と考えます（believe）」、「～と期待します（expect）」、「～と予想しています（anticipate）」、「～を意図しています（intend）」、「～と見積もります（estimate）」、「増加することがあります（may increase）」、「変動することがあります（may fluctuate）」等の語句や類似の表現、または「～する予定です（will）」、「～すべきです（should）」、「～するつもりです（would）」、「～となる可能性があります（could）」等の未来もしくは条件を示す表現によって識別することができます。

かかる記述は、経営陣による現時点での予測に基づいており、リスク、不確実性または状況の変化の影響を受けます。実際の業績ならびに資本その他財政状態は、様々な要因（上記の事業に関する個別の議論および経営成績、ならびに有価証券報告書に含まれる注意事項、有価証券報告書の「第一部 企業情報、第3 事業の状況、4 事業等のリスク」-「リスク要因」に記載する要因、ならびに以下に概説するリスクおよび不確実性を含みますが、これらに限定されません。）によって、かかる記述に含まれるものとは大きく異なる可能性があります。

- ・シティが世界的に直面する進行中の広範な規制上の変更および不確実性、ならびにこれらの変更および不確実性がシティの戦略、個別の事業および全体の経営成績、業務執行上の優先事項を進捗させる能力ならびに法令遵守に係るリスクおよび費用に及ぼす潜在的な影響
- ・進行中の規制上の監視に関する不確実性、ならびにシティおよびその一定の関連事業体に適用される自己資本要件の変更の可能性（シティに適用される米国の資本サーチャージ（以下「G-SIBサーチャージ」といいます。）の計算および決定に関するものを含みます。）ならびにこれらの不確実性がシティのリスク加重資産合計、レバレッジ資産およびシティが予定しまたは必要とされたとおり自己資本要件を満たす能力に及ぼす可能性がある潜在的な影響
- ・銀行業界で一般的に進行中の事象（訴訟および規制上の和解を含みます。）がシティのオペレーショナル・リスク加重資産、ひいてはリスク加重資産全体に及ぼす潜在的な影響
- ・シティが、シティの2015年度の破綻処理計画提出の一環として2014年に連邦準備制度理事会およびFDICにより特定された問題点に対処することができない場合に、シティに及ぼす潜在的な影響（より厳しい自己資本、レバレッジもしくは流動性に関する基準、成長、活動もしくは事業に対する制限、または一定の資産もしくは事業の売却を実施する必要性を含み、シティの事業または戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。）

- ・米国において総損失吸収能力（以下「TLAC」といいます。）の強制的最低水準に関する潜在的な規制要件（シティの資本とTLAC基準との間の潜在的な相互作用を含みます。）の結果として、現在継続中の不確実性、ならびにシティの資金調達および流動性管理（および構造）ならびに経営成績全体に及ぶ潜在的な影響
- ・米国および世界におけるデリバティブ規制の継続的实施および解釈から生じる、シティのデリバティブ業務および経営成績に対する潜在的な影響（シティの競争上の地位ならびに法令遵守に係るリスクおよび費用に対するものを含みます。）
- ・ボルカー・ルールの実施に関して継続中の解釈上の不確実性ならびに法令遵守に係るリスクおよび費用
- ・証券化に適用される最近採用された規則および将来予想される規制の不確実性ならびにシティの事業および経営成績に及ぼす潜在的な影響
- ・継続中のマクロ経済の不確実性およびボラティリティ（米国内外の財務・金融上の措置もしくは予想される措置、地政学的な緊張および経済成長における変化を含みます。）ならびに潜在的な国家債務不履行に関する継続中の懸念およびかかる債務不履行が世界経済に及ぼす潜在的な影響が、シティの事業、経営成績および財政状態に及ぼす潜在的な影響
- ・シティの米国外およびアルゼンチン等の新興市場における業務から生じるリスク（ライセンスの国有化または喪失、制裁措置、刑事責任、支店または子会社の閉鎖、資産押収、詐欺および為替管理によるものを含みます。）、ならびに一般的な為替相場の変動ならびに法令遵守および規制に係るリスクおよび費用の拡大
- ・シティのリボルビング・ホーム・エクイティ与信枠（以下「HELOC」といいます。）が引き続き「リセット」されること、特に今後このリセット・リスクを削減または軽減するシティの能力が制限されることを考えた場合に、シティの延滞率、正味貸倒損失、貸倒引当金および経営成績全体に及ぼす潜在的な影響
- ・リスクの集中が、シティのヘッジ戦略および経営成績に及ぼす可能性がある潜在的な影響（米国政府およびその機関に対するシティの信用リスクならびにシティが金融サービス業界のカウンターパーティーと大量の取引を行っていることから生じる市場リスクを含みます。）
- ・シティに適用される、または適用されると予測される、流動性に係る基準および要件を規制当局が引き続き重視し、かかる基準および要件が継続的に変更されることから生じる、シティの資金調達および流動性ならびに流動性に係る計画および管理に対する潜在的な影響
- ・市場の混乱、政府の財政・金融政策、規制基準およびシティの信用スプレッドの変動等の外部要因がシティの流動性および／または資金調達コストに及ぼす潜在的な影響
- ・シティまたはより重要な子会社の格付けの引下げ（政府支援に関連する前提の変更によるものを含みます。）、ならびにシティの資金調達、流動性、およびその一部の事業の業績に及ぼす潜在的な影響
- ・シティが対象となっているまたはいつでも対象となりうる多数の訴訟、行政および規制上の手続、調査ならびに取調べがシティの事業、事業慣行、評価、財政状態または経営成績に及ぼしうる潜在的な影響（制裁金、罰金、同意審決、またはその他同様の救済措置もしくは制裁措置によるものを含みます。）

- ・シティに対する刑事訴訟または刑事有罪答弁、有罪判決もしくは関連する制裁措置から生じる重大な不確実性（かかる措置の結果生じうる付随的帰結（顧客もしくは事業の喪失、事業の制限および／または規制上の対応等）の範囲および重大性を含みます。）
- ・「コンダクト」リスク、一般的な金融サービス業界全般の「文化」ならびに従業員の不正行為の抑止および防止に係る個々の企業の統制機能の有効性について、引き続き規制当局およびその他のエンフォースメント機関による監督が強化され、金融サービス業界への期待が高まることから生じる不確実性
- ・ストレス・テスト（CCAR）の結果として生じるシティおよびその資本還元計画に対する市場および投資家の認識（シティが絶えず進化する連邦準備制度理事会の年次ストレス・テスト基準および定性的要因を満たすことができるか否かを含みます。）に対する潜在的な影響
- ・業務執行上の優先事項をうまく達成するシティの能力（規律立った費用管理を維持すること、シティ・ホールディングスを年間ベースで少なくとも「採算が合う」状態に維持しながらその段階的縮小を継続すること、および繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）の活用を継続することを含みます。）およびそれが達成できない場合に2015年度の営業費用比率目標および資産利益率目標の達成に及ぼす可能性がある潜在的な影響
- ・シティが関連する繰越期間中またはその他において米国課税所得を生み出し続けることによって、DTA（その要素である外国税額控除を含みます。）の活用を継続する能力
- ・米国、特定の地方、州もしくは海外の法域における法人税率が引き下げられた場合、または米国の法人税制に対するその他の変化がシティのDTAの価値および経営成績に及ぼす影響
- ・シティが対象となる広範囲に及ぶ税法に対するシティの解釈または適用（源泉徴収義務および印紙税その他取引税に関するものを含みます。）が関連する政府税務当局のものと異なる場合に、シティに及ぼす潜在的な影響
- ・絶えず進化し増大するサイバーセキュリティその他の技術上のリスクおよび攻撃がシティに及ぼす潜在的な影響（シティおよびその顧客双方が被る詐欺による損失、追加費用、評判の低下、顧客の喪失、規制上の罰金、訴訟を提起される危険性およびその他の潜在的な経済的損失を含みます。）
- ・シティが北米GCBの米国クレジットカード事業において、様々な第三者の小売業者および商店主との間の共同ブランドや自社カードに関する関係を維持することができず、またはこれらの関係を統制する条件に不利な変更が生じること（カード発行会社間の競争または破産もしくは経営上の困難といった商店主固有の要因の結果であるかを問いません。）、ならびにかかる事象が当該事業の経営成績または財政状態に及ぼす潜在的な影響
- ・シティのリスク管理モデル、リスク管理プロセスまたはリスク管理戦略が効果的でない場合に、シティの経営成績および財政状態に及ぼす潜在的な影響
- ・報酬に対する規制上の制限その他によりシティが有能な従業員を雇用し確保しておくことができない場合に、シティのパフォーマンス（その競争上の地位および戦略実行能力を含みます。）に及ぼす潜在的な影響

- ・シティの財務諸表における仮定または見積りが不正確であること、ならびに財務会計および報告に係る基準または解釈に対する継続中の規制やその他の変更が、シティの財政状態および経営成績ならびにその記録および報告の方法に及ぼす影響

シティグループによってまたはシティグループを代表して行われた将来予想に関する記述は、記述が行われた時点のものに過ぎず、シティは、かかる記述が行われた日より後に発生した状況または事由の影響を反映するために将来予想に関する記述を更新することを約束するものではありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(2) 対処すべき課題

本書に記載されたもののほかには、当四半期連結累計期間中において、当社の事業上および財務上の対処すべき課題について重要な変更はなく、または新たに事業上および財務上の対処すべき課題は生じておりません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数の著しい増加又は減少

該当事項はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績における著しい変動

該当事項はありません。

(6) 主要な設備の状況

当四半期連結累計期間中において重要な異動はありませんでした。

[前へ](#)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(2015年3月31日現在)

種類	授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
優先株式	30,000,000	478,720	29,521,280
普通株式	6,000,000,000	3,099,470,853	2,900,529,147(注)

(注) 普通株式の未発行株式数には、(i) ストック・オプションの行使により発行可能な普通株式25,043,184株、
(ii) 2011年1月31日頃に米国財務省が公に売却した255,033,142個のワラントの行使により発行可能な普通株式25,503,314株および(iii) 2011年1月31日頃に米国財務省が公に売却した210,084,034個のワラントの行使により発行可能な普通株式21,008,403株が含まれます。

【発行済株式】

(2015年3月31日現在)

記名・無記名の別 及び額面・無額面 の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面 1.00ドル	優先株式	478,720		
	- シリーズAA	3,870	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	- シリーズE	4,850	該当ありません。	注2および4
	- シリーズA	60,000	該当ありません。	注2および4
	- シリーズB	30,000	該当ありません。	注2および4
	- シリーズC	23,000	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	- シリーズD	50,000	該当ありません。	注2および4
	- シリーズJ	38,000	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	- シリーズK	59,800	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	- シリーズL	19,200	ニューヨーク証券 取引所	注2および4
	- シリーズM	70,000	該当ありません。	注2および4
	- シリーズN	60,000	該当ありません。	注2および4
	- シリーズO	60,000	該当ありません。	注2および4
記名式額面 0.01ドル	普通株式	3,099,470,853	ニューヨーク証券 取引所 メキシコ証券取引所 東京証券取引所	注3

(注1) 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(注2) 優先株式の内容の概要は以下のとおりです。なお、2015年4月24日に優先株式シリーズPを発行しています。

(1) 優先株式シリーズAA (本 (1) 項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対し、四半期ごとに後払いにて、1株当たりの残余財産分配額25,000ドルに対し年8.125パーセントの割合による金銭の配当を行います。

本優先株式に対する配当は累積しません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は発生せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日（以下に定義されます。）から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

一定の例外を除き、本優先株式が残存する限り、配当支払日につき残存する本優先株式すべてに対して全額の配当が宣言され、かつかかる配当が支払われるかまたはその支払に十分な金額がそのときに終了する配当期間のために積み立てられていない限り、シティグループおよびその子会社は、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、それに劣後するシティグループの株式につき配当宣言もしくは支払、分配、償還、買取、取得もしくは残余財産分配を行わず、またはこれらに関する保証に係る支払を行いません。

(ii) 配当支払日

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対する金銭の配当を、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日の四半期ごとに後払いします（以下それぞれを「配当支払日」といいます。）。配当が支払われるべき日が営業日^(注)ではない場合、翌営業日に支払われます（遅延利息は支払われません。）。ただし、かかる翌営業日が翌暦年となる場合は、前営業日に支払われます。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資産から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、1株当たり25,000ドルの残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、その範囲において）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かつ本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。以下の場合を除き、本優先株式は、2018年2月15日の配当支払日より前に償還することはできません。

シティグループは、2018年2月15日またはその後の配当支払日において、かかる配当支払日につき本優先株式に対する全額の配当の支払を宣言した場合、本優先株式の全部または一部を、1株当たり25,000ドルに相当する償還価格により償還することができます。

2023年2月15日に先立つ本優先株式の償還は、下記(v)記載の制限に服し、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。本優先株式の保有者は、償還請求権を有しません。

(v) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)一定の配当の遅滞の場合、(ii)シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、(iii)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv)デラウェア法により明確に要求される場合を除き、議決権を有しません。

(vi) 新株引受権および転換権

本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(vii) 順位

本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先し、他のシリーズの優先株式と同順位です。

(2) 優先株式シリーズE(本(2)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合、シティグループは本優先株式に対し、(i)発行日から2018年4月30日まで(同日を含みません。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率8.40パーセントの配当を、半年ごとに後払いにて、毎年4月30日および10月30日に行い、(ii)2018年4月30日以降(同日を含みます。))については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき(a)3ヶ月LIBOR+4.0285パーセントと(b)7.7575パーセントのいずれか高い方を年率とする配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日(初回を2018年7月30日とします。))に行います(上記各支払日を、以下「配当支払日」といいます。))。

本優先株式に対する配当は累積しません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は発生せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。))次の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。))初回の配当支払日まで(同日を含みません。))の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が発行日から2018年4月30日まで(同日を含みません。))の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2018年4月30日以降(同日を含みます。))の配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2018年4月30日まで(同日を含みます。))の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる遅延につき利息その他の支払は発生しません。2018年4月30日以降(同日を含みます。))の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

一定の例外を除き、本優先株式が残存する限り、配当支払日につき残存する本優先株式すべてに対して全額の配当が宣言され、かつかかる配当が支払われるかまたはその支払に十分な金額がそのときに終了する配当期間のために積み立てられていない限り、シティグループおよびその子会社は、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、それに劣後するシティグループの株式につき配当宣言もしくは支払、分配、償還、買取、取得もしくは残余財産分配を行わず、またはこれらに関する保証に係る支払を行いません。

(ii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の所有者は、株主に適法に分配可能な資産から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、1株当たり25,000ドルの残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、その範囲において）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、かつ本優先株式に優先する証券の所有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。本優先株式は、2018年4月30日の配当支払日より前に償還することはできません。

シティグループは、2018年4月30日またはその後の配当支払日において、かかる配当支払日につき本優先株式に対する全額の配当の支払を宣言した場合、本優先株式の全部または一部を、1株当たり25,000ドルに相当する償還価格により償還することができます。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。本優先株式の所有者は、償還請求権を有しません。

(iv) 議決権

本優先株式の所有者は、(i) 一定の配当の遅滞の場合、(ii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、(iii) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および(iv) デラウェア法により明確に要求される場合を除き、議決権を有しません。

(v) 新株引受権および転換権

本優先株式の所有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(vi) 順位

本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における財産分配につき、シティグループの普通株式に優先し、他のシリーズの優先株式と同順位です。

(3) 優先株式シリーズ A (本 (3) 項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i) 本優先株式の発行日から2023年 1 月30日まで (同日を含みません。) については、本優先株式 1 株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント (年間預託株式 1 株当たり59.50ドルに相当します。) の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年 1 月30日および 7 月30日に行い (初回を2013年 7 月30日とします。) (長期初回配当期間)、(ii) 2023年 1 月30日以降 (同日を含みます。) については、本優先株式 1 株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき 3 ヶ月LIBOR + 4.068パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年 1 月30日、4 月30日、7 月30日および10月30日 (初回を2023年 4 月30日とします。) に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から (同日を含みます。) 次回の配当支払日まで (同日を含みません。) の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から (同日を含みます。) 初回の配当支払日まで (同日を含みません。) の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年 1 月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1 ヶ月を30日、1 年を12ヶ月とする 1 年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年 1 月30日以降 (同日を含みます。) に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1 年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年 1 月30日まで (同日を含みます。) の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年 1 月30日以降 (同日を含みます。) の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます (当該日が翌暦月となる場合を除きます。) 。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年 1 月30日以降 (同日を含みます。) の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部 (一部は不可です。) を、それぞれの場合において 1 株当たり25,000ドルに相当する償還価格 (預託株式 1 株当たり1,000ドルに相当します。) に償還日まで (同日を含みません。) に宣言済みかつ未払いの配当 (宣言されていない配当は累積しません。) を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズC 5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN 優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズC 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズL 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズN 優先株式、シリーズO 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(4) 優先株式シリーズB（本（4）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i)本優先株式の発行日から2023年2月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.90パーセント（年間預託株式1株当たり59.00ドルに相当します。）の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年2月15日および8月15日に行い（初回を2013年8月15日とします。）（長期初回配当期間）、(ii)2023年2月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR + 4.23パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2023年5月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年2月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年2月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年2月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日にとならず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年2月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限ります。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならないとします。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.95%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズC 5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.35%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

（vi）新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

（5）優先株式シリーズC（本（5）項において、以下「本優先株式」といいます。）

（i）配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.80パーセント（年間預託株式1株当たり1.45ドルに相当します。）の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年1月22日、4月22日、7月22日および10月22日（初回を2013年7月22日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2018年4月22日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りです。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(6) 優先株式シリーズD（本（6）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i)本優先株式の発行日から2023年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.350パーセント（年間預託株式1株当たり53.50ドルに相当します。）の配当を、半年ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2013年11月15日とします。）、(ii)2023年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.466パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2023年8月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限りです。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならないとします。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証券が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証券には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.80%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(7) 優先株式シリーズ」(本 (7) 項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i) 本優先株式の発行日から2023年9月30日まで(同日を含みません。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率7.125パーセント(年間預託株式1株当たり1.78125ドルに相当します。) の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年3月30日、6月30日、9月30日および12月30日に行い(初回を2013年12月30日とします。) 、(ii) 2023年9月30日以降(同日を含みます。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.040パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、各配当支払日(初回を2023年12月30日とします。) に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。) 次回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。) 初回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年9月30日以降(同日を含みます。) に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年9月30日まで(同日を含みます。) の配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年9月30日以降(同日を含みます。) の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。) 。

(注) 「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2023年9月30日以降(同日を含みます。) の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。) を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり25ドルに相当します。) に償還日まで(同日を含みません。) に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。) を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i) 本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii) 本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii) 本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限りです。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.400%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE 優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN 優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE 優先株式、シリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズC 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズL 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズN 優先株式、シリーズO 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(8) 優先株式シリーズK（本（8）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i) 本優先株式の発行日から2023年11月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.875パーセント（年間預託株式1株当たり1.71875ドルに相当します。）の配当を、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日に行い（初回を2014年2月15日とします。）、(ii) 2023年11月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR + 4.130パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、各配当支払日（初回を2024年2月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2023年11月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2023年11月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。2023年11月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2023年11月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり25ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限りです。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならないとします。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証券が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証券には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.400%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE 優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN 優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE 優先株式、シリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズC 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズL 優先株式、シリーズM 優先株式、シリーズN 優先株式、シリーズO 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(9) 優先株式シリーズL (本(9)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.875パーセント(年間預託株式1株当たり1.71875ドルに相当します。)の配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月12日、5月12日、8月12日および11月12日(初回を2014年5月12日とします。)に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。)次回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。)初回の配当支払日まで(同日を含みません。)の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言がいずれかの配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。配当支払日が営業日^(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき利息その他の支払は発生しません。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2019年2月12日以降(同日を含みます。)の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由^(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。)を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)に償還日まで(同日を含みません。)に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。)を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり25ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.400%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(10) 優先株式シリーズM（本（10）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i) 本優先株式の発行日から2024年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率6.300パーセント（年間預託株式1株当たり63.00ドルに相当します。）の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日（以下それぞれを「配当支払日」といいます。）に行い（初回を2014年11月15日とします。）、(ii) 2024年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR + 3.423パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2024年8月15日とします。）に行います。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2024年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2024年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2024年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2024年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限りです。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければならないとします。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証券が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証券には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.400%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE 優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL 優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN 優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE 優先株式、シリーズA 優先株式、シリーズB 優先株式、シリーズC 優先株式、シリーズD 優先株式、シリーズJ 優先株式、シリーズK 優先株式、シリーズL 優先株式、シリーズN 優先株式、シリーズO 優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(11) 優先株式シリーズN (本(11)項において、以下「本優先株式」といいます。)

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i) 本優先株式の発行日から2019年11月15日まで(同日を含みません。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.800パーセント(年間預託株式1株当たり58.00ドルに相当します。) の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い(初回を2015年5月15日とします。)、(ii) 2019年11月15日以降(同日を含みます。) については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+4.093パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日(初回を2020年2月15日とします。) に行います(以下、配当の支払のための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。)。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から(同日を含みます。) 次回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から(同日を含みます。) 初回の配当支払日まで(同日を含みません。) の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2019年11月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2019年11月15日以降(同日を含みます。) に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2019年11月15日まで(同日を含みます。) の配当支払日が営業日(注)ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2019年11月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます(当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。)。

(注)「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

(ii) 任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、(i) 2019年11月15日以降(同日を含みます。) の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または(ii) 規制資本事由(注)から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部(一部は不可です。) を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。) に償還日まで(同日を含みません。) に宣言済みかつ未払いの配当(宣言されていない配当は累積しません。) を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i)デラウェア法により明確に要求される場合、(ii)一定の配当の不払いの場合、(iii)シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv)本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズO優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

(vi) 新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(12) 優先株式シリーズO（本（12）項において、以下「本優先株式」といいます。）

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i) 本優先株式の発行日から2020年3月27日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.875パーセント（年間預託株式1株当たり58.75ドルに相当します。）の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年3月27日および9月27日に行い（初回を2015年9月27日とします。）、(ii) 2020年3月27日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR + 4.059パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年3月27日、6月27日、9月27日および12月27日（初回を2020年6月27日とします。）に行います（以下、配当の支払いのための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2020年3月27日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2020年3月27日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2020年3月27日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2020年3月27日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

（注）「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、（i）本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、（ii）本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または（iii）本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン（または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制）の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」（またはこれに相当するもの）として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式 1 株当たり25,000ドル（預託株式 1 株当たり1,000ドルに相当します。）の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで（同日を含みません。）の期間にかかる配当（宣言された場合、かつその範囲に限りです。）と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE 優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）およびシリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

（vi）新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

（注3）普通株式の内容の概要は以下のとおりです。

適用法令に従い、優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、取締役の選任その他あらゆる事項につき議決権を有するのは、発行済普通株式（自己株式を除きます。）の株主に限ります。普通株式に係る株主名簿上の株主は、それぞれシティグループの株主名簿に自己の名で登録された普通株式1株につき1個の議決権を有します。ただし、普通株式の株主は、単数または複数シリーズの発行済優先株式の条項のみに関わる基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）の一切の変更に関しては、書換基本定款（基本定款第4条B項またはJ項で予定または承認される優先株式に関するすべての証書を含みます。）に基づきその変更の影響を受けるシリーズの株主が個別にまたは単数もしくは複数のかかるシリーズの他の株主とともに一つのクラスとして議決権を有する場合には、法律に別段の規定がある場合を除き、議決権を有しません。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当金が全額支払われたことを条件として、取締役会が随時決定する配当を受領する権利を有します。ただし、一定の米国政府機関との転換契約に従い、シティグループは、公募および私募転換提案との関連で米国政府が取得したシティグループの信託優先証券を米国政府が保有する限り、米国政府の同意を得ずに、普通株式に対する四半期配当を四半期につき1株当たり0.01ドルを超えて支払わないことに同意しました。シティグループの発行済普通株式に対する配当は、残存する発行済優先株式に対するシティグループの義務に従って行われなければならないことになります。

優先株式の発行を決定した取締役会決議に別途定めがある場合を除き、シティグループの任意的もしくは強制的清算、解散または消滅の場合には、普通株式の株主（あらゆるシリーズの優先株式の株主を含みません。）は、優先株式の株主が当該優先株式の発行を決定した決議に従い受領すべき配当が全額支払われたことを条件として、その持株数に応じてシティグループの分配可能なすべての残余財産の分配を受ける権利を有します。

（注4）発行済普通株式の議決権の希薄化を避けるため、現在発行済の優先株式の株主は、（i）一定の配当の遅滞の場合、（ii）シティグループによる、優先する株式の発行または授権に関する場合、（iii）優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合、および（iv）法により明確に要求される場合を除き、議決権を有さないこととされています。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式（2014年12月31日から2015年3月31日）

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株）	資本金増減額 （百万ドル（百万円）） （注1）	資本金残高 （百万ドル（百万円）） （注1）
2014年12月31日	-	3,082,038	-	\$108,010 (¥12,921,236)
2015年1月1日から 2015年3月31日	3（注2）	-	\$0 (¥0)（注2）	-
2015年1月1日から 2015年3月31日	17,430（注4）	-	\$151 (¥18,064)（注4）	-
2015年1月1日から 2015年3月31日	-（注3）	-	\$(6) (¥(718))（注3）	-
2015年3月31日	-	3,099,471	-	\$108,155 (¥12,938,583)

（注1）普通株式資本金のドル金額および円金額には普通株式の額面額および株式払込剰余金の両方を含みます。

（注2）配当の再投資および直接株式購入制度。

（注3）優先株式発行費用。

（注4）従業員福利制度その他。

新株予約権

(1) スtock・オプション

(a) 新株予約権の残高：25,043,184個

(b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：48.44ドル（5,795円）（加重平均行使価格）

(c) 資本組入額：該当ありません。

(2) 1月ワラント

(a) 新株予約権の残高：255,033,142個（普通株式25,503,314株が発行可能）

(b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：106.10ドル（12,693円）

(c) 資本組入額：5億ドル

(d) 失効日：2019年1月4日

(3) 10月ワラント

(a) 新株予約権の残高：210,084,034個（普通株式21,008,403株が発行可能）

(b) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格：178.50ドル（21,354円）

(c) 資本組入額：13億ドル

(d) 失効日：2018年10月28日

優先株式（2014年12月31日から2015年3月31日）

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株）	資本金増減額 （百万ドル（百万円））	資本金残高 （百万ドル（百万円））
2014年12月31日	-	419	-	\$10,468 (¥ 1,252,287)
2015年3月20日	60	479	\$1,500 (¥ 179,445)	\$11,968 (¥ 1,431,732)
2015年3月31日	-	479	-	\$11,968 (¥ 1,431,732)

(4) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

2【役員の状況】

(1) 取締役および指名された執行役員

シティグループの新任取締役および指名された執行役員
該当ありません。

シティグループの退任取締役および指名された執行役員
該当ありません。

シティグループの取締役および指名された執行役員の役職異動
該当ありません。

(2) その他の業務執行役員（上記「(1) 取締役および指名された執行役員」に記載したものを除きます。）

シティグループのその他の新任業務執行役員

氏名	役職名	生年月日	任期	所有株式数	就任年月日
ブラッドフォード・フー (Bradford Hu)	チーフ・リスク・オフィサー	1963年5月20日	該当なし	43,641 (注1)	2015年1月1日

(注1) 株式の種類は普通株式です。オプションは含みません。

略歴

ブラッドフォード・フー

チーフ・リスク・オフィサー

ブラッドフォード・フー氏は、2013年1月にシティのチーフ・リスク・オフィサーに指名されました。

当初の4年間、フー氏はアジア地域のチーフ・リスク・オフィサーを務め、同地域の個人向け事業およびインスティテューショナル・クライアント・ビジネス双方にわたり会社のリスクの管理およびリスク追跡に責任を有しました。さらに、フー氏はアジアにおけるシティの担当当局に対する窓口となり、かつアジア地域のリスク管理委員会を指揮しました。

シティに入社する前は、フー氏は20年以上モルガン・スタンレーで勤務し、モルガン・スタンレー台湾の最高経営責任者を務め、その他にも会社経営部門、グローバル・エクイティ部門、グローバル・キャピタル・マーケット部門および投資銀行部門において数々の指導的役割を果たしました。フー氏は、香港、東京および台北にて勤務・在住しながら、アジアにおいて15年以上の経験を積みしました。

フー氏はマサチューセッツ工科大学で経済学を重点的に電気工学およびコンピューター・サイエンスの理学修士および理学士号を取得して卒業し、また、ダートマス大学のエイモス・タック経営大学院ではエドワード・タック奨学生となり、きわめて優秀な成績でMBAを取得しました。

シティグループのその他の退任業務執行役員

該当ありません。

シティグループのその他の業務執行役員の役職異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

シティグループ・インク(以下「シティグループ」といいます。)は、1934年米国証券取引所法に基づき、四半期報告書フォーム10-Qを本国において開示しています。2015年12月31日に終了する事業年度の第1四半期(2015年1月1日から2015年3月31日まで)に係る四半期報告書フォーム10-Qに含まれる英文四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則および米国証券取引委員会のレギュレーションS-Xに準拠して作成したものです。本書に記載されているシティグループの四半期連結財務諸表は、2015年度第1四半期に係るフォーム10-Qに掲載されている四半期連結財務諸表(未監査)をもとに翻訳、作成したものです。

「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」といいます。)第85条第1項の規定に基づき、上記英文四半期連結財務諸表の和文翻訳を本書に記載しました。

シティグループの英文四半期連結財務諸表は、米ドルで表示されています。以下の主要な計数についての米ドル金額の日本円への換算は、「四半期財務諸表等規則」第88条の規定に基づき、2015年5月18日東京時間午前9時55分、シティバンク銀行株式会社(Citibank Japan Ltd.)発表のCitiFXベンチマークレートである1米ドル=119円63銭の換算レートで計算したものです。

シティグループの採用した会計原則、会計手続および表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては「3 日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されています。

シティグループの四半期連結財務諸表は独立登録会計事務所または日本の公認会計士による監査を受けていません。

1 【四半期財務書類】

(1) 連結損益計算書（未監査）

シティグループ・インクおよび子会社
3月31日に終了した3ヶ月間

	2015年		2014年	
単位：百万ドル（ただし、1株当たりの金額を除く）	百万ドル	億円	百万ドル	億円
収益 ⁽¹⁾				
受取利息	\$ 14,600	¥ 17,466	\$ 15,350	¥ 18,363
支払利息	3,028	3,622	3,591	4,296
純利息収益	\$ 11,572	¥ 13,844	\$ 11,759	¥ 14,067
役務収益および手数料	\$ 3,170	¥ 3,792	\$ 3,184	¥ 3,809
自己勘定取引	1,971	2,358	2,888	3,455
管理手数料およびその他信託手数料	962	1,151	1,009	1,207
投資売却実現利益（正味）	307	367	128	153
投資の一時的でない減損損失				
減損損失総額	(72)	(86)	(201)	(240)
控除：その他包括利益累計額で認識した減損	—	—	—	—
損益計上減損利益（損失）（正味）	\$ (72)	¥ (86)	\$ (201)	¥ (240)
受取保険料	\$ 497	¥ 595	\$ 545	¥ 652
その他収益	1,329	1,590	894	1,069
利息以外の収益合計	\$ 8,164	¥ 9,767	\$ 8,447	¥ 10,105
支払利息控除後収益合計	\$ 19,736	¥ 23,610	\$ 20,206	¥ 24,172
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額				
貸倒引当金繰入額	\$ 1,755	¥ 2,100	\$ 1,793	¥ 2,145
保険給付準備金繰入額	197	236	208	249
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入（戻入）額	(37)	(44)	(27)	(32)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額合計	\$ 1,915	¥ 2,291	\$ 1,974	¥ 2,361
営業費用 ⁽¹⁾				
報酬および福利費	\$ 5,520	¥ 6,604	\$ 6,010	¥ 7,190
施設および設備費	709	848	805	963
技術・通信費	1,600	1,914	1,530	1,830
広告およびマーケティング費	392	469	458	548
その他の営業費用	2,663	3,186	3,346	4,003
営業費用合計	\$ 10,884	¥ 13,021	\$ 12,149	¥ 14,534
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 6,937	¥ 8,299	\$ 6,083	¥ 7,277
法人税等	2,120	2,536	2,131	2,549
継続事業からの利益	\$ 4,817	¥ 5,763	\$ 3,952	¥ 4,728
非継続事業				
非継続事業からの利益（損失）	\$ (8)	¥ (10)	\$ 40	¥ 48
売却益	—	—	—	—
法人税等（便益）	(3)	(4)	3	4
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ (5)	¥ (6)	\$ 37	¥ 44
非支配持分控除前当期利益	\$ 4,812	¥ 5,757	\$ 3,989	¥ 4,772
非支配持分	42	50	45	54
シティグループ当期利益	\$ 4,770	¥ 5,706	\$ 3,944	¥ 4,718

シティグループ・インクおよび子会社
3月31日に終了した3ヶ月間

	2015年		2014年	
単位：百万ドル（ただし、1株当たりの金額を除く）	ドル	円	ドル	円
基本1株当たり利益⁽²⁾				
継続事業からの利益	\$ 1.51	¥ 180.64	\$ 1.23	¥ 147.14
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	—	—	0.01	1.20
当期利益	\$ 1.51	¥ 180.64	\$ 1.24	¥ 148.34
普通株式加重平均残高（百万株）	3,034.2		3,037.4	
希薄化後1株当たり利益⁽²⁾				
継続事業からの利益	\$ 1.51	¥ 180.64	\$ 1.22	¥ 145.95
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	—	—	0.01	1.20
当期利益	\$ 1.51	¥ 180.64	\$ 1.23	¥ 147.14
調整後普通株式加重平均残高（百万株）	3,039.3		3,043.3	

- (1) 特定の前期収益および費用項目ならびに合計額について、当期の表示と一致させるために一定の組替えが行われています。連結財務諸表注記3をご参照ください。
- (2) 四捨五入により、継続事業からの1株当たり利益と非継続事業からの1株当たり利益の合計は、1株当たり当期利益とならない場合があります。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(2) 連結包括利益計算書（未監査）

シティグループ・インクおよび子会社
3月31日に終了した3ヶ月間

単位：百万ドル	2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
非支配持分控除前当期利益	\$ 4,812	¥ 5,757	\$ 3,989	¥ 4,772
加算：シティグループのその他包括利益（損失）				
投資有価証券未実現損益の正味変動（税引後）	\$ 591	¥ 707	\$ 428	¥ 512
キャッシュ・フロー・ヘッジによる正味変動（税引後）	86	103	118	141
給付制度債務調整額（税引後） ⁽¹⁾	(90)	(108)	(33)	(39)
外貨換算調整額の正味変動（税引後およびヘッジ控除後）	(2,062)	(2,467)	(526)	(629)
シティグループのその他包括利益（損失）合計	\$ (1,475)	¥ (1,765)	\$ (13)	¥ (16)
非支配持分控除前包括利益合計	\$ 3,337	¥ 3,992	\$ 3,976	¥ 4,756
控除：非支配持分に帰属する当期利益	42	50	45	54
シティグループの包括利益	\$ 3,295	¥ 3,942	\$ 3,931	¥ 4,703

(1) 当社の重要な年金制度および退職後給付制度に係る年金数理評価に基づく調整額（2015年3月31日現在の死亡率の仮定の変動を含みます。）ならびに従来は「その他包括利益（損失）累計額」において認識されていた金額の償却を反映しています。連結財務諸表注記8をご参照ください。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(3) 連結貸借対照表

単位：百万ドル	シティグループ・インクおよび子会社			
	2015年3月31日現在 (未監査)		2014年12月31日現在	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
資産				
現金および銀行預け金（分別金およびその他預金を含む）	\$ 21,880	¥ 26,175	\$ 32,108	¥ 38,411
銀行預け金	133,896	160,180	128,089	153,233
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売却条件付買入有価証券（2015年3月31日現在の公正価値で評価された135,894百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された144,191百万ドルを含む）	239,015	285,934	242,570	290,186
ブローカレッジ債権	35,637	42,633	28,419	33,998
トレーディング勘定資産（債権者に対する差入れ、2015年3月31日現在 - 105,710百万ドルおよび2014年12月31日現在 - 106,217百万ドルを含む）	302,983	362,459	296,786	355,045
投資：				
売却可能（債権者に対する差入れ、2015年3月31日現在 - 12,595百万ドルおよび2014年12月31日現在 - 13,808百万ドルを含む）	295,239	353,194	300,143	359,061
満期保有目的（債権者に対する差入れ、2015年3月31日現在 - 2,489百万ドルおよび2014年12月31日現在 - 2,974百万ドルを含む）	23,254	27,819	23,921	28,617
市場性のない持分有価証券（2015年3月31日現在の公正価値で評価された2,570百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された2,758百万ドルを含む）	8,322	9,956	9,379	11,220
投資合計	\$ 326,815	¥ 390,969	\$ 333,443	¥ 398,898
貸出金：				
個人向け貸出金（2015年3月31日現在の公正価値で評価された38百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された43百万ドルを含む）	341,706	408,783	369,970	442,595
法人向け貸出金（2015年3月31日現在の公正価値で評価された6,537百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された5,858百万ドルを含む）	279,348	334,184	274,665	328,582
貸出金（前受収益控除後）	\$ 621,054	¥ 742,967	\$ 644,635	¥ 771,177
貸倒引当金	(14,598)	(17,464)	(15,994)	(19,134)
貸出金合計（正味）	\$ 606,456	¥ 725,503	\$ 628,641	¥ 752,043
のれん	23,150	27,694	23,592	28,223
無形資産（MSRを除く）	4,244	5,077	4,566	5,462
抵当貸付サービシング権（MSR）	1,685	2,016	1,845	2,207
その他資産（2015年3月31日現在の公正価値で評価された8,936百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された7,762百万ドルを含む）	136,040	162,745	122,122	146,095
資産合計	\$ 1,831,801	¥ 2,191,384	\$ 1,842,181	¥ 2,203,801

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の特定の資産を示しています。下記の資産には、次のページに表示された連結VIEの債務弁済のみに使用することができる資産が含まれています。また、これら資産はその債務額を超過しています。さらに、下記の資産には、連結VIEの第三者に対する資産のみが含まれており、連結消去された連結会社間の残高は除外されています。

単位：百万ドル	2015年3月31日現在 (未監査)		2014年12月31日現在	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産				
現金および銀行預け金	\$ 111	¥ 133	\$ 300	¥ 359
トレーディング勘定資産	626	749	671	803
投資	7,650	9,152	8,014	9,587
貸出金（前受収益控除後）				
個人向け貸出金（2015年3月31日および2014年12月31日現在の公正価値で評価された0百万ドルを含む）	58,790	70,330	66,383	79,414
法人向け貸出金（2015年3月31日および2014年12月31日現在の公正価値で評価された0百万ドルを含む）	29,142	34,863	29,596	35,406
貸出金（前受収益控除後）	\$ 87,932	¥ 105,193	\$ 95,979	¥ 114,820
貸倒引当金	(2,533)	(3,030)	(2,793)	(3,341)
貸出金合計（正味）	\$ 85,399	¥ 102,163	\$ 93,186	¥ 111,478
その他資産	4,758	5,692	619	741
連結VIEの債務弁済に使用できる連結VIEの資産合計	\$ 98,544	¥ 117,888	\$ 102,790	¥ 122,968

シティグループ・インクおよび子会社

	2015年3月31日現在 (未監査)		2014年12月31日現在	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
単位：百万ドル（ただし、株数および1株当たりの金額を除く）				
負債				
米国内無利子預金	\$ 136,568	¥ 163,376	\$ 128,958	¥ 154,272
米国内利付預金（2015年3月31日現在の公正価値で評価された976百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された994百万ドルを含む）	275,423	329,489	284,978	340,919
米国外無利子預金	71,653	85,718	70,925	84,848
米国外利付預金（2015年3月31日現在の公正価値で評価された674百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された690百万ドルを含む）	416,003	497,664	414,471	495,832
預金合計	\$ 899,647	¥ 1,076,248	\$ 899,332	¥ 1,075,871
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券（2015年3月31日現在の公正価値で評価された34,225百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された36,725百万ドルを含む）	175,371	209,796	173,438	207,484
ブローカレッジ債務	58,252	69,687	52,180	62,423
トレーディング勘定負債	142,438	170,399	139,036	166,329
短期借入金（2015年3月31日現在の公正価値で評価された926百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された1,496百万ドルを含む）	39,405	47,140	58,335	69,786
長期債務（2015年3月31日現在の公正価値で評価された25,409百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された26,180百万ドルを含む）	210,522	251,847	223,080	266,871
その他負債（2015年3月31日現在の公正価値で評価された2,024百万ドルおよび2014年12月31日現在の公正価値で評価された1,776百万ドルを含む）	90,143	107,838	85,084	101,786
負債合計	\$ 1,615,778	¥ 1,932,955	\$ 1,630,485	¥ 1,950,549
株主持分				
優先株式（累積清算価値）（額面1.00ドル；授權株式数30百万株）発行済株式数：2015年3月31日現在 - 478,720株および2014年12月31日現在 - 418,720株	\$ 11,968	¥ 14,317	\$ 10,468	¥ 12,523
普通株式（額面0.01ドル；授權株式数60億株）発行済株式数：2015年3月31日現在 - 3,099,470,853株および2014年12月31日現在 - 3,082,037,568株	31	37	31	37
払込剰余金	108,124	129,349	107,979	129,175
利益剰余金	122,463	146,502	117,852	140,986
自己株式（原価）（2015年3月31日現在 - 65,331,175株および2014年12月31日現在 - 58,119,993株）	(3,275)	(3,918)	(2,929)	(3,504)
その他包括利益（損失）累計額	(24,691)	(29,538)	(23,216)	(27,773)
シティグループ株主持分合計	\$ 214,620	¥ 256,750	\$ 210,185	¥ 251,444
非支配持分	1,403	1,678	1,511	1,808
持分合計	\$ 216,023	¥ 258,428	\$ 211,696	¥ 253,252
負債および持分合計	\$ 1,831,801	¥ 2,191,384	\$ 1,842,181	¥ 2,203,801

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結VIEの特定の負債を示しています。下記の負債には、連結VIEの第三者に対する債務のみが含まれており、連結消去された連結会社間の残高は除外されています。また当該負債からは、債権者または受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権のある金額は除外されています。

単位：百万ドル	2015年3月31日現在 (未監査)		2014年12月31日現在	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
債権者および受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債				
短期借入金	\$ 14,840	¥ 17,753	\$ 20,254	¥ 24,230
長期債務（2015年3月31日および2014年12月31日現在の公正価値で評価された0百万ドルを含む）	35,251	42,171	40,078	47,945
その他負債	3,983	4,765	901	1,078
債権者または受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債合計	\$ 54,074	¥ 64,689	\$ 61,233	¥ 73,253

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(4) 連結株主持分変動計算書（未監査）

シティグループ・インクおよび子会社
3月31日に終了した3ヶ月間

単位：百万ドル（ただし、株式数は千株）	2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
優先株式（累積清算価値）				
期首残高	\$ 10,468	¥ 12,523	\$ 6,738	¥ 8,061
新規優先株式の発行	1,500	1,794	480	574
期末残高	\$ 11,968	¥ 14,317	\$ 7,218	¥ 8,635
普通株式および払込剰余金				
期首残高	\$ 108,010	¥ 129,212	\$ 107,224	¥ 128,272
従業員福利制度	176	211	326	390
優先株式の発行費用	(6)	(7)	(13)	(16)
その他	(25)	(30)	(1)	(1)
期末残高	\$ 108,155	¥ 129,386	\$ 107,536	¥ 128,645
利益剰余金				
期首残高	\$ 117,852	¥ 140,986	\$ 111,168	¥ 132,990
期首残高の調整（税引後） ⁽¹⁾	—	—	(346)	(414)
調整後期首残高	\$ 117,852	¥ 140,986	\$ 110,822	¥ 132,576
シティグループ当期利益	4,770	5,706	3,943	4,717
普通株式配当 ⁽²⁾	(31)	(37)	(30)	(36)
優先株式配当	(128)	(153)	(124)	(148)
税務上の便益	—	—	134	160
期末残高	\$ 122,463	¥ 146,502	\$ 114,745	¥ 137,269
自己株式（原価）				
期首残高	\$ (2,929)	¥ (3,504)	\$ (1,658)	¥ (1,983)
従業員福利制度 ⁽³⁾	(49)	(59)	(215)	(257)
自己株式買戻 ⁽⁴⁾	(297)	(355)	(364)	(435)
期末残高	\$ (3,275)	¥ (3,918)	\$ (2,237)	¥ (2,676)
シティグループのその他包括利益（損失）				
累計額				
期首残高	\$ (23,216)	¥ (27,773)	\$ (19,133)	¥ (22,889)
シティグループのその他包括利益（損失）合計	(1,475)	(1,765)	(13)	(16)
期末残高	\$ (24,691)	¥ (29,538)	\$ (19,146)	¥ (22,904)
シティグループ普通株主持分合計	\$ 202,652	¥ 242,433	\$ 200,898	¥ 240,334
シティグループ株主持分合計	\$ 214,620	¥ 256,750	\$ 208,116	¥ 248,969
非支配持分				
期首残高	\$ 1,511	¥ 1,808	\$ 1,794	¥ 2,146
シティグループと非支配株主間の取引	(118)	(141)	(10)	(12)
非支配株主に帰属する当期利益	42	50	45	54
非支配株主に対する配当金支払	(3)	(4)	(3)	(4)
非支配株主に帰属するその他包括利益（損失）	(56)	(67)	(9)	(11)
その他	27	32	(37)	(44)
非支配持分の正味変動	\$ (108)	¥ (129)	\$ (14)	¥ (17)
期末残高	\$ 1,403	¥ 1,678	\$ 1,780	¥ 2,129
持分合計	\$ 216,023	¥ 258,428	\$ 209,896	¥ 251,099

- (1) シティは、2015年度第1四半期に、ASU第2014-01号「投資 - 持分法と共同支配企業（トピック323）：適格低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資の会計処理」を遡及適用しました。この利益剰余金の期首残高の調整は、2014年1月1日より前の期間に対する影響を表しており、本四半期報告書で開示されている最も早い期間が2014年度第1四半期であるため、期首残高の調整として表示されています。詳細については、連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (2) 普通株式に対する配当宣言額は、2015年度および2014年度の第1四半期において1株当たり0.01ドルでした。
- (3) (i) 従業員が保有株式を引き渡してオプションの行使を賄う形で従業員ストック・オプション・プログラムを行使する場合の特定の自己株式、または()シティの従業員制限株式制度または繰延株式制度のもとで税務上の要件を満たすために株式を留保している場合の自己株式が含まれています。
- (4) 2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、この項目は、主に、シティの取締役会が承認した普通株式買戻制度に基づく公開市場における買戻取引から構成されています。

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書(未監査)

単位：百万ドル	シティグループ・インクおよび子会社 3月31日に終了した3ヶ月間			
	2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の営業活動から生じた キャッシュ・フロー				
非支配持分控除前当期利益	\$ 4,812	¥ 5,757	\$ 3,989	¥ 4,772
非支配持分に帰属する当期利益	42	50	45	54
シティグループ当期利益	\$ 4,770	¥ 5,706	\$ 3,944	¥ 4,718
非継続事業からの利益(損失)(税引後)	(5)	(6)	37	44
継続事業からの利益 - 非支配持分を除く 当期利益より継続事業の営業活動から生じた 正味資金への調整項目	\$ 4,775	¥ 5,712	\$ 3,907	¥ 4,674
償却費	885	1,059	843	1,008
貸倒引当金繰入額	1,755	2,100	1,793	2,145
投資売却実現利益	(307)	(367)	(128)	(153)
損益で認識した減損損失(正味)	93	111	201	240
トレーディング勘定資産の変動	(6,197)	(7,413)	7,748	9,269
トレーディング勘定負債の変動	3,402	4,070	15,278	18,277
正味ブローカレッジ債権債務の変動	(1,146)	(1,371)	(1,110)	(1,328)
売却目的保有貸出金の変動	(2,881)	(3,447)	445	532
その他資産の変動	(730)	(873)	(858)	(1,026)
その他負債の変動	386	462	2,523	3,018
その他(正味)	2,058	2,462	(1,044)	(1,249)
調整項目合計	\$ (2,682)	¥ (3,208)	\$ 25,691	¥ 30,734
継続事業の営業活動から生じた(に使用した) 正味資金	\$ 2,093	¥ 2,504	\$ 29,598	¥ 35,408
継続事業の投資活動から生じたキャッシュ・ フロー				
銀行預け金の変動	\$ (5,807)	¥ (6,947)	\$ (2,015)	¥ (2,411)
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および 売却条件付買入有価証券の変動	3,555	4,253	(6,361)	(7,610)
貸出金の変動	6,831	8,172	(381)	(456)
貸出金の売却および証券化による収入	3,259	3,899	651	779
投資の購入	(76,463)	(91,473)	(57,602)	(68,909)
投資の売却による収入	56,928	68,103	33,555	40,142
投資の満期による収入	19,897	23,803	21,523	25,748
建物設備の資本的支出および資産計上した ソフトウェア	(740)	(885)	(868)	(1,038)
建物設備、子会社および関連会社、抵当権実行済み 資産の売却による収入	135	162	102	122
継続事業の投資活動から生じた(に使用した) 正味資金	\$ 7,595	¥ 9,086	\$ (11,396)	¥ (13,633)

シティグループ・インクおよび子会社
3月31日に終了した3ヶ月間

単位：百万ドル	2015年		2014年	
	百万ドル	億円	百万ドル	億円
継続事業の財務活動から生じたキャッシュ・フロー				
配当金支払	\$ (159) ￥	(190)	\$ (154) ￥	(184)
優先株式の発行	1,494	1,787	467	559
自己株式買戻	(297)	(355)	(364)	(435)
源泉税支払のための自己株式支払	(419)	(501)	(498)	(596)
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券の変動	1,933	2,312	(12,836)	(15,356)
長期債務発行	11,704	14,001	10,547	12,617
長期債務の支払および償還	(15,493)	(18,534)	(9,671)	(11,569)
預金の変動	315	377	(2,010)	(2,405)
短期借入金の変動	(18,930)	(22,646)	(41)	(49)
継続事業の財務活動に使用した正味資金	\$ (19,852) ￥	(23,749)	\$ (14,560) ￥	(17,418)
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響	\$ (64) ￥	(77)	\$ (147) ￥	(176)
現金および銀行預け金の変動	\$ (10,228) ￥	(12,236)	\$ 3,495 ￥	4,181
現金および銀行預け金の期首残高	32,108	38,411	29,885	35,751
現金および銀行預け金の期末残高	\$ 21,880 ￥	26,175	\$ 33,380 ￥	39,932
継続事業のキャッシュ・フロー情報に関する補足事項				
当年度における法人税等支払額	\$ 1,100 ￥	1,316	\$ 1,317 ￥	1,576
当年度における利息支払額	2,660	3,182	3,000	3,589
現金支出を伴わない投資活動				
重要な処分に伴い売却目的保有に組替えられたことによる貸出金（正味）の減少	\$ (8,735) ￥	(10,450)	\$ — ￥	—
重要な処分に伴い売却目的保有に組替えられたことによる投資の減少	(1,499)	(1,793)	—	—
重要な処分に伴い売却目的保有に組替えられたことによるのれんおよび無形資産の減少	(184)	(220)	—	—
貸出金から売却目的保有貸出金への振替	(12,500)	(14,954)	(1,500)	(1,794)
OREOおよびその他抵当権実行済資産への振替	(88)	(105)	(63)	(75)
現金支出を伴わない財務活動				
重要な処分に伴い売却目的保有に組替えられたことによる長期債務の減少	\$ (4,673) ￥	(5,590)	\$ — ￥	—

連結財務諸表注記は本連結財務諸表の一部です。

[次へ](#)

(6) 連結財務諸表注記

1. 表示の基礎および会計方針の変更

表示の基礎

2015年3月31日現在、ならびに2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間に関する添付の連結財務諸表は未監査であり、シティグループ・インク（以下「シティグループ」といいます。）およびその連結子会社（以下「当社」、「シティ」または「シティグループ」と総称します。）の財務諸表が含まれています。

経営陣の意見では、適正表示のために必要なすべての調整（発生主義において通常発生するものから構成されます。）が反映されています。添付の未監査連結財務諸表は、シティグループのフォーム10-Kによる2014年12月31日に終了した事業年度の年次報告書（以下「フォーム10-Kによる2014年度年次報告書」といいます。）に含まれる連結財務諸表および関連する注記と併せて読まれるべきものです。

米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「GAAP」といいます。）に従って作成される年次財務諸表に通常含まれる財務情報のうち、いくつかは四半期報告目的では要求されていないため、要約されるかまたは割愛されています。

経営陣は、連結財務諸表および関連する注記の開示情報に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行わなければなりません。経営陣は最善の判断を行いますが、実際の結果はそれらの見積りと異なることがあります。現在の市況は、これらの見積りを判断する際のリスクおよび複雑性を増加させています。

過去の期間の財務諸表および注記は、当期の表示と一致させるために一定の組替えが行われています。

上記のように、連結財務諸表注記は未監査です。

会計方針の変更

税額控除のパートナーシップに対する投資の会計処理

2014年1月に、FASBは会計基準アップデート（以下「ASU」といいます。）第2014-01号「投資 - 持分法と共同支配企業（トピック323）：適格低所得者向け住宅プロジェクトに対する投資の会計処理」を公表しました。移行調整があれば、最も早い表示期間の利益剰余金に対する調整として反映されます（遡及適用）。

当該ASUは、シティの低所得者向け住宅税額控除（以下「LIHTC」といいます。）パートナーシップ持分のポートフォリオに適用されます。当該新基準は、新たな代替的方法である比例的な償却方法の適用を選択することができる投資の範囲を広げています。この方法では、投資の取得原価は税額控除またはその他の税務上の便益の受領額に比例して税金費用まで償却されます。シティは、シティのLIHTCポートフォリオ全体について、当該ASUに基づく比例的な償却方法を選択する資格を有しています。これらの投資は、従来は持分法で会計処理され、その結果生じる損失（投資の償却による損失）は「その他収益」に認識され、税額控除および税務上の便益は「法人税等」の項目に認識されていました。その一方で、比例的な償却方法では、投資の償却費と税額控除／税務上の便益の受領額は「法人税等」の1項目に合算されます。

シティは2015年度第1四半期にASU第2014-01号を適用しました。このASUは遡及適用され、それにより、累計額で「利益剰余金」が約349百万ドル、「その他資産」が約178百万ドル、および繰延税金資産が約171百万ドル減少しました。

満期買戻取引の会計処理

2014年6月に、FASBはASU第2014-11号「譲渡およびサービス業務（トピック860）：満期買戻取引、リパーチェス・ファイナンスおよび開示」を公表しました。当該ASUは、満期買戻取引および関連するリパーチェス・ファイナンスの会計処理を担保付借入金の会計処理に変更するものであり、他の買戻契約の会計処理と整合しています。当該ASUはまた、買戻契約と経済的に類似する取引において売却として会計処理された譲渡（連結財務諸表注記21をご参照ください。）、ならびに買戻契約および担保付借入金として会計処理された類似取引において差し入れられた担保の種類についての開示を求めています。当該ASUの規定は、2015年度第1四半期からシティに適用されていますが、担保の開示については、2015年度第2四半期から適用されます。このASUの適用による影響額は、適用を開始した期間の期首現在の利益剰余金に対する累積的影響額の調整として反映することが求められています。このASUの適用による当社財務諸表への重要な影響はありませんでした。

抵当権実行時における特定の政府保証付き不動産抵当ローンの分類

2014年8月に、FASBはASU第2014-14号「債権 - 債権者による不良債権のリストラクチャリング（サブトピック310-40）：抵当権実行時における特定の政府保証付き不動産抵当ローンの分類」を公表しました。当該基準は、以下の条件が満たされた場合に、抵当権実行時に、不動産抵当ローンの認識を中止し別個のその他債権を認識することを要求しています。すなわち、（ ）抵当権実行前にローンから分離できない政府保証がローンに付されている場合、（ ）抵当権実行時に、債権者が保証人に不動産を譲渡する意図があり、その保証に対して請求を行っており、かつ債権者にその請求に基づき回収する能力がある場合、および（ ）抵当権実行時に、不動産の公正価値に基づき請求額が決定された場合です。抵当権実行時に別個のその他債権は、保証人からの回収が見込まれるローン残高（元本および利息）に基づき測定されます。

シティは、このASUを2014年度第4四半期に修正遡及ベースで早期適用し、その結果、約130百万ドルの抵当権実行資産をその他の保有不動産から「その他の資産」に含まれる別のその他債権に組替えました。修正遡及アプローチの適用を考慮し、過年度は修正再表示されていません。

将来適用される会計基準

収益認識

2014年5月に、FASBはASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を公表しました。当該基準では、約定済みの商品またはサービスを顧客に移転する権利を有すると予想される金額を収益認識することが企業に求められています。2017年1月1日からこのASUが適用されることにより、GAAPにおける収益認識に関する既存の指針のほとんどが置き換わることとなります。しかし、FASBは発効日を2018年1月1日に延期することを提案しています。早期適用は認められていません。当該基準は、遡及的または累積的影響額による移行時処理のいずれかを使用することが認められています。当社は、ASU第2014-09号が当社の連結財務諸表および関連する開示に与える影響の評価を行っています。当社は移行時処理の選択ならびに当該基準が財務諸表に与える影響についての判断のいずれも行っていない。

連結

2015年2月に、FASBはASU第2015-02号「連結（トピック810）：連結の分析に対する修正」を公表しました。当該基準は、リミテッド・パートナーシップ、有限責任会社および証券化構造などの法的主体に係る連結指針の特定分野を改善することを目的とするものです。当該ASUにより、連結モデルの数が減少することになります。当該ASUは2016年1月1日より適用され、期中期間での適用を含め、早期適用が認められています。当社は、ASU第2015-02号が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っています。

社債発行コスト

2015年4月に、FASBはASU第2015-03号「利息 - 利息の帰属（サブトピック835-30）社債発行コストの表示の簡素化」を公表しました。当該基準は、社債発行コストの表示を社債のディスカウントおよびプレミアムのそれと一致させることを目的とするものです。したがって、当該ASUは、認識済の社債に係る負債に関連する社債発行コストを当該社債に係る負債の帳簿価額から直接控除して貸借対照表に表示することを求めています。当該ASUは、期中期間と事業年度の両方について2016年1月1日よりシティに適用され、表示されている全期間に遡及適用されます。早期適用は、未公表の財務諸表に対して認められています。このASUの適用による当社への影響は重要ではないと予想されています。

金融商品の会計処理 - 信用損失

2012年12月に、FASBはASU案「金融商品 - 信用損失」を公表しました。このASU案（以下「公開草案」といいます。）は、ステークホルダーが当該案をレビューしてFASBに意見を寄せることができるよう、パブリック・コメントの募集のために公表されたものであり、最終的なASUが公表されるまで、会計指針を規定するものではありません。

この公開草案には、金融機関およびその他の機関が保有する貸出金、有価証券およびその他の金融資産に係る予想信用損失に関する財務報告を改善する目的でFASBが策定した指針案が含まれています。また、公開草案は、信用損失をより早期に認識し、かつ、信用リスクに関する透明性をさらに高めることを意図した新たな会計モデルを提案しています。

FASBのモデル案では、金融資産の組成または取得時において貸出金、満期保有目的有価証券およびその他の受取債権に係る信用損失の認識に、「予想信用損失」の測定目標を用いることになります。当該信用損失は、予想信用損失の変動に応じて各期に調整されます。公正価値が取得原価を下回っている売却可能有価証券については、信用関連の減損は信用損失引当金として減損が認識され、信用の変化に応じて各期に調整されることになります。これは、一般的に損失が認識前に「発生する」ことを求める従来のGAAPにおける複数の減損モデルに置き換わることとなります。

FASBのモデル案は、従来のGAAPから大きく異なるため、当社の金融商品の会計処理に重要な変更が生じる可能性があります。FASBの最終的なASUが当社の財務諸表に与える影響の評価は、当該ASUの公表後に実施する予定です。公開草案に発効日の提案は含まれておらず、これは最終的なASUの公表時に記載されると考えられます。

２．非継続事業および重要な処分

非継続事業

以下の「非継続事業」は「本社事項、本社業務／その他」セグメントに計上されています。

ブラジルにおけるクレディカード事業の売却

2013年度に、シティは、ブラジルにおけるシティバンクブランドではないカードおよび消費者金融事業（以下「クレディカード」といいます。）を売却し、「非継続事業」として計上しました。2015年度および2014年度第1四半期において、残余費用および特定の偶発債務の解消により、それぞれ2百万ドルの「非継続事業からの損失」（税引後）および53百万ドルの「非継続事業からの利益」（税引後）が生じました。

シティ・キャピタル・アドバイザーズ事業の一部売却

2013年度に、シティは、2件の個別取引に従ってシティ・キャピタル・アドバイザーズ（以下「CCA」といいます。）における流動性戦略事業を売却し、「非継続事業」として計上しました。シティグループは当該管理会社に対する24.9%の受動的な株式持分を留保しました（当該持分はシティの「インスティテューショナル・クライアント・グループ」セグメントで保有されています。）。処分に伴う残余費用により、2015年度第1四半期において1百万ドルの「非継続事業からの利益」（税引後）および2014年度第1四半期において2百万ドルの「非継続事業からの損失」（税引後）が生じました。

エッグ・バンキング・ピーエルシー・クレジットカード事業の売却

2011年度に、シティは、エッグ・バンキング・ピーエルシー（以下「エッグ」といいます。）のクレジットカード事業の売却を完了し、「非継続事業」として計上しました。処分に伴う残余費用により、2015年度および2014年度第1四半期において、それぞれ4百万ドルおよび14百万ドルの「非継続事業からの損失」（税引後）が生じました。

シティのドイツにおける消費税納税グループの調査

2007年度に、シティは、ドイツのリテール・バンキング事業を売却し、「非継続事業」として計上しました。2014年度において、ドイツのリテール・バンキング事業に関連する残余費用により、税金費用20百万ドルが生じました。

非継続事業に関する結合業績

クレディカード、CCA、エッグおよびシティが引き続き売却に伴う最低残余費用を負担している過年度の「非継続事業」に関する要約財務情報は以下のとおりです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：百万ドル)		
支払利息控除後収益合計	\$ —	\$ 69
非継続事業からの利益（損失）	\$ (8)	\$ 40
法人税等（便益）	(3)	3
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ (5)	\$ 37

非継続事業のキャッシュ・フローは、表示されている全期間において重要ではありませんでした。

重要な処分

以下の売却は、重要な処分として識別されており、連結貸借対照表の「その他資産」および「その他負債」の売却目的保有に組替えられた資産および負債、ならびに各事業部門に関連する「法人税等控除前利益（損失）」が含まれています。

ワンメイン・ファイナンシャル事業の売却契約

2015年3月3日に、シティは、シティ・ホールディングスの一部であるワンメイン・ファイナンシャル事業を売却する契約を締結しました。この売却は、規制当局による承認およびその他慣習的なクロージング条件を必要としますが、2015年度第3四半期に実行される見込みです。税引前利益は、以下のとおりです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：百万ドル)		
税引前利益	\$ 177	\$ 242

ワンメイン・ファイナンシャル事業の以下の資産および負債が識別され、2015年3月31日現在の連結貸借対照表の「その他資産」および「その他負債」の売却目的保有に組替えられました。

(単位：百万ドル)		2015年 3月31日現在
資産		
現金および銀行預け金		\$ 492
投資		1,499
貸出金（引当金688百万ドル控除後）		7,427
無形資産		123
その他資産		355
資産合計		\$ 9,896
負債		
長期債務		\$ 4,673
その他負債、子会社に対する債権 / 債務		1,902
その他負債		1,454
負債合計		\$ 8,029

日本のカード事業の売却契約

2015年3月31日に、シティは、2015年1月1日付でシティ・ホールディングスの一部である日本のカード事業を売却する契約を締結しました。この売却は、規制当局による承認およびその他慣習的なクローリング条件を必要としますが、2015年度第4四半期までには実行される見込みです。税引前利益は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)		3月31日に終了した3ヶ月間	
		2015年	2014年
税引前利益		\$ (1)	\$ —

日本のカード事業の以下の資産および負債が識別され、2015年3月31日現在の連結貸借対照表の「その他資産」および「その他負債」の売却目的保有に組替えられました。

(単位：百万ドル)		2015年 3月31日現在
資産		
現金および銀行預け金		\$ 16
貸出金（引当金24百万ドル控除後）		1,308
のれん		61
その他資産		66
資産合計		\$ 1,451
負債		
その他負債		\$ 460
負債合計		\$ 460

日本のリテールバンク事業の売却契約

2014年12月25日に、シティは、2015年1月1日付でシティ・ホールディングスの一部である日本のリテールバンク事業を売却する契約を締結しました。この売却は、規制当局による承認およびその他慣習的なクロージング条件を必要としますが、2015年度第4四半期までには実行される見込みです。税引前利益は、以下のとおりです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
	\$	\$
(単位：百万ドル)		
税引前利益	—	2

日本のリテールバンク事業の以下の資産および負債が識別され、2015年3月31日および2014年12月31日現在の連結貸借対照表の「その他資産」および「その他負債」の売却目的保有に組替えられました。

	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在
(単位：百万ドル)		
資産		
現金および銀行預け金	\$ 118	\$ 151
貸出金(2015年3月31日および2014年12月31日現在の 引当金1百万ドルおよび2百万ドル控除後)	548	544
のれん	51	51
その他資産、子会社に対する前払金	19,480	19,854
その他資産	52	66
資産合計	\$ 20,249	\$ 20,666
負債		
預金	\$ 20,193	\$ 20,605
その他負債	56	61
負債合計	\$ 20,249	\$ 20,666

重要な処分の合算 - 貸借対照表上の売却目的保有への組替え

日本のリテールバンク事業、日本のカード事業およびワンメイン・ファイナンシャル事業の以下の資産および負債が識別され、2015年3月31日現在（ワンメイン、日本のカード事業および日本のリテールバンク事業について）ならびに2014年12月31日現在（日本のリテールバンク事業について）の連結貸借対照表の「その他資産」および「その他負債」の売却目的保有に組替えられました。

（単位：百万ドル）

	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在
資産		
現金および銀行預け金	\$ 626	\$ 151
投資	1,499	—
貸出金（2015年3月31日および2014年12月31日現在の 引当金713百万ドルおよび2百万ドル控除後）	9,283	544
のれん	112	51
無形資産	123	—
その他資産、子会社に対する前払金	19,480	19,854
その他資産	473	66
資産合計	\$ 31,596	\$ 20,666
負債		
預金	\$ 20,193	\$ 20,605
長期債務	4,673	—
その他負債、子会社に対する支払債務	1,902	—
その他負債	1,970	61
負債合計	\$ 28,738	\$ 20,666

スペインの個人金融事業の売却

2014年9月22日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であったスペインの個人金融事業を売却しました。当該売却には、個人向け貸出金（引当金控除後）17億ドル、運用資産34億ドル、顧客預り金22億ドル、支店45店舗、ATM48台および従業員938名が含まれ、買い手は取引終了時に関連する現在の年金コミットメントを引き受けます。この取引によって、税引前で243百万ドル（税引後では131百万ドル）の売却益が発生しました。税引前利益は、以下のとおりです。

（単位：百万ドル）

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
税引前利益	\$ —	\$ 21

ギリシャの個人金融事業の売却

2014年9月30日、シティは、シティ・ホールディングスの一部であったギリシャの個人金融事業を売却しました。当該売却には、個人向け貸出金（引当金控除後）353百万ドル、運用資産11億ドル、顧客預り金12億ドル、支店20店舗、ATM85台および従業員719名が含まれ、買い手は取引終了時にダイナースクラブの従業員に関連する特定の限定的な年金債務を引き受けます。この取引によって、税引前で209百万ドル（税引後では91百万ドル）の売却益が発生しました。税引前利益は、以下のとおりです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
	\$ —	\$ (15)
（単位：百万ドル）		
税引前利益		

3. 事業セグメント情報

シティグループの事業活動は「グローバル個人金融部門」（以下「GCB」といいます。）、「インスティテューショナル・クライアント・グループ」（以下「ICG」といいます。）、「本社事項、本社業務／その他」およびシティ・ホールディングスの事業セグメントを通じて行われています。

「GCB」にはグローバルに展開する個人向け総合サービス網が含まれ、現地の支店網、事務所および電子決済システムを通じて広範にわたる銀行業務、クレジットカード融資業務、および投資サービスを提供しており、「北米」、「ヨーロッパ・中東・アフリカ」、「ラテンアメリカ」および「アジア」の4つの「GCB」事業で構成されています。

「ICG」は、銀行業務ならびにマーケッツ&セキュリティーズ・サービスで構成され、世界中の約100ヶ国の企業、機関、公共部門および富裕層顧客に対し、広範囲な銀行業務、金融商品およびサービスを提供しています。

「本社事項、本社業務／その他」には、グローバル機能の特定の未配分費用、その他の本社費用および財務部門の業績、未配分本社経費、特定項目の組替および相殺消去のための調整項目、非継続事業の業績および未配分法人税が含まれています。

シティ・ホールディングスは、シティコープの主要な中核事業ではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオから構成されています。

これらの報告すべきセグメントの会計方針は、シティのフォーム10-Kによる2014年度年次報告書の連結財務諸表注記1に開示されている会計方針と同じです。

過年度の残高は、全期間の表示を当期の表示と一致させるために組替えられています。2015年1月1日より、「グローバル個人金融部門」（以下「GCB」といいます。）の11の市場における個人金融事業および韓国の消費者金融事業、ならびに「インスティテューショナル・クライアント・グループ」のシティが撤退を予定している特定の事業、また、特定の資産および利息以外の収益に伴う費用についての「本社事項、本社業務／その他」セグメントからシティの事業へのシティの費用負担の変更、特定の管理費、運営費および技術費についてのシティの事業間での費用負担の変更、ならびにその他の重要性の低い特定の組替について、財務データがシティコープからシティ・ホールディングスに組替えられました。上記の変更があっても、シティの連結損益は、表示されている全期間において変動していません。

さらに、連結財務諸表注記1に記載のとおり、シティは2015年度第1四半期においてASU第2014-01号を適用しました。このASUは、シティの低所得者向け住宅税額控除パートナーシップ持分のポートフォリオに適用されます。シティの開示は、このASUの遡及適用を反映しており、表示されている全期間におけるシティの連結対象の資産、収益、法人税等および当期利益に影響を与えます。

次表は当社の継続事業のセグメント情報を示すものです。

	支払利息 控除後収益 ⁽¹⁾		法人税等(便益)		継続事業からの 利益(損失) ⁽²⁾		識別可能 資産期末残高	
	3月31日に終了した3ヶ月間						2015年 3月31日 現在	2014年 12月31日 現在
(単位：百万ドル(ただし、識別可能資産は十億ドル))	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年		
グローバル個人金融部門	\$ 8,662	\$ 8,844	\$ 920	\$ 742	\$ 1,725	\$ 1,674	\$ 387	\$ 406
インスティテューショナル・クライアント・グループ	9,028	9,154	1,358	1,321	2,964	2,948	1,271	1,257
本社事項、本社業務／その他	212	223	(312)	209	(19)	(388)	52	50
シティコープ小計	\$ 17,902	\$ 18,221	\$ 1,966	\$ 2,272	\$ 4,670	\$ 4,234	\$ 1,710	\$ 1,713
シティ・ホールディングス	1,834	1,985	154	(141)	147	(282)	122	129
合計	\$ 19,736	\$ 20,206	\$ 2,120	\$ 2,131	\$ 4,817	\$ 3,952	\$ 1,832	\$ 1,842

- (1) 2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間のシティコープ（「本社事項、本社業務／その他」は除きます。）の支払利息控除後収益合計として、「北米」でそれぞれ83億ドルおよび83億ドル、「ヨーロッパ・中東・アフリカ」でそれぞれ30億ドルおよび31億ドル、「ラテンアメリカ」でそれぞれ29億ドルおよび32億ドル、「アジア」でそれぞれ35億ドルおよび34億ドルが含まれています。各地域別の金額には、主に米国内で事業を行っているシティ・ホールディングスおよび「本社事項、本社業務／その他」は、含まれていません。
- (2) 2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間の貸倒引当金および保険給付準備金繰入（戻入）額（税引前）として、「GCB」の業績でそれぞれ15億ドルおよび16億ドル、「ICG」の業績でそれぞれ74百万ドルおよび27百万ドル、シティ・ホールディングスの業績でそれぞれ4億ドルおよび4億ドルが含まれています。

[次へ](#)

4. 受取利息および支払利息

2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間の受取利息および支払利息の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
受取利息		
貸出金利息および貸出手数料	\$10,555	\$11,181
銀行預け金	183	252
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券	642	594
投資（配当金を含む）	1,711	1,757
トレーディング勘定資産 ⁽¹⁾	1,399	1,486
その他利息	110	80
受取利息合計	\$14,600	\$15,350
支払利息		
預金 ⁽²⁾	\$ 1,326	\$ 1,449
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	376	525
トレーディング勘定負債 ⁽¹⁾	47	41
短期借入金	119	137
長期債務	1,160	1,439
支払利息合計	\$ 3,028	\$ 3,591
正味受取利息	\$11,572	\$11,759
貸倒引当金	1,755	1,793
貸倒引当金控除後の正味受取利息	\$ 9,817	\$ 9,966

(1) 「ICG」の「トレーディング勘定負債」に係る支払利息は、「トレーディング勘定資産」の受取利息から控除されています。

(2) 預金保険費用および手数料が、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、それぞれ296百万ドルおよび281百万ドル含まれています。

５．役務収益および手数料

「役務収益および手数料」の主要な構成要素は、投資銀行業務報酬、トレーディング関連手数料、クレジットカードおよび銀行カード手数料、ならびに「ICG」セグメントにおける取引および証券サービスに関連する手数料です。

投資銀行業務報酬は、主に引受サービス手数料およびアドバイザリー収益で構成されており、契約条件に基づいてシティグループのサービスが完了した時点で認識されますが、これは通常、取引終了時点になります。引受手数料は、証券ブローカーおよびディーラーに関するAICPA監査および会計ガイド（ASC 940-605-05-1に編纂）に従って、顧客へ請求可能な費用と請求不能な費用の両方を控除して「役務収益および手数料」に計上されます。アドバイザリー取引に関する費用は、顧客への請求費用を控除した後に、「その他の営業費用」に計上されます。現金払経費は繰り延べられ、関連する収入が認識された時点で認識されます。クローズしなかった（完了しなかった）投資銀行業務の取引に関連して発生した費用は通常、「その他の営業費用」に総額で計上されます。

トレーディング関連手数料には一般的に以下の取引からの役務収益および手数料が含まれます。取引所および店頭市場における顧客のための取引の実施、ミューチュアル・ファンド、保険およびその他の年金商品の販売、取引決済のための顧客支援、仲介サービスおよびその他のサービスの提供。トレーディング関連手数料は、稼得時点で「役務収益および手数料」に認識されます。これらの取引による利益または損失は（もしあれば）、「自己勘定取引」に含まれます（当連結財務諸表注記6をご参照ください。）。

クレジットカードおよび銀行カード手数料は、主に取引処理収益およびカード手数料で構成されています。カード手数料には年会費が含まれ、報奨プログラム費用および特定のパートナーへの支払額が控除されています。取引処理収益およびカード手数料は稼得した時点で認識されます。年会費は繰り延べられて12ヶ月間にわたり定額法で償却されます。報奨費用は、顧客がポイントを獲得した時点で認識されます。次表は、3月31日に終了した3ヶ月間の「役務収益および手数料」を示しています。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
（単位：百万ドル）		
投資銀行業務	\$ 938	\$ 834
トレーディング関連	634	701
クレジットカードおよび銀行カード	501	563
取引および証券サービス	435	453
その他の個人金融 ⁽¹⁾	180	213
法人金融 ⁽²⁾	145	123
小切手関連	116	136
貸付サービシング業務	95	88
その他	126	73
役務収益および手数料合計	\$ 3,170	\$ 3,184

(1) 主として投資ファンド管理運用報酬、第三者回収手数料、要求払い預金口座手数料および特定のクレジットカード手数料から構成されます。

(2) 主としてローン・シンジケーションの組成および引受による手数料から構成されます。

6. 自己勘定取引

「自己勘定取引」の収益は、トレーディング活動による実現・未実現損益から構成されています。トレーディング活動は債券、株式、クレジットおよびコモディティ商品、ならびに外国為替取引からの収益を含みます。次表には、トレーディング活動の収益性において重要な項目であるトレーディング活動に関連する正味受取利息の影響は含まれていません。トレーディング活動に関する正味受取利息の情報については、当連結財務諸表注記4をご参照ください。自己勘定取引には、CVA（デリバティブの信用評価調整）、店頭取引デリバティブのFVA（資金調達評価調整）およびDVA（公正価値オプションが選択されている発行済負債の債務評価調整）が含まれています。

次表は、3月31日に終了した3ヶ月間の自己勘定取引収益を示しています。

(単位：百万ドル)	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
グローバル個人金融部門	\$ 173	\$ 172
インスティテューショナル・クライアント・グループ	2,199	2,604
本社事項、本社業務 / その他	(422)	20
シティコープ小計	\$ 1,950	\$ 2,796
シティ・ホールディングス	21	92
シティグループ合計	\$ 1,971	\$ 2,888
金利契約 ⁽¹⁾	\$ 1,197	\$ 1,390
外国為替契約 ⁽²⁾	86	548
株式契約 ⁽³⁾	114	138
コモディティおよびその他の契約 ⁽⁴⁾	317	224
クレジット・デリバティブ ⁽⁵⁾	257	588
合計	\$ 1,971	\$ 2,888

- (1) 政府証券、社債、地方債証券、抵当貸付証券およびその他の債券からの収益を含みます。また、通貨の直物・先物取引、ならびに取引所・店頭取引の通貨オプション、債券オプション、金利スワップ、通貨スワップ、スワップ・オプション、キャップおよびフロアー、金融先物、店頭取引オプションおよび債券先渡契約からの収益を含みます。
- (2) 為替の直物、先物、オプションおよびスワップからの収益ならびに為替差損益を含みます。
- (3) 普通株式、優先株式、優先転換株式、転換社債、株式連動債、ならびに取引所・店頭取引の株式オプションおよびワラントからの収益を含みます。
- (4) 主に、原油、精製石油製品、天然ガスおよびその他の商品取引からの収益を含みます。
- (5) 仕組クレジット商品からの収益を含みます。

7. インセンティブ・プラン

2005年4月19日以降に付与された株式報奨はすべて、全員社外取締役で構成されているシティグループの取締役会の人事・報酬委員会によって管理されている株主承認済株式インセンティブ・プランに基づき付与されています。シティのインセンティブ・プランに関する追加情報については、シティのフォーム10-Kによる2014年度年次報告書の連結財務諸表注記7をご参照ください。

8. 退職給付

シティの退職給付に関する追加情報については、シティのフォーム10-Kによる2014年度年次報告書の連結財務諸表注記8をご参照ください。

年金制度および退職後制度

当社は米国内の特定の従業員を対象とするいくつかの非拠出型確定給付年金制度、ならびに米国外の従業員を対象とする様々な確定給付年金・離職補償制度を有しています。

米国内の適格確定給付制度は、2008年1月1日付でほぼすべての従業員について停止されました。したがって、2007年度以後、既存制度参加者のキャッシュ・バランス部分に計上される追加の報奨に基づく拠出金はありません。しかし、従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員の給付については引き続き未払計上されます。当社はまた、一定の資格を有する米国内の退職従業員および米国外の一定の資格を有する従業員に対し、退職後健康保険および生命保険給付を提供しています。

また当社は多数の非拠出型非適格年金制度のスポンサーとなっています。これらの制度は、非積立型であり、米国内の特定の従業員に対して補完的確定年金給付を行うものです。従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員を除き、当該制度に基づく給付は過年度に停止されました。

当社の最も重要性の高い年金および退職後給付制度（以下「重要な制度」といいます。）の制度債務、制度資産および制度期間費用は、年に一度ではなく四半期ごとに再測定され、開示されます。重要な制度は、当社の2015年3月31日現在の全世界の年金および退職後制度債務の約90%を占めていました。その他すべての制度（以下「その他すべての制度」といいます。）は年に一度、12月31日の測定日に再測定が行われます。

正味（便益）費用

次表は、各表示期間における重要な制度およびその他すべての制度についての当社の米国内の適格年金制度および非適格年金制度と退職後給付制度、ならびに米国外の年金制度と退職後給付制度に関して連結損益計算書に認識された正味（便益）費用の内訳の要約です。

	3月31日に終了した3ヶ月間							
	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年
(単位：百万ドル)								
適格制度								
当期中に稼得された給付	\$ 2	\$ 2	\$ 44	\$ 46	\$—	\$—	\$ 4	\$ 4
給付債務に係る利子費用	137	140	80	96	8	8	27	29
制度資産期待収益	(222)	(217)	(84)	(95)	—	(1)	(29)	(30)
未認識債務の償却費								
過去勤務費用（給付）	(1)	(1)	—	1	—	—	(3)	(3)
正味年金数理損失	37	23	21	20	—	(1)	11	9
正味適格制度（便益）費用	\$ (47)	\$ (53)	\$ 61	\$ 68	\$ 8	\$ 6	\$ 10	\$ 9
非適格制度費用	12	12	—	—	—	—	—	—
正味（便益）費用合計	\$ (35)	\$ (41)	\$ 61	\$ 68	\$ 8	\$ 6	\$ 10	\$ 9

積立状況およびその他包括利益累計額

次表は、当社の重要な制度について計上された積立状況および連結貸借対照表認識額です。

正味認識金額

	2015年3月31日に終了した3ヶ月間			
	年金制度		退職後給付制度	
	米国内制度	米国外制度	米国内制度	米国外制度
	2015年	2015年	2015年	2015年
(単位：百万ドル)				
予測給付債務の増減				
予測給付債務期首残高	\$14,839	\$ 7,252	\$ 917	\$ 1,527
年に一度測定される制度	—	(2,070)	—	(348)
予測給付債務期首残高 - 重要な制度	\$14,839	\$ 5,182	\$ 917	\$ 1,179
当期中に稼得した給付	3	25	—	3
給付債務に係る利息費用	144	66	8	23
制度修正	—	6	—	—
年金数理（利益）損失	252	144	19	—
支払給付（参加者拠出額控除後）	(198)	(56)	(24)	(10)
外国為替の影響およびその他	—	(232)	—	(41)
予測給付債務期末残高 - 重要な制度	\$15,040	\$ 5,135	\$ 920	\$ 1,154

2015年3月31日に終了した3ヶ月間

(単位: 百万ドル)

制度資産の増減

制度資産公正価値期首残高

年に一度測定される制度

制度資産公正価値期首残高 - 重要な制度

制度資産の収益実績

会社の拠出金

制度参加者の拠出額

支払給付

外国為替の影響およびその他

予測給付債務期末残高 - 重要な制度

制度の積立状況

適格制度

非適格制度

期末日現在における制度の積立状況 -

重要な制度

認識された正味金額

給付資産

給付債務

貸借対照表に認識された正味金額 -

重要な制度

その他包括利益（損失）累計額に認識された金額

過去勤務給付（費用）

正味年金数理利益（損失）

持分に認識された正味金額（税引前） -

重要な制度

累積給付債務期末残高 - 重要な制度

	年金制度		退職後給付制度	
	米国内制度	米国外制度	米国内制度	米国外制度
	2015年	2015年	2015年	2015年
制度資産公正価値期首残高	\$ 13,071	\$ 7,057	\$ 10	\$ 1,384
年に一度測定される制度	—	(1,406)	—	(9)
制度資産公正価値期首残高 - 重要な制度	\$ 13,071	\$ 5,651	\$ 10	\$ 1,375
制度資産の収益実績	314	169	—	3
会社の拠出金	13	13	20	—
制度参加者の拠出額	—	1	—	—
支払給付	(198)	(56)	(24)	(10)
外国為替の影響およびその他	—	(281)	—	(47)
予測給付債務期末残高 - 重要な制度	\$ 13,200	\$ 5,497	\$ 6	\$ 1,321
制度の積立状況				
適格制度	\$ (1,051)	\$ 362	\$ (914)	\$ 167
非適格制度	(789)	—	—	—
期末日現在における制度の積立状況 -	\$ (1,840)	\$ 362	\$ (914)	\$ 167
重要な制度				
認識された正味金額				
給付資産	\$ —	\$ 362	\$ —	\$ 167
給付債務	(1,840)	—	(914)	—
貸借対照表に認識された正味金額 -	\$ (1,840)	\$ 362	\$ (914)	\$ 167
重要な制度				
その他包括利益（損失）累計額に認識された金額				
過去勤務給付（費用）	\$ (1)	\$ 15	\$ —	\$ 134
正味年金数理利益（損失）	(6,060)	(1,145)	(75)	(541)
持分に認識された正味金額（税引前） -	\$ (6,061)	\$ (1,130)	\$ (75)	\$ (407)
重要な制度				
累積給付債務期末残高 - 重要な制度	\$ 15,021	\$ 4,811	N/A	N/A

次表は、各表示期間におけるシティの（重要な制度およびその他すべての制度についての）年金制度および退職後給付制度に関する「その他包括利益（損失）累計額」の増減を示しています。

	2015年3月31日 に終了した 3ヶ月間	2014年12月31日 に終了した 事業年度
（単位：百万ドル）		
期首残高（税引後）⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (5,159)	\$ (3,989)
年金数理上の仮定の変動および制度の実績	(416)	(3,404)
実現収益と期待収益の差額による資産運用利益 （損失）（正味）	165	833
償却額（正味）	64	202
過去勤務給付	(6)	13
縮小ノ清算損失 ⁽³⁾	—	67
外国為替の影響およびその他	72	459
繰延税金の変動（正味）	31	660
増減（税引後）	\$ (90)	\$ (1,170)
期末残高（税引後）⁽¹⁾⁽²⁾	\$ (5,249)	\$ (5,159)

(1) 「その他包括利益（損失）累計額」の正味残高の詳細については、当連結財務諸表注記18をご参照ください。

(2) 米国外の特定の利益分配制度に係る税引後の金額が含まれています。

(3) 縮小損失および清算損失は、リポジショニング・アクションに関連しています。

制度の仮定

当社は、制度の債務および費用を決定するため多数の仮定を利用しています。これらの仮定が1つまたは複数変更されると、当社の年金および退職後予測給付債務、積立状況および（給付）費用に影響を及ぼします。予測給付債務および制度資産の公正価値の変動により制度の積立状況が変動すると、それに対応して「その他包括利益（損失）累計額」に影響が生じます。

重要な制度に関して、期中において年金および退職後制度に係る正味（給付）費用の決定に際して用いられた割引率は、以下のとおりです。

	2015年3月31日 に終了した 3ヶ月間	2014年12月31日 に終了した 3ヶ月間
正味給付（費用）の仮定に使用された期中割引率 ⁽¹⁾		
米国内制度		
適格年金	4.00%	4.25%
非適格年金	3.90	4.75
退職後	3.80	4.00
米国外制度		
年金	1.00 から 12.00	2.20 から 11.90
加重平均	5.44	6.02
退職後	8.00	8.70

(1) 当社は、重要な制度について四半期ごとの再測定アプローチを使用しています。上記の2014年12月31日に終了した3ヶ月間の利率は2014年度第4四半期の費用の計算に使用されております。上記の2015年3月31日に終了した3ヶ月間の利率は第1四半期の費用の計算に使用されております。

重要な制度に関して、期末現在の年金および退職後制度に係る給付債務の決定に際して用いられた割引率は、以下のとおりです。

給付債務の仮定に使用された期末割引率 ⁽¹⁾	2015年 3月31日	2014年12月31日
米国内制度		
適格年金	3.85%	4.00%
非適格年金	3.70	3.90
退職後	3.65	3.80
米国外制度		
年金	0.70 から 12.25	1.00 から 12.00
加重平均	5.14	5.44
退職後	8.00	8.00

(1) 重要な制度について、上記の2015年 3月31日現在の割引率は2015年 3月31日現在の給付債務の計算に使用されており、2015年度第 2 四半期の費用の計算についても使用される予定です。

主要な仮定の感応度

以下の表は、割引率の 1 %の変化が当社の重要な制度の四半期の年金費用に与えると予想される影響を要約したものです。

(単位：百万ドル)

	2015年 3月31日に終了した 3ヶ月間	
	1 %の増加	1 %の減少
年金		
米国内制度	\$7	\$(11)
米国外制度	(7)	9
退職後		
米国内制度	\$1	\$(1)
米国外制度	(3)	3

米国内の制度が停止されたため、将来の勤務費用の大部分は消去され、損益償却期間は、停止された制度の参加者の平均寿命に変更されました。これにより、米国内の制度の費用は、勤務費用よりも利息費用からの影響を受けることになり、割引率の上昇は、費用を増加させ、割引率の減少は費用を減少させます。

拠出

当社の米国および米国外年金制度の積立慣行は、一般的に、適用される現地の法規制に従って最低積立要求額まで積み立てることになっています。当社は、適切であれば、最低拠出金額以上に拠出することもあります。さらに、経営陣は積立慣行を変更することもできます。2015年度第1四半期の米国年金制度について最低限要求される現金拠出はありませんでした。

以下の表は、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間の実際の当社の拠出、2015年度の残りの期間の当社の見積拠出額ならびに2014年度第2四半期、第3四半期および第4四半期の拠出を要約したものです。拠出の決定は市場実績および規制要件などの様々な要素による影響を受けるため、見積拠出額は変更される可能性があります。

当社の拠出の要約

	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年
(単位: 百万ドル)								
3月31日に終了した3ヶ月間の								
当社の拠出額 ⁽²⁾	\$ 11	\$ 11	\$ 26	\$ 43	\$ 20	\$ 10	\$ 7	\$ 3
残りの期間の当社の実際の拠出								
または見積拠出額	\$ 35	\$ 32	\$ 129	\$ 127	\$ 47	\$ 47	\$ 2	\$ 7

(1) 米国内の年金制度には、非適格年金制度について当社による直接支払給付が含まれます。

(2) 当社の拠出は、当該制度に対して支払われた現金拠出額および当社が参加者に直接支払った給付額から構成されます。

確定拠出制度

当社は、米国内および特定の米国外拠出の確定拠出制度のスポンサーとなっており、いずれも各国の法律に従って運営されています。最も重要な確定拠出制度は、米国内で当社がスポンサーであるシティグループ401(k)制度です。

シティグループ401(k)制度に基づき、米国内の適格従業員は、2015年度および2014年度の適格報酬の最大6%をマッチング拠出として受け取ります。これは法定制限の対象となります。さらに適格報酬が100,000ドル以下の適格従業員については、適格報酬の最大2%の固定拠出額を受け取ります。当社の拠出はすべて参加者個人の選択により投資されました。本制度に伴う費用は、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間においてそれぞれ約101百万ドルおよび103百万ドルでした。

退職後制度

当社は、長期障害を負った米国内の特定の適格従業員に対する継続的な収入の提供ならびに医療および福利厚生を提供する米国内の退職後制度のスポンサーとなっています。

以下の表は、当社の米国内の退職後制度に関して当社の連結損益計算書に認識された正味費用の構成要素を要約したものです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：百万ドル)		
勤務関連費用		
当期中に稼得した給付	\$ —	\$ —
給付債務に係る利息費用	1	1
未認識債務の償却費		
過去勤務費用（給付）	(7)	(7)
正味年金数理損失	3	3
勤務関連費用（便益）合計	\$ (3)	\$ (3)
非勤務関連費用	\$ 9	\$ 8
正味費用合計	\$ 6	\$ 5

9. 1 株当たり利益

次表は、3月31日に終了した3ヶ月間の基本および希薄化後1株当たり利益（以下「EPS」といいます。）の計算に使用された利益と株式データの調整を示したものです。

	3月31日に終了した 3ヶ月間	
	2015年	2014年
（単位：百万ドル、ただし株式数および1株当たりの金額を除く）		
非支配持分控除前、継続事業からの利益	\$ 4,817	\$ 3,952
控除：非支配持分（継続事業）	42	45
（EPS計算のための）継続事業からの純利益	\$ 4,775	\$ 3,907
非継続事業からの利益（損失）税引後	(5)	37
シティグループの当期利益	\$ 4,770	\$ 3,944
控除：優先配当 ⁽¹⁾	128	124
普通株主帰属当期利益	\$ 4,642	\$ 3,820
控除：配当に対する権利が喪失しない従業員制限付繰延株式へ 割り当てられた配当および未処分利益（基本EPSに該当）	62	62
基本EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 4,580	\$ 3,758
追加：転換証券に係る支払利息（税引後）および配当、ならびに 配当に対する権利が喪失しない従業員制限付繰延株式に 割り当てられた未処分利益の調整（希薄化後EPSに該当）	—	—
希薄化後EPS計算のための普通株主に割り当てられた当期利益	\$ 4,580	\$ 3,758
基本EPS計算に適用される普通株式加重平均発行株式数（百万株）	3,034.2	3,037.4
希薄化証券の影響		
オプション ⁽²⁾	4.9	5.6
その他従業員制度	0.2	0.3
転換証券 ⁽³⁾	—	—
希薄化後EPS計算に適用される調整後普通株式加重平均発行株式数	3,039.3	3,043.3
基本1株当たり利益		
継続事業からの利益	\$ 1.51	\$ 1.23
非継続事業	—	0.01
当期利益	\$ 1.51	\$ 1.24
希薄化後1株当たり利益		
継続事業からの利益	\$ 1.51	\$ 1.22
非継続事業	—	0.01
当期利益	\$ 1.51	\$ 1.23

(1) 優先株式配当の潜在的な将来における影響については、当連結財務諸表注記19をご参照ください。

(2) 2015年度及び2014年度第1四半期において、普通株式それぞれ0.9百万株および0.9百万株を購入できる加重平均オプションが発行済みでしたが、加重平均行使価格それぞれ195.47ドルおよび194.37ドルが逆希薄化効果をもたらすため、1株当たり利益の計算から除かれています。

(3) 不良資産救済プログラム（以下「TARP」といいます。）および損失分担に関する合意の一環として米国財務省に対して発行したワラント（すべてその後2011年1月に公開市場で売却されました。）は、シティグループ普通株式約21.0百万株および25.5百万株に対し行使価格がそれぞれ1株当たり178.50ドルおよび106.10ドルでした。どちらのワラントも逆希薄化効果をもたらすため、2015年度及び2014年度第1四半期の普通株式1株当たり利益の計算から除かれています。

10. フェデラルファンド、借入有価証券、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券

2015年3月31日および2014年12月31日現在における「フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
フェデラルファンド貸出金	\$ 135	\$ —
売戻条件付買入有価証券	127,977	123,979
借入有価証券に伴う差入保証金	110,903	118,591
合計	\$239,015	\$242,570

2015年3月31日および2014年12月31日現在における「フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券」のそれぞれの簿価は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
フェデラルファンド借入金	\$ 247	\$ 334
買戻条件付売渡有価証券	154,312	147,204
貸付有価証券に伴う受入保証金	20,812	25,900
合計	\$175,371	\$173,438

売戻および買戻条件付契約取引は、有担保金融取引です。当社は主に、顧客のマッチド・ブック取引を促進し、トレーディング残高の一部の資金調達を効率的に行うために当社のブローカー・ディーラー子会社を通じてこれらの取引を行っています。当社の銀行子会社では、主に顧客の財務活動促進のために取引を行っています。

当社の方針上、担保を徴求し、その市場価値を契約に基づき支払期日が到来する金額と比較してモニターしており、必要に応じて迅速に追加担保の差入れを要求することで、契約上の証拠金による保証を維持しています。典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、社債および地方債、株式、ならびにモーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき支払不履行または他の種類の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由には通常、（ ）取引に基づき要求される現金または有価証券を受渡できないこと、（ ）証拠金の目的で用いられる現金または有価証券を差入または返却できないこと、（ ）表明への違反、（ ）当事者間で、または場合によってはその関連会社との間で行われた別の取引へのクロスデフォルト、ならびに（ ）契約に基づく債務の否認が含まれます。これらの取引において有価証券を受取った取引相手には通常、有価証券の使用に関する制限は付されていません。ただし、三者間で実行された取引の場合、担保はカストディアンが保管し、業務上の制約によって、当該有価証券の利用が制限される可能性があります。

売戻および買戻条件付契約取引の相当な部分は、連結財務諸表注記22および23に記載のとおり、公正価値で計上されています。公正価値で計上されていない取引は、主に現金支払額または受領額に各契約取引に明記された経過利息を加算した金額で計上されています。

借入および貸付有価証券契約も、売戻および買戻条件付契約取引と同様の有担保金融取引を表しています。典型的な担保は、政府証券および政府諸機関証券、ならびに社債および持分有価証券で構成されています。

売戻および買戻条件付契約取引と同様に、借入および貸付有価証券契約は通常、業界で標準的な契約に基づき文書化されています。これらの契約は、関連するマスター契約に基づき相手方による支払不履行またはその他の債務不履行が発生した場合、すべての取引を即時決済すること（保有有価証券の清算を含みます。）、および債務不履行を起こしていない当事者が現金または有価証券を返却する債務を相殺することを認めるものです。債務不履行事由ならびに借入および貸付有価証券契約に基づき有価証券を利用できる権利は、上記の売戻および買戻条件付契約取引と同様です。

借入および貸付有価証券契約の相当な部分は、現金支払額または受取額で計上されています。連結財務諸表注記23に記載のとおり、当社は特定の借入および貸付有価証券のポートフォリオについて公正価値オプションの適用を選択したため、現金支払額または受取額で計上されていない契約は公正価値で計上されています。貸付有価証券取引に関して、当社は通常、貸し付けた有価証券の市場価値を上回る額の現金担保を受け取っています。当社は、日次で借入有価証券および貸付有価証券の市場価値をモニターしており、契約上の証拠金による保証を維持するために追加担保の受入または差入を行っています。

これらの契約の強制力に関して必要な水準の確実性をもたらす裏付けとなる法律意見を知名度のある弁護士から入手し、かつ債務不履行を起こしていない当事者がこれらの契約に基づき取引を終了させて純額ベースで決済できる権利の行使が停止されない、あるいは破産、支払不能または類似する手続を含む債務不履行事由の発生時に適用される法律に基づき無効とならない場合に、売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約のマスター・ネットティング契約に組み込まれた相殺の権利の強制力が証明されます。

一部の地域においては、相殺の権利の強制力に関して特に規定がないか、または判断に十分なほど明確でない場合、あるいは不利な判例または相反する規則によってかかる権利の強制力に関して疑念が生じる可能性がある場合、法律意見を求めている、または入手できない可能性があります。一部の地域においては、また、取引相手の種類によっては、重複する制度が存在するため、特定の種類の取引相手に対して支払不能に関する法律が存在しない、または明確でない可能性があります。例えば、特定のソブリン、地方自治体、中央銀行および米国内の年金制度がこれに該当する可能性があります。

2015年3月31日および2014年12月31日現在の売戻および買戻条件付契約取引ならびに借入および貸付有価証券契約の総額および純額、ならびにASC 210-20-45に基づき認められている関連する相殺額は次表のとおりです。この表には、ASC 210-20-45に基づき相殺が認められていないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能になる金融商品に関連する金額も含まれています。残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、当社は、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めている、または入手できない場合があります。

2015年3月31日現在

	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
(単位：百万ドル)					
売戻条件付買入有価証券	\$181,342	\$ 53,365	\$127,977	\$ 90,945	\$ 37,032
借入有価証券に伴う 差入保証金	110,903	—	110,903	16,574	94,329
合計	\$292,245	\$ 53,365	\$238,880	\$107,519	\$131,361

	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
(単位：百万ドル)					
買戻条件付売渡有価証券	\$207,677	\$ 53,365	\$154,312	\$ 73,184	\$ 81,128
貸付有価証券に伴う 受入保証金	20,812	—	20,812	3,971	16,841
合計	\$228,489	\$ 53,365	\$175,124	\$ 77,155	\$ 97,969

2014年12月31日現在

(単位：百万ドル)	認識された 資産の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる資産の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
売戻条件付買入有価証券	\$180,318	\$ 56,339	\$123,979	\$ 94,353	\$ 29,626
借入有価証券に伴う 差入保証金	118,591	—	118,591	15,139	103,452
合計	\$298,909	\$ 56,339	\$242,570	\$109,492	\$133,078

(単位：百万ドル)	認識された 負債の総額	連結貸借対照 表上で相殺さ れた総額 ⁽¹⁾	連結貸借対照 表に含まれて いる負債の 純額 ⁽²⁾	連結貸借対照 表上で相殺さ れていない が、取引相手 の債務不履行 時には相殺可 能な金額 ⁽³⁾	純額 ⁽⁴⁾
買戻条件付売渡有価証券	\$203,543	\$ 56,339	\$147,204	\$ 72,928	\$ 74,276
貸付有価証券に伴う 受入保証金	25,900	—	25,900	5,190	20,710
合計	\$229,443	\$ 56,339	\$173,104	\$ 78,118	\$ 94,986

- (1) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められている、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (2) 各期のこの列の合計額から、フェデラルファンド貸出金 / 借入金は除かれています。上記の表をご参照ください。
- (3) ASC 210-20-45に基づき相殺が認められてはいないが、債務不履行事由が発生し、相殺の権利の強制力を裏付ける法律意見を入手した場合に相殺可能となる、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象である金融商品が含まれています。
- (4) 残りのエクスポージャーは金融担保によって引き続き保証されますが、当社は、相殺の権利の強制力を証明する法律意見を求めている、または入手できない場合があります。

11. ブローカレッジ債権およびブローカレッジ債務

当社はブローカー・ディーラーおよび顧客との間で行った金融商品の売買取引から生じる債権債務を有しており、これらは通常の事業活動において発生しています。当社はブローカー・ディーラーまたは顧客が購入代金を支払うことができない、あるいは売却した金融商品を引き渡せないといった損失のリスクにさらされています。このような場合、当社は当該金融商品を市場価格で売却または購入することになります。問題となるブローカー・ディーラーまたは顧客の代わりとなって、取引所または清算機関が取引相手となる場合には、信用リスクは軽減されます。

当社は、規制上および社内規程で定められている保証金を維持するよう顧客に要求することで、顧客取引に関連するリスクの軽減を図っています。保証金の水準は日々モニターされ、顧客は当社からの要求に応じて追加担保を差し入れることになっています。顧客が担保要件を満たすことができない場合、当社は、対象金融商品を処分することで、必要な保証金の水準を維持しています。

信用リスクに対するエクスポージャーは市場のボラティリティによって影響を受けるため、その影響で顧客が当社に対する義務を履行できなくなる可能性があります。当社は、信用リスクの感応度が高い先渡、先物およびその他の取引を行っている顧客およびブローカー・ディーラーに対して信用供与限度額を設定し、緻密にモニターしています。

2015年3月31日および2014年12月31日現在の「ブローカレッジ債権」および「ブローカレッジ債務」は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
対顧客債権	\$ 11,790	\$ 10,380
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債権	23,847	18,039
ブローカレッジ債権合計⁽¹⁾	\$35,637	\$28,419
対顧客債務	\$39,238	\$33,984
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債務	19,014	18,196
ブローカレッジ債務合計⁽¹⁾	\$58,252	\$52,180

(1) ブローカレッジ債権およびブローカレッジ債務は、ASC 940-320に準拠して会計処理されています。

12. トレーディング勘定資産および負債

「トレーディング勘定資産」および「トレーディング勘定負債」は公正価値で計上されており（取得原価または公正価値のいずれか低い金額で会計処理されている現物コモディティを除きます。）、2015年3月31日および2014年12月31日現在の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）

トレーディング勘定資産

モーゲージ・バック証券⁽¹⁾

米国政府系機関保証証券

プライム

Alt-A

サブプライム

米国外の住宅証券

商業用証券

モーゲージ・バック証券合計

米国財務省証券および連邦諸機関証券

米国財務省証券

機関債券

米国財務省証券および連邦諸機関証券合計

州および地方債証券

外国政府証券

社債

デリバティブ⁽²⁾

持分有価証券

アセット・バック証券⁽¹⁾その他のトレーディング資産⁽³⁾

トレーディング勘定資産合計

トレーディング勘定負債

空売り有価証券

デリバティブ⁽²⁾

トレーディング勘定負債合計

	2015年3月31日	2014年12月31日
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾		
米国政府系機関保証証券	\$ 26,048	\$ 27,053
プライム	1,168	1,271
Alt-A	781	709
サブプライム	1,163	1,382
米国外の住宅証券	1,192	1,476
商業用証券	3,832	4,343
モーゲージ・バック証券合計	\$ 34,184	\$ 36,234
米国財務省証券および連邦諸機関証券		
米国財務省証券	\$ 21,521	\$ 18,906
機関債券	2,087	1,568
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 23,608	\$ 20,474
州および地方債証券	\$ 3,796	\$ 3,402
外国政府証券	69,417	64,937
社債	25,163	27,797
デリバティブ ⁽²⁾	71,581	67,957
持分有価証券	57,536	57,846
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	4,783	4,546
その他のトレーディング資産 ⁽³⁾	12,915	13,593
トレーディング勘定資産合計	\$302,983	\$296,786
トレーディング勘定負債		
空売り有価証券	\$ 65,243	\$ 70,944
デリバティブ ⁽²⁾	77,195	68,092
トレーディング勘定負債合計	\$142,438	\$139,036

(1) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、連結財務諸表注記20をご参照ください。

(2) 強制力のあるマスター・ネットリング契約に準拠して、純額で表示されています。デリバティブの会計処理および報告に関する説明については、連結財務諸表注記21をご参照ください。

(3) 連結財務諸表注記23に記載のとおり、混蔵の貴金属への投資が含まれます。また、低価法で会計処理されている現物コモディティが含まれています。

[前へ](#)

[次へ](#)

13. 投資

概要

(単位：百万ドル)	2015年 3月31日	2014年12月31日
売却可能有価証券 (AFS)	\$295,239	\$300,143
満期保有目的負債証券 (HTM) ⁽¹⁾	23,254	23,921
市場性のない持分有価証券 (公正価値) ⁽²⁾	2,570	2,758
市場性のない持分有価証券 (取得原価) ⁽³⁾	5,752	6,621
投資合計	\$326,815	\$333,443

(1) 信用関連の減損のある有価証券の減損を含む、償却原価で計上されています。

(2) 市場性のない持分有価証券 (公正価値) の未実現利益および損失は、損益に計上されています。

(3) 主に連邦準備銀行、連邦住宅貸付銀行、外国中央銀行およびシティグループがメンバーとなっている様々な決済機関によって発行された株式で構成されています。

次表は、2015年および2014年 3月31日に終了した 3ヶ月間における投資に係る受取利息および受取配当金を示しています。

(単位：百万ドル)	3月31日に終了した 3ヶ月間	
	2015年	2014年
課税利息	\$1,593	\$1,467
米国連邦税非課税利息	23	164
受取配当金	95	126
受取利息および受取配当金合計	\$1,711	\$1,757

次表は、2015年および2014年 3月31日に終了した 3ヶ月間における投資の売却に係る実現損益を示しています。投資実現粗損失は一時的でない減損による損失を除いています。

(単位：百万ドル)	3月31日に終了した 3ヶ月間	
	2015年	2014年
投資実現粗利益	\$ 356	\$ 292
投資実現粗損失	(49)	(164)
投資の売却に係る正味実現利益	\$ 307	\$ 128

当社は、満期保有目的に分類された特定の負債証券を売却しました。これらの売却は、発行体または有価証券の信用力の著しい悪化に対応して行われました。加えて、信用力の著しい悪化、あるいは取得時における当該有価証券の元本残高の大部分が回収されたことにより、売却可能投資に組替えられた他の有価証券がありました。当社は通常、当該有価証券を売却する意思があるため、シティは当該有価証券に係る一時的でない減損を計上しました。次表は、各表示期間における売却した満期保有目的有価証券に係る利益（損失）、売却可能に組替えられた有価証券、組替えられた売却可能有価証券について計上された一時的でない減損を表示しています。

（単位：百万ドル）

売却した満期保有目的有価証券の簿価

満期保有目的有価証券の売却に係る正味実現利益（損失）

売却可能に組替えられた有価証券の簿価

売却可能に組替えられた有価証券に係る一時的でない
減損損失

3月31日に終了した3ヶ月間	
2015年	2014年
\$ 27	\$ —
2	—
94	52
(5)	(8)

売却可能価値証券

2015年3月31日および2014年12月31日現在の売却可能価値証券の償却原価および公正価値は、以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日				2014年12月31日			
	償却原価	未実現粗利益 (1)(2)	未実現粗損失 (1)(2)	公正価値	償却原価	未実現粗利益 ⁽¹⁾	未実現粗損失 ⁽¹⁾	公正価値
売却可能負債証券								
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾								
米国政府系機関保証証券	\$ 38,433	\$ 744	\$ 93	\$ 39,084	\$ 35,647	\$ 603	\$ 159	\$ 36,091
プライム	7	2	—	9	12	—	—	12
Alt-A	2	—	—	2	43	1	—	44
米国外の住宅証券	7,209	61	5	7,265	8,247	67	7	8,307
商業用証券	500	8	1	507	551	6	3	554
モーゲージ・バック証券合計	\$ 46,151	\$ 815	\$ 99	\$ 46,867	\$ 44,500	\$ 677	\$ 169	\$ 45,008
米国財務省証券および連邦諸機関証券								
米国財務省証券	\$110,963	\$1,074	\$ 69	\$111,968	\$110,492	\$ 353	\$ 127	\$110,718
機関債券	9,291	102	2	9,391	12,925	60	13	12,972
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$120,254	\$1,176	\$ 71	\$121,359	\$123,417	\$ 413	\$ 140	\$123,690
州および地方債証券 ⁽⁴⁾								
外国政府証券	\$ 13,025	\$ 137	\$ 917	\$ 12,245	\$ 13,526	\$ 150	\$ 977	\$ 12,699
外国政府証券	86,654	688	283	87,059	90,249	734	286	90,697
社債	14,363	245	54	14,554	12,033	215	91	12,157
アセット・バック証券 ⁽³⁾	11,514	39	49	11,504	12,534	30	58	12,506
その他負債証券	661	—	—	661	661	—	—	661
売却可能負債証券合計	\$292,622	\$3,100	\$1,473	\$294,249	\$296,920	\$2,219	\$1,721	\$297,418
市場性のある売却可能持分有価証券	\$ 992	\$ 41	\$ 43	\$ 990	\$ 2,461	\$ 308	\$ 44	\$ 2,725
売却可能価値証券合計	\$293,614	\$3,141	\$1,516	\$295,239	\$299,381	\$2,527	\$1,765	\$300,143

- (1) 表示のとおり、未実現粗損益には、少数持分投資の影響および関連する配分、ならびに売却可能価値証券の未実現損益の計上額は含まれていません。これらの金額の合計は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、それぞれ22百万ドルおよび27百万ドルの未実現利益でした。
- (2) 表示のとおり、2015年3月31日現在の未実現粗損益には、2015年3月31日現在において売却目的保有に組替えられたワンメイン・ファイナンス（北米の消費者金融事業）の売却可能価値証券の未実現損益の影響は含まれていません。これらの金額の合計は、2015年3月31日現在、86百万ドルの未実現利益および5百万ドルの未実現損失でした。
- (3) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じる損失に対する当社の最大エクスポージャーは、上表に反映されているこれらの証券の簿価と同額です。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、連結財務諸表注記20をご参照ください。
- (4) 州および地方債証券に係る未実現粗損失は主に、公正価値ヘッジ会計の影響に起因するものです。特に、シティは、LIBORベースの金利スワップを利用して、特定の固定利付で非課税の州および地方債証券のうちLIBORをベンチマークとする金利部分をヘッジしています。ヘッジ期間中にLIBORをヘッジするスワップに発生し、損益に計上された損失は、ヘッジ対象のLIBORスワップレートの変動に起因する州および地方債証券に係る利益によって実質的に相殺されました。しかし、LIBORスワップレートはヘッジ期間中に大幅に下落した一方で地方債証券の全体的な公正価値は比較的変動が小さかったため、LIBORスワップレートの変動のみに起因するこれらの有価証券に係る公正価値利益を「その他包括利益（損失）累計額」（以下「AOCI」といいます。）から損益に組替えた影響は、これらの有価証券のヘッジ対象外の部分に関連してAOCIに正味未実現損失として残りました。

以下に詳細が記載されているとおり、当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直しています。負債証券に関する信用関連の減損は、一時的でない減損として損益に計上されます。信用関連以外の減損は、当社に売却の予定がなく、売却を必要とする可能性が低い場合、AOCIに認識されます。一時的でない減損のあるその他の負債証券については、すべての減損が連結損益計算書に計上されます。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在における売却可能価値証券の公正価値を、未実現損失の生じている期間が12ヶ月未満または12ヶ月以上のものに分けて示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失
2015年3月31日						
売却可能価値証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 3,521	\$ 14	\$ 3,176	\$ 79	\$ 6,697	\$ 93
プライム	1	—	2	—	3	—
米国外の住宅証券	1,333	3	219	2	1,552	5
商業用証券	54	—	60	1	114	1
モーゲージ・バック証券合計	\$ 4,909	\$ 17	\$ 3,457	\$ 82	\$ 8,366	\$ 99
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 15,077	\$ 67	\$ 915	\$ 2	\$ 15,992	\$ 69
機関債券	644	2	—	—	644	2
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 15,721	\$ 69	\$ 915	\$ 2	\$ 16,636	\$ 71
州および地方債証券	\$ 303	\$ 11	\$ 5,162	\$ 906	\$ 5,465	\$ 917
外国政府証券	18,853	160	5,261	123	24,114	283
社債	3,710	38	900	16	4,610	54
アセット・バック証券	1,911	14	3,463	35	5,374	49
市場性のある売却可能持分有価証券	24	2	214	41	238	43
売却可能価値証券合計	\$ 45,431	\$ 311	\$19,372	\$1,205	\$ 64,803	\$1,516
2014年12月31日						
売却可能価値証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府系機関保証証券	\$ 4,198	\$ 30	\$ 5,547	\$ 129	\$ 9,745	\$ 159
プライム	5	—	2	—	7	—
米国外の住宅証券	1,276	3	199	4	1,475	7
商業用証券	124	1	136	2	260	3
モーゲージ・バック証券合計	\$ 5,603	\$ 34	\$ 5,884	\$ 135	\$ 11,487	\$ 169
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 36,581	\$ 119	\$ 1,013	\$ 8	\$ 37,594	\$ 127
機関債券	5,698	9	754	4	6,452	13
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 42,279	\$ 128	\$ 1,767	\$ 12	\$ 44,046	\$ 140
州および地方債証券	\$ 386	\$ 15	\$ 5,802	\$ 962	\$ 6,188	\$ 977
外国政府証券	18,495	147	5,984	139	24,479	286
社債	3,511	63	1,350	28	4,861	91
アセット・バック証券	3,701	13	3,816	45	7,517	58
市場性のある売却可能持分有価証券	51	4	218	40	269	44
売却可能価値証券合計	\$ 74,026	\$ 404	\$24,821	\$1,361	\$ 98,847	\$1,765

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在における契約満期日ごとの売却可能負債証券の償却原価および公正価値を示しています。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日		2014年12月31日	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
モーゲージ・バック証券⁽¹⁾				
1年以内	\$ 31	\$ 31	\$ 44	\$ 44
1年超5年以内	904	914	931	935
5年超10年以内	1,292	1,311	1,362	1,387
10年超 ⁽²⁾	43,924	44,611	42,163	42,642
合計	\$ 46,151	\$ 46,867	\$ 44,500	\$ 45,008
米国財務省証券および連邦諸機関証券				
1年以内	\$ 7,218	\$ 7,243	\$ 13,070	\$ 13,084
1年超5年以内	104,763	105,781	104,982	105,131
5年超10年以内	4,812	4,855	2,286	2,325
10年超 ⁽²⁾	3,461	3,480	3,079	3,150
合計	\$120,254	\$121,359	\$123,417	\$123,690
州および地方債証券				
1年以内	\$ 1,389	\$ 1,327	\$ 652	\$ 651
1年超5年以内	3,896	3,840	4,387	4,381
5年超10年以内	549	567	524	537
10年超 ⁽²⁾	7,191	6,511	7,963	7,130
合計	\$ 13,025	\$ 12,245	\$ 13,526	\$ 12,699
外国政府証券				
1年以内	\$ 32,155	\$ 32,056	\$ 31,355	\$ 31,382
1年超5年以内	38,055	38,184	41,913	42,467
5年超10年以内	15,493	15,808	16,008	15,779
10年超 ⁽²⁾	951	1,011	973	1,069
合計	\$ 86,654	\$ 87,059	\$ 90,249	\$ 90,697
その他すべて⁽³⁾				
1年以内	\$ 1,662	\$ 1,665	\$ 1,248	\$ 1,251
1年超5年以内	12,024	12,137	10,442	10,535
5年超10年以内	7,957	8,026	7,282	7,318
10年超 ⁽²⁾	4,895	4,891	6,256	6,220
合計	\$ 26,538	\$ 26,719	\$ 25,228	\$ 25,324
売却可能負債証券合計	\$292,622	\$294,249	\$296,920	\$297,418

(1) 米国政府系機関のモーゲージ・バック証券を含みます。

(2) 満期のない投資有価証券は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(3) 社債、アセット・バック証券およびその他の負債証券を含みます。

満期保有目的負債証券

2015年3月31日および2014年12月31日現在の満期保有目的負債証券の簿価および公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	償却 原価 ⁽¹⁾	AOCIに 認識 された 正味未 実現利益 (損失)	簿価 ⁽²⁾	未実現 粗利益	未実現粗 (損失)	公正価値
2015年3月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
米国政府機関保証付	\$ 8,879	\$ 93	\$ 8,972	\$ 209	\$ (2)	\$ 9,179
プライム	59	(12)	47	5	(1)	51
Alt-A	1,094	(203)	891	548	(293)	1,146
サブプライム	5	—	5	15	—	20
米国外の住宅証券	607	(86)	521	59	—	580
商業用証券	7	—	7	1	—	8
モーゲージ・バック証券合計	<u>\$10,651</u>	<u>\$ (208)</u>	<u>\$10,443</u>	<u>\$ 837</u>	<u>\$ (296)</u>	<u>\$10,984</u>
州および地方債証券 ⁽⁴⁾	\$ 8,374	\$ (446)	\$ 7,928	\$ 211	\$ (70)	\$ 8,069
外国政府証券	4,550	—	4,550	51	—	4,601
アセット・バック証券 ⁽³⁾	350	(17)	333	55	(1)	387
満期保有目的負債証券合計⁽⁵⁾	<u>\$23,925</u>	<u>\$ (671)</u>	<u>\$23,254</u>	<u>\$1,154</u>	<u>\$ (367)</u>	<u>\$24,041</u>
2014年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
米国政府機関保証付	\$ 8,795	\$ 95	\$ 8,890	\$ 106	\$ (6)	\$ 8,990
プライム	60	(12)	48	6	(1)	53
Alt-A	1,125	(213)	912	537	(287)	1,162
サブプライム	6	(1)	5	15	—	20
米国外の住宅証券	983	(137)	846	92	—	938
商業用証券	8	—	8	1	—	9
モーゲージ・バック証券合計	<u>\$10,977</u>	<u>\$ (268)</u>	<u>\$10,709</u>	<u>\$ 757</u>	<u>\$ (294)</u>	<u>\$11,172</u>
州および地方債証券	\$ 8,443	\$ (494)	\$ 7,949	\$ 227	\$ (57)	\$ 8,119
外国政府証券	4,725	—	4,725	77	—	4,802
アセット・バック証券 ⁽³⁾	556	(18)	538	50	(10)	578
満期保有目的負債証券合計	<u>\$24,701</u>	<u>\$ (780)</u>	<u>\$23,921</u>	<u>\$1,111</u>	<u>\$ (361)</u>	<u>\$24,671</u>

- (1) 「トレーディング勘定資産」から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、振替日現在の当該証券の公正価値に調整収益を加算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。売却可能から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、当初購入原価を購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整累計額または償却累計額について調整し、調整額または償却額控除後の公正価値ヘッジ調整累計額を加減算した金額から、損益に認識された一時的でない減損を差し引いたものと定義されています。
- (2) 満期保有目的有価証券は、当該有価証券が売却可能から満期保有目的に組替えられる前にAOCIに認識された未償却の未実現利益および未実現損失ならびに公正価値ヘッジ調整額を償却原価に加減算した金額で連結貸借対照表に計上されています。これらの有価証券の価値の変動は財務諸表上に報告されません。ただし、当該有価証券の振替日現在の簿価と額面価額との差額の償却、ならびに当社が満期まで引き続き保有する意思のある有価証券に関して損益における信用の減損の認識に関連した、AOCIにおける信用関連以外の公正価値調整の認識は除きます。
- (3) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の証券化については、連結財務諸表注記20をご参照ください。
- (4) 州および地方債証券についてAOCIに認識された正味未実現損失は主に、これらの負債証券が売却可能に分類された時に適用された公正価値ヘッジ会計の影響によるものです。特に、シティは、LIBORベースの金利スワップを利用して、特定の固定利付で非課税の州および地方債証券のうちLIBORをベンチマークとする金利部分をヘッジしています。ヘッジ期間中にLIBORをヘッジするスワップについて発生し、損益に計上された損失は、ヘッジ対象のLIBORスワップレートの変動に起因する州および地方債証券に係る利益によって実質的に相殺されました。しかし、LIBORスワップレートはヘッジ期間中に大幅に下落した一方で地方債証券の全体的な公正価値は比較の変動が小さかったため、LIBORスワップレートの変動のみに起因するこれらの有価証券に係る公正価値利益をAOCIから損益に組替えた影響は、これらの有価証券のヘッジ対象外の部分に関連してAOCIに正味未実現損失として残りました。これらの負債証券の満期保有目的への振替時に、すべてのヘッジは指定を解除され、ヘッジ会計は中止されました。

当社は、状況に予見されていない重要な変更（信用力の悪化または規制資本要件の変更も含みます。）がなければ、満期、または該当する場合には発行体のコール・オプションの行使まで、これらの有価証券を保有する肯定的な意思と能力を有しています。

AOCIに分類された正味未実現損失は主に、過去において売却可能に分類されており、満期保有目的に振替えられた負債証券に関連しており、公正価値ヘッジ調整累計額が含まれます。正味未実現損失には、損益に計上された信用の減損が生じている満期保有目的有価証券に関する信用関連以外の理由による公正価値の変動も含まれます。満期保有目的有価証券のAOCI残高は、同じ負債証券の振替日現在の公正価値と額面価額の差額の調整と同じ方法で、利回りの調整として関連する証券の残存契約期間にわたり償却されます。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在において未認識損失の生じている満期保有目的負債証券の公正価値を12ヶ月未満または12ヶ月以上について示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失
2015年3月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ —	\$ —	\$ 271	\$ 296	\$ 271	\$ 296
州および地方債証券	2,756	48	210	22	2,966	70
アセット・バック証券	—	—	10	1	10	1
満期保有目的負債証券合計	\$2,756	\$ 48	\$ 491	\$ 319	\$3,247	\$ 367
2014年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ 4	\$ —	\$1,134	\$ 294	\$1,138	\$ 294
州および地方債証券	2,528	34	314	23	2,842	57
アセット・バック証券	9	1	174	9	183	10
満期保有目的負債証券合計	\$2,541	\$ 35	\$1,622	\$ 326	\$4,163	\$ 361

上表に表示されている未認識粗損失からは、2015年3月31日および2014年12月31日現在、主に売却可能投資から組替えられた満期保有目的有価証券の償却原価と簿価との差額に関連してAOCIに計上された正味未実現損失それぞれ(671)百万ドルおよび(780)百万ドルが除かれています。2015年3月31日および2014年12月31日現在、これらの正味未認識損失のほとんどすべてが、12ヶ月以上にわたって損失が計上されている有価証券に関連しています。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在における満期保有目的負債証券の簿価および公正価値を契約満期日別に示したものです。

	2015年3月31日		2014年12月31日	
	簿価	公正価値	簿価	公正価値
(単位：百万ドル)				
モーゲージ・バック証券				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	7	8	—	—
5年超10年以内	833	851	863	869
10年超 ⁽¹⁾	9,603	10,125	9,846	10,303
合計	\$10,443	\$10,984	\$10,709	\$11,172
州および地方債証券				
1年以内	\$ 288	\$ 281	\$ 205	\$ 205
1年超5年以内	422	436	243	243
5年超10年以内	141	148	140	144
10年超 ⁽¹⁾	7,077	7,204	7,361	7,527
合計	\$ 7,928	\$ 8,069	\$ 7,949	\$ 8,119
外国政府証券				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	4,550	4,601	4,725	4,802
5年超10年以内	—	—	—	—
10年超 ⁽¹⁾	—	—	—	—
合計	\$ 4,550	\$ 4,601	\$ 4,725	\$ 4,802
その他すべて⁽²⁾				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
1年超5年以内	—	—	—	—
5年超10年以内	—	—	—	—
10年超 ⁽¹⁾	333	387	538	578
合計	\$ 333	\$ 387	\$ 538	\$ 578
満期保有目的負債証券合計	\$23,254	\$24,041	\$23,921	\$24,671

(1) 満期のない投資は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期限前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(2) 社債およびアセット・バック証券を含みます。

一時的でない減損に関する投資の評価

概要

当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直しています。

個別の有価証券の現在の公正価値がその償却原価を下回る場合には、未実現損失が存在します。売却可能有価証券に関して、本質的に一時的であると判断される未実現損失は、税引後の金額でAOCIに計上されます。満期保有目的有価証券に関する未実現損失は通常、これらの投資が償却原価で計上されているため、計上されません。しかし、信用関連の損失が生じている満期保有目的有価証券に関しては、信用損失が一時的でない減損として損益に認識され、一時的でない減損調整後の原価と公正価値との差額はAOCIに認識されて、当該有価証券の残存契約期間にわたり利回りの調整として償却されます。「トレーディング勘定資産」から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、振替日現在の当該証券の公正価値に調整収益を加えた金額から振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。売却可能から満期保有目的に振替えられた有価証券の償却原価は、当初購入原価に購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整累計額または償却累計額について調整し、調整額または償却額控除後の公正価値ヘッジ調整累計額を加減算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。

当該証券の分類が、売却可能であるか、または満期保有目的であるかに関らず、当社は未実現損失が発生しているポジションごとに一時的でない減損について評価しています。減損が一時的か否かを判断する際に考慮される項目は以下のとおりです。

- ・ 公正価値が原価を下回っている期間と程度
- ・ 減損の重大性
- ・ 減損の原因および発行体の財政状態と短期的な見通し
- ・ 信用状態の悪化を示唆する発行体の市場における活動
- ・ 予想された回復に十分な期間にわたって当社が投資を保有する能力と意思

当社が、減損について評価する際に考慮する一般的な項目は以下のとおりです。

- ・ 減損した投資の把握と評価
- ・ 公正価値が償却原価を下回っている投資の個別分析（未実現損失が発生している期間および回復までの予想期間の検討を含みます。）
- ・ 証拠についての検討（個別の投資に一時的ではない減損が生じていることの裏付けとなる要素または要因および一時的ではない減損の根拠とはならない要素または要因の評価を含みます。）
- ・ 事業方針に基づいて要求されるこれらの分析結果の文書化

負債証券

当社に売却する意思があるか、または償却原価まで回復する前に売却を必要とする可能性が50%超であると当社が考えている減損した負債証券の償却原価と公正価値の差額は全額、一時的でない減損として損益に認識されます。しかし、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関しては、信用関連の減損のみが損益に認識され、信用関連以外の減損はAOCIに計上されます。

負債証券の信用の減損は、経営陣が有価証券の償却原価の全額を回収するのに十分な契約上の元本及び利息のキャッシュ・フローを受け取ることができないと予想している場合に存在します。

持分有価証券

持分有価証券について、経営陣は、原価までの回復に十分な期間にわたって当該持分有価証券を保有する意思および能力、または原価に回復する前に当社が当該有価証券の売却を必要とする可能性が50%超であるか否かを含む上記のさまざまな要素を考慮しています。経営陣がそうした意思および能力を有していない場合、当該証券の公正価値の下落は一時的でないといみなされ、損益に計上されます。一時的でない減損が認められる売却可能持分有価証券は、公正価値まで評価減され、公正価値と原価との差額は全額、損益に計上されます。

経営陣は、公正価値がそれぞれの簿価を下回っている持分法適用投資の一時的でない減損について評価します。投資対象が上場有価証券の場合、公正価値は価格に数量を乗じて測定されます。投資対象が上場されていない場合、その他の方法が用いられます（連結財務諸表注記22をご参照ください。）。

シティに価値の回復前に売却の予定があるか、または売却を必要とする可能性が高い減損した持分法適用投資に関して、公正価値が売却予定日より前に回復する見込みがない場合、重大性および期間に関わらず、減損は一時的でない減損として損益に全額認識されます。一時的でない減損の測定には、貸借対照表日以降に予測される部分的な回復は含まれません。

経営陣に価値の回復前に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性も低い減損した持分法適用投資に関して、減損が一時的でないか否かの評価は、（ ）持分法適用投資が価値を回復するか、またその時期、（ ）投資家が価値の回復に十分な期間にわたってその投資を保有する意思および能力を有しているかに基づいています。減損が一時的とみなされるか否かの判断は、減損の時期および程度に関わらず、以下の兆候を検討しています。

- ・ 減損の原因ならびに発行体の財政状態および短期的な見通し（発行体の営業活動に影響を及ぼす可能性のある特定の出来事を含みます。）
- ・ 期待されている市場価値の回復に十分な期間にわたって投資を保有する意思および能力
- ・ 公正価値が簿価を下回っている期間および程度

以下のセクションでは、2015年3月31日現在において最も重要な未実現損失が発生している有価証券の種類に関して信用関連の減損を特定するための当社のプロセスについて記載しています。

アクバンク

2014年12月31日現在、トルコにおける持分投資であるアクバンク・ティー・エー・エス（以下「アクバンク」といいます。）の残りの9.9%のシティ持分は、「売却可能な市場性のある持分有価証券」に計上されています。トルコ・リラの再評価はヘッジされているため、アクバンクへの投資に関連する通貨価値の変動は、当期において損益に重大な影響を与えることはありませんでした。2015年度第1四半期において、シティは残りのアクバンクへの投資を売却しました。

モーゲージ・バック証券

米国のモーゲージ・バック証券（ならびに特に償却原価に対する割合として著しい未実現損失が発生しているAlt-Aおよびその他モーゲージ・バック証券）については、対象となる住宅抵当貸付に係る元本および利息のキャッシュ・フローを見積るためのキャッシュ・フロー・モデルを使用して、信用の減損が評価されていますが、当該モデルには当該証券特有の担保および取引構造が勘案されています。当該モデルは、取引構造並びにその構造内に存在する順位および信用補完を考慮して、それらの見積キャッシュ・フローを有価証券の様々なトランシェに分配するものです。当該キャッシュ・フロー・モデルは、当期中のモーゲージ・バック証券の実際のキャッシュ・フローを取り込み、数多くの仮定（債務不履行率、期限前返済率、担保権実行不動産に関する回収率および政府機関以外のモーゲージ・バック証券に関する予想損失率を含みます。）を用いて残存キャッシュ・フローを見積ります。

経営陣は、市場データ、内部的な見積りならびに外部格付機関および他の第三者機関が公表した見積りを用いて具体的な仮定を行っています。債務不履行率は、現在対象となっている抵当貸付の実績を考慮することによって予想され、一般に、（ ）期日未到来の貸付の10%、（ ）延滞期間が30日から59日までの貸付の25%、（ ）延滞期間が60日から90日までの貸付の70%、（ ）延滞期間が91日以上 of 貸付の100%の債務不履行が仮定されています。これらの見積りは、当該証券の全期間にわたる債務不履行率を見積るためのデフォルト・タイミング・カーブに沿って推定されています。その他の仮定は、実際の担保の属性（地理的集中、格付および現在の市場価格を含みます。）を考慮しています。

キャッシュ・フロー予測は、異なるストレステスト・シナリオを用いて作成されています。経営陣は、当該証券の償却原価までの回復が見込まれるか否かを評価するために、それらのストレス・テストの結果（顕在化している現金不足の重大性ならびに対象となる原資産プールの特性および実績に基づくストレス・シナリオが実際に顕在化する可能性を含みます。）を評価しています。キャッシュ・フロー予測により、当社が償却原価までの回復を期待できないことが示唆される場合、当社は見積信用損失を損益に計上します。

州および地方債証券

シティグループの売却可能および満期保有目的の州および地方債証券に関する信用の減損を特定するプロセスは、主に第三者による信用格付けを組み込んだ信用分析に基づいています。シティグループは債券発行体および金融保証保険の形式で債務不履行に対する保証を提供する保険会社の格付けを監視しています。保険を考慮しない平均外部格付けは、Aa3/AA-です。外部格付けの引下げまたはその他の信用の減損の兆候（すなわち、商品個別のキャッシュ・フローの見積りまたは発行体によるデフォルト確率に基づき）が発生した場合、対象となる債券に関して予想される契約上の元本および利息の支払額または時期の不利な変更について具体的に見直されます。

未実現損失が発生している州および地方債証券のうち、シティグループに売却の予定がある（売却可能有価証券のみ）、売却を必要とする可能性が高い（売却可能有価証券のみ）、または償却原価の予想される回復以前に行使の可能性が高いとみなされる発行体による繰上償還の対象である（売却可能および満期保有目的有価証券）ものに関して、減損は損益に全額認識されます。

一時的でない減損の認識および測定

次表は2015年3月31日に終了した3ヶ月間において損益に認識された一時的でない減損の合計を表しています。

投資およびその他資産に係る一時的でない減損

2015年3月31日に終了した3ヶ月間

(単位：百万ドル)

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：

期中に認識された一時的でない

減損損失合計

控除：減損損失のうち、AOCIに

認識された部分（税引前）

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失

当社に売却の意思があるか、または価値の回復前に売却を必要とする可能性が50%超である有価証券に関して損益に認識された減損損失

損益に認識された減損損失合計

売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産	合計
\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
—	—	—	—
\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
69	3	—	72
\$ 69	\$ 3	\$ —	\$ 72

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

次表は2014年3月31日に終了した3ヶ月間において損益に認識された一時的でない減損の合計を表しています。

投資およびその他資産に係る一時的でない減損

2014年3月31日に終了した3ヶ月間

(単位：百万ドル)

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関連する減損損失：

期中に認識された一時的でない

減損損失合計

控除：減損損失のうち、AOCIに

認識された部分（税引前）

当社に売却の意思がなく、売却を必要とする可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失

当社に売却の意思があるか、または価値の回復前に売却を必要とする可能性が50%超である有価証券に関して損益に認識された減損損失

損益に認識された減損損失合計

売却可能 ⁽¹⁾	満期保有目的	その他資産	合計
\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
—	—	—	—
\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
201	—	—	201
\$ 201	\$ —	\$ —	\$ 201

(1) 市場性のない持分有価証券の一時的でない減損を含みます。

2015年3月31日現在で保有している売却可能および満期保有目的負債証券のうち、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性が低いものに関して、損益に認識された信用関連の減損の3ヶ月間の増減は以下のとおりです。

保有する有価証券に関して損益に認識された 一時的でない減損信用損失累計額					
	2014年 12月31日 現在残高	過年度に減損が 認められていな い有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	過年度に減損 が認められた 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	信用の減損が 計上された 有価証券の 売却、振替 または償還に よる減少額	2015年 3月31日 現在残高
(単位：百万ドル)					
売却可能負債証券					
モーゲージ・バック証券	\$ 295	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 295
外国政府証券	171	—	—	(1)	170
社債	118	—	—	(6)	112
その他すべての負債証券	149	—	—	—	149
売却可能負債証券に 関して認識された 一時的でない 減損信用損失合計	\$733	\$ —	\$ —	\$ (7)	\$ 726
満期保有目的負債証券					
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾	\$ 670	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ 668
社債	—	—	—	—	—
その他すべての負債証券	133	—	—	—	133
満期保有目的負債証券に 関して認識された 一時的でない 減損信用損失合計	\$ 803	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ 801

(1) 主にAlt-A証券で構成されています。

2014年3月31日現在で保有している売却可能および満期保有目的負債証券のうち、当社に売却する意思がなく、売却を必要とする可能性が低いものに関して、損益に認識された信用関連の減損の3ヶ月間の増減は以下のとおりです。

保有する有価証券に関して損益に認識された 一時的でない減損信用損失累計額					
	2013年 12月31日 現在残高	過年度に減損が 認められていな い有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	過年度に減損 が認められた 有価証券に 関して損益に 認識された 信用の減損	信用の減損が 計上された 有価証券の 売却、振替 または償還に よる減少額	2014年 3月31日 現在残高
(単位：百万ドル)					
売却可能負債証券					
モーゲージ・バック証券	\$ 295	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 295
外国政府証券	171	—	—	—	171
社債	113	—	—	—	113
その他すべての負債証券	144	—	—	—	144
売却可能負債証券に 関して認識された 一時的でない 減損信用損失合計	\$ 723	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 723
満期保有目的負債証券					
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾	\$ 678	\$ —	\$ —	\$ (13)	\$ 665
社債	56	—	—	—	56
その他すべての負債証券	133	—	—	—	133
満期保有目的負債証券に 関して認識された 一時的でない 減損信用損失合計	\$ 867	\$ —	\$ —	\$ (13)	\$ 854

(1) 主にAlt-A証券で構成されています。

受益証券1口当たり純資産価値を算出するオルタナティブ投資ファンドへの投資

当社は、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズおよび不動産ファンドなどの受益証券1口当たり純資産価値（以下「NAV」といいます。）を算出する特定のオルタナティブ投資ファンドへの投資を保有しています。当社の投資には、当社が管理しているファンドへの共同投資および第三者が管理しているファンドへの投資が含まれています。ファンドへの投資は通常、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券として分類されています。これらの投資の公正価値は、当社がNAV以外の価格で投資を売却する可能性がない場合、当該ファンドにおける当社の保有持分の受益証券1口当たりNAVを用いて見積られています。

(単位：百万ドル)	公正価値		未実行 コミットメント		解約頻度 (現在適格で ある場合) 月次、 四半期ごと、 1年ごと	解約通知 期間
	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2015年 3月31日	2014年 12月31日		
ヘッジファンド	\$ 4	\$ 8	\$ —	\$ —	通常、四半期ごと	10日から 95日
プライベート・エクイティ・ ファンド ⁽¹⁾⁽²⁾	777	796	205	205	—	—
不動産ファンド ⁽²⁾⁽³⁾	125	166	20	24	—	—
合計 ⁽⁴⁾	\$906	\$970	\$225	\$229	—	—

(1) プライベート・エクイティ・ファンドには、インフラ投資、レバレッジド・バイアウト取引、新興市場およびベンチャー・キャピタルへ投資するファンドが含まれます。

(2) プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドへの当社の投資に関して、各ファンドからの分配金は、当該ファンドの裏付けとなる資産が売却される際に受け取ります。これらのファンドの裏付けとなる資産は、市場の状況に応じて、数年間にわたって売却されることが予測されます。プライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンドでは、投資家による投資の解約が認められていません。投資家は、これらのファンドのジェネラル・パートナーまたは投資管理会社の承認を条件として、投資を売却または譲渡することができます。これらの承認は通常、不当に留保されることはありません。

(3) 主として米国、ヨーロッパおよびアジアの商業用不動産へ投資する複数の不動産ファンドが含まれています。

(4) 上記の投資の公正価値合計には、2015年3月31日および2014年12月31日現在、第三者の資産運用会社によって提供されたNAVを使用して評価されたファンド資産がそれぞれ9億ドルおよび8億ドル含まれています。

[前へ](#)
[次へ](#)

14. 貸出金

シティグループの貸出金は、個人向けおよび法人向けの2つのカテゴリーに分けて報告されています。これらのカテゴリーは主として貸出金を管理するセグメントおよびサブセグメントに従って分類されています。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は、主として、シティコープおよびシティ・ホールディングスの「グローバル個人金融部門」によって管理されている貸出金およびリースを表しています。次表は、各表示期間における貸出金の種類の情報を示したものです。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
個人向け貸出金		
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 92,005	\$ 96,533
割賦、リボルビング信用およびその他	4,861	14,450
カード	105,378	112,982
商工業貸出金	6,532	5,895
	<u>\$ 208,776</u>	<u>\$ 229,860</u>
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 50,970	\$ 54,462
割賦、リボルビング信用およびその他	31,396	31,128
カード	28,681	32,032
商工業貸出金	21,992	22,561
リース金融	546	609
	<u>\$ 133,585</u>	<u>\$ 140,792</u>
個人向け貸出金合計	<u>\$ 342,361</u>	<u>\$ 370,652</u>
正味前受収益	(655)	(682)
個人向け貸出金（前受収益控除後）	<u>\$ 341,706</u>	<u>\$ 369,970</u>

(1) 主として不動産により担保される貸出金をいいます。

シティグループは、個人向け貸出金ポートフォリオに関連した主要なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを定めています。信用の質に関する指標は、積極的に監視されており、貸出金の延滞状況、個人向けクレジット・スコア（以下「FICO」といいます。）および不動産価値に占める貸付金の割合（以下「LTV」といいます。）が含まれます。それぞれの指標については下記に詳細が記載されています。

上表の貸出金には、より大きな信用関連の課題をもたらす可能性がある貸付商品が含まれています。このような商品には、例えば市場金利を下回る初期金利が設定されているクレジットカードおよびインタレスト・オンリー・ローンなどがあります。これらの商品は、これらのより高い固有リスクを軽減する信用管理手法を用いて厳密に管理されています。

2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は個人向け貸出金それぞれ119億ドルおよび4億ドルを売却および/または売却目的保有に組替えました。2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は個人向け貸出金の重要性のある購入を行いませんでした。

貸出金の延滞状況

貸出金の延滞状況は監視され、個人向け貸出金の信用の質に関する重要な指標とみなされています。米国においては、第1順位住宅抵当貸付に関して、支払延滞を報告する方法として、主にモーゲージ銀行協会（以下「MBA」といいます。）手法が用いられています。この手法では、その貸出金の次の支払期限日の直前の日までに月次の支払が受領されていない場合、貸出金の支払が延滞しているとみなされます。その他の貸出金の延滞報告に用いられる手法では、翌月の支払期限日の営業終了までに月次の支払が受領されていない場合、貸出金の支払が延滞しているとみなされます。

一般的な方針として、第1順位住宅抵当貸付、ホーム・エクイティ・ローンおよび割賦貸出金については、契約上、返済が90日延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。クレジットカードおよび無担保のリボルビング・ローンの場合、一般的に返済が180日延滞するまで、未収利息が計上されます。規制対象の銀行のホーム・エクイティ・ローンは、関連する第1順位住宅抵当貸付が90日以上延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。連邦破産法第7章に基づく破産を通じて免除された規制対象の銀行の抵当貸付は、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）が保証する貸出金を除き、未収利息非計上貸出金に分類されます。商業市場貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。

貸出条件が変更された米国の個人向け貸出金に関して、現状に応じた延滞状況の再判定の方針は、商品によって異なります。一般的に、これらの条件変更に適格となるための条件の1つに、最低回数（通常、1回から3回）の支払を行うことが含まれています。条件変更時に、貸出金は現状に応じて延滞状況の再判定が行われます。しかし、クレジットカードなどの特定のオープン・エンド型個人向け貸出金に関する延滞状況の再判定の実務は、連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインに従って行われます。FFIECのガイドラインの対象であるオープン・エンド型個人向け貸出金に関して、現状に応じて貸出金の延滞状況を再判定するための条件の1つとして、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する金額の支払を受領する必要があります。さらに、FFIECのガイドラインにおいて、このような貸出金の延滞状況の再判定を行うことができる回数は制限されています（通常は、12ヶ月間に1回かつ5年間に2回）。さらに、FHAおよび退役軍人省（以下「VA」といいます。）の貸出金は、これらの各機関のガイドラインに基づき貸出条件の変更が行われ、条件変更された貸出金を現状に応じて延滞状況の再判定をするために、支払は必ずしも要求はされません。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティグループの個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細について示したものです。

2015年3月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位: 百万ドル)	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日 延滞 ⁽³⁾	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞して いるが 政府の 保証が ある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日以上 延滞で 未収利息 を計上 して いるもの
北米内店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 59,466	\$1,005	\$1,172	\$2,652	\$ 64,295	\$2,768	\$2,285
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	26,339	281	505	—	27,125	1,273	—
クレジットカード	103,587	1,170	1,198	—	105,955	—	1,198
割賦およびその他	4,158	60	39	—	4,257	30	3
商業市場貸出金	8,516	54	14	—	8,584	116	11
合計	\$202,066	\$2,570	\$2,928	\$2,652	\$210,216	\$4,187	\$3,497
北米外店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 41,663	\$ 304	\$ 197	\$ —	\$ 42,164	\$ 434	\$ —
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—
クレジットカード	27,457	567	488	—	28,512	347	307
割賦およびその他	30,575	334	144	—	31,053	200	—
商業市場貸出金	29,255	75	186	—	29,516	396	—
合計	\$128,950	\$1,280	\$1,015	\$ —	\$131,245	\$1,377	\$ 307
GCBおよびシティ・ ホールディングス - 個人金融部門 - 合計	\$331,016	\$3,850	\$3,943	\$2,652	\$341,461	\$5,564	\$3,804
その他 ⁽⁶⁾	227	9	9	—	245	29	—
シティグループ合計	\$331,243	\$3,859	\$3,952	\$2,652	\$341,706	\$5,593	\$3,804

- (1) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (2) 公正価値で計上されている第1順位住宅抵当貸付38百万ドルを含みます。
- (3) 米国政府系機関によって保証されている貸出金を除きます。
- (4) 30日から89日延滞で4億ドル、90日以上延滞で23億ドルの米国政府系機関によって保証されている第1順位住宅抵当貸付で構成されています。
- (5) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよび通常は劣後順位であるホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高。
- (6) シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - の与信指標に含まれていない、連結貸借対照表上の個人向け貸出金に分類されている貸出金を表しています。

2014年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

	期日 未到来 合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	30日から 89日 延滞 ⁽³⁾	90日以上 延滞 ⁽³⁾	延滞してい るが 政府の 保証が ある もの ⁽⁴⁾	貸出金 合計 ⁽²⁾	未収利息 非計上 貸出金 合計	90日以上 延滞で 未収利息 を計上 してい るもの
(単位: 百万ドル)							
北米内店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 61,730	\$1,280	\$1,371	\$3,443	\$ 67,824	\$2,746	\$2,759
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	27,262	335	520	—	28,117	1,271	—
クレジットカード	111,441	1,316	1,271	—	114,028	—	1,273
割賦およびその他	12,361	229	284	—	12,874	254	3
商業市場貸出金	8,630	31	13	—	8,674	135	15
合計	\$221,424	\$3,191	\$3,459	\$3,443	\$231,517	\$4,406	\$4,050
北米外店							
第1順位住宅抵当 貸付	\$ 44,782	\$ 312	\$ 223	\$ —	\$ 45,317	\$ 454	\$ —
ホーム・エクイ ティ・ローン ⁽⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—
クレジットカード	30,327	602	553	—	31,482	413	322
割賦およびその他	29,297	328	149	—	29,774	216	—
商業市場貸出金	31,280	86	255	—	31,621	405	—
合計	\$135,686	\$1,328	\$1,180	\$ —	\$138,194	\$1,488	\$ 322
GCBおよびシティ・ ホールディングス 合計	\$357,110	\$4,519	\$4,639	\$3,443	\$369,711	\$5,894	\$4,372
その他	238	10	11	—	259	30	—
シティグループ合計	\$357,348	\$4,529	\$4,650	\$3,443	\$369,970	\$5,924	\$4,372

- (1) 延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (2) 公正価値で計上されている第1順位住宅抵当貸付43百万ドルを含みます。
- (3) 米国政府系機関によって保証されている貸出金を除きます。
- (4) 30日から89日延滞で6億ドル、90日以上延滞で28億ドルの米国政府系機関によって保証されている第1順位住宅抵当貸付で構成されています。
- (5) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよび通常は劣後順位であるホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高。

個人向けクレジット・スコア（以下「FICO」といいます。）

米国においては、独立した信用機関が個人の信用履歴に基づき個人の借入に対するリスクの格付けを行い、各個人に「FICO」（フェア・アイザック・コーポレーション）クレジット・スコアを割り当てています。これらのスコアは個人の信用関連行動（例：ローンの借入あるいは不払いまたは支払遅延）に基づいて信用機関によって継続的に更新されます。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティの米国の個人向け貸出金ポートフォリオに帰属するFICOスコアの詳細を示したものです（商業市場貸出金は法人ベースであり、FICOスコアが信用評価の主たる媒体ではないことから、次表に含まれていません。）。当該ポートフォリオの実質的にすべてのFICOスコアが月次で更新され、残りのポートフォリオについては四半期ごとに更新されています。

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2015年3月31日		
	620未満	620以上 660未満	660以上
第1順位住宅抵当貸付	\$ 8,071	\$ 4,981	\$ 45,207
ホーム・エクイティ・ローン	3,124	2,367	20,271
クレジットカード	7,558	9,935	85,779
割賦およびその他	324	248	2,576
合計	\$19,077	\$17,531	\$153,833

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関との長期スタンバイ・コミットメント（以下「LTSC」といいます。）の対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) FICOスコアが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2014年12月31日		
	620未満	620以上 660未満	660以上
第1順位住宅抵当貸付	\$ 8,911	\$ 5,463	\$ 45,783
ホーム・エクイティ・ローン	3,257	2,456	20,957
クレジットカード	7,647	10,296	92,877
割賦およびその他	4,015	2,520	5,150
合計	\$23,830	\$20,735	\$164,767

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) FICOスコアが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

不動産価値に占める貸付金の割合（以下「LTV」といいます。）

LTV比率（貸付残高を評価額で除して計算します。）は、貸出実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティの米国の個人向け抵当貸付ポートフォリオに帰属するLTV比率の詳細を示したものです。LTV比率は、入手可能な場合には主要都市の統計別エリアレベルで、そうでない場合には州レベルで、適用された当該ポートフォリオの実質的にすべてに対して、入手可能な直近のコアロジック住宅価格指数データを用いて、月次で更新されています。当該ポートフォリオの残りの分については、連邦住宅金融庁の指標を用いて、同様の方法で更新されています。

米国ポートフォリオにおけるLTV比率の分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2015年3月31日		
	80%以下	80%超 100%以下	100%超
第1順位住宅抵当貸付	\$47,303	\$ 8,619	\$ 2,464
ホーム・エクイティ・ローン	14,330	6,729	4,588
合計	\$61,633	\$15,348	\$ 7,052

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) LTVが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

米国ポートフォリオにおけるLTV比率の分布⁽¹⁾⁽²⁾

（単位：百万ドル）

	2014年12月31日		
	80%以下	80%超 100%以下	100%超
第1順位住宅抵当貸付	\$48,163	\$ 9,480	\$ 2,670
ホーム・エクイティ・ローン	14,638	7,267	4,641
合計	\$62,801	\$16,747	\$ 7,311

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、米国政府系機関とのLTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) LTVが入手できなかった残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

個人向け減損貸出金

減損貸出金とは、本来の貸出条件どおりに全額回収できる可能性が低いとシティグループが判断した貸出金を指します。個人向け減損貸出金には、未収利息非計上商業市場貸出金、ならびに借り手の財政困難により貸出条件が変更されシティグループが借り手に譲歩を与えた小口で均質な貸出金が含まれます。これらの条件変更は、減損貸出金の金利の引下げおよび/または元本返済免除を含む場合があります。個人向け減損貸出金は、貸出条件が変更されておらず未収利息が計上されていない小口で均質な貸出金を除外しています。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在および同日に終了した期間における個人向け減損貸出金合計に関する情報、ならびに2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において個人向け減損貸出金について認識された受取利息に関する情報をそれぞれ示したものです。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在残高				3月31日に終了した 3ヶ月間	
	投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	未払 元本残高	関連する 個別 引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	2015年	2014年
					受取利息 認識額 ⁽⁵⁾	受取利息 認識額 ⁽⁵⁾
抵当貸付および 不動産貸出金						
第1順位住宅抵当貸付	\$10,636	\$11,388	\$1,531	\$13,847	\$141	\$184
ホーム・エクイ ティ・ローン	1,961	2,607	597	2,034	17	19
クレジットカード	2,249	2,288	805	2,517	44	51
割賦およびその他						
個人向け割賦 およびその他	432	459	260	834	9	34
商業市場貸出金	396	617	121	385	3	11
合計	\$15,674	\$17,359	\$3,314	\$19,617	\$214	\$299

- (1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。
- (2) 第1順位住宅抵当貸付1,656百万ドル、ホーム・エクイティ・ローン533百万ドルおよび商業市場貸出金150百万ドルには個別引当金が設定されていません。
- (3) 「貸倒引当金」に含まれています。
- (4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。
- (5) 発生主義および現金主義両方による計上額を含みます。

(単位：百万ドル)	2014年12月31日現在残高			
	投資 計上額 ⁽¹⁾⁽²⁾	未払 元本高	関連する 個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾
抵当貸付および 不動産貸出金				
第1順位住宅抵当貸付	\$13,551	\$14,387	\$1,909	\$15,389
ホーム・エクイティ・ ローン	2,029	2,674	599	2,075
クレジットカード	2,407	2,447	849	2,732
割賦およびその他				
個人向け割賦 およびその他	948	963	450	975
商業市場貸出金	423	599	110	381
合計	\$19,358	\$21,070	\$3,917	\$21,552

- (1) 個人向け減損貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれ、未収利息についてはクレジットカード貸出金に係るもののみが含まれています。
- (2) 第1順位住宅抵当貸付1,896百万ドル、ホーム・エクイティ・ローン554百万ドルおよび商業市場貸出金158百万ドルには個別引当金が設定されていません。
- (3) 「貸倒引当金」に含まれています。
- (4) 平均簿価は、直近4四半期における投資計上額の平均期末残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。

個人向け不良債権のリストラクチャリング

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において発生した個人向けTDRを示したものです。

2015年3月31日現在および同日に終了した3ヶ月間						
(単位：百万ドル、ただし貸出条件が変更された貸出金の件数を除く)	貸出条件が変更された貸出金の件数	条件変更後の投資計上額 ⁽¹⁾ (2)	元本返済の期日 延期 ⁽³⁾	条件付元本返済免除 ⁽⁴⁾	元本返済免除 ⁽⁵⁾	平均金利引下げ
北米						
第1順位住宅抵当貸付	3,093	\$ 407	\$ 4	\$ 2	\$ 8	1%
ホーム・エクイティ・ローン	1,258	46	—	—	1	2
クレジットカード	50,310	211	—	—	—	16
割賦およびその他リボルビング	984	9	—	—	—	12
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	57	11	—	—	—	—
合計⁽⁷⁾	55,702	\$ 684	\$ 4	\$ 2	\$ 9	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	869	\$ 21	\$—	\$—	\$—	—%
ホーム・エクイティ・ローン	14	3	—	—	—	—
クレジットカード	40,431	98	—	—	2	13
割賦およびその他リボルビング	15,947	69	—	—	2	5
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	83	28	—	—	—	3
合計⁽⁷⁾	57,344	\$ 219	\$—	\$—	\$ 4	

2014年3月31日現在および同日に終了した3ヶ月間						
(単位：百万ドル、ただし貸出条件が変更された貸出金の件数を除く)	貸出条件が変更された貸出金の件数	条件変更後の投資計上額 ⁽¹⁾ (8)	元本返済の期日 延期 ⁽³⁾	条件付元本返済免除 ⁽⁴⁾	元本返済免除 ⁽⁵⁾	平均金利引下げ
北米						
第1順位住宅抵当貸付	5,779	\$ 685	\$17	\$11	\$ 3	1%
ホーム・エクイティ・ローン	2,319	84	1	—	9	2
クレジットカード	44,976	199	—	—	—	15
割賦およびその他リボルビング	13,836	101	—	—	—	7
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	38	13	—	—	—	—
合計⁽⁷⁾	66,948	\$1,082	\$18	\$11	\$12	
北米外						
第1順位住宅抵当貸付	546	\$ 22	\$—	\$—	\$—	1%
ホーム・エクイティ・ローン	32	5	—	—	—	—
クレジットカード	37,106	121	—	—	2	14
割賦およびその他リボルビング	14,862	74	—	—	1	7
商業市場貸出金 ⁽⁶⁾	96	93	—	—	—	—
合計⁽⁷⁾	52,642	\$ 315	\$—	\$—	\$ 3	

- (1) 条件変更後の投資計上額には、条件変更日に資産計上された延滞額が含まれています。
- (2) 「北米」の条件変更後の残高には、2015年3月31日に終了した3ヶ月間において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付66百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン15百万ドルが含まれています。これらの金額には、上記のとおり、2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、OCCの指針の結果、新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付38百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン12百万ドルが含まれています。
- (3) 無利子であるが、引き続き借り手に対する請求権を有する契約上の貸出金元本部分を示しています。このような返済の期日が延期された元本は、関連する貸出金の残高が裏付けとなる担保価値を上回る部分について、永久的な条件変更の時点で償却されます。
- (4) 無利子であり、借り手の債務履行状況に応じて返済免除の対象となる契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (5) 永久的な条件変更の時点で返済免除された契約上の貸出金元本部分を示しています。
- (6) 商業市場貸出金は、通常借り手ごとの貸出条件変更であり、元本および/または利息の金額および/または支払時期の変更を織り込んでいます。
- (7) 上記の表は、TDRとみなされており報告期間末現在で残高がある貸付金の増減を反映しています。
- (8) 「北米」の条件変更後の残高には、2014年3月31日に終了した3ヶ月間において連邦破産法第7章に基づく破産を経験した借り手に対する第1順位住宅抵当貸付91百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン22百万ドルが含まれています。これらの金額には、上記のとおり、2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、OCCの指針の結果、新たにTDRに分類された第1順位住宅抵当貸付57百万ドルおよびホーム・エクイティ・ローン19百万ドルが含まれています。

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間にそれぞれ債務不履行が発生した個人向けTDRのうち、永久的な契約条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。ただし、個別管理が可能な商業市場貸出金の債務不履行は、90日延滞したものと定義されています。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：百万ドル)		
北米		
第1順位住宅抵当貸付	\$110	\$245
ホーム・エクイティ・ローン	11	23
クレジットカード	43	51
割賦およびその他リボルビング	2	21
商業市場貸出金	2	6
合計	\$168	\$346
北米外		
第1順位住宅抵当貸付	\$ 6	\$ 6
ホーム・エクイティ・ローン	—	—
クレジットカード	35	63
割賦およびその他リボルビング	23	27
商業市場貸出金	11	5
合計	\$ 75	\$101

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、シティコープまたはそれよりはるかに狭い範囲でシティ・ホールディングスの「インスティテューショナル・クライアント・グループ」によって管理されている貸出金およびリースを表しています。次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在の法人向け貸出金の種類別の情報を示したものです。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
法人向け		
米国内店		
商工業貸出金	\$ 37,537	\$ 35,055
金融機関貸出金	36,054	36,272
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	33,145	32,537
割賦、リボルビング信用およびその他	29,267	29,207
リース金融	1,755	1,758
	\$137,758	\$134,829
米国外店		
商工業貸出金	\$ 81,426	\$ 79,239
金融機関貸出金	32,210	33,269
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	6,311	6,031
割賦、リボルビング信用およびその他	19,687	19,259
リース金融	322	356
政府および公共機関貸出金	2,174	2,236
	\$142,130	\$140,390
法人向け貸出金合計	\$279,888	\$275,219
正味前受収益	(540)	(554)
法人向け貸出金（前受収益控除後）	\$279,348	\$274,665

(1) 主として不動産によって担保されている貸出金

当社は、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、それぞれ6億ドルおよび11億ドルの法人向け貸出金を売却および/または（売却目的保有に）組替えしました。2015年または2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は投資目的に分類される法人向け貸出金の重要性のある購入を行っていません。

法人向け貸出金は、貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日延滞している場合には、十分な担保が付されて回収手続に入っている場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。法人向け減損貸出金およびリースの未収利息は90日で戻入れられ、当期損益に対して費用計上されます。その後、利息は実際に現金で受領した分についてのみ、損益に計上されます。元本の最終的な回収可能性に疑念がある場合、すべての現金受領額は、その後当該貸出金の投資計上額の減額に充当されます。法人向け貸出金は、通常、内部で割り当てられたリスク格付け（詳細については下記をご参照ください。）に基づいて管理されていますが、次表は2015年3月31日および2014年12月31日現在の法人向け貸出金の種類別の延滞状況に関する情報を示しています。

2015年3月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で 未収利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で 未収利息 計上合計	未収利息 非計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$541	\$ 1	\$542	\$ 592	\$113,098	\$114,232
金融機関貸出金	95	—	95	239	66,350	66,684
抵当貸付および不動産貸出金	132	—	132	246	38,981	39,359
リース債権	—	1	1	49	2,027	2,077
その他	89	4	93	35	50,286	50,414
公正価値で計上された貸出金						6,537
取得した不良債権						45
合計	\$857	\$ 6	\$863	\$1,161	\$270,742	\$279,348

- (1) 90日延滞した法人向け貸出金は通常、未収利息非計上貸出金に分類されます。法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞しているとみなされます。
- (2) シティは通常、法人向け貸出金を延滞状況に基づいて管理していません。未収利息非計上貸出金には通常、90日以上延滞している貸出金、あるいは貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があるとシティが判断した貸出金が含まれます。
- (3) 法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞していることとなります。延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (4) 貸出金合計には、延滞状況を示す他列には含まれていない公正価値で計上された貸出金が含まれます。

2014年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 で未収利息 計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞で 未収利息 計上 ⁽¹⁾	延滞で 未収利息 計上合計	未収利息 非計上 合計 ⁽²⁾	期日 未到来 合計 ⁽³⁾	貸出金 合計 ⁽⁴⁾
商工業貸出金	\$ 50	\$ —	\$ 50	\$ 575	\$109,764	\$110,389
金融機関貸出金	2	—	2	250	67,580	67,832
抵当貸付および不動産貸出金	86	—	86	252	38,135	38,473
リース債権	—	—	—	51	2,062	2,113
その他	49	1	50	55	49,844	49,949
公正価値で計上された貸出金						5,858
取得した不良債権						51
合計	\$187	\$ 1	\$188	\$1,183	\$267,385	\$274,665

- (1) 90日延滞した法人向け貸出金は通常、未収利息非計上貸出金に分類されます。法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞しているとみなされます。
- (2) シティは通常、法人向け貸出金を延滞状況に基づいて管理していません。未収利息非計上貸出金には通常、90日以上延滞している貸出金、あるいは貸出金の全額回収の可能性に関する実績および将来的な評価に基づいて利息または元本の支払に疑念があるとシティが判断した貸出金が含まれます。
- (3) 法人向け貸出金は、元本または利息が契約上の支払期日が到来しているにもかかわらず未払いとなっている場合に延滞していることとなります。延滞期間が30日未満の貸出金は、期日未到来として表示されています。
- (4) 貸出金合計には、延滞状況を示す他列には含まれていない公正価値で計上された貸出金が含まれます。

シティグループは、法人向け貸出金ポートフォリオに関連した主なリスクを監視、評価および管理するためのリスク管理プロセスを有しています。シティは、リスク管理プロセスの一環として、法人向け貸出金の融資枠に対して債務者および融資枠の定量的および定性的評価に基づき数値的なリスク格付けを割り当てています。これらのリスク格付けは、少なくとも年に一度、債務者または融資枠に関する重大な事象の発生がある場合にはより頻繁に見直されます。リスク格付けを割り当てる際に考慮される要因には、債務者の財政状態、マネジメントおよび戦略の定性的評価、弁済額および弁済原資、担保および債務保証契約の金額および種類、債務者に関する偶発債務の金額および種類、ならびに債務者の業界および地理が含まれます。

債務者のリスク格付けはデフォルト確率の範囲によって決定されます。融資枠のリスク格付けは、デフォルト確率にデフォルト時損失を乗じた数値である標準損失の範囲によって決定されます。投資適格格付けのカテゴリーは、S&Pおよびムーディーズが定義したBBB-/Baa 3 カテゴリー以上に相当します。要注意、破綻懸念および実質破綻という銀行規制上の定義に従い分類される貸出金のリスク格付けは、投資不適格カテゴリーに属します。

2015年3月31日および2014年12月31日現在の法人向け貸出金の信用の質に関する指標

(単位：百万ドル)	貸出金の投資計上額 ⁽¹⁾	
	2015年3月31日	2014年12月31日
投資適格⁽²⁾		
商工業貸出金	\$ 83,405	\$ 80,812
金融機関貸出金	55,902	56,154
抵当貸付および不動産貸出金	17,049	16,068
リース債権	1,650	1,669
その他	46,334	46,284
投資適格合計	\$204,340	\$200,987
投資不適格⁽²⁾		
未収利息計上		
商工業貸出金	\$ 30,234	\$ 29,003
金融機関貸出金	10,543	11,429
抵当貸付および不動産貸出金	3,115	3,587
リース債権	378	393
その他	4,045	3,609
未収利息非計上		
商工業貸出金	592	575
金融機関貸出金	239	250
抵当貸付および不動産貸出金	246	252
リース債権	49	51
その他	35	55
投資不適格合計	\$ 49,476	\$ 49,204
延滞に基づき管理されているプライベート・バンク貸出金⁽²⁾	18,995	\$ 18,616
公正価値で計上された貸出金	6,537	5,858
法人向け貸出金（前受収益控除後）	\$279,348	\$274,665

(1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。

(2) 投資目的保有貸出金は償却原価で会計処理されます。

減損と特定され、未収利息非計上貸出金となっている法人向け貸出金およびリース債権は、元本が回収不能と判断される金額について減額されます。担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資が見込めない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、原価と担保価値のいずれか低い方から売却コストを控除した金額まで評価減されます。現金主義貸出金は、すべての契約上の元本と利息の弁済を受けられることが合理的に確認され、かつ当該貸出金の契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合（通常6ヶ月間）、未収利息計上貸出金に戻されます。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在における法人向け貸出金の種類別の未収利息非計上貸出金に関する情報、ならびに2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において未収利息非計上法人向け貸出金について認識された受取利息に関する情報について、それぞれ示したものです。

未収利息非計上法人向け貸出金

(単位：百万ドル)	2015年3月31日現在および同日に終了した3ヶ月間				
	投資 計上額 ⁽¹⁾	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均 簿価 ⁽²⁾	受取利息 認識額
未収利息非計上法人向け貸出金					
商工業貸出金	\$ 592	\$ 933	\$167	\$ 630	\$—
金融機関貸出金	239	252	9	253	—
抵当貸付および不動産貸出金	246	282	18	244	1
リース金融	49	49	29	50	—
その他	35	154	12	52	—
未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$1,161	\$1,670	\$235	\$1,229	\$ 1

(単位：百万ドル)	2014年12月31日現在				2014年 3月31日に 終了した 3ヶ月間
	投資 計上額 ⁽¹⁾	未払元本 残高	関連する 個別引当金	平均 簿価 ⁽²⁾	受取利息 認識額
未収利息非計上法人向け貸出金					
商工業貸出金	\$ 575	\$ 863	\$155	\$ 658	\$ 5
金融機関貸出金	250	262	7	278	4
抵当貸付および不動産貸出金	252	287	24	263	1
リース金融	51	53	29	85	—
その他	55	68	21	60	—
未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$1,183	\$1,533	\$236	\$1,344	\$10

	2015年3月31日		2014年12月31日	
(単位：百万ドル)	投資 計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金	投資計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金
個別引当金が設定されている				
未収利息非計上法人向け貸出金				
商工業貸出金	\$297	\$167	\$224	\$155
金融機関貸出金	45	9	37	7
抵当貸付および不動産貸出金	66	18	70	24
リース金融	47	29	47	29
その他	34	12	55	21
個別引当金が設定されている 未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$489	\$235	\$433	\$236
個別引当金が設定されていない				
未収利息非計上法人向け貸出金				
商工業貸出金	\$295		\$351	
金融機関貸出金	194		213	
抵当貸付および不動産貸出金	180		182	
リース金融	2		4	
その他	1		—	
個別引当金が設定されていない 未収利息非計上法人向け貸出金合計	\$672	N/A	\$750	N/A

(1) 貸出金の投資計上額には、正味繰延貸出手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額が含まれ、直接評価減が控除されています。

(2) 平均簿価は、投資計上額の平均残高を示しており、関連する個別引当金を含みません。

N/A 該当なし

法人向け不良債権のリストラクチャリング

次表は、2015年3月31日現在および同日に終了した3ヶ月間におけるTDRの増減を示したものです。

(単位：百万ドル)	簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR
商工業貸出金	\$—	\$—	\$—	\$—
金融機関貸出金	—	—	—	—
抵当貸付および 不動産貸出金	1	1	—	—
その他	—	—	—	—
合計	\$ 1	\$ 1	\$—	\$—

(1) 元本の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、元本返済免除または元本の定期支払および/または最終支払の期日延期が含まれる場合があります。商業貸出金について元本の返済が免除されるのは異例であるため、条件変更は通常、当該貸出金の予測キャッシュ・フローにほとんどまたは全く影響を及ぼすことはなく、したがって当該貸出金に計上する引当金にほとんどまたは全く影響を与えません。回収不能見込額の償却は、リストラクチャリング時に計上されるか、または過年度においてすでに計上されているため条件変更時に償却の必要がない場合があります。

(2) 利息の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、市場金利を下回る金利の設定が含まれる場合があります。

次表は、2014年3月31日現在および同日に終了した3ヶ月間におけるTDRの増減を示したものです。

(単位：百万ドル)	簿価	元本の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽¹⁾	利息の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR ⁽²⁾	元本と利息の 両方の支払額 および/または 支払時期の変更を 伴うTDR
商工業貸出金	\$40	\$ 23	\$ 17	\$ —
金融機関貸出金	—	—	—	—
抵当貸付および 不動産貸出金	4	4	—	—
その他	—	—	—	—
合計	\$44	\$ 27	\$ 17	\$ —

- (1) 元本の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、元本返済免除または元本の定期支払および/または最終支払の期日延期が含まれる場合があります。商業貸出金について元本の返済が免除されるのは異例であるため、条件変更は通常、当該貸出金の予測キャッシュ・フローにほとんどまたは全く影響を及ぼすことはなく、したがって当該貸出金に計上する引当金にほとんどまたは全く影響を与えません。回収不能見込額の償却は、リストラクチャリング時に計上されるか、または過年度においてすでに計上されているため条件変更時に償却の必要がない場合があります。
- (2) 利息の支払額または支払時期の変更を伴うTDRには、市場金利を下回る金利の設定が含まれる場合があります。

次表は、2015年および2014年3月31日現在のTDRにおいて貸出条件が変更された法人向け貸出金合計、ならびに2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間に債務不履行が発生したTDRのうち、永久的な貸出条件の変更から1年以内に支払不履行が発生したものを示しています。債務不履行とは60日延滞したものと定義されています。ただし、個別管理が可能な商業市場貸出金の債務不履行は、90日延滞したものと定義されています。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日 現在のTDR残高	2015年3月31日に 終了した 3ヶ月間に 支払不履行に 陥ったTDR 貸出金	2014年3月31日 現在のTDR残高	2014年3月31日に 終了した 3ヶ月間に 支払不履行に 陥ったTDR貸出金
商工業貸出金	\$ 88	\$ —	\$182	\$ —
金融機関貸出金	—	—	—	—
抵当貸付および不動産貸出金	105	—	147	—
その他	336	—	410	—
合計	\$529	\$ —	\$739	\$ —

15. 貸倒引当金

(単位：百万ドル)

期首貸倒引当金

貸倒損失総額

回収総額⁽¹⁾

正味貸倒損失(以下「NCL」といいます。)

NCL

正味引当金戻入額

正味個別引当金戻入額

貸倒引当金繰入額合計

その他(正味)⁽²⁾

期末貸倒引当金

未実行貸出約定に係る期首貸倒引当金

未実行貸出約定に係る引当金繰入額(戻入額)

その他(正味)

未実行貸出約定に係る期末貸倒引当金⁽³⁾

貸出金、リース、および未実行貸出約定に係る

期末引当金合計

3月31日に終了した3ヶ月間

2015年	2014年
\$15,994	\$19,648
(2,458)	(2,983)
501	544
\$(1,957)	\$(2,439)
\$ 1,957	\$ 2,439
(91)	(560)
(111)	(86)
\$ 1,755	\$ 1,793
(1,194)	(79)
\$14,598	\$18,923
\$ 1,063	\$ 1,229
(37)	(27)
(3)	—
\$ 1,023	\$ 1,202
\$15,621	\$20,125

(1) 回収額には、回収努力が実った場合にのみ発生する特定の回収費用が減額されています。

(2) 2015年度第1四半期には、さまざまな貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替に伴う約10億ドルの減少が含まれます。この中には不動産ローン・ポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う281百万ドルの減少が含まれます。さらに2015年度第1四半期には、為替換算に伴う約145百万ドルの減少も含まれます。2014年度第1四半期には、さまざまな貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替に伴う約79百万ドルの減少が含まれます。

(3) 連結貸借対照表の「その他負債」に計上されている未実行貸出約定および信用状に対する追加の貸倒引当金を表しています。

貸倒引当金および貸出金への投資

(単位：百万ドル)	2015年3月31日に終了した 3ヶ月間			2014年3月31日に終了した 3ヶ月間		
	法人向け	個人向け	合計	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高	\$2,389	\$13,605	\$15,994	\$2,584	\$17,064	\$19,648
貸倒償却額	(23)	(2,435)	(2,458)	(174)	(2,809)	(2,983)
回収額	32	469	501	29	515	544
貸倒償却額の充当	(9)	1,966	1,957	145	2,294	2,439
正味引当金繰入額（戻入額）	100	(191)	(91)	(101)	(459)	(560)
正味個別引当金繰入額（戻入額）	3	(114)	(111)	(10)	(76)	(86)
その他	(16)	(1,178)	(1,194)	(1)	(78)	(79)
期末残高	\$2,476	\$12,122	\$14,598	\$2,472	\$16,451	\$18,923

(単位：百万ドル)	2015年3月31日			2014年12月31日		
	法人向け	個人向け	合計	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金						
ASC 450に基づいて決定された金額	\$ 2,201	\$ 8,793	\$ 10,994	\$ 2,110	\$ 9,673	\$ 11,783
ASC 310-10-35に基づいて決定された金額	236	3,314	3,550	235	3,917	4,152
ASC 310-30に基づいて決定された金額	39	15	54	44	15	59
貸倒引当金合計	\$ 2,476	\$ 12,122	\$ 14,598	\$ 2,389	\$ 13,605	\$ 15,994
貸出金（前受収益控除後）						
ASC 450に基づき集合的に減損評価された貸出金	\$271,335	\$325,641	\$596,976	\$ 267,271	\$ 350,199	\$ 617,470
ASC 310-10-35に基づき個別に減損評価された貸出金	1,431	15,674	17,105	1,485	19,358	20,843
ASC 310-30に基づき信用の質の低下が認められた貸出金の取得	45	353	398	51	370	421
公正価値評価された貸出金	6,537	38	6,575	5,858	43	5,901
貸出金合計（前受収益控除後）	\$279,348	\$341,706	\$621,054	\$ 274,665	\$ 369,970	\$ 644,635

[前へ](#)[次へ](#)

16. のれんおよび無形資産

のれん

2015年3月31日に終了した3ヶ月間におけるのれんの変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

2014年12月31日現在残高	\$23,592
外貨換算およびその他	\$ (312)
のれんの減損	(16)
売却、取得原価の配分に伴う調整およびその他	(114)
2015年3月31日現在残高	\$23,150

のれんの減損テストの手順は、報告単位の公正価値の見積りに用いる手法や仮定を含め、シティグループのフォーム10-Kによる2014年度年次報告書の注記1において詳細に記載されています。

上述のとおり、2015年1月1日より、個人金融部門および法人向け事業はシティ・ホールディングスに移行され、5つの新しい報告単位、すなわち、シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - ヨーロッパ・中東・アフリカ、シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - ラテンアメリカ、シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - 日本、シティ・ホールディングス - 消費者金融部門 - 韓国およびシティ・ホールディングス - ICGに集約されました。この移行に伴うのれん残高は、従前の報告単位に対する相対的な公正価値に基づいて各事業単位に配分されました。

ASC 350に要求されるとおり、のれんの減損テストは、従前の報告構造および新しい報告構造に基づいて2015年1月1日付で実施されました。このテストにより、シティ・ホールディングス - 消費者金融部門 - 韓国の新しい報告単位ののれん16百万ドルは全額減損され、2015年度第1四半期に営業費用として報告されました。

2015年度第1四半期において、他にトリガーイベントはなかったため、のれんの減損テストは追加で実施されませんでした。2014年7月1日および2015年1月1日時点の当社の報告単位の公正価値は、最新の評価に基づき、その簿価を大幅に上回っており、減損のリスクは示唆されていません。ただし、シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - ヨーロッパ・中東・アフリカの報告単位を除きます。

減損の兆候はありませんが、シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - ヨーロッパ・中東・アフリカの報告単位ののれんは、経済状況の今後のさらなる悪化に特に影響を受ける可能性があります。シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - ヨーロッパ・中東・アフリカの報告単位の2015年1月1日のテスト時点での配分された簿価に占める公正価値の比率は、107%でした。

次表は2015年3月31日現在における報告単位ごとののれん残高を示しています。

(単位：百万ドル)

報告単位^{(1) (2)}

	のれん
グローバル個人金融部門 - 北米	\$ 6,725
グローバル個人金融部門 - ヨーロッパ・中東・アフリカ	293
グローバル個人金融部門 - アジア	4,626
グローバル個人金融部門 - ラテンアメリカ	1,465
銀行業務	3,372
マーケットツ&セキュリティーズ・サービス	6,569
ラテンアメリカ退職者向けサービス ⁽³⁾	—
シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - ヨーロッパ・中東・アフリカ	23
シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - 日本 ⁽⁴⁾	—
シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - ラテンアメリカ	77
合計	\$23,150

- (1) 「シティ・ホールディングス - その他」および「シティ・ホールディングス - ICG」は、配分されたのれんがないため、上表からは除外されています。
- (2) 「シティ・ホールディングス - 消費者金融部門 - 韓国」は、配分されたのれん16百万ドルが2015年度第1四半期において全額減損されたため、上表からは除外されています。
- (3) 「ラテンアメリカ退職者向けサービス」ののれん42百万ドルは、2015年3月31日に「売却目的保有その他資産」に組替えられました。
- (4) 「シティ・ホールディングス - 個人金融部門 - 日本」ののれん61百万ドルは、2015年3月31日に「売却目的保有その他資産」に組替えられました。

無形資産

2015年3月31日および2014年12月31日現在の無形資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日			2014年12月31日		
	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)
取得したクレジットカード取引関係	\$ 7,618	\$ 6,355	\$ 1,263	\$ 7,626	\$ 6,294	\$ 1,332
コア預金無形資産	1,122	1,006	116	1,153	1,021	132
その他の顧客関係	518	335	183	579	331	248
将来利益の現在価値	163	156	7	233	154	79
有用年数が不確定な無形資産	281	—	281	290	—	290
その他 ⁽¹⁾	5,167	2,773	2,394	5,217	2,732	2,485
無形資産 (MSRを除きます。)	\$14,869	\$10,625	\$ 4,244	\$ 15,098	\$ 10,532	\$ 4,566
抵当貸付サービシング権 (MSR) ⁽²⁾	1,685	—	1,685	1,845	—	1,845
無形資産合計	\$16,554	\$10,625	\$ 5,929	\$ 16,943	\$ 10,532	\$ 6,411

- (1) 契約関連無形資産を含みます。
- (2) シティのMSRに関する詳細については、2015年3月31日に終了した3ヶ月間の推移を含め、連結財務諸表注記20をご参照ください。

2015年3月31日に終了した3ヶ月間における無形資産の変動は以下のとおりです。

(単位: 百万ドル)	2014年 12月31日 現在簿価 (正味)	買収/ 売却	償却	減損	外貨換算 その他 ⁽¹⁾	2015年 3月31日 現在簿価 (正味)
取得したクレジットカード取引関係	\$ 1,332	\$ —	\$ (68)	\$ —	\$ (1)	\$ 1,263
コア預金無形資産	132	—	(11)	—	(5)	116
その他の顧客関係	248	(55)	(6)	—	(4)	183
将来利益の現在価値	79	(68)	(3)	—	(1)	7
有用年数が不確定な無形資産	290	—	—	—	(9)	281
その他	2,485	—	(81)	(5)	(5)	2,394
無形資産 (MSRを除きます。)	\$ 4,566	\$ (123)	\$ (169)	\$ (5)	\$ (25)	\$ 4,244
抵当貸付サービシング権 (MSR) ⁽²⁾	1,845					1,685
無形資産合計	\$ 6,411					\$ 5,929

(1) 外貨換算および取得原価の配分に伴う調整を含みます。

(2) シティのMSRに関する詳細については、2015年3月31日に終了した3ヶ月間の推移を含め、連結財務諸表注記20をご参照ください。

17. 負債

短期借入金

(単位: 百万ドル)	2015年3月31日 残高	2014年12月31日 残高
コマーシャル・ペーパー		
シティバンクの主要事業体 ⁽¹⁾	\$ 10,906	\$ 16,085
親会社 ⁽²⁾	70	70
コマーシャル・ペーパー合計	\$ 10,976	\$ 16,155
その他の借入金⁽³⁾	\$ 28,429	\$ 42,180
合計	\$ 39,405	\$ 58,335

(1) シティバンクの主要事業体は米国、西ヨーロッパ、香港およびシンガポールを本拠地とするシティバンク、エヌ・エイの各部門により構成されます。

(2) 親会社は、親会社（シティグループ・インク）およびシティグループに連結されるブローカー・ディーラー子会社を含みます。

(3) 連邦住宅貸付銀行およびその他の市場参加者からの借入金を含みます。2015年3月31日および2014年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保短期借入金は、それぞれ20億ドルおよび112億ドルでした。

銀行と信枠に基づく借入金は、LIBOR、CDレート、プライム・レートあるいは銀行の提示に基づく金利で実行されます。シティグループは、与信枠維持のため、銀行に手数料を支払っています。

シティグループの非銀行子会社のいくつかは、シティバンク、エヌ・エイを含むシティグループの子会社である預金取扱機関に与信枠を持っています。これらの与信枠に基づく借入金は、連邦準備法セクション23Aに従い、担保が付されています。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（以下「CGMHI」といいます。）は、利用可能であると通知されているものの、契約上の融資義務が存在しない与信枠による借入契約を有しています。これらの契約は、CGMHIの短期的な資金需要に見合った柔軟性を確保するために、継続的に見直されています。

長期債務

(単位：百万ドル)

	2015年3月31日	2014年12月31日
シティグループ ⁽¹⁾	\$ 147,627	\$ 149,512
銀行 ⁽²⁾	58,699	65,146
ブローカー・ディーラー ⁽³⁾	4,196	8,422
合計	\$ 210,522	\$ 223,080

(1) 親会社であるシティグループ・インク。

(2) シティバンクの主要事業体ならびにその他のシティバンクおよびパナメックスの事業体を表します。2015年3月31日および2014年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保長期借入金は、それぞれ163億ドルおよび198億ドルでした。

(3) 親会社であるシティグループ・インクに連結されたブローカー・ディーラー子会社を表します。

「長期債務」残高には、2015年3月31日および2014年12月31日現在、貸借対照表計上額がいずれも17億ドルの信託優先証券が含まれています（シティの信託優先証券の仕組みや条件については、連結財務諸表注記20をご参照ください。）。

次表は、2015年3月31日現在の当社の発行済信託優先証券を要約したものです。

信託証券	発行日	発行証券数	清算価値 ⁽¹⁾	クーポン 利率 ⁽²⁾	親会社に 発行される 普通株式数	信託所有の後順位劣後債券		
						金額	満期日	発行体による 償還開始日
(単位：百万ドル、ただし1株当たり 金額は除く)								
シティグループ・キャピタル	1996年12月	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	2036年12月1日	償還不能
シティグループ・キャピタル	2010年9月	89,840,000	2,246	7.875%	1,000	2,246	2040年10月30日	2015年10月30日
シティグループ・キャピタル	2007年6月	99,901	149	6.829%	50	148	2067年6月28日	2017年6月28日
債務合計			\$ 2,589			\$ 2,594		

注：信託優先証券に係る分配および劣後債の利息は、シティグループ・キャピタル およびシティグループ・キャピタル については半年ごとに、シティグループ・キャピタル については四半期ごとに支払われます。

(1) 証券発行日に投資家が信託から受け取った想定元本を表しています。

(2) いずれの場合も劣後債のクーポン利率は信託優先証券の利率と同じです。

18. その他包括利益（損失）累計額の増減

2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間におけるシティグループの「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の増減は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	投資有価 証券に係る 正味未実現 利益(損失)	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ ⁽¹⁾	給付制度 ⁽²⁾	外貨換算 調整額 (ヘッジ 控除後) (CTA) ⁽³⁾	その他 包括利益 (損失) 累計額
2014年12月31日現在残高	\$ 57	\$ (909)	\$ (5,159)	\$ (17,205)	\$ (23,216)
その他包括利益（損失）（組替前）	\$ 742	\$ 32	\$ (131)	\$ (2,062)	\$ (1,419)
AOCIから組替えられた借入金の増加（減少）	(151)	54	41	—	(56)
増減（税引後）	\$ 591	\$ 86	\$ (90)	\$ (2,062)	\$ (1,475)
2015年3月31日現在残高	\$ 648	\$ (823)	\$ (5,249)	\$ (19,267)	\$ (24,691)

(単位：百万ドル)	投資有価 証券に係る 正味未実現 利益(損失)	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ ⁽¹⁾	給付制度 ⁽²⁾	外貨換算 調整額 (ヘッジ 控除後) (CTA) ⁽³⁾ (4)	その他 包括利益 (損失) 累計額
2013年12月31日現在残高	\$ (1,640)	\$ (1,245)	\$ (3,989)	\$ (12,259)	\$ (19,133)
その他包括利益（組替前）	\$ 378	\$ 46	\$ (62)	\$ (526)	\$ (164)
AOCIから組替えられた借入金の増加（減少）	50	72	29	—	151
増減（税引後）	\$ 428	\$ 118	\$ (33)	\$ (526)	\$ (13)
2014年3月31日現在残高	\$ (1,212)	\$ (1,127)	\$ (4,022)	\$ (12,785)	\$ (19,146)

- (1) 主に、債務に係る変動金利をヘッジするシティグループの固定支払 / 変動受取金利スワップ・プログラムに牽引された結果です。
- (2) 主に、当社の重要な年金および退職後給付制度に対する四半期ごとの年金数理評価、その他の制度に対する年次数理評価、ならびに過年度においてその他包括利益に認識された金額の償却に基づく調整を反映しています。
- (3) 2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、主に、ユーロ、メキシコ・ペソ、英ポンドおよびブラジル・レアルの対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を（影響額の大きい順に）反映しています。2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、主に、ロシア・ルーブル、アルゼンチン・ペソ、韓国ウォンおよび日本円の対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を（影響額の大きい順に）反映しています。
- (4) 2014年度において、137百万ドル（税引後で84百万ドル）が投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）内の外貨換算の配分を反映するためにCTAに組替えられました。

2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間における「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の税引前および税引後の増減は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	税引前	税効果	税引後
2014年12月31日現在残高	\$ (31,060)	\$ 7,844	\$ (23,216)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	1,048	(457)	591
キャッシュ・フロー・ヘッジ	156	(70)	86
給付制度	(121)	31	(90)
外貨換算調整額	(2,302)	240	(2,062)
増減	\$ (1,219)	\$ (256)	\$ (1,475)
2015年3月31日現在残高	\$ (32,279)	\$ 7,588	\$ (24,691)

（単位：百万ドル）	税引前	税効果	税引後
2013年12月31日現在残高	\$ (27,596)	\$ 8,463	\$ (19,133)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減	703	(275)	428
キャッシュ・フロー・ヘッジ	181	(63)	118
給付制度	(55)	22	(33)
外貨換算調整額	(530)	4	(526)
増減	\$ 299	\$ (312)	\$ (13)
2014年3月31日現在残高	\$ (27,297)	\$ 8,151	\$ (19,146)

2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は「その他包括利益（損失）累計額」から連結損益計算書へと組替えられた金額に関して、それぞれ(85)百万ドルの税引前利益（税引後で(56)百万ドル）および237百万ドルの税引前損失（税引後で151百万ドル）を認識しました。詳細は以下の表をご参照ください。

	連結損益計算書への組替による AOCIの増加（減少）	
	2015年3月31日に 終了した3ヶ月間	2014年3月31日に 終了した3ヶ月間
（単位：百万ドル）		
投資売却実現（利益）損失	\$ (307)	\$ (128)
一時的でない減損損失総額	72	201
税引前小計	\$ (235)	\$ 73
税効果	84	(23)
投資有価証券に係る認識された（利益）損失（純額）	\$ (151)	\$ 50
（税引後） ⁽¹⁾		
金利契約	\$ 46	\$ 61
外国為替契約	40	56
税引前小計	\$ 86	\$ 117
税効果	(32)	(45)
キャッシュ・フロー・ヘッジの償却費（税引後）⁽²⁾	\$ 54	\$ 72
未認識債務の償却費		
過去勤務費用（給付）	\$ (11)	\$ (9)
正味年金数理損失	75	56
税引前小計	\$ 64	\$ 47
税効果	(23)	(18)
給付制度の償却費（税引後）⁽³⁾	\$ 41	\$ 29
外貨換算調整額	\$ —	\$ —
AOCIから組替えられた金額合計（税引前）	\$ (85)	\$ 237
税効果合計	29	(86)
AOCIから組替えられた金額合計（税引後）	\$ (56)	\$ 151

(1) 税引前の金額は、連結損益計算書の「投資売却実現利益（損失）（正味）」および「減損損失総額」に組替えられています。詳細については、連結財務諸表注記13をご参照ください。

(2) 詳細については、連結財務諸表注記21をご参照ください。

(3) 詳細については、連結財務諸表注記1および注記8をご参照ください。

19. 優先株式

以下の表は2015年3月31日および2014年12月31日現在の当社の発行済優先株式を要約したものです。

	発行日	発行体による 償還開始日	配当率	預託株式/ 優先株式 1株当たり の償還価格	預託株式数	簿価 (単位: 百万ドル)	
						2015年 3月31日	2014年 12月31日
シリーズA A ⁽¹⁾	2008年1月25日	2018年2月15日	8.125%	\$ 25	3,870,330	\$ 97	\$ 97
シリーズE ⁽²⁾	2008年4月28日	2018年4月30日	8.400%	1,000	121,254	121	121
シリーズA ⁽³⁾	2012年10月29日	2023年1月30日	5.950%	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズB ⁽⁴⁾	2012年12月13日	2023年2月15日	5.900%	1,000	750,000	750	750
シリーズC ⁽⁵⁾	2013年3月26日	2018年4月22日	5.800%	25	23,000,000	575	575
シリーズD ⁽⁶⁾	2013年4月30日	2023年5月15日	5.350%	1,000	1,250,000	1,250	1,250
シリーズJ ⁽⁷⁾	2013年9月19日	2023年9月30日	7.125%	25	38,000,000	950	950
シリーズK ⁽⁸⁾	2013年10月31日	2023年11月15日	6.875%	25	59,800,000	1,495	1,495
シリーズL ⁽⁹⁾	2014年2月12日	2019年2月12日	6.875%	25	19,200,000	480	480
シリーズM ⁽¹⁰⁾	2014年4月30日	2024年5月15日	6.300%	1,000	1,750,000	1,750	1,750
シリーズN ⁽¹¹⁾	2014年10月29日	2019年11月15日	5.800%	1,000	1,500,000	1,500	1,500
シリーズO ⁽¹²⁾	2015年3月20日	2020年3月27日	5.875%	1,000	1,500,000	1,500	—
						\$11,968	\$10,468

- (1) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金はシティの取締役会が宣言した場合に、四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に支払われます。
- (2) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2018年4月30日までは固定金利で半年ごと(4月30日および10月30日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(1月30日、4月30日、7月30日および10月30日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (3) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年1月30日までは固定金利で半年ごと(1月30日および7月30日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(1月30日、4月30日、7月30日および10月30日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (4) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年2月15日までは固定金利で半年ごと(2月15日および8月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (5) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金はシティの取締役会が宣言した場合に、四半期ごと(1月22日、4月22日、7月22日および10月22日)に支払われます。
- (6) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年5月15日までは固定金利で半年ごと(5月15日および11月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (7) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年9月30日までは固定金利で四半期ごと(3月30日、6月30日、9月30日および12月30日)に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (8) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2023年11月15日までは固定金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごとの同日に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (9) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の1,000分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は固定金利で四半期ごと(2月12日、5月12日、8月12日および11月12日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (10) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2024年5月15日までは固定金利で半年ごと(5月15日および11月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (11) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2019年11月15日まで(同日は含みません。)は固定金利で半年ごと(5月15日および11月15日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(2月15日、5月15日、8月15日および11月15日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。
- (12) 1株が非累積型永久優先株式における対応シリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として発行されたものです。配当金は2020年3月27日まで(同日は含みません。)は固定金利で半年ごと(3月27日および9月27日)に、それ以降は変動金利で四半期ごと(3月27日、6月27日、9月27日および12月27日)に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

2015年4月24日に、シティは、1株が非累積型永久優先株式の対応するシリーズ1株の25分の1の持分を表す預託株式として、20億ドルのシリーズP優先株式を発行しました。配当率は5.950%で、配当金はこの利率で2015年11月15日から半年ごと（5月15日および11月15日）に、いずれもシティの取締役会が宣言した場合に支払われます。

2015年度第1四半期において、シティは発行済優先株式に対する配当金を128百万ドル分配しました。2015年4月24日現在の発行済優先株式（シリーズP優先証券の発行を含む）に基づき、シティは2015年度の残りの期間に約641百万ドルの優先配当金の分配を見込んでいます。いずれの場合も、かかる配当金はシティの取締役会の承認を得ることが前提になっています。

20．証券化および変動持分事業体

特別目的事業体の利用

特別目的事業体（以下「SPE」といいます。）は、それを設立する会社の限定的なニーズを満たす目的で設立された事業体です。シティは主に、特定の金融資産を証券化することにより流動性および有利な資本の取り扱いを獲得、顧客の金融資産を証券化することを支援、また顧客のために投資商品を組成する目的でSPEを利用しています。SPEは信託、パートナーシップまたは法人などの様々な法的形態で設立することが可能です。証券化において、SPEへ資産を移転する企業は、SPEが発行する負債および持分商品、証書、コマーシャル・ペーパーまたは債務を表すその他の債券を通じて、通常の事業活動であればそれを実現する前にこれらの資産のすべて（または一部）を現金に転換します。これらの証券化はSPEの貸借対照表に計上されますが、SPEを組成した企業の貸借対照表には連結される場合と連結されない場合があります。

投資家は通常、SPEの資産のみに対して遡求権を有しますが、担保勘定、与信枠または流動性ファシリティ（流動性プット・オプションや資産購入契約など）などのその他の信用補完の恩恵を受けることもあります。これらの信用補完があるため、SPEによる発行は一般的に、資産譲渡者が自身の負債発行で獲得する場合よりも高い信用格付けを取得します。その結果、資金調達コストを無担保借入よりも低くすることができます。SPEはデリバティブ契約を締結し、原資産の利回りまたは通貨をSPEの投資家の需要に一致させたり、SPEの信用リスクを限定または変更したりすることもあります。シティグループは特定の信用補完の提供者ならびに関連するデリバティブ契約の取引相手になります。

シティグループのSPEの大部分は、以下に説明されている変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）です。

変動持分事業体

VIEは、持分投資総額が不十分で、他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができない事業体、あるいはその事業体の持分投資家が支配財務持分の特徴（すなわち、議決権を通じて重要な意思決定を行う能力、およびその事業体の予想残存利益を受け取る権利またはその事業体の予想損失を負担する義務）を有していない事業体です。負債または株式持分を通じてVIEに資金を提供する投資家、あるいはその他の形式（保証、劣後手数料契約または特定の種類のデリバティブ契約など）で支援を提供している他の契約相手が、当該事業体の変動持分保有者です。

VIEの支配財務持分を保有する変動持分保有者は、主たる受益者とみなされ、VIEを連結しなければなりません。以下の特徴の両方を有する場合、シティグループは支配財務持分を保有しており、主たる受益者であるとみなされる可能性があります。

- ・ VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有する場合。
- ・ VIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務を有する場合、またはVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有する場合。

当社は、各VIEを評価し、当該事業体の目的および構成、その構成の中での当社の役割ならびにVIEの継続する活動における当社の関与を理解する必要があります。次に当社は、どの活動がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼし、誰がその活動を指揮する権限を有するのかを評価しなければなりません。

当社がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有すると判断したVIEについて、当社はその経済的持分の評価を行う必要があります、またVIEにとって潜在的に重要となる可能性のある損失を負担、または便益を享受することが可能か否かを決定しなければなりません。潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務が当社にあるか否かを評価する際に、当社はそのような損失に対する最大エクスポージャーを、その発生可能性を考慮せずに検討する必要があります。このような義務は、負債または持分投資、保証、流動性契約および特定のデリバティブ契約を含む（ただし、これらに限定されません。）様々な形式をとる可能性があります。

その他の様々な取引において、当社は（ ）デリバティブ取引の相手方（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者）となること、（ ）引受業者または募集代理人を務めること、（ ）管理、受託またはその他のサービスを提供すること、あるいは（ ）負債証券またはVIEが発行するその他の商品について値付け業務を行うことがあります。当社は通常、このような関与自体は変動持分ではなく、したがって権限または潜在的に重要となる便益または損失を示唆するものではないと考えています。

連結ガイダンスの対象範囲に関して近い将来行われる変更については、連結財務諸表注記1をご参照ください。

2015年3月31日および2014年12月31日現在の、当社が重要な変動持分を保有する、またはVIEの資産の大半にサービシングを通じて継続的に関与している、連結および非連結VIEに対するシティグループの関与はそれぞれ以下のとおりです。

2015年3月31日現在								
(単位: 百万ドル)	SPE資産への関与と合計	連結VIE/SPE資産	重要な非連結VIE資産 ⁽³⁾	重要な非連結VIEにおける損失に対する最大エクスポージャー ⁽¹⁾				
				実行済エクスポージャー ⁽²⁾		未実行エクスポージャー		合計
				負債投資	持分投資	資金調達コミットメント	保証およびデリバティブ	
シティコープ								
クレジットカード証券化	\$ 55,367	\$ 55,367	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	230,798	—	230,798	3,000	—	—	18	3,018
政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付	7,457	1,018	6,439	530	—	—	—	530
シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社 (ABCP)	28,807	28,807	—	—	—	—	—	—
債務担保証券 (CDO)	3,027	—	3,027	38	—	—	—	38
ローン担保証券 (CLO)	14,782	—	14,782	1,917	—	—	—	1,917
アセット・ベース・ファイナンス	60,391	1,102	59,289	22,052	61	3,138	318	25,569
地方債のテンダー・オプション・ボンド信託 (TOB)	12,017	6,431	5,586	—	—	3,645	—	3,645
地域投資	16,736	55	16,681	2,035	1,833	1,162	—	5,030
顧客仲介	1,810	105	1,705	42	—	—	10	52
投資ファンド ⁽⁵⁾	30,883	1,049	29,834	17	379	125	—	521
信託優先証券	2,632	—	2,632	—	6	—	—	6
その他	4,713	288	4,425	80	1,038	39	70	1,227
合計	\$ 469,420	\$ 94,222	\$ 375,198	\$ 29,711	\$ 3,317	\$ 8,109	\$ 416	\$ 41,553
シティ・ホールディングス								
クレジットカード証券化	\$ 254	\$ 54	\$ 200	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化								
米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付	23,286	—	23,286	110	—	—	88	198
政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付	9,246	63	9,183	18	—	—	1	19
債務担保証券 (CDO)	2,126	—	2,126	156	—	—	85	241
ローン担保証券 (CLO)	834	—	834	37	—	—	—	37
アセット・ベース・ファイナンス	1,167	2	1,165	39	3	81	—	123
地域投資	6,838	—	6,838	2	168	888	—	1,058
投資ファンド	507	—	507	—	—	—	—	—
その他	4,203	4,203	—	—	—	—	—	—
合計	\$ 48,461	\$ 4,322	\$ 44,139	\$ 362	\$ 171	\$ 969	\$ 174	\$ 1,676
シティグループ合計	\$ 517,881	\$ 98,544	\$ 419,337	\$ 30,073	\$ 3,488	\$ 9,078	\$ 590	\$ 43,229

- (1) 損失に対する最大エクスポージャーの定義はこの表の後の本文に記載されています。
- (2) シティグループの2015年3月31日現在の連結貸借対照表に含まれています。
- (3) 重要な非連結VIEとは、損失の可能性またはエクスポージャーの想定元本に関係なく、当社が重要とみなされる変動持分または継続関与を有している事業体です。
- (4) シティコープの抵当貸付証券化には、政府機関および政府機関以外の機関（プライベート・ラベル）の再証券化業務も含まれます。これらのSPEは連結されていません。詳細については下記の「再証券化」をご参照ください。
- (5) 非連結投資ファンドの資産はほぼすべて、シティが管理するメキシコの退職ファンドに関連するものです。詳細については下記の「投資ファンド」をご参照ください。

2014年12月31日現在

				重要な非連結VIEにおける損失に対する 最大エクスポージャー ⁽¹⁾				
				実行済 エクスポージャー ⁽²⁾		未実行 エクスポージャー		
				負債投資	持分投資	資金調達 コミット メント	保証 およびデリ バティブ	合計
(単位：百万ドル)	SPE資産へ の関与合計	連結 VIE/SPE 資産	重要な 非連結VIE 資産 ⁽³⁾					
シティコープ								
クレジットカード証券化	\$ 60,211	\$ 60,211	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化 ⁽⁴⁾								
米国政府機関がスポンサーとなっ ている抵当貸付	236,771	—	236,771	5,063	—	—	19	5,082
政府機関以外の機 関がスポンサー となっている抵当 貸付	8,071	1,239	6,832	560	—	—	—	560
シティが管理して いるアセット・バ ック・コマーシャ ル・ペーパー導 管会社(ABCP)	29,181	29,181	—	—	—	—	—	—
債務担保証券(CDO)	3,382	—	3,382	45	—	—	—	45
ローン担保証券(CLO)	13,099	—	13,099	1,692	—	—	—	1,692
アセット・ベース ・ファイナンス	62,577	1,149	61,428	22,891	63	2,185	333	25,472
地方債のテンダー ・オプション・ボ ンド信託(TOB)	12,280	6,671	5,609	3	—	3,670	—	3,673
地域投資	16,825	70	16,755	2,012	2,021	1,321	—	5,354
顧客仲介	1,745	137	1,608	10	—	—	10	20
投資ファンド ⁽⁵⁾	31,474	1,096	30,378	16	382	124	—	522
信託優先証券	2,633	—	2,633	—	6	—	—	6
その他	5,685	296	5,389	183	1,451	23	73	1,730
合計	\$ 483,934	\$ 100,050	\$ 383,884	\$ 32,475	\$ 3,923	\$ 7,323	\$ 435	\$ 44,156
シティ・ホール ディングス								
クレジットカード証券化	\$ 292	\$ 60	\$ 232	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化								
米国政府機関がス ポンサーとなっ ている抵当貸付	28,077	—	28,077	150	—	—	91	241
政府機関以外の機 関がスポンサー となっている抵当 貸付	9,817	65	9,752	17	—	—	1	18
債務担保証券(CDO)	2,235	—	2,235	174	—	—	86	260
ローン担保証券(CLO)	1,020	—	1,020	54	—	—	—	54
アセット・ベース ・ファイナンス	1,323	2	1,321	37	3	86	—	126
地域投資	6,881	—	6,881	2	176	904	—	1,082
投資ファンド	518	—	518	—	—	—	—	—
その他	2,613	2,613	—	—	—	—	—	—
合計	\$ 52,776	\$ 2,740	\$ 50,036	\$ 434	\$ 179	\$ 990	\$ 178	\$ 1,781
シティグループ合計	\$ 536,710	\$ 102,790	\$ 433,920	\$ 32,909	\$ 4,102	\$ 8,313	\$ 613	\$ 45,937

- (1) 損失に対する最大エクスポージャーの定義はこの表の後の本文に記載されています。
- (2) シティグループの2014年12月31日現在の連結貸借対照表に含まれています。
- (3) 重要な非連結VIEとは、損失の可能性またはエクスポージャーの想定元本に関係なく、当社が重要とみなされる変動持分または継続関与を有している事業体です。
- (4) シティコープの抵当貸付証券化には、政府機関および政府機関以外の機関（プライベート・ラベル）の再証券化業務も含まれます。これらのSPEは連結されていません。詳細については下記の「再証券化」をご参照ください。
- (5) 非連結投資ファンドの資産はほぼすべて、シティが管理するメキシコの退職ファンドに関連するものです。詳細については下記の「投資ファンド」をご参照ください。

前の表には以下のものは含まれていません。

- ・ 当社のプライベート・エクイティ子会社数社による特定のベンチャー・キャピタル投資。当社は、これらの投資を投資会社監査ガイド（ASC 946として編纂されています。）に従って会計処理しています。
- ・ 当社がジェネラル・パートナーを務めており、ASC 810の適用の繰延が認められている投資ファンドである特定のリミテッド・パートナーシップのうち、リミテッド・パートナーがジェネラル・パートナーを交代させる権利またはファンドを清算する権利を有している場合。
- ・ 当社が投資管理サービスを提供している特定の投資ファンド、ならびに当社が管理、受託および／または投資管理サービスを提供している個人向け不動産信託。
- ・ 第三者が組成したVIEが、独立第三者間取引条件に基づいて行われた投資であるため、当社がその有価証券を棚卸資産に分類している場合。
- ・ 当社が保有するモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の特定のポジションで、「トレーディング勘定資産」または「投資」に分類され、重要とみなされる関連証券化事業体に対して当社が他に關与していない場合（これらのポジションに関する詳細については、連結財務諸表注記12および13をご参照ください。）。
- ・ 以前の「証券および銀行業務」がスポンサーとなっていた抵当貸付証券化および資産証券化の特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的關与がない場合。2005年から2008年の間に証券化され、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的に關与していない抵当貸付について、2015年3月31日および2014年12月31日現在の残高は約140億ドルでした。
- ・ シティグループの住宅用抵当貸付証券化における特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当初の抵当貸付残高が存在しなくなった場合。

連結VIEの資産残高は、当社が連結した資産の簿価を表しています。この簿価は、資産の法的形態（例えば、有価証券またはローン）ならびに資産の種類および事業内容に対する当社の標準的な会計方針により、資産の償却原価である場合と公正価値である場合があります。

当社が重要な關与を行っている非連結VIEの資産残高は、当社が入手可能な最新の情報を表しています。当社が公正価値情報を容易に入手できる場合を除き、多くの場合、資産残高は公正価値の減損を考慮しない償却原価基準で表されています。デリバティブ商品を通じて合成的な資産エクスポージャー（合成CDOなど）を保有するVIEについては、上記の表では、通常、デリバティブの当初想定元本全額を資産残高として計上しています。

当社によるVIEへの投資の貸借対照表計上額は、実行済エクスポージャーの最大額を表しています。この金額はVIEに当初投資した現金額を経過利息および元本返済として受領した現金額で調整したものです。また、簿価は公正価値の増減または損益に認識された価値の減損により調整される場合があります。未実行ポジションの最大エクスポージャーとは、当社が提供している流動性ファシリティおよび信用枠などの契約債務の未実行残高、または変動持分とみなされるデリバティブ商品の想定元本を表しています。特定の取引において、当社はVIEに対する変動持分とみなされないデリバティブ取引またはその他の契約（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者の場合）を締結しています。当該契約に基づく債権は最大エクスポージャーの金額には含まれていません。

重要な非連結VIEに関する資金調達コミットメント - 流動性ファシリティおよび貸出約定

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在の、上記のVIEに関する表において資金調達コミットメントとして分類されている流動性ファシリティおよび貸出約定の想定元本を表しています。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日		2014年12月31日	
	流動性 ファシリティ	貸出約定	流動性 ファシリティ	貸出約定
シティコープ				
アセット・ベース・ファイナンス	\$ 5	\$ 3,133	\$ 5	\$ 2,180
地方債のテンダー・オプション・ ボンド信託 (TOB)	3,645	—	3,670	—
地域投資	—	1,162	—	1,321
投資ファンド	—	125	—	124
その他	—	39	—	23
シティコープ合計	\$ 3,650	\$ 4,459	\$ 3,675	\$ 3,648
シティ・ホールディングス				
アセット・ベース・ファイナンス	\$ —	\$ 81	\$ —	\$ 86
地域投資	—	888	—	904
シティ・ホールディングス合計	\$ —	969	\$ —	\$ 990
シティグループ資金調達コミット メント合計	\$ 3,650	\$ 5,428	\$ 3,675	\$ 4,638

シティコープおよびシティ・ホールディングスの連結VIE

当社は、売却処理の認められないオンバランスの証券化を行っています。したがって、当該資産は当社の貸借対照表に引き続き計上され、受取額は担保付債務として認識されます。次表に含まれた連結VIEは、当社が関与している数百の事業体を表しています。一般に、連結VIEの債権者である第三者投資家は、それぞれのVIEの資産に対してのみ法的遡求権を有しており、当社が投資家に対して保証を提供しているか、VIEが関与する特定のデリバティブ取引の相手方になっている場合を除いて、当社に対する遡求権を持っていません。したがって、連結VIEの資産の一部は第三者を資金調達源とするものであることから、連結VIEに関連した損失に対する当社の法的な最大エクスポージャーは、連結VIEの資産の簿価を著しく下回っています。関係会社間の資産および負債はこの表には含まれていません。すべてのVIEの資産は売却または担保として差し入れることが制限されています。これら資産からのキャッシュ・フローは、当社の一般資産に対する遡求権のない、VIEに関連する負債の支払に当てられる唯一の源泉となっています。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在の連結VIEの債務の担保となっている連結資産の簿価と分類を表しています。

	2015年3月31日			2014年12月31日		
	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ
(単位：十億ドル)						
現金	\$ 0.1	\$ —	\$ 0.1	\$ 0.1	\$ 0.2	\$ 0.3
トレーディング勘定資産	0.6	—	0.6	0.7	—	0.7
投資	7.6	—	7.6	8.0	—	8.0
貸出金合計（正味）	85.3	0.1	85.4	90.6	2.5	93.1
その他	0.6	4.2	4.8	0.6	—	0.6
資産合計	\$ 94.2	\$ 4.3	\$ 98.5	\$ 100.0	\$ 2.7	\$ 102.7
短期借入金	\$ 17.2	\$ —	\$ 17.2	\$ 22.7	\$ —	\$ 22.7
長期債務	35.2	0.1	35.3	38.1	2.0	40.1
その他負債	0.7	3.3	4.0	0.8	0.1	0.9
負債合計	\$ 53.1	\$ 3.4	\$ 56.5	\$ 61.6	\$ 2.1	\$ 63.7

シティコープおよびシティ・ホールディングスの非連結VIEへの重要な変動持分 - 貸借対照表上の分類

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在の非連結VIEへの重要な変動持分の簿価と分類を表しています。

(単位：十億ドル)	2015年3月31日			2014年12月31日		
	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ
トレーディング勘定資産	\$ 5.1	\$ 0.2	\$ 5.3	\$ 7.4	\$ 0.2	\$ 7.6
投資	2.2	0.2	2.4	2.4	0.2	2.6
貸出金合計（正味）	24.0	0.1	24.1	24.9	0.1	25.0
その他	1.6	0.1	1.7	1.8	0.2	2.0
資産合計	\$ 32.9	\$ 0.6	\$ 33.5	\$ 36.5	\$ 0.7	\$ 37.2

クレジットカードの証券化

当社は債権を購入するために設立された信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。シティグループは、非遡求型で信託に債権を譲渡しています。クレジットカードの証券化はリボルビング型の証券化で、つまり顧客がクレジットカード残高を支払うと、当該受取額は新規債権を購入し信託債権を補充するために利用されます。

当社のクレジットカードの証券化活動はほぼすべて、シティバンク・クレジットカード・マスター・トラスト（以下「マスター・トラスト」といいます。）およびシティバンク・オムニ・マスター・トラスト（以下「オムニ・トラスト」といいます。）の2つの信託を通じて行われていますが、大部分はマスター・トラストを通じて行われています。当該信託は連結事業体として取り扱われていますが、これはシティグループがサービサーとして当該信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、譲渡人としての持分および信託が発行する特定証券を保有し、信託からの潜在的に重要となる損失または便益に対して流動性ファシリティを提供していることによります。したがって、譲渡されたクレジットカード債権はシティの連結貸借対照表に引き続き計上され、損益は認識されません。当該信託が第三者に対して発行した債務は、シティの連結貸借対照表に含まれています。

当社は「北米」における事業の資金調達源の1つとして証券化を利用しています。次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在の当社のクレジットカード債権の証券化に関する金額を反映したものです。

	シティコープ		シティ・ホールディングス	
	2015年 3月31日	2014年 12月31日	2015年 3月31日	2014年 12月31日
(単位：十億ドル)				
信託のクレジットカード債権の 元本金額に対する所有権持分				
信託発行証券による投資家への売却	\$ 34.4	\$ 37.0	\$ —	\$ —
信託発行証券としてシティグループ が留保	9.5	10.1	—	—
証書のない持分を通してシティ グループが留保	12.6	14.2	—	—
信託のクレジットカード債権の 元本金額に対する所有権持分合計	\$ 56.5	\$ 61.3	\$ —	\$ —

クレジットカードの証券化 - シティコープ

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した四半期における、シティコープのクレジットカードの証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：十億ドル)		
新規証券化による収入	\$ —	\$ 4.3
満期社債の償還	(2.7)	—

クレジットカードの証券化 - シティ・ホールディングス

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した四半期における、シティ・ホールディングスのクレジットカードの証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：十億ドル)		
新規証券化による収入	\$ —	\$ 0.1
満期社債の償還	—	—

管理貸出金

クレジットカード債権を証券化した後、当社は引き続きクレジットカード顧客との取引関係を維持し、信託に譲渡した債権についてサービシング業務を提供しています。よって当社は、証券化したクレジットカード債権を当社の管理対象である事業の一部と考えています。シティグループはクレジットカード信託を連結しているため、すべての管理されている証券化されたカード債権が貸借対照表に計上されています。

資金調達、流動性ファシリティおよび劣後持分

上述のとおり、シティグループは、シティコープの一部であるマスター・トラストおよび同じく実質的にそのすべてがシティコープの一部であるオムニ・トラストという2つの証券化信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。当該信託の負債は、シティグループが保有しているものを除き、連結貸借対照表に計上されています。

マスター・トラストは、固定および変動利付のターム・ノートを発行します。ターム・ノートの一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社に対して発行されています。マスター・トラストが発行したこのターム・ノートの加重平均期間は、2015年3月31日現在で2.7年、2014年12月31日現在で2.8年でした。

マスター・トラストの負債（額面価格）

(単位：十億ドル)

	2015年3月31日	2014年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 33.1	\$ 35.7
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	7.6	8.2
マスター・トラストの負債合計	\$ 40.7	\$ 43.9

オムニ・トラストは固定および変動利付のターム・ノートを発行しており、その一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社によって購入されています。オムニ・トラストが発行した第三者ターム・ノートの加重平均期間は、2015年3月31日現在で1.6年、2014年12月31日現在で1.9年でした。

オムニ・トラストの負債（額面価格）

(単位：十億ドル)

	2015年3月31日	2014年12月31日
第三者に対して発行されたターム・ノート	\$ 1.3	\$ 1.3
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	1.9	1.9
オムニ・トラストの負債合計	\$ 3.2	\$ 3.2

[前へ](#)[次へ](#)

抵当貸付の証券化

当社は、多様な顧客層に対して様々な種類の抵当貸付商品を提供しています。組成された後、これらの貸出金の多くは、VIEを利用して証券化されます。これらのVIEは譲渡された資産のみで担保された信託証書の発行により資金を調達します。これらの証書は譲渡された資産と同じ期間を有します。資産の証券化は、流動性の源泉およびより低いコストでの資金調達手段を提供するだけでなく、借り手に対する当社の信用エクスポージャーも減少させます。これらの抵当貸付の証券化は主に非遡求型であるため、将来の貸倒損失リスクは、信託が発行する有価証券の購入者に事実上移転しています。ただし、当社の米国の個人向け抵当貸付事業は通常、サービシング権を留保し、特定の場合には、投資証券、インタレストオンリー・ストリップ債および信託からの将来キャッシュ・フローに対する残余持分を留保しています。また、「ICG」の限られた数の抵当貸付の証券化についてサービシング業務も行っています。

当社は通常、ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マックのような政府機関（米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付）またはプライベート・ラベル（政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付）による証券化を通じて、抵当貸付を証券化しています。シティグループはVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を指揮する権限を有していないため、当社は米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化の主たる受益者ではありません。したがって、シティは米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を連結していません。

シティは当該事業体の重要な活動を指揮する権限を有するサービサーではない、あるいはシティはサービサーであるがそのサービシング関係が信認関係にすぎないとみなされるために、シティが当該事業体の主たる受益者とみなされないという理由により、当社は特定の政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を連結していません。

特定の状況において、当社は、（ ）活動を指揮する権限、および（ ）政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に対して潜在的に重要となる可能性がある損失を負担する義務または利益を享受する権利を有しているため、主たる受益者であり、したがってこれらのVIEを連結しています。

抵当貸付の証券化 - シティコープ

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した四半期における、シティコープの抵当貸付の証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	2015年		2014年	
	米国政府機関が スポンサー となっている 抵当貸付	政府機関以外の 機関がスポンサ ーとなっている 抵当貸付	米国政府機関が スポンサー となっている 抵当貸付	政府機関以外の 機関がスポン サーとなってい る抵当貸付
(単位：十億ドル)				
新規証券化による収入	\$ 5.5	\$ 3.6	\$ 7.1	\$ 1.6
契約上の受取サービシング 手数料	—	—	0.1	—
留保持分に係るキャッシュ・ フローおよびその他の正味 キャッシュ・フロー	—	—	—	—

2015年度第1四半期において、米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付および政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に関して認識された利益は、それぞれ20百万ドルおよび16百万ドルでした。

2014年3月31日に終了した四半期における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益は、それぞれ6百万ドルおよび4百万ドルでした。

2015年および2014年3月31日に終了した四半期における抵当貸付債権の売却日または証券化日現在における留保持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	2015年3月31日		
	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0% ~ 8.0%	2.8%	0.0% ~ 4.4%
加重平均割引率	6.9%	2.8%	3.0%
継続的期限前返済率	16.4% ~ 34.9%	0.0%	0.0% ~ 3.3%
加重平均継続的期限前返済率	18.5%	0.0%	2.3%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	40.0%	0.0% ~ 55.9%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	40.0%	37.9%
加重平均期間	3.5年 ~ 5.6年	9.7年	0.0年 ~ 12.2年

2014年3月31日

	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～11.3%	1.4%	4.9%～9.1%
加重平均割引率	10.3%	1.4%	7.1%
継続的期限前返済率	0.0%～16.0%	0.0%	6.1%
加重平均継続的期限前返済率	4.7%	0.0%	6.1%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	40.0%	40.0%～51.8%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	40.0%	50.7%
加重平均期間	0.0年～9.7年	2.6年	3.0年～14.5年

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

(2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる延滞した住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

当社の留保持分の範囲は、高格付けおよび／または資本構造の上位部分から未格付けおよび／または残余持分までにわたります。

2015年3月31日および2014年12月31日現在の、留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびにその主要な各仮定の10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。各変動による不利な影響は、他の仮定を一定として、個別に計算します。主要な仮定の間に関連性があることにより、主要な仮定が同時に不利な方向に変動した場合の影響額が、下記の個別の影響額の合計より少なくなる可能性があります。

2015年3月31日

	米国政府機関が スポンサーとなっ ている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～20.9%	1.1%～18.5%	2.2%～19.5%
加重平均割引率	6.7%	5.6%	7.8%
継続的期限前返済率	6.6%～42.7%	2.6%～100.0%	0.5%～16.5%
加重平均継続的期限前返済率	16.8%	16.1%	6.4%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	0.0%～94.9%	37.8%～91.4%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	48.9%	53.8%
加重平均期間	0.5年～17.8年	0.3年～13.2年	0.5年～25.1年

2014年12月31日

	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
割引率	0.0%～21.2%	1.1%～17.7%	1.3%～19.6%
加重平均割引率	8.0%	4.9%	8.2%
継続的期限前返済率	6.0%～41.4%	2.0%～100.0%	0.5%～16.2%
加重平均継続的期限前返済率	14.7%	10.1%	7.2%
予測正味貸倒損失 ⁽²⁾	NM	0.0%～92.4%	13.7%～83.8%
加重平均予測正味貸倒損失	NM	54.6%	52.5%
加重平均期間	0.0年～16.0年	0.3年～14.4年	0.0年～24.4年

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

(2) 予測正味貸倒損失は、上記に開示された抵当貸付の証券化の裏付けとなる延滞した住宅抵当貸付に関連する損失の重大性を見積りを示しています。この場合、予測正味貸倒損失はこれまでに発生した信用損失の合計を示すものではなく、抵当貸付の証券化における留保持分に関して発生が見込まれる信用損失を示すものでもありません。

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
(単位：百万ドル、2015年3月31日現在)			
留保持分の簿価	\$ 2,078	\$ 234	\$ 556
割引率			
不利な変動10%	\$ (54)	\$ (5)	\$ (29)
不利な変動20%	(105)	(9)	(55)
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(95)	(1)	(9)
不利な変動20%	(181)	(2)	(18)
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(3)	(9)
不利な変動20%	NM	(4)	(17)

(単位：百万ドル、2014年12月31日現在)	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
留保持分の簿価	\$ 2,224	\$ 285	\$ 554
割引率			
不利な変動10%	\$ (64)	\$ (5)	\$ (30)
不利な変動20%	(124)	(9)	(57)
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(86)	(1)	(9)
不利な変動20%	(165)	(2)	(18)
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(2)	(9)
不利な変動20%	NM	(3)	(16)

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

抵当貸付の証券化 - シティ・ホールディングス

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した四半期における、シティ・ホールディングスの抵当貸付の証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2015年		2014年	
	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の 機関がスポンサー となっている 抵当貸付	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の 機関がスポンサー となっている 抵当貸付
新規証券化による収入	\$ 0.1	\$ —	\$ 0.1	\$ —
契約上の受取サービシング 手数料	0.1	—	—	—

2015年および2014年3月31日に終了した四半期において、米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に関して認識された利益は、それぞれ22百万ドルおよび8百万ドルでした。

2015年および2014年3月31日に終了した四半期において、当社は政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を行いませんでした。

上述のシティコープの抵当貸付の証券化と同様に、主要な仮定の範囲は、当社が留保する持分の特徴が異なることによります。留保持分の範囲は、高格付けおよび／または資本構造の上位部分から未格付けおよび／または残余持分までにわたります。

2015年3月31日および2014年12月31日現在の、留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびにその主要な各仮定の10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。各変動による不利な影響は、他の仮定を一定として、個別に計算します。主要な仮定の間に関連性があることにより、主要な仮定が同時に不利な方向に変動した場合の影響額が、下記の個別の影響額の合計より少なくなる可能性があります。

2015年3月31日

	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分 ⁽²⁾
割引率	1.1%～19.4%	40.1%	—
加重平均割引率	8.2%	40.1%	—
継続的期限前返済率	15.1%～23.6%	21.5%	—
加重平均継続的期限前返済率	19.1%	21.5%	—
予測正味貸倒損失	NM	0.5%	—
加重平均予測正味貸倒損失	NM	0.5%	—
加重平均期間	4.2年～4.7年	4.4年	—

2014年12月31日

	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分 ⁽²⁾
割引率	1.9%～19.2%	5.1%～47.1%	—
加重平均割引率	13.7%	36.3%	—
継続的期限前返済率	20.4%～32.3%	6.7%～20.0%	—
加重平均継続的期限前返済率	23.9%	16.6%	—
予測正味貸倒損失	NM	0.3%～73.7%	—
加重平均予測正味貸倒損失	NM	19.2%	—
加重平均期間	3.3年～4.6年	3.9年～6.4年	—

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

(2) 2015年3月31日および2014年12月31日現在、抵当貸付の証券化に関して、シティ・ホールディングスが有する劣後持分はありませんでした。

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

(単位：百万ドル、2015年3月31日現在)	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
留保持分の簿価	\$ 110	\$ 15	\$ —
割引率			
不利な変動10%	\$ (4)	\$ (1)	\$ —
不利な変動20%	(7)	(1)	—
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(7)	(2)	—
不利な変動20%	(13)	(5)	—
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(4)	—
不利な変動20%	NM	(8)	—

(単位：百万ドル、2014年12月31日現在)	米国政府機関が スポンサーと なっている 抵当貸付	政府機関以外の機関がスポンサー となっている抵当貸付 ⁽¹⁾	
		シニア持分	劣後持分
留保持分の簿価	\$ 150	\$ 25	\$ —
割引率			
不利な変動10%	\$ (5)	\$ (2)	\$ —
不利な変動20%	(10)	(4)	—
継続的期限前返済率			
不利な変動10%	(7)	(2)	—
不利な変動20%	(14)	(3)	—
予測正味貸倒損失			
不利な変動10%	NM	(4)	—
不利な変動20%	NM	(7)	—

(1) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付のシニア持分および劣後持分としての開示は、証券化の資本構造における持分のポジションを示しています。

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

抵当貸付サービシング権

抵当貸付の証券化に関連して、当社の米国個人向け抵当貸付事業は通常、貸出金の未償還元本残高および契約上のサービシング手数料に基づく将来キャッシュ・フローの権利を当社に与えることになるサービシング権を留保しています。契約上の要件に従って貸出金のサービシング業務が実施できなかった場合、サービシング権の終了および将来のサービシング手数料の損失につながる場合があります。

これらの取引により抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）と称される無形資産が発生し、シティの連結貸借対照表に公正価値で計上されます。シティの資産計上されたMSRの公正価値は、2015年および2014年3月31日現在、それぞれ17億ドルおよび26億ドルでした。このうち、それぞれ約16億ドルおよび21億ドルが特にシティコープに関連したものであり、残りがシティ・ホールディングスに関連したものでした。MSRは、2015年および2014年3月31日現在の貸付元本残高それぞれ2,160億ドルおよび2,730億ドルに対応しています。次表は2015年および2014年3月31日に終了した四半期における資産計上されたMSRの変動を要約したものです。

(単位：百万ドル)

	2015年	2014年
期首残高	\$ 1,845	\$ 2,718
組成	43	50
入力データおよび仮定の変動によるMSRの公正価値の変動	(71)	(84)
その他変動 ⁽¹⁾	(100)	(126)
MSRの売却 ⁽²⁾	(32)	28
3月31日現在残高	\$ 1,685	\$ 2,586

(1)顧客の支払および時間の経過による変動を示しています。

(2)前期の数値は、シティが新規のサービサーに支払った、信用状況が悪化したMSRの売却に関連しています。

MSRの公正価値は主に、抵当貸出金利の変動から生じる抵当貸出の期限前返済額の変動に影響されます。特に、金利が上昇すると期限前返済が鈍化する傾向があり、その結果、MSRの公正価値が上昇することとなります。このリスクを管理するために、当社は、金利デリバティブ契約およびモーゲージ・バック証券の先渡購入・売却契約を利用したり、「トレーディング勘定資産」に分類される有価証券を購入したりすることで、MSRの価値の大部分を経済的にヘッジしています。

当社は以前に証券化した抵当貸付のサービシングを提供する期間に手数料を受け取ります。2015年および2014年3月31日に終了した四半期におけるこれらの手数料金額は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2015年	2014年
サービシング手数料	\$ 140	\$ 170
遅延損害金	4	10
付随手数料	7	20
MSR手数料合計	\$ 151	\$ 200

これらの手数料は連結損益計算書において、「その他収益」として分類されています。

再証券化

当社は、新たな受益持分と引き換えに負債証券をVIEに譲渡する再証券化取引を行っています。2015年および2014年3月31日に終了した四半期において、シティは当初の額面価格がそれぞれ約454百万ドルおよび138百万ドルの政府機関以外の機関（プライベート・ラベル）の有価証券を再証券化事業体に譲渡しました。これらの証券は、住宅または商業用抵当貸付のいずれかで担保されており、多くの場合顧客の代理で組成されています。

2015年3月31日現在、シティが組成したプライベート・ラベルの再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は合計約528百万ドルであり（2015年に実行された再証券化取引に関連する56百万ドルを含んでいます。）、「トレーディング勘定資産」に計上されています。このうち、約206百万ドルがシニア受益持分に、約322百万ドルが劣後受益持分に関するものでした。2014年12月31日現在、シティが組成したプライベート・ラベルの再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は合計約545百万ドルでした（2014年に実行された再証券化取引に関連する194百万ドルを含んでいます。）。このうち、約133百万ドルがシニア受益持分に、約412百万ドルが劣後受益持分に関するものでした。2015年3月31日および2014年12月31日現在、シティが留保持分を有するプライベート・ラベルの再証券化取引の当初の額面価格は、それぞれ約53億ドルおよび51億ドルでした。

当社は、米国政府機関保証モーゲージ・バック（政府機関）証券の再証券化も行っています。2015年および2014年3月31日に終了した四半期において、シティはそれぞれ公正価値約43億ドルおよび64億ドルの政府機関証券を再証券化事業体に譲渡しました。

シティが組成した政府機関の再証券化取引におけるシティの留保持分の公正価値は、2014年12月31日現在18億ドル（2014年に実行された再証券化取引に関連する15億ドルを含んでいます。）であったのに対し、2015年3月31日現在合計約14億ドルであり（2015年に実行された再証券化取引に関連する667百万ドルを含んでいます。）、「トレーディング勘定資産」に計上されています。2015年3月31日および2014年12月31日現在、シティが留保持分を有する政府機関の再証券化取引の当初の公正価値は、それぞれ約702億ドルおよび730億ドルでした。

2015年3月31日および2014年12月31日現在、当社はプライベート・ラベルまたは政府機関の再証券化を行う事業体を連結していません。

シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社

当社は複数のマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社の管理会社として、また第三者がスポンサーとなっているシングルセラーおよびその他のコマーシャル・ペーパー導管会社に対するサービス提供者として、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管業務に従事しています。

シティのマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社は、当社の顧客に対して、コマーシャル・ペーパー市場における低コストでの資金調達手段を提供するためのものです。導管会社は顧客から資産を購入、または顧客に資金調達手段を提供しており、第三者投資家に対してコマーシャル・ペーパーを発行することにより資金を調達しています。導管会社は通常、当社が組成した資産を購入することはありません。導管会社の資金調達を円滑にするために、当社が流動性補完および信用補完を提供しています。

当社は通常、シティの導管会社に対する管理会社として、導管会社が購入または資金提供を行う資産の選択および構築、導管会社の資金調達に関する意思決定（発行済コマーシャル・ペーパーの期間およびその他の条項の決定を含みます。）、導管会社の資産の質および運用成績の監視、ならびに導管会社の事業活動およびキャッシュ・フローの促進に責任があります。その代わりに、当社は個別取引に関して顧客から組成手数料を受け取り、導管会社からは管理手数料（導管会社の顧客プログラムからの収入および流動性手数料から導管会社に係る費用を控除した金額）を受け取ります。原資産のリスクおよび便益の大半が顧客に帰属することから、当該管理手数料は極めて安定しています。当該資産の価格交渉が行われた後に継続する収益、費用および手数料はその導管会社の規模に対する割合として比較的安定したものとなります。

当社が管理している導管会社は通常、第三者によって正式に格付けされている流動性の高い有価証券への投資を行いません。当該資産は、一般的に導管会社が保有することを意図して個別に交渉される仕組み取引であり、活発に売買されるものではありません。各資産について導管会社が稼得する利回りは通常、導管会社が発行するコマーシャル・ペーパーのレートと連動しており、そのため、金利リスクは顧客が負うこととなります。導管会社が購入した各資産は、第三者である売り手（顧客）によって提供された取引固有の信用補完特性（超過担保、現金および超過スプレッド担保勘定、直接償還請求権もしくは第三者保証を含みます。）を付して組成されます。これらの信用補完は、当社の内部リスク格付けに基づき、A以上の信用格付けとなるように範囲が決められています。2015年3月31日および2014年12月31日現在、導管会社はそれぞれ約288億ドルおよび292億ドルの購入した資産の残高を有しており、それぞれ約130億ドルおよび135億ドルの顧客への資金調達コミットメントの増分を有していました。

導管会社の資金調達方法は、実質的にすべて短期コマーシャル・ペーパーの形式をとっています。2015年3月31日および2014年12月31日に終了した各期間において導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーの加重平均残存期間は、それぞれ約80日間および57日間でした。

導管会社の投資家には、主として上述の取引固有の信用補完の形式で、信用補完の提供が行われています。導管会社の1社は、主にAAA格付である輸出および開発資金調達プログラムを支援する政府機関により全額保証された貸付金のみを保有しています。政府保証貸付金導管会社以外の導管会社は、取引固有の信用補完の他に、導管会社の資産の最低8%から10%（下限200百万ドル）に相当する当社の信用状を取得しています。2015年3月31日および2014年12月31日現在、当社が導管会社に提供した信用状はそれぞれ合計約22億ドルおよび23億ドルです。政府保証貸付金導管会社以外の当社が管理しているマルチセラー導管会社の最終的な業績として、債務不履行に陥った資産が上述の取引固有の信用補完の範囲を超過している場合には、各導管会社における損失はまず当社に、続いてコマーシャル・ペーパー投資者に割り当てられます。

当社はまた、導管会社に対し、2つの形式の流動性契約を提供しており、これらは特に市場混乱の際に導管会社へ資金調達を行うために利用されます。導管会社の各資産は、資産購入契約（以下「APA」といいます。）の形式で、取引ごとに設定した流動性ファシリティによって信用補完されています。APAに基づき、当社は通常、債務不履行に陥っていない適格債権を導管会社から額面価格で購入することに合意しています。APAは通常、債務不履行に陥った資産または減損資産の購入を認めておらず、導管会社に対して信用補完を行っていません。APAに基づくいかなる資金調達においても、基礎となる導管会社の顧客が支払利息の増加額を負う可能性があります。さらに当社は導管会社に対し、短期貸出約定の形式でプログラム全体としての流動性を提供しています。当社はこれらのコミットメントに基づき、コマーシャル・ペーパー市場の短期的な混乱の際に、特定の条件付きで、導管会社に貸付を行うことに合意しています。当社は、いずれの形式の流動性契約を提供する際にも手数料を受領しており、これらの手数料が公正な市場条件に基づくものであると考えています。

さらに、当社は導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーのいくつかの指名ディーラーのうちの1つであり、サービス提供時に市場ベースの手数料を稼得しています。当社は第三者ディーラーと共に、コマーシャル・ペーパーに関する値付け業務を行い、随時、第三者への売却までの間にコマーシャル・ペーパーに資金調達を行うことがあります。当社は、市場における流動性が高くない特定の日において、当社ならびに第三者が管理している導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを在庫として保有することがあります。それとは別に、通常の業務活動の中で、当社は、当社の導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを含むコマーシャル・ペーパーに投資を行っています。2015年3月31日および2014年12月31日現在、当社は当社が管理する導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーをそれぞれ135億ドルおよび106億ドル所有していました。当社の投資は、市場の流動性の欠如に影響されたものではなく、当社はいかなる契約においても、当該導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを購入する義務を負っていません。

当社は、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社を連結しています。当社は、管理会社および流動性供給者としての役割を通して、当該事業体の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していると判断しました。これらの権限は、導管会社が購入する資産を組成し承認する権限、継続的な監督および与信緩和活動、導管会社の資産を売却する、または買戻す能力ならびに債務管理を含みます。さらに、上述の当社によるすべての関与の結果、当社は潜在的に重要となる可能性のある経済的持分を有すると結論付けました。ただし、当該導管会社のこれらの資産および負債は、シティグループの資産および負債から切り離されています。導管会社の資産は、シティグループまたはその他の子会社の債務弁済に充当されることはありません。

債務担保証券およびローン担保証券

証券化された債務担保証券（以下「CD0」といいます。）は、アセット・バック証券およびアセット・バック証券に係るデリバティブによる合成エクスポージャーから構成される資産プールを購入し、投資家に複数のトランシェの持分証券および社債を発行するVIEです。

現金CD0または裁定CD0とは、選定資産のポートフォリオ（通常、住宅モーゲージ・バック証券）の利回りと社債を投資家に販売する際のCD0の資金調達コストとの差額を利用することを目的としたCD0です。「キャッシュ・フロー」CD0は、CD0が資産プールからのキャッシュ・フローを還元する事業体です。一方、「市場価値」CD0は、CD0が所有する資産プールの市場価値を満期時に投資家に支払います。これらの取引においては、負債証券の購入に現金が必要とされるため、CD0が発行する持分証券および社債のすべてについて資金調達が行われます。

合成CDOは現金CDOと類似しています。ただし、当該CDOがデリバティブ商品（クレジット・デフォルト・スワップなど）を通じて合成的に参照資産のすべて、または一部に対するエクスポージャーを取得する点が異なります。当該CDOは、参照ポートフォリオ全体を購入するのに十分な現金を調達する必要がないため、リスクのシニア・トランシェの大部分は通常、資金の移動のない単なる債務またはデリバティブ商品の形式でCDO投資家に転嫁されます。当該CDOは当社または第三者に対し、特定の参照負債証券に係る信用補完を提供します。その後、リスクは実際に資金の払い込まれた債券またはデリバティブ商品を通じて購入した信用補完の形式でCDO投資家に転嫁されます。投資家から調達した現金は、担保证券または投資コミットメントのポートフォリオへ投資されます。その後、担保は契約相手方に提供されたクレジット・デフォルト・スワップに係るCDOの債務を裏付けるために利用されます。

証券化されたローン担保证券（以下「CLO」といいます。）は上記のCDO取引に極めて類似しています。ただし、VIEが所有する資産（現物商品またはデリバティブ商品による合成エクスポージャーのいずれか）は、アセット・バック負債証券ではなく、ほとんどが法人向け貸出金で、社債も多少含まれています。

CDO/CLOに関しては通常、第三者資産管理会社を選ばれ、資産プールを選択し、VIEの期間にわたりこれらの資産を管理しています。

当社は「キャッシュ・フロー」または「市場価値」CDO/CLOを組成するまでの資産の保有、CDO/CLOの構築、投資家への負債証券の販売に関して手数料を稼得しています。さらに当社は、当社が構築した多くのCDO/CLOにおける留保持分を有しており、これらの発行済社債に関する値付け業務を行っています。

当社の合成CDO/CLOへの継続的な関与には、通常、CDO/CLOとのクレジット・デフォルト・スワップを通じて信用補完を購入すること、一時借入のデリバティブ・ポジション（主として以下に記載されている「スーパー・シニア」エクスポージャー）および発行済社債の両方の形式でCDO/CLOの資本構成の一部を所有すること、CDO/CLOを取引相手として金利スワップおよびトータル・リターン・スワップ取引を締結すること、CDO/CLOに対して貸付を行うこと、ならびに当該発行済社債の値付けを行うことが含まれます。

CDO/CLO事業体が優先株式（または同等の形式である劣後債）を発行する場合、当該優先株式は通常、資本の不足額（10%未満）を示しており、また劣後財務支援を受けずに当該事業体の事業活動に必要な資金調達するには優先株式が不十分であることが推定されます。さらに、通常優先株式の保有者が担保に係る予想損失に対するエクスポージャーの全額および期待残存利益を制限なく受領する可能性を有していたとしても、日常的な業務の意思決定における彼らの役割および資産管理会社を解任できる権限が限定的であるため、通常、優先株式保有者は当該事業体の財務成績に重要な影響を与える決定を行う能力を有していません。通常は上述の条件の1つまたは両方を満たすことから、CDO/CLO事業体が優先株式を発行したとしても、当該事業体はVIEに分類されると当社は結論付けています。

当該資産管理会社は通常、資産を購入および売却する権限、あるいはCD0/CL0の再投資期間が終了した場合に資産を売却する権限を通して、CD0/CL0の経営成績に最も重要な影響を及ぼす事業体の活動を指揮する権限を有することになります。ただし、CD0/CL0が債務不履行となった場合または任意償還期間が発効した場合は、資産管理会社の活動は縮小される可能性があり、また、CD0/CL0事業体の清算を指揮する権限を含めて特定の追加的な権限が通常CD0/CL0事業体の投資家に対して提供されます。

当社は、特定のCD0が発行した「スーパー・シニア」ポジションのうちのかなりの部分を留保しています。これらのポジションは、CD0のポジションのうち最も上位のシニア・ポジションを表しているため、「スーパー・シニア」と呼ばれており、組成時には独立の格付機関によってAAAの格付けを有するトランシェよりも優先されていました。

当社は通常、CD0/CL0の経営成績に最も重要な影響を及ぼす事業体の活動を指揮する権限を有していませんが、これは、通常CD0/CL0の第三者資産管理会社が当該権限を有しているためです。したがって、これらのCD0/CL0は連結されていません。当社がCD0/CL0を連結することができるのは、()当社が資産管理会社であり、他の単独投資者が当社を解任する一方的な権限を有していない、またはCD0/CL0の清算を一方的にもたらない場合、あるいは当社が資産管理会社ではないが第三者資産管理会社を解任する一方的な権限を有し、またはCD0/CL0の清算を一方的にもたらし、関連する資産を受け取る場合、および()その事業体にとって潜在的に重要となる可能性のある経済的エクスポージャーを当社が有する場合です。

当社は、将来における連結リスクを評価するために引き続き非連結CD0/CL0への関与を監視しています。例えば、当社がこれらの事業体の追加持分を取得し、債務不履行事由が満たされることによって一方的に清算する権限またはCD0/CL0の活動を指揮する権限を有することになった場合、当社は当該資産事業体の連結を要求されることがあります。現金CD0/CL0については、そうした連結の結果生じた最終的な業績は、第三者が保有している有価証券およびCD0/CL0が保有している資産の現在の公正価値で当社の貸借対照表上に総額で計上されますが、この金額は僅かであるとみなされています。合成CD0/CL0については、連結時に会社間のデリバティブ関連債権債務が相殺消去されるため、そうした連結による最終的な業績においては、当社の貸借対照表上の金額が減少することがあり、また、CD0/CL0が保有しているその他資産および第三者が保有している有価証券は、現在の公正価値で計上されます。

主要な仮定および留保持分 - シティコープ

2015年3月31日および2014年12月31日現在の、CLOにおける留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびに10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。

	2015年3月31日	2014年12月31日
割引率	1.4% ~ 1.6%	1.4% ~ 1.6%

	2015年3月31日
(単位：百万ドル)	CLO
留保持分の簿価	\$ 1,537
対象となるポートフォリオの価値	
不利な変動10%	\$ (8)
不利な変動20%	(17)

	2014年12月31日
(単位：百万ドル)	CLO
留保持分の簿価	\$ 1,539
対象となるポートフォリオの価値	
不利な変動10%	\$ (9)
不利な変動20%	(18)

主要な仮定および留保持分 - シティ・ホールディングス

2015年3月31日および2014年12月31日現在の、留保持分を評価するために使用された主要な仮定、ならびに10%および20%の不利な変動に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。

	2015年3月31日	
	CDO	CLO
割引率	44.8% ~ 49.3%	—

	2014年12月31日	
	CDO	CLO
割引率	44.7% ~ 49.2%	4.5% ~ 5.0%

	2015年3月31日	
(単位：百万ドル)	CDO	CLO
留保持分の簿価	\$ 6	\$ —
割引率		
不利な変動10%	\$ (1)	\$ —
不利な変動20%	(1)	—

(単位：百万ドル)

留保持分の簿価

割引率

不利な変動10%

不利な変動20%

2014年12月31日	
CDO	CLO
\$ 6	\$ 10
\$ (1)	\$ —
(2)	—

アセット・ベース・ファイナンス

当社は資産を保有しているVIEに対して貸出金およびその他の形式で資金を提供しています。これらの貸出金は、当社が組成または購入した他のすべての貸出金と同様の与信承認が必要となります。負債証券またはデリバティブの形式での資金提供は、多くの場合、「トレーディング勘定資産」に計上され、損益を通じて公正価値で会計処理されています。当社は通常、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないため、これらを連結していません。

アセット・ベース・ファイナンス - シティコープ

2015年3月31日および2014年12月31日現在におけるシティコープのアセット・ベース・ファイナンスの主な種類、重要な関与をしている非連結VIEの合計資産、および損失に対する当社の最大エクスポージャーは、以下に示すとおりです。当社が最大損失を計上するのは、VIE（借り手）が債務不履行に陥り、VIEが保有する資産からの回収ができない状態にある場合です。

(単位：百万ドル)

種類

商業用およびその他の不動産

法人向け貸出金

ヘッジファンドおよび株式

航空機、船舶およびその他資産

合計

2015年3月31日	
非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
\$ 25,424	\$ 9,687
587	724
365	57
32,913	15,101
\$ 59,289	\$ 25,569

(単位：百万ドル)

種類

商業用およびその他の不動産

法人向け貸出金

ヘッジファンドおよび株式

航空機、船舶およびその他資産

合計

2014年12月31日	
非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
\$ 25,978	\$ 9,426
460	473
—	—
34,990	15,573
\$ 61,428	\$ 25,472

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した四半期における、アセット・ベース・ファイナンスに関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：十億ドル)		
新規証券化による収入	\$ —	\$ 0.5
留保持分に係るキャッシュ・フローおよびその他の正味キャッシュ・フロー	—	—

アセット・ベース・ファイナンス - シティ・ホールディングス

2015年3月31日および2014年12月31日現在におけるシティ・ホールディングスのアセット・ベース・ファイナンスの主な種類、重要な関与をしている非連結VIEの合計資産、および損失に対する当社の最大エクスポージャーは、以下に示すとおりです。当社が最大損失を計上するのは、VIE（借り手）が債務不履行に陥り、VIEが保有する資産からの回収ができない状態にある場合です。

	2015年3月31日	
	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
(単位：百万ドル)		
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 97	\$ 50
航空機、船舶およびその他資産	1,068	73
合計	\$ 1,165	\$ 123

	2014年12月31日	
	非連結VIEの 合計資産	非連結VIE に対する最大 エクスポージャー
(単位：百万ドル)		
種類		
商業用およびその他の不動産	\$ 168	\$ 50
航空機、船舶およびその他資産	1,153	76
合計	\$ 1,321	\$ 126

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した四半期における、アセット・ベース・ファイナンスに関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：十億ドル)		
留保持分に係るキャッシュ・フローおよびその他の正味キャッシュ・フロー	\$ —	\$ 0.1

地方債のテnder・オプション・ボンド信託

テnder・オプション・ボンド（以下「TOB」といいます。）信託は、州、地方自治体および市が発行した固定金利と変動金利付きの課税および非課税の有価証券を保有しています。この信託は通常、単一の発行体の信託であり、その資産は当社または地方債市場においてその他の投資家から購入されています。TOB信託は、信託資産を購入するための資金を、プット可能な長期変動利付債（以下「フローター」といいます。）および残存証券（以下「残存証券」といいます。）を発行することにより調達しています。当該信託は、フローターの所有者が彼らの持分を発行体である信託に対して定期的にテnder・バックする権利を有するため、TOB信託と呼ばれます（以下に詳細が記述されています）。フローターおよび残存証券は当該信託の裏付けとなる資産における受益所有持分を示し、これらは裏付けとなる資産によって担保されています。フローターは通常、非課税のマネー・マーケット・ファンドで、第三者である投資家が保有しています。残存証券は通常、調達された地方債の当初所有者が保有しています。

フローターおよび残存証券は裏付けとなる地方債と同等かそれより短い期間を有します。残存証券はその所有者に発行体信託、裏付けとなる地方債により生じた受取利息（フローターの支払利息控除後）および信託費用による残存キャッシュ・フローの権利を与えています。残存証券は、その裏付けとなる地方債の長期格付に基づいて格付けされます。フローターは、高格付けで短期の非課税インデックスのスプレッドに基づき定期的に新しい市場レートに更改される変動金利が付されています。フローターは、裏付けとなる地方債の長期格付および信託の流動性供給者の短期格付に基づいて長期格付けが行われます。

TOB信託には、顧客TOB信託および顧客以外のTOB信託といった2種類があります。顧客TOB信託とは、顧客が地方債への投資資金を調達するための信託です。残存証券は顧客が保有しており、フローターは第三者である投資家（通常、非課税のマネー・マーケット・ファンド）が保有しています。顧客以外のTOB信託とは、地方債に対する当社の投資資金の調達を可能にするものです。そうした信託について、当社は残存証券を保有しており、第三者である投資家（通常、非課税のマネー・マーケット・ファンド）はフローターを保有しています。

当社は、信託の再販売代理人として、信託の組成時に第三者である投資家にフローターを販売し、フローターの変動金利の定期的な再設定を促進し、入札されたフローターの再販売を行っています。フローターの入札が行われ、当社が（再販売代理人として）定められた期限内に新たな投資家を見出すことができない場合には、当社は再販売の不成立を宣言し、信託を終了させます。当社は、当該フローターを買取り、資産として保有することができますが、そうすることを義務付けられているわけではありません。当社のフローターの保有水準は一定ではありません。2015年3月31日および2014年12月31日現在、当社は、それぞれ24百万ドルおよび3百万ドルの顧客TOB信託および顧客以外のTOB信託の双方に関連したフローターを保有しています。

一部の顧客以外の信託について、当社は信用補完も提供しています。2015年3月31日および2014年12月31日現在、それぞれ約197百万ドルおよび198百万ドルの地方債が、当社が信用補完を提供するTOB信託に所有されていました。

当社は、多くの未償還の信託に流動性を提供しています。裏付けとなる地方債のクレジット・イベント以外の事由で信託が早期に終了する場合は、裏付けとなる地方債が市場で売却されます。裏付けとなる地方債の売却による入金額と入札されたフローターの償還価格との間のキャッシュ・フローが不足した場合には、当該信託は流動性契約に基づいて、かかる不足額と同額の供給を受けます。残存証券が信託の資本構造の25%未満である顧客TOB信託に関して、当社は、残存証券の保有者との間で払戻契約を締結しており、同契約により、残存証券の保有者は、流動性契約に基づいて支払った金額を当社に払い戻します。この払戻契約により、残存証券の保有者は裏付けとなる地方債の価値の変動による経済的エクスポージャーに引き続きさらされることになります。払戻契約は通常、裏付けとなる地方債の価値の変動に基づき日次の追加証拠金決済の対象となります。第三者が顧客以外のTOB信託に対して流動性を提供する場合には類似の払戻が設定され、それにより当社（または当社の連結子会社）は、残存証券の保有者として、流動性供給者が被った損失を負担します。

2015年3月31日および2014年12月31日現在、顧客TOB信託について提供された流動性契約はそれぞれ合計36億ドルおよび37億ドルで、うちそれぞれ26億ドルおよび26億ドルが払戻契約により相殺されています。TOB信託取引に関する残余エクスポージャーについては、顧客が保有する残存証券が取引組成時の債券価額の25%以上であったため、払戻契約は締結されませんでした。当社はまた、2015年3月31日および2014年12月31日現在、顧客がスポンサーとなっている、変動持分事業体ではないその他の地域投資ファンドおよび地域関連の発行体に対して、それぞれ合計65億ドルおよび74億ドルのその他の流動性契約または信用状を提供しています。これらの流動性契約および信用状は、様々なターム・アウト条項を持つ払戻契約により相殺されています。

当社は、顧客TOB信託および顧客以外のTOB信託をVIEとみなしています。当社は、顧客TOB信託を連結していません。当社は、顧客TOB信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限は、主に当該信託の債券を一方的に売却する可能性のある顧客残存証券の保有者にあると結論付けました。

顧客以外のTOB信託は通常連結されています。顧客TOB信託と同様に、当社は顧客以外のTOB信託に対する支配力は主に、当該信託の債券を一方的に売却する可能性のある残存証券の保有者にあると結論付けました。当社はその残存証券持分を保有しており、信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していることから、顧客以外のTOB信託を連結しています。

地域投資

地域投資取引には、低所得者向け住宅の建設および再建のための資金提供を行い、新規または未開拓市場での貸付を促進し、あるいは再生可能な地域エネルギー施設の建設または運営のための資金提供を行うパートナーシップに対する負債および出資持分が含まれます。当社は通常、リミテッド・パートナーとしてこれらのパートナーシップに投資し、主にこれらのパートナーシップが実行した投資による税額控除および補助金を通して収益を稼得しています。当社はまた、パートナーシップが保有する不動産の開発または運営に対して建設資金貸付または永久貸付を提供することがあります。これらの事業体は通常VIEとみなされます。これらの事業体の活動を指揮する権限は通常ジェネラル・パートナーが保持しています。したがって、当社はこれらの事業体を連結していません。

顧客仲介

顧客仲介取引とは、基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスからのリターンを基準にした特定のリターンを投資家に提供することを目的とした様々な取引です。これらの取引には、クレジットリンク債および株式連動債が含まれています。これらの取引において、VIEは通常、トータル・リターン・スワップやクレジット・デフォルト・スワップなどのデリバティブ商品を通じて、基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスに対するエクスポージャーを取得します。その代わりに、VIEはこれらに基づくリターンを支払う社債を投資家に対して発行しています。VIEはその発行代金を、取引期間にわたってデリバティブ契約の担保となる金融資産または保証付保険契約に投資しています。これらの取引への当社の関与には、VIEのデリバティブ商品の取引相手となること、およびVIEが発行した社債の一部に対して投資を行うことが含まれます。一定の取引においては、投資家の最大損失リスクは限定されており、当社は一定の水準を上回る損失リスクを負担しています。当社は、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないことから、当該VIEを連結していません。

この取引における当社の最大損失リスクは、VIEが発行した社債への投資額およびVIEが発行した個別の商品を通じて当社が負担した損失リスクの想定元本と定義されています。当社が保有するデリバティブ商品からVIEに対する債権が生じる場合があります（例えば、VIEが発行するクレジットリンク債に関連して当社がVIEから信用補完を購入する場合）、当該債権は、VIEの所有資産により担保されます。これらのデリバティブ商品は、変動持分とはみなされず、関連する債権は、VIEに対する最大エクスポージャーの計算において考慮されていません。

2015年および2014年3月31日に終了した四半期において、新規証券化による収入は当社の顧客仲介取引に係っており、合計はそれぞれ約2億ドルおよび9億ドルでした。

投資ファンド

当社は、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産、債券およびインフラストラクチャーを含む様々な資産クラスに投資している特定の投資ファンドおよび退職ファンドの投資顧問を務めています。当社は運用資金の一定割合として計算される管理報酬を稼得しており、パフォーマンス報酬を稼得する場合もあります。さらに、これらの投資ファンドの一部に対して、当社は所有持分を有しています。当社は、一定の資格を有する従業員にプライベート・エクイティ投資への投資機会を与えるための投資ファンドも複数設立しています。当社はこれらのファンドの投資顧問を務めており、従業員の投資契約の一部に対して、遡求義務の有無のいずれのペースでも従業員に融資を提供することができます。

シティグループが運営する投資事業体の大半は、会計基準書アップデート第2010-10号「連結（トピック810）、特定の投資ファンドに関する改訂」（以下「ASU第2010-10号」といいます。）の要件を満たしていることから、ASC 810の要件の適用が延期可能であると当社は判断しました。これらの事業体は引き続きSFAS第167号の導入前のFIN第46号(R)「変動持分事業体の連結」に基づき、事業体の予想損失または予想残存利益あるいはその両方の過半を有する当事者がVIEを連結することが求められるASC 810-10の要件に従って評価されています。連結ガイダンスの対象範囲に関して近い将来行われる変更を含め、ASU第2015-02号については、連結財務諸表注記1をご参照ください。ASU第2015-02号が2016年1月1日より適用開始される時点で、ASU第2010-10号に従った特定の投資事業体に関する上記の延期は取り消されることになります。

信託優先証券

当社は以前は信託優先証券の発行により資金を調達していました。こういった取引において、当社は法定事業信託を設定し、当該信託の議決権付株式のすべてを所有しています。信託は第三者投資家に優先証券を発行し、その発行代金を、当社が発行する後順位劣後繰延金利社債に投資しています。これらの信託には、第三者投資家が保有する優先証券の発行、管理、返済に関連するもの以外の資産、業務、収益またはキャッシュ・フローはありません。これらの信託の債務は、当社によって、完全かつ無条件に保証されています。

当社は、当該信託の議決権付株式のすべてを所有しており、当該信託の債務を完全に保証し、特定の状況下において優先証券を償還する権利を有していますが、各信託の唯一の資産は当社に対する債権であり、当該債権の回収金額が当社のVIEに対する投資を上回るため、当社は当該信託を連結することが認められていません。当社は劣後債を連結貸借対照表上、長期負債として認識しています（詳細については、連結財務諸表注記17をご参照ください。）。

[前へ](#)

[次へ](#)

21. デリバティブ活動

シティグループは、通常の業務活動において、様々なタイプのデリバティブ取引を行っています。当該デリバティブ取引は以下を含みます。

- ・ 先物および先渡契約とは、将来の一定日に金融商品、コモディティまたは通貨を契約価格で売買する契約であり、現金または受渡しにより決済されます。
- ・ スワップ契約とは、数日から何年もの期間にわたる将来の期日に、想定元本に対し特定の指標または金融商品を適用した金額の差額を現金で決済する契約です。
- ・ オプション契約とは、オプション購入者がプレミアムを支払うことにより、一定期間内に契約価格で金融商品、コモディティまたは通貨を売買する権利（義務は生じません。）を得る契約であり、特定の指標または価格の差額を現金決済することが可能です。

スワップおよび先渡ならびに一部のオプション契約は、店頭取引（以下「OTC」といいます。）デリバティブであり、当事者間で価格を交渉し、当事者間で決済されます。ただしスワップ契約は、更改された後に中央清算機関（以下「CCP」といいます。）を通じて「清算」されます。先物契約およびその他のオプション契約は、取引所において、取引開始時から当事者としてCCPと取引を行う標準契約です。シティグループは以下の理由で、金利リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびその他の市場・信用リスクに関連したこれらのデリバティブ契約を締結しています。

- ・ トレーディング目的：シティグループは積極的なマーケット・メーカーとしてデリバティブの売買を行っています。シティグループは、顧客が金利リスク、外国為替リスクおよびその他の市場・信用リスクを移転、変更または減少させるために、または顧客のトレーディング目的に合わせて、顧客のリスク管理活動に関連するデリバティブを顧客に提供しています。またシティグループは、取引の相殺、価格検証に焦点を合わせたコントロールおよび上級管理者へのポジションの日次報告を通じてデリバティブのリスク・ポジションを管理しています。
- ・ ヘッジ：シティグループは特定のリスクをヘッジするため、または当社のリスク・プロファイルの再ポジショニングを行うために、リスク管理活動にデリバティブを利用しています。例えばシティグループは、固定金利の長期債券を発行し、期間と想定元本が同じ固定受取/変動支払のスワップを締結することによって、その金利の正味支払額を変動金利に転換しています。この戦略は、特定のイールドカーブ環境において利息費用を最小限に抑えることができるため、最も一般的な金利ヘッジです。デリバティブは、売却可能有価証券および借入金に加えて、その他金利変動の影響を受けやすい資産・負債を含む特定のオンバランス資産・負債に内在するリスクを管理するために用いられています。さらに、為替予約は非米ドル建債務、外貨建売却可能有価証券および純投資エクスポージャーをヘッジするために用いられています。

デリバティブにより、シティグループは連結貸借対照表に計上されている金額を上回る市場リスク、信用リスクまたは流動性リスクにさらされる可能性があります。デリバティブ商品に関する市場リスクは、金利、外国為替レートおよびその他の要因の潜在的な変動によって発生するエクスポージャーであり、商品の性質、取引量、契約期間および条件、ならびに原資産のボラティリティにより変わってきます。信用リスクは、取引相手に契約不履行が発生して、徴求している担保の価額が損失を補填するのに十分でない場合に生じる損失に対するエクスポージャーです。これらの取引に係る未実現利益の損益上の認識は、取引相手のデフォルト確率の査定に基づいて行われます。流動性リスクは、ボラティリティが高く金融情勢が逼迫している期間に、デリバティブのポジションの規模を合理的な期間内に合理的なコストで現金化することができない可能性がある場合に発生する潜在的エクスポージャーです。

デリバティブ取引は慣習的に、業界標準のマスター契約に基づき文書化されており、これらの契約は、未解消の支払不履行またはその他の債務不履行の事象が発生した後、債務不履行に陥っていない当事者が直ちに当事者間のすべての取引を解約し、債務不履行に陥った当事者への支払額または受取額の純額を決定することができるものと規定しています。債務不履行の事象には以下が含まれます。（ ）適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続くデリバティブ取引に係る支払ができないこと、（ ）適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く契約違反、（ ）表明の違反、（ ）第三者への債務、あるいは当事者間（または場合によってはその関連会社間）で締結されたその他のデリバティブ取引のいずれかに対するクロス・デフォルト、（ ）当事者の信用状況が著しく劣ることになる合併または連結の発生、ならびに（ ）適用される保証またはその他の信用補完の契約文書の停止または拒否。マスター・ネットティング契約に基づく債務の多くは、マスター・ネットティング契約に付属する業界標準の信用補完契約に基づき差し入れられた担保によって保証されています。債務不履行の事象は、当事者が担保の引渡しを行うことができず、適用される通知および猶予期間の後に未解消の状態が続く場合に、信用補完契約に基づき発生することがあります。

マスター・ネットティング契約に組み込まれた相殺権および担保権は、契約の実行可能性について必要な水準の確実性に関して規定し、また、不履行に陥っていない当事者による解約権の行使およびこれらの契約に基づく純額ベースでの一括決済取引が、破産、支払不能または同様の手続を含む債務不履行の事象が発生した際に、適用法の下で停止または無効とならないという法的な意見が、実績のある弁護士から得られた場合に、法的に実行可能であるとみなされます。

現地法に該当箇所がない、またはかかる権利の実行可能性に関して明確でない場合、あるいは不利な判例法または相反する規制のためにかかる権利の実行可能性に疑義が生じる可能性のある一部の司法管轄において、法的な意見が求めることができないことがあります。また一部の司法管轄において、一部の取引相手の種類によっては、破産法が必要な水準の確実性に関して規定していない場合があります。こうした例は一部の国、自治体、中央銀行および米国年金制度に見られます。

デリバティブに係る信用リスクに対するエクスポージャーは、取引相手の当社に対する債務を弁済する能力を損ねる可能性のある、市場のボラティリティの影響を受けます。デリバティブ取引を行う顧客については、与信限度額が設定され、注意深く監視されます。シティは、マスター・ネットリング契約および信用補完契約に基づく相殺権の実行可能性に関する法的な確実性の水準を、リスク管理プロセスにおける重要な要素として考慮しています。具体的には、シティが実行可能性に関して必要な水準の法的な確実性を有していないマスター・ネットリング契約に基づき実行するデリバティブは、実行可能なマスター・ネットリング契約に基づく取引よりも単一の当事者に対する与信限度額への負荷がはるかに大きくなるため、かかる取引量は通常、はるかに少ないものとなります。

現金担保およびG10諸国の国債の形式での証券担保は、相手方の未決済のエクスポージャー純額を担保するために、マスター・ネットリング契約の当事者によって差し入れられことが多々あります。これにより、受取当事者はかかる担保を通常の業務活動において自由に混蔵したり再担保として差し入れたりすることができます。社債、地方債、米国政府系機関保証証券および／またはMBSなどの標準外の担保もまた、デリバティブ取引の担保として差し入れることができます。取引相手とのマスター・ネットリング契約の開始および維持のために現金および／または証券の形式で差し入れられる証券担保は、三者間の口座管理契約に基づき、適宜、第三者であるカストディアンに口座に分別される場合があります。

2015年3月31日および2014年12月31日現在における、想定元本に基づくシティグループのデリバティブ取引に関する情報は、次表に記載されています。デリバティブの想定元本は、契約上の支払額が導き出される元となる参照金額であり、デリバティブ取引に対するシティのエクスポージャーの完全かつ正確な測定値を表すものではありません。むしろ、上記のとおり、シティのデリバティブに対するエクスポージャーは主に、市場の変動（すなわち市場リスク）、取引相手の債務不履行（すなわち信用リスク）および／または高いボラティリティまたは財政危機の期間（すなわち流動性リスク）、ならびに取引において要求される可能性のある市場評価額の調整から生じています。さらに、想定元本は、（上記のとおり）相殺効果のある売買の相殺を反映していません。例えば、シティが想定元本100百万ドルの金利スワップを締結し、このリスクを別の取引相手との同額ながら逆方向のポジションで相殺する場合、デリバティブ想定元本に200百万ドルが計上されますが、これらの相殺効果のあるポジションにより、全体的な市場リスクは最小限のものとなる場合があります。デリバティブ想定元本の総額は、シティの市場シェア、顧客の取引水準およびその他の要因に基づき、通常の業務活動において、期間ごとに変動する可能性があります。

デリバティブ想定元本

	ASC 815に 基づくヘッジ手段 ⁽¹⁾⁽²⁾		その他のデリバティブ商品			
	2015年 3月31日	2014年 12月31日	トレーディング・ デリバティブ		管理ヘッジ ⁽³⁾	
			2015年 3月31日	2014年 12月31日	2015年 3月31日	2014年 12月31日
(単位：百万ドル)						
金利契約						
スワップ	\$ 182,718	\$ 163,348	\$ 27,746,788	\$ 31,906,549	\$ 27,731	\$ 31,945
先物および先渡	—	—	8,526,874	7,044,990	42,582	42,305
売建オプション	—	—	3,119,012	3,311,751	3,695	3,913
買建オプション	—	—	2,978,642	3,171,056	3,725	4,910
金利契約想定 元本合計	\$ 182,718	\$ 163,348	\$ 42,371,316	\$ 45,434,346	\$ 77,733	\$ 83,073
外国為替契約						
スワップ	\$ 25,322	\$ 25,157	\$ 4,289,988	\$ 4,567,977	\$ 24,257	\$ 23,990
先物および先渡	65,907	73,219	2,079,320	2,154,773	5,472	7,069
売建オプション	—	—	1,457,861	1,343,520	433	432
買建オプション	—	—	1,465,360	1,363,382	433	432
外国為替契約想定 元本合計	\$ 91,229	\$ 98,376	\$ 9,292,529	\$ 9,429,652	\$ 30,595	\$ 31,923
株式契約						
スワップ	\$ —	\$ —	\$ 137,748	\$ 131,344	\$ —	\$ —
先物および先渡	—	—	31,473	30,510	—	—
売建オプション	—	—	336,827	305,627	—	—
買建オプション	—	—	303,265	275,216	—	—
株式契約想定 元本合計	\$ —	\$ —	\$ 809,313	\$ 742,697	\$ —	\$ —
コモディティおよび その他の契約						
スワップ	\$ —	\$ —	\$ 80,839	\$ 90,817	\$ —	\$ —
先物および先渡	839	1,089	108,241	106,021	—	—
売建オプション	—	—	103,276	104,581	—	—
買建オプション	—	—	93,484	95,567	—	—
コモディティおよび その他の契約 想定元本合計	\$ 839	\$ 1,089	\$ 385,840	\$ 396,986	\$ —	\$ —
クレジット・ デリバティブ⁽⁴⁾						
販売した保証	\$ —	\$ —	\$ 1,018,742	\$ 1,063,858	\$ —	\$ —
購入した保証	—	—	1,047,643	1,100,369	15,417	16,018
クレジット・ デリバティブ 合計	\$ —	\$ —	\$ 2,066,385	\$ 2,164,227	\$ 15,417	\$ 16,018
デリバティブ想定 元本合計	\$ 274,786	\$ 262,813	\$ 54,925,383	\$ 58,167,908	\$ 123,745	\$ 131,014

- (1) この表に記載された想定元本には、ASC 815に基づきシティグループが外貨建負債証券の発行によって海外事業の純投資に関する外国為替リスクをヘッジしているヘッジ関係を含みません。2015年3月31日および2014年12月31日現在、当該負債の想定元本はそれぞれ3,664百万ドルおよび3,752百万ドルでした。
- (2) ヘッジ関係がASC 815に基づき会計処理されているデリバティブは、連結貸借対照表の「その他資産」/「その他負債」または「トレーディング勘定資産」/「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されています。
- (3) 管理ヘッジは、特定の経済的リスクを軽減するために利用されているデリバティブ商品を表していますが、これらのヘッジにはヘッジ会計は適用されません。これらのデリバティブは連結貸借対照表の「その他資産」/「その他負債」または「トレーディング勘定資産」/「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されています。
- (4) クレジット・デリバティブは、一方の当事者（保証の買い手）が、もう一方の当事者（保証の売り手）に「参照資産」の信用リスクを移転することを目的とした取引です。これらの取引により、保証の売り手は、資産を直接購入することなしに参照資産に付随する信用リスクを負うこととなります。当社は、リスク管理、利回りの向上、信用集中の削減および全体のリスク分散などを目的としてクレジット・デリバティブ・ポジションを有しています。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在の当社のデリバティブ取引の公正価値の総額および純額、ならびにASC 210-20-45およびASC 815-10-45で認められた関連する相殺額を示したものです。ASC 210-20-45において、正の公正価値の総額は、実行可能なマスター・ネットリング契約に基づき、取引相手により負の公正価値の総額と相殺されます。ASC 815-10-45において、相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる場合、信用補完契約に基づき特定の取引相手から受領する、または支払う現金担保に関する支払債務および受取債権は、相殺額に含まれます。GAAPは証券担保の同様の相殺を認めていません。またこの表には、差入証券担保または第三者であるカストディアンに対する差入現金担保などASC 210-20-45およびASC 815-10-45で相殺が認められていないものの、債務不履行の事象が発生した範囲ならびに相殺権および担保権の実行可能性を裏付ける法的な意見を入手できる範囲で相殺が適格となる金額が含まれています。

時価評価される（MTM）デリバティブ受取債権／支払債務

(単位：百万ドル、2015年3月31日現在) ASC 815に基づくヘッジとして指定された デリバティブ商品	トレーディング勘定資産／負債 に分類されたデリバティブ ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		その他資産／負債に 分類されたデリバティブ ⁽²⁾⁽³⁾	
	資産	負債	資産	負債
店頭取引	\$ 2,000	\$ 1,282	\$ 2,917	\$ 377
清算機関	4,858	70	—	19
金利契約	\$ 6,858	\$ 1,352	\$ 2,917	\$ 396
店頭取引	\$ 4,137	\$ 944	\$ 828	\$ 736
外国為替契約	\$ 4,137	\$ 944	\$ 828	\$ 736
ASC 815に基づくヘッジとして指定された デリバティブ商品合計	\$ 10,995	\$ 2,296	\$ 3,745	\$ 1,132
ASC 815に基づくヘッジとして指定されて いないデリバティブ商品				
店頭取引	\$ 387,254	\$ 371,214	\$ 117	\$ —
清算機関	245,831	249,950	259	264
取引所取引	39	57	—	—
金利契約	\$ 633,124	\$ 621,221	\$ 376	\$ 264
店頭取引	\$ 171,685	\$ 178,722	\$ —	\$ 35
清算機関	390	353	—	—
取引所取引	57	75	—	—
外国為替契約	\$ 172,132	\$ 179,150	\$ —	\$ 35
店頭取引	\$ 19,303	\$ 28,156	\$ —	\$ —
清算機関	27	22	—	—
取引所取引	4,945	4,452	—	—
株式契約	\$ 24,275	\$ 32,630	\$ —	\$ —
店頭取引	\$ 15,912	\$ 21,265	\$ —	\$ —
取引所取引	3,111	2,754	—	—
コモディティおよびその他の契約	\$ 19,023	\$ 24,019	\$ —	\$ —
店頭取引	\$ 32,954	\$ 33,362	\$ 357	\$ 367
清算機関	5,269	5,024	18	170
信用デリバティブ⁽⁴⁾	\$ 38,223	\$ 38,386	\$ 375	\$ 537
ASC 815に基づくヘッジとして指定されて いないデリバティブ商品合計	\$ 886,777	\$ 895,406	\$ 751	\$ 836
デリバティブ合計	\$ 897,772	\$ 897,702	\$ 4,496	\$ 1,968
支払／受取現金担保 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	\$ 7,270	\$ 10,398	\$ 29	\$ 56
控除：ネットティング契約 ⁽⁷⁾	(779,613)	(779,613)	—	—
控除：受取／支払現金担保の相殺 ⁽⁸⁾	(53,848)	(51,292)	(2,150)	—
連結貸借対照表に含まれる正味受取債権／ 支払債務⁽⁹⁾	\$ 71,581	\$ 77,195	\$ 2,375	\$ 2,024
実行可能なマスター・ネットティング契約が 適用されるが連結貸借対照表上で相殺 されない追加額				
控除：受取／支払現金担保	\$ (411)	\$ (7)	\$ —	\$ —
控除：受取／支払非現金担保	(10,091)	(8,156)	(580)	—
正味受取債権／支払債務⁽⁹⁾	\$ 61,079	\$ 69,032	\$ 1,795	\$ 2,024

- (1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記12に記載されています。
- (2) 管理ヘッジ関連の時価評価されるデリバティブ受取債権／支払債務は、「その他資産」／「その他債務」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されます。
- (3) 店頭取引（以下「OTC」といいます。）デリバティブとは、組織化された取引所または中央清算機関を利用せずに取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブのことです。清算機関のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に更改されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。
- (4) 2015年3月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する12,844百万ドルおよび販売した保証に関する25,379百万ドルで構成されています。2015年3月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定負債は、購入した保証に関する26,200百万ドルおよび販売した保証に関する12,186百万ドルで構成されています。
- (5) トレーディング勘定資産／負債は、それぞれ58,562百万ドルおよび64,246百万ドルの支払／受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、51,292百万ドルがトレーディング・デリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、53,848百万ドルがトレーディング・デリバティブ資産の相殺に利用されました。
- (6) 非トレーディング・デリバティブ負債に関する受取現金担保は、2,206百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、2,150百万ドルが「その他資産」内のOTC非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。
- (7) 実行可能なネットティング契約に基づく、同一の契約相手に対するデリバティブ受取債権／支払債務残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産／負債残高に対する相殺額約5,210億ドル、2,520億ドルおよび70億ドルは、それぞれOTC、清算機関および取引所取引デリバティブに帰属しています。
- (8) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手による支払現金担保および受取現金担保の相殺を表しています。ほぼすべての受取現金担保および支払現金担保がOTCデリバティブ資産および負債に対してそれぞれ相殺されています。
- (9) 正味受取債権／支払債務には、実行可能なマスター・ネットティング契約が適用されない、それぞれ約110億ドルのデリバティブ資産および100億ドルのデリバティブ負債の公正価値が含まれます。

(単位：百万ドル、2014年12月31日現在)

**ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品**

店頭取引

清算機関

金利契約

店頭取引

外国為替契約

**ASC 815に基づくヘッジとして指定された
デリバティブ商品合計**

**ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品**

店頭取引

清算機関

取引所取引

金利契約

店頭取引

清算機関

取引所取引

外国為替契約

店頭取引

清算機関

取引所取引

株式契約

店頭取引

取引所取引

コモディティおよびその他の契約

店頭取引

清算機関

信用デリバティブ⁽⁴⁾

**ASC 815に基づくヘッジとして指定されて
いないデリバティブ商品合計**

デリバティブ合計

支払 / 受取現金担保⁽⁵⁾⁽⁶⁾

控除：ネットティング契約⁽⁷⁾

控除：受取 / 支払現金担保の相殺⁽⁸⁾

**連結貸借対照表に含まれる正味受取債権 /
支払債務⁽⁹⁾**

**実行可能なマスター・ネットティング契約が
適用されるが連結貸借対照表上で相殺
されない追加額**

控除：受取 / 支払現金担保

控除：受取 / 支払非現金担保

正味受取債権 / 支払債務⁽⁹⁾

トレーディング勘定資産 / 負債 に分類されたデリバティブ ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		その他資産 / 負債に 分類されたデリバティブ ⁽²⁾⁽³⁾	
資産	負債	資産	負債
\$ 1,508	\$ 204	\$ 3,117	\$ 414
4,300	868	—	25
\$ 5,808	\$ 1,072	\$ 3,117	\$ 439
\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
\$ 3,885	\$ 743	\$ 678	\$ 588
\$ 9,693	\$ 1,815	\$ 3,795	\$ 1,027
\$ 376,778	\$ 359,689	\$ 106	\$ —
255,847	261,499	6	21
20	22	141	164
\$ 632,645	\$ 621,210	\$ 253	\$ 185
\$ 151,736	\$ 157,650	\$ —	\$ 17
366	387	—	—
7	46	—	—
\$ 152,109	\$ 158,083	\$ —	\$ 17
\$ 20,425	\$ 28,333	\$ —	\$ —
16	35	—	—
4,311	4,101	—	—
\$ 24,752	\$ 32,469	\$ —	\$ —
\$ 19,943	\$ 23,103	\$ —	\$ —
3,577	3,083	—	—
\$ 23,520	\$ 26,186	\$ —	\$ —
\$ 39,412	\$ 39,439	\$ 265	\$ 384
4,106	3,991	13	171
\$ 43,518	\$ 43,430	\$ 278	\$ 555
\$ 876,544	\$ 881,378	\$ 531	\$ 757
\$ 886,237	\$ 883,193	\$ 4,326	\$ 1,784
\$ 6,523	\$ 9,846	\$ 123	\$ 7
(777,178)	(777,178)	—	—
(47,625)	(47,769)	(1,791)	(15)
\$ 67,957	\$ 68,092	\$ 2,658	\$ 1,776
\$ (867)	\$ (11)	\$ —	\$ —
(10,043)	(6,264)	(1,293)	—
\$ 57,047	\$ 61,817	\$ 1,365	\$ 1,776

- (1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記12に記載されています。
- (2) 管理ヘッジ関連の時価評価されるデリバティブ受取債権／支払債務は、「その他資産」／「その他債務」または「トレーディング勘定資産」／「トレーディング勘定負債」のいずれかに計上されます。
- (3) 店頭取引（以下「OTC」といいます。）デリバティブとは、組織化された取引所または中央清算機関を利用せずに取引相手との二者間で取引され決済されるデリバティブのことです。清算機関のデリバティブには、OTC市場において取引相手との二者間で取引されていたものの、その後中央清算機関に更改されたことにより中央清算機関が当初の取引相手双方にとっての取引相手となったデリバティブが含まれます。取引所取引デリバティブには、取引前の価格の透明性を提供する組織化された取引所で直接取引されるデリバティブが含まれます。
- (4) 2014年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する18,430百万ドルおよび販売した保証に関する25,088百万ドルで構成されています。2014年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定負債は、購入した保証に関する25,972百万ドルおよび販売した保証に関する17,458百万ドルで構成されています。
- (5) トレーディング勘定資産／負債は、それぞれ54,292百万ドルおよび57,471百万ドルの支払／受取現金担保総額に対する純額を反映しています。支払現金担保総額のうち、47,769百万ドルがデリバティブ負債の相殺に利用され、受取現金担保総額のうち、47,625百万ドルがデリバティブ資産の相殺に利用されました。
- (6) 非トレーディング・デリバティブ負債に関する支払現金担保について、138百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、15百万ドルが「その他負債」内のOTC非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。非トレーディング・デリバティブ負債に関する受取現金担保は、1,798百万ドルの受取現金担保総額に対する純額を反映しています。このうち、1,791百万ドルが「その他資産」内の非トレーディング・デリバティブのポジションと相殺されています。
- (7) 実行可能なネットिंग契約に基づく、同一の契約相手に対するデリバティブ受取債権／支払債務残高の相殺を表しています。トレーディング勘定資産／負債残高に対する相殺額約5,100億ドル、2,640億ドルおよび30億ドルは、それぞれOTC、清算機関および取引所取引デリバティブに帰属しています。
- (8) 実行可能な信用補完契約に基づく取引相手による支払／受取現金担保の相殺を表しています。ほぼすべての受取現金担保がOTCデリバティブ資産に対して相殺されています。約460億ドルおよび20億ドルの支払現金担保が、それぞれOTCおよび清算機関のデリバティブ負債に対して相殺されています。
- (9) 正味受取債権／支払債務には、実行可能なマスター・ネットING契約が適用されない、それぞれ約110億ドルのデリバティブ資産および100億ドルのデリバティブ負債の公正価値が含まれます。

2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、連結損益計算書の「自己勘定取引」に認識された、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブおよび基礎となる非デリバティブ商品に関する金額は、連結財務諸表注記6に示されています。シティグループは、当該開示を事業分類別に表示し、トレーディング活動に関するデリバティブに係る利益および損失ならびに同一のトレーディング・ポートフォリオにある非デリバティブ商品に関する利益および損失と合わせて示しています。ポートフォリオのリスク管理方法を表すためにこの方法が採られています。

2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、連結損益計算書の「その他収益」に認識された、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブに関する金額は、以下のとおりです。次表には、「その他収益」に計上されている経済的なヘッジ対象に係る利益および負債のいかなる相殺も含まれておりません。

(単位：百万ドル)	その他収益に計上された利益（損失）	
	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
金利契約	\$ 15	\$ (33)
外国為替	(15)	31
クレジット・デリバティブ	10	(95)
シティグループ合計	\$ 10	\$ (97)

デリバティブ・ヘッジ会計

シティグループはASC 815「デリバティブおよびヘッジ」に従ってヘッジ取引を会計処理しています。原則として、資産または負債の公正価値の変動、あるいは損益に影響を与える可能性のある既存の資産、負債または予定取引の予想将来キャッシュ・フローの変動を生じさせる特定のリスク（金利リスクや外国為替リスクなど）に当社がさらされている場合にヘッジ会計を認めています。

公正価値の変動に関するリスクをヘッジするデリバティブ契約は公正価値ヘッジと称され、予想将来キャッシュ・フローの変動性をヘッジする契約はキャッシュ・フロー・ヘッジと称されます。米ドル以外の機能通貨を用いている海外子会社への持分投資（海外事業に対する純投資）に関する外国為替リスク管理にデリバティブまたは負債証券を用いるヘッジは純投資ヘッジと称されます。

ヘッジの有効性テストといったASC 815に規定される特定のヘッジ基準を満たしている場合、特別なヘッジ会計を適用することが可能です。同様のヘッジに対しては同様の有効性評価方法がヘッジ関係の存在する期間にわたり継続的に適用されます。公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段であるデリバティブの価値の変動およびヘッジされているリスクに起因するヘッジ対象の価値の変動は当期損益に反映されます。キャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段であるデリバティブの価値の変動は、ヘッジの有効性が高い部分についてシティグループの株主持分の「その他包括利益(損失)累計額」に反映されます。ヘッジの非有効部分については、いずれの場合も当期損益に反映されます。

ALMヘッジにおける固定利付長期債務は、GAAPのもとでは償却原価で計上することができます。しかし、金利スワップ契約をヘッジ手段として指定し、ASC 815に基づく公正価値ヘッジ会計の適用を選択した場合、当該債務の簿価は基準金利の変動に関して調整され、その公正価値の変動も当期損益に計上されます。関連する金利スワップも公正価値で貸借対照表に計上され、その公正価値の変動は損益に反映されます。よって、ヘッジ関係の非有効部分は当期損益に計上されることになります。

一方、ASC 815のヘッジ基準を満たさない管理ヘッジの場合、デリバティブのみが公正価値で貸借対照表上に計上され、関連する公正価値の変動が損益に計上されますが、負債証券は引き続き償却原価で計上されます。そのため、当期損益は、スワップの価値の変動の原因となる金利の変動およびその他の要因のみに影響されます。このタイプのヘッジは、ヘッジ要件を充足できない、または経営陣がASC 815のヘッジ会計を適用しないと決定した場合に行われます。

もうひとつの代替方法は、公正価値オプションに基づいて負債証券を公正価値で計上することの選択です。負債証券発行時に取消不能のこの選択を行った場合、負債証券の公正価値の変動はすべて損益に計上されます。関連する金利スワップの公正価値の変動も損益に反映され、それによって負債証券の公正価値の変動が自然に相殺されます。負債証券の公正価値の変動全額には金利スワップにより相殺されないリスクが含まれていることから、これら2つの相殺しあう金額が完全に一致しなかった場合に、その差額は当期損益に反映されます。

ASC 815のヘッジ会計を達成する上で重要な要件は、ヘッジ開始時にヘッジ戦略および特定のヘッジ関係について文書化し、継続的にヘッジの有効性を実証することです。デリバティブは、ヘッジすべきリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するというヘッジ目的を達成する上で極めて有効でなくてはなりません。ヘッジ関係における非有効部分は当期損益に認識されます。有効性の評価にあたっては、ヘッジすべきリスクに無関係なヘッジ対象の価値の変動を除外することがあります。同様に、有効性の評価では、時間的価値に係るデリバティブの公正価値の変動を除外することもあり、その場合、当該除外部分は当期損益として認識されます。

公正価値ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループは固定金利の発行済で未償還の債務および譲渡性預金の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジしています。これらのヘッジは、ヘッジ対象の負債の通貨に関連する基準金利リスクの公正価値ヘッジとして指定されます。ヘッジ対象の固定キャッシュ・フローは、固定受取／変動支払の金利スワップを締結することにより基準変動金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらの公正価値ヘッジ関係については、そのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかの決定を、ヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に、回帰分析または金額的相殺割合分析のいずれかにより行います。

シティグループは売却可能負債証券および貸出金を含む固定金利付資産の公正価値の変動に対するエクスポージャーもヘッジしています。ヘッジ手段として用いられる商品は、変動受取／固定支払の金利スワップです。これらの公正価値ヘッジ関係については、そのヘッジ関係が極めて有効であることを、ヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に、回帰分析または金額的相殺割合分析のいずれかにより評価します。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、米国内外の各事業体が保有する機能通貨以外の通貨建ての売却可能有価証券の為替レートの変動に起因する公正価値の変動をヘッジしています。用いられるヘッジ手段は通常、外国為替予約です。このヘッジの場合、ヘッジ対象の売却可能有価証券の公正価値の変動のうち、ヘッジすべき外国為替リスクに起因する部分は「その他包括利益（損失）累計額」ではなく損益に計上され、同じく損益に反映されている為替予約の公正価値の変動と相殺されます。シティグループは、為替予約に関連するプレミアム（すなわち、直物レートと約定先渡レートの差異）をヘッジ費用とみなしており、これはヘッジの有効性評価からは除外されて損益に直接反映されます。ヘッジの有効性評価には、金額的相殺法が用いられます。この評価は売却可能有価証券および為替予約における直物レートの変動に起因する公正価値の変動のうちヘッジ関係の対象となっている部分に基づき行われるため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間における当社の公正価値ヘッジの利益（損失）情報を要約したものです。

	公正価値ヘッジに係る利益（損失） ⁽¹⁾	
	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：百万ドル)		
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格な デリバティブに係る利益（損失）		
金利契約	\$ 641	\$ 264
外国為替契約	1,388	9
コモディティ契約	116	—
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格な デリバティブに係る利益（損失）合計	\$ 2,145	\$ 273
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格な ヘッジ対象に係る利益（損失）		
金利ヘッジ	\$ (608)	\$ (286)
外国為替ヘッジ	(1,421)	(8)
コモディティヘッジ	(104)	—
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格な ヘッジ対象に係る利益（損失）合計	\$ (2,133)	\$ (294)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに 関して損益に認識されたヘッジの非有効部分		
金利ヘッジ	\$ 33	\$ (21)
外国為替ヘッジ	(38)	4
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに 関して損益に認識されたヘッジの非有効部分合計	\$ (5)	\$ (17)
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味 利益（損失）		
金利契約	\$ —	\$ (1)
外国為替契約 ⁽²⁾	5	(3)
コモディティヘッジ ⁽²⁾	12	—
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味 利益（損失）合計	\$ 17	\$ (4)

(1) 連結損益計算書の「その他収益」に含まれている金額です。公正価値ヘッジに係る未収利息収益は、「純利息収益」に計上されており、この表からは除外されています。

(2) 金額は、先渡契約に伴うプレミアム（直物と約定先渡レートの差異）に関連しています。これらの金額はヘッジの有効性評価から除外され、損益に直接計上されます。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループは、変動金利付負債および負債の借換え(再発行)に関連する変動キャッシュ・フローをヘッジしています。これらの負債からの変動キャッシュ・フローは、変動受取/固定支払の金利スワップおよび変動受取/固定支払の先渡し金利スワップを締結することにより固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。シティはまた、認識されたおよび予測される変動金利付資産により発生する変動キャッシュ・フローをヘッジしています。これらの資産からの変動キャッシュ・フローは、固定受取/変動支払の金利スワップの締結により、固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、ヘッジ関係の開始時および継続的に、回帰分析または金額的相殺割合分析のいずれかを用いてこれらのキャッシュ・フローのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかを評価しています。ヘッジ対象に関連する特定の変動金利が基準金利として適格でない場合、シティグループは、ヘッジすべきリスクをヘッジ対象のキャッシュ・フローにおける全体の変動リスクとして指定しています。デリバティブの条件をヘッジ対象の予測キャッシュ・フローにできる限り一致させる努力を行っているため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、発行体の機能通貨以外の通貨建ての長期債務および短期借入金のキャッシュ・フローと同額の機能通貨を確保しています。このタイプのヘッジは、リスク管理目的によって、外国為替リスクのみを対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジ、または外国為替リスクおよび金利リスクの両方を対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されます。ヘッジ手段として用いられる商品は通貨スワップおよび為替予約です。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、ヘッジ関係の開始時および継続的に、金額的相殺割合分析を用いてこれらのキャッシュ・フローのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかを決定しています。

キャッシュ・フロー全体の変動のヘッジ

シティグループは、デリバティブの定義に合致する特定のTBAモーゲージ・バック証券の購入(すなわち、先渡し証券の購入)を行っています。シティグループは一般的に、これらのデリバティブを、TBAモーゲージ・バック証券の予定取得に関するキャッシュ・フローの変動性全体のヘッジとして指定しています。ヘッジ取引は先渡し契約の総額での決済であるため、ヘッジの有効性評価は、ヘッジ手段の期間とヘッジ対象の予定取引の期間が等しく、有価証券の引渡しが行われる可能性が引き続き高いという保証に基づいています。

ヘッジ手段としてのトータル・リターン

シティグループは通常、資金調達前または資金調達直後にSPEを通じて市場に対するそのエクスポージャーの大半を移転することによって、シティが組成または参加するレバレッジ貸出金に関連するリスクを管理しています。レバレッジ貸出金に対して保有するエクスポージャーは通常、トータル・リターン・スワップを用いてヘッジされています。

2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、損益に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。キャッシュ・フロー・ヘッジによる、「その他包括利益（損失）累計額」の変動（税引前）は以下のとおりです。

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
(単位：百万ドル)		
AOCIに含められたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分		
金利契約	\$ 220	\$ 68
外国為替契約	(150)	(6)
クレジット・デリバティブ	—	2
AOCIに含められたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計	\$ 70	\$ 64
AOCIから損益に組替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分		
金利契約	\$ (46)	\$ (61)
外国為替契約	(40)	(56)
AOCIから損益に組替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計 ⁽¹⁾	\$ (86)	\$ (117)

(1) 主に、連結損益計算書の「その他収益」および「純利息収益」に含まれています。

キャッシュ・フロー・ヘッジで連結貸借対照表の「その他包括利益（損失）累計額」に引き続き計上されているヘッジ手段としてのデリバティブの公正価値の変動は、その後ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動が損益に影響を及ぼす時点で損益に計上されて、かかるキャッシュ・フローの変動を相殺することになります。2015年3月31日から12ヶ月以内に、「その他包括利益（損失）累計額」から組替えられると予想されるキャッシュ・フロー・ヘッジに関連する正味損失は約4億ドルです。予測キャッシュ・フローがヘッジされる最長期間は10年間です。

キャッシュ・フロー・ヘッジによるAOCIへの税引後の影響については、連結財務諸表注記18に記載されています。

純投資ヘッジ

ASC 830-20「外貨関連事項 - 外貨取引」と同様に、ASC 815は海外事業の純投資に関する外国為替リスクのヘッジを認めています。シティグループは、外国為替予約、オプションおよび外貨建負債証券を用いて、米ドル以外の様々な通貨を機能通貨とする海外子会社へのシティグループによる持分投資に関連する外国為替リスクを管理しています。シティグループはこれらの投資の簿価の変動を、「その他包括利益（損失）累計額」の中の「為替換算調整勘定」に計上しています。同時に、当該エクスポージャーに対するヘッジの有効部分も「為替換算調整勘定」に計上され、非有効部分（もしあれば）は直ちに損益計上されます。

純投資ヘッジに指定されるデリバティブに対し、シティグループはASC 815-35-35-16からASC 815-35-35-26に概説された先渡レート法を採用しています。この方法のもとでは、為替予約の先渡レート部分および通貨オプションの時間的価値に関連する変動を含む公正価値のすべての変動は、「その他包括利益（損失）累計額」の中の「為替換算調整勘定」に計上されます。

純投資のヘッジとして指定されている外貨建負債証券について「為替換算調整勘定」に計上されている換算差損益は、各子会社の機能通貨とシティグループの機能通貨である米ドルとの間の直物為替レートに基づいています。ヘッジ手段の額面価額がヘッジ対象の純投資と完全に一致している場合、ならびにヘッジ手段であるデリバティブ商品の為替レートが純投資の機能通貨とシティグループの機能通貨の間の為替レートに関連している場合（または非デリバティブ負債証券が純投資の機能通貨建てになっている場合）、非有効部分は損益に計上されません。

「その他包括利益（損失）累計額」の中の「為替換算調整勘定」に計上されている、純投資ヘッジの有効部分に関する税引前利益（損失）は、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において、それぞれ1,000百万ドルおよび(477)百万ドルです。

クレジット・デリバティブ

シティは、マーケット・メーカーとなり様々なクレジット・デリバティブの取引を行います。これらの契約を通じて、シティは、単名または参照クレジットのポートフォリオのいずれかを基盤として、保証の購入または引受けを行います。またシティは、当社の法人向けおよび個人向け貸出金ポートフォリオならびに他の現金ポジションにおける信用リスクの緩和を促進し、顧客取引を容易にするために、クレジット・デリバティブを使用します。

シティは、クレジット・デリバティブ契約の取引相手の信用リスクをモニターしています。2015年3月31日および2014年12月31日現在、受取債権総額の約98%が、シティが担保契約を維持している取引相手からです。シティの取引相手上位15社（シティが保有する受取債権残高による）の大部分が銀行、金融機関またはその他のディーラーです。これらの取引相手との契約には、格付けに基づく解約事由規定は含まれていません。しかし、取引相手の格付けの引き下げに伴い、シティが追加担保を要求する基準を引き下げることによる追加的な影響が生じる可能性があります。

契約を締結したクレジット・デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・オプションおよびクレジットリンク債が含まれます。

クレジット・デフォルト・スワップとは、保証の売り手が手数料を受け取って、保証の買い手に対し参照事業体のあらかじめ定義されたクレジット・イベントの発生により生じた損失を弁済することに合意する契約です。これらのクレジット・イベントは、デリバティブ契約の条件および参照クレジットによって定義され、通常、市場で標準的な債務の支払不能および当該参照クレジットの破産に限定されますが、より限定された範囲の取引においては、債務の条件変更が含まれる場合もあります。新興市場の事業体を参照するクレジット・デリバティブ取引においては、通常、追加のクレジット・イベントとして債務の早期償還および債務履行拒否のリスクまたは支払猶予も含みます。特定の取引においては、参照事業体またはアセット・バック証券のポートフォリオに関して保証が提供されることがあります。特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・イベントが生じなかった場合は、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うことなく、契約上規定された手数料のみを受け取ります。ただし、特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・イベントが生じた場合には、保証の売り手は保証の買い手に支払を行うよう求められることになります。特定の契約においては、保証の売り手は、ポートフォリオに関して特定の損失額が発生するまで支払を行う必要がないこと、および/または特定の金額まで損失分を埋め合わせる支払のみを行えばよいことがあります。

トータル・リターン・スワップは通常、すべての関連キャッシュ・フローを含む参照資産の全体の経済的活動、およびキャピタル・ゲインまたはロスを移転するものです。保証の買い手は、保証の売り手から変動金利および参照資産の価値の下落分を受け取り、反対に保証の売り手は当該参照資産に関連するキャッシュ・フローに参照資産の価値の上昇分を加えた金額を受け取ります。したがって、トータル・リターン・スワップ契約に基づき、保証の売り手は、変動金利および参照資産の価値の下落分が原資産に関連するキャッシュ・フローを上回ったときには支払を行う義務を負うことになります。トータル・リターン・スワップは、保証の売り手と保証の買い手との関連トータル・リターン・スワップ契約の規定によって、参照資産の債務不履行または参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した際に終了となる場合があります。

クレジット・オプションとは、投資家が参照事業体の信用の質の変動を売買またはヘッジすることができるクレジット・デリバティブです。例えば、信用スプレッド・オプションにおいて、オプションの売り手は規定の「権利行使」価格の水準で参照事業体に係る信用補完を購入または売却する義務を負います。オプションの買い手は、その権利行使価格水準で参照事業体の債務不履行に係る信用補完をオプションの売り手に売却する、またはオプションの売り手から購入する権利を購入します。信用スプレッド・オプションに係る支払は、特定の信用スプレッドあるいは信用リスク感応度が高い原資産またはその他の参照資産の価格によって決まります。このオプションは通常、基礎となる参照事業体に関するクレジット・イベントが発生した場合に終了します。

クレジットリンク債は、クレジット・デフォルト・スワップを組み込んだ仕組債でクレジット・デリバティブの形態です。クレジットリンク債の買い手は、発行者に対して、基礎となる参照クレジットに関するクレジット・イベントから悪影響を受ける可能性があるリターンの受け取りに同意することによって、信用補完を効果的に行っています。参照事業体が債務不履行となった場合、この債券は現金で決済されるか、参照事業体の債券の引渡しによって現物決済されます。したがって、この債券の購入者のエクスポージャーの最大額は、クレジットリンク債に支払った金額となります。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在における、シティのクレジット・デリバティブ・ポートフォリオの主要な特徴を取引相手別およびデリバティブの形態別に要約したものです。

(単位：百万ドル、 2015年3月31日現在)	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
業界 / 取引相手別				
銀行	\$ 20,862	\$ 19,370	\$ 548,556	\$ 562,737
ブローカー・ディーラー	6,872	7,604	186,510	186,727
金融関係以外の会社	85	195	4,204	1,405
保険会社およびその他の金融機関	10,779	11,754	323,790	267,873
業界 / 取引相手別合計	\$ 38,598	\$ 38,923	\$1,063,060	\$1,018,742
商品別				
クレジット・デフォルト・スワップおよびオプション	\$ 38,401	\$ 37,878	\$1,045,569	\$1,016,182
トータル・リターン・スワップ	197	1,045	17,491	2,560
その他				
商品別合計	\$ 38,598	\$ 38,923	\$1,063,060	\$1,018,742
格付け別				
投資適格	\$ 14,717	\$ 14,677	\$ 784,719	\$ 756,634
投資不適格	23,881	24,246	278,341	262,108
格付け別合計	\$ 38,598	\$ 38,923	\$1,063,060	\$1,018,742
満期別				
1年以内	\$ 2,217	\$ 2,066	\$ 213,995	\$ 200,970
1年超5年以内	31,222	31,762	743,158	725,345
5年超	5,159	5,095	105,907	92,427
満期別合計	\$ 38,598	\$ 38,923	\$1,063,060	\$1,018,742

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証13,219百万ドルと販売した保証25,379百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証26,737百万ドルと販売した保証12,186百万ドルです。

	公正価値		想定元本	
	受取額 ⁽¹⁾	支払額 ⁽²⁾	購入した保証	販売した保証
(単位：百万ドル、 2014年12月31日現在)				
業界／取引相手別				
銀行	\$ 24,828	\$ 23,189	\$ 574,764	\$ 604,700
ブローカー・ディーラー	8,093	9,309	204,542	199,693
金融関係以外の会社	91	113	3,697	1,595
保険会社およびその他の金融機関	10,784	11,374	333,384	257,870
業界／取引相手別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858
商品別				
クレジット・デフォルト・ スワップおよびオプション	\$ 42,930	\$ 42,201	\$1,094,199	\$1,054,671
トータル・リターン・スワップ その他	866	1,784	22,188	9,187
商品別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858
格付け別				
投資適格	\$ 17,432	\$ 17,182	\$ 824,831	\$ 786,848
投資不適格	26,364	26,803	291,556	277,010
格付け別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858
満期別				
1年以内	\$ 4,356	\$ 4,278	\$ 250,489	\$ 229,502
1年超5年以内	34,692	35,160	790,251	772,001
5年超	4,748	4,547	75,647	62,355
満期別合計	\$ 43,796	\$ 43,985	\$1,116,387	\$1,063,858

(1) 公正価値での受取額の内訳は、購入した保証18,708百万ドルと販売した保証25,088百万ドルです。

(2) 公正価値での支払額の内訳は、購入した保証26,527百万ドルと販売した保証17,458百万ドルです。

上表に含まれている公正価値は、相殺契約および現金担保を適用する前の金額です。想定元本については、シティでは通常、購入した保証と販売した保証の想定元本合計が一致しておらず、望ましい内容とタイミングで相殺効果のあるクレジット・デリバティブ契約を締結するのではなく、参照資産を直接保有することがあります。クレジット・デリバティブ契約からのリスク・エクスポージャーは、参照資産の特定のキャッシュ・ポジションを考慮、期間ベース相当の基準に合わせて、またはトランシェ構造の劣後レベルを反映するように想定元本を調整すると、概ね一致します。表に表示されている、支払／履行リスクの評価に使用されるクレジット・デリバティブのポートフォリオの格付けは、参照資産または参照事業体に付された内部または外部の格付けに基づいています。外部格付けを利用する場合、Baa / BBB以上の格付けが投資適格格付けとみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。

シティグループは、保証の売り手となっているクレジット・デリバティブの支払／履行リスクを、基礎となる参照クレジットに付されている信用格付けに基づいて評価しています。基礎となる参照クレジットが投資不適格であるクレジット・デリバティブを販売することは、当社にとって支払リスクがより大きくなることを意味します。上表の投資不適格カテゴリーにはまた、デリバティブ契約の開始後に基礎となる参照事業体の格付けが引き下げられたクレジット・デリバティブが含まれています。

上表に表示されたクレジット・デリバティブ契約における将来の潜在的支払金額の最大額は、当該デリバティブの想定元本に基づいています。当社は、販売された信用補完の想定元本が、過去の実績に基づく実際の損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。この金額は、参照資産の価値および関連キャッシュ・フローによって減少するものではありません。大部分のクレジット・デリバティブ契約に基づき、クレジット・イベントが生じた場合、当社は通常、販売された保証と当社が参照資産の価値との差額を支払う義務を負います。さらに、この販売された信用補完の想定元本は、関連するマスター・ネットリング契約に従った取引相手とのクレジット・デリバティブを含むすべてのデリバティブ・エクスポージャーを同一の取引相手と相殺した後に現金担保の支払金額が算定されるため、かかる金額分が減少することはありません。こうした相殺処理のため、クレジット・デリバティブ・エクスポージャーにのみ対応する担保額を決定することは不可能です。当社は信用リスクのオープン・エクスポージャーを積極的に監視し、クレジット・デリバティブの購入、現金担保または参照資産の直接保有など、様々な戦略を用いてこのエクスポージャーを管理しています。このリスク軽減活動は上表では把握されていません。

デリバティブにおける信用リスク関連の偶発特性

一部のデリバティブ商品には、当社の信用リスクに関連する特定の事象が発生した場合に追加の担保を提供するか、あるいは未払いの負債残高を直ちに決済することを当社に求める条項が含まれています。これらの事象は既存のデリバティブ契約によって定義されており、主として当社および関連会社の信用格付けの引下げを指します。2015年3月31日および2014年12月31日現在において負債ポジションにあった、信用リスク関連の偶発特性をもつすべてのデリバティブ商品の公正価値（CVAを除きます。）は、いずれも300億ドルでした。2015年3月31日および2014年12月31日現在、当社は通常の業務活動において、このエクスポージャーに対する担保として、それぞれ280億ドルおよび270億ドルを差し入れていました。

格付けが引き下げられた場合、当社および関連会社は追加担保または現金決済を要求されます。2015年3月31日現在で3つの格付機関の信用格付けが1段階引き下げられた場合、当社は担保またはデリバティブ取引の決済のいずれかにより23億ドルの追加差入れを求められていたことになります。さらに当社は、信用格付けが1段階引き下げられた場合、これまでに既存のデリバティブの取引相手から受領した担保1億ドルを第三者であるカストディアンのもとで分別するよう求められ、その結果、総額約24億ドルの現金債務と担保請求が発生することになります。

金融資産の譲渡に伴うデリバティブ

当社は、契約上参照される証券またはその他の金融資産の実質的にすべての経済的リターンに対する合成エクスポージャーを提供するトータル・リターン・スワップ取引を行っています。当該デリバティブ取引は、当社が参照金融資産をデリバティブの取引相手に譲渡することに伴って行われる場合がありますが、このような取引の最も典型的なものは、資金提供された形式で参照資産を保有することによって契約に基づく合成エクスポージャーの全体または一部をヘッジすることを望むデリバティブの取引相手に対応して行われます。一部の司法管轄においては、これらの取引は売却の条件を満たすため、譲渡された有価証券の認識が中止されます（金融資産の譲渡に関連する売却条件の詳細については、シティのフォーム10-Kによる2014年度年次報告書の連結財務諸表注記1をご参照ください。）。それら取引の大部分について、当社は、エクスポージャーを求める別の第三者に参照証券の実質的にすべての経済的リターンを移転する別のトータル・リターン・スワップの取引も行っています。そのような場合、当社は、純額ベースでは参照証券の経済的リターンの変動にさらされません。

これらの取引は一般的に、当社の、流動性のある政府債や転換社債または株式公開会社の持分証券のトレーディング・ポートフォリオからの振替を伴い、第三者の金融機関を相手に行われます。これに伴うデリバティブは通常、トータル・リターン・スワップです。当該デリバティブは現金決済され、証拠金要件を継続的に満たすことが求められます。

売却の会計処理の条件を満たした場合、当社は、参照金融資産の譲渡を売却として計上し、それに伴うデリバティブ取引を別途計上しています。譲渡された有価証券は当社のトレーディング・ポートフォリオにおいて公正価値で保有されていたため、通常これらの取引によって有価証券売却損益が生じることはありません。当社が売却として会計処理する金融資産の譲渡のうち、当社が同じ取引相手と当初は売却することを予定して行い、2015年3月31日現在においてまだ未決済のトータル・リターン・スワップを通じて譲渡資産に対する実質的にすべての経済的エクスポージャーを維持しているものに関して、認識を中止した資産の帳簿価額と認識中止日までに受け取った現金収入総額はいずれも25億ドルでした。2015年3月31日現在、以前に認識を中止したこれらの資産の公正価値は26億ドルであり、トータル・リターン・スワップの公正価値は、157百万ドルがデリバティブ資産総額、14百万ドルがデリバティブ負債総額として計上されました。トータル・リターン・スワップの残高は、取引相手ごとの相殺および現金担保との相殺の適用前の総額ベースであり、本注記で開示されている表には主に株式デリバティブとして含まれています。

[前へ](#) [次へ](#)

22. 公正価値による測定

ASC 820-10「公正価値による測定」は公正価値について定義しており、公正価値による測定に関する統一的な枠組みを構築し、公正価値による測定に関する開示を要求しています。公正価値とは測定日の市場参加者間の秩序立った取引で資産を売却して受け取る金額または負債を引き渡すために支払う金額と定義されています。当該基準は特に、当社が公正価値の測定時に観察可能なデータを最大限に利用し、観察不能なデータの利用を最小限に抑えることを要求しています。

ASC 820-10のもとでは、取引相手が債務不履行となる確率をデリバティブ・ポジションの評価に織り込み、シティグループ自身の信用リスクがデリバティブおよび公正価値で測定されるその他の負債に及ぼす影響を含んでいます。

公正価値の階層

ASC 820-10は、データが観察可能か観察不能であるかにより、データの階層を指定しています。観察可能なデータは、市場データを用いて開発され、市場参加者の仮定を反映しており、観察不能なデータは当社の市場に関する仮定を反映しています。これらの2種類のデータは下記のような公正価値に関する階層に分類されています。

- ・ レベル1 - 活発な市場における同一商品の市場価格
- ・ レベル2 - 活発な市場における類似商品の市場価格、活発でない市場における同一または類似商品の市場価格、ならびにすべての重要なデータおよび重要な価値決定要因が活発な市場において観察可能なモデルを使用した評価
- ・ レベル3 - 1つまたは複数の重要なデータまたは重要な価値決定要因が観察不能である評価手法を使って算定した評価

公正価値の階層において要求されているとおり、当社は、可能な場合には、評価において関連する観察可能な市場データを考慮しています。取引の頻度、ビッド/アスク・スプレッドの規模および類似取引を比較する際に必要な調整額のすべてが、市場の流動性および当該市場において観察された価格の関連性を判断する際に考慮されます。

公正価値階層のレベル間の振替に関する当社の方針では、報告期間末に各レベルからの（への）振替を認識しています。

公正価値の決定

当社は、公正価値で計上される資産および負債について、選択の結果として公正価値で測定されているのか、あるいは公正価値での測定が要求されているのかにかかわらず、以下に説明している手順を用いて当該価値を測定しています。

当社は、市場価格が入手可能な場合には、一般に市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をレベル1に分類しています。当社は市場価格が入手可能な場合に、容認される実用的な手法（マトリクス・プライシングなど）を活用して公正価値を算定することもあり、この場合、当該項目はレベル2に分類されます。

また当社は、評価対象ポジションと同一または類似の特徴をもつポジションにある最近の取引活動から市場価格またはその他の市況情報が入手可能な場合には、それらを用いて、価格に基づく評価手法を適用することもあります。市場取引およびビッド・アスク・スプレッドは、市場の流動性および当該市場から観察された価格の関連性を判断する際に考慮される要素です。関連のある観察可能な価格が入手可能な場合、当該評価価格はレベル2に分類される可能性があります。有価証券または貸出金に関する流動性が比較的低い、市場価格の情報が古い、評価対象の実際の有価証券または貸出金の諸条件の相違を反映するために類似の有価証券の価格に対する重要な調整が必要である、あるいは独立した情報源から入手した価格が評価を裏付けるには十分ではない場合、「価格」データは観察不能とみなされ、その公正価値による測定はレベル3に分類されます。

市場価格が入手不能な場合、公正価値は、可能であれば、現在の市況に基づく市場変数（金利、為替レートおよびオプション・ボラティリティなど）を用いて、内部的に開発した評価手法に基づいています。このように内部的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価値決定要因のうち、最もレベルの低いものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、レベル3に分類される可能性があります。

内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーまたはブローカーから入手した価格を用いて検証されます。ベンダーまたはブローカーの評価は、観察された価格から独自の評価モデルまで様々なデータに基づいている可能性があります。

以下の部分では、当社が様々な金融商品を公正価値で測定する際に用いている評価方法や、それぞれの金融商品が通常分類される公正価値階層のレベルなどについて記載しています。評価モデル、評価モデルに用いられる主要なデータ、および重要な仮定についての詳細も必要に応じて記載しています。

市場評価調整

金融商品の会計単位は通常、個別の金融商品です。当社は、会計単位と首尾一貫した市場評価調整を適用しており、この評価調整には以下の場合を除き、当社のポジションの規模による調整は含まれていません。特定の基準が満たされる場合、ASC 820-10は会計方針の選択を通じて、リスク・ポジション純額に基づき金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値を測定するという例外を認めています。シティは、リスク・ポジション純額に基づき基準を満たしている、デリバティブなどの特定の金融商品ポートフォリオの測定を選択しています。当社は、市場参加者の仮定と整合する、会計単位に基づいた市場評価調整（リスク・ポジション純額の規模を考慮した調整を含みます。）を適用しています。

リスク・ポジション純額の現金化可能な価格を公正価値に反映させるため、公正価値階層のレベル2またはレベル3の項目に対して流動性調整が適用されます。流動性調整額は、金融商品のビッド・オファー・スプレッドに基づいています。シティがリスク・ポジション純額ベースでデリバティブなどの金融投資の特定のポートフォリオを測定することを選択した場合、流動性調整額はポジションの規模を考慮して調整されます。

基礎となる評価においてデリバティブの通貨の関連する基準金利曲線（例えば、無担保米ドル建デリバティブの場合はLIBORなど）を用いて予想キャッシュ・フローを割り引く店頭取引（以下「OTC」といいます。）デリバティブ商品には、信用評価調整（以下「CVA」といいます。）および2014年度第3四半期から資金調達評価調整（以下「FVA」といいます。）が適用されています。関連する基準曲線によって推定されるように、すべての取引相手が同じ信用リスクを負っているわけではないため、評価において取引相手の信用リスクとシティ自身の信用リスクの両方に関する市場の見解をCVAとして組み込む必要があります。FVAは、デリバティブ・ポートフォリオのうち無担保部分および契約条項によって受入担保の再利用が認められない担保付デリバティブに内在する市場資金調達リスクのプレミアムを反映しています。

シティのCVA手法は2段階で構成されています。ステップ1では、すべての個別のデリバティブ・ポジションの条件、ならびに将来のある時点における一連の予想キャッシュ・フローを導き出すモンテカルロ・シミュレーションやその他の計量分析を用いて、各取引相手に関する信用エクスポージャーの特性が決定されます。このエクスポージャーの特性の計算においては、差し入れられた現金またはその他の担保およびネットिंग契約などの取り決めを通じて取引相手との間に存在する法的な相殺権を含む、信用リスクの軽減の影響が考慮されます。債務不履行リスクの対象であるのはこれらのキャッシュ・フロー純額合計であるため、実行可能なマスター・ネットिंग契約の対象である同一の取引相手との個別のデリバティブ契約は合算されます。このプロセスにより、CVA測定の基準として現在認識されている純額の資産または負債を用いるのではなく、債務不履行リスクの対象となっている、特定のある時点の将来キャッシュ・フローが識別されます。ステップ2では、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）市場で観察された信用スプレッドから導き出されるデフォルト確率に関する市場に基づく見解が、ステップ1で算出された予想将来キャッシュ・フローに適用されます。関連する期間におけるシティ固有のCDSスプレッドを用いて、シティ自身の信用CVAが算定されます。一般的に、取引相手のCVAは各信用格付けおよび期間におけるCDSスプレッド・インデックスを用いて算定されます。個別分析が実務上可能な（例えば、流動性のあるCDSの取引相手に対するエクスポージャーなど）特定の識別された相殺の組み合わせについては、取引相手固有のCDSスプレッドが用いられます。

CVAおよびFVAは、デリバティブ・ポートフォリオに内在する、それぞれ信用リスクおよび資金調達リスクに関する市場の見解を組み込むように構築されています。しかし、ほとんどの無担保デリバティブ商品は、交渉に基づく双務契約であり、一般的に第三者に譲渡されることはありません。デリバティブ商品は通常、契約に従って決済されるか、または早期終了の場合には取引相手間で交渉された価額で終了します。したがって、CVAおよびFVAは、通常の業務活動において決済または終了時まで実現しないことがあります。さらに、これらの調整のすべてまたは一部は、デリバティブ商品に関連する信用リスクまたは資金調達リスクが変動した場合には、将来の期間において戻し入れその他の調整が行われる可能性があります。

次表は、表示期間においてデリバティブ商品の公正価値に適用されたCVAおよびFVAの要約です。

(単位：百万ドル)	信用および資金調達評価調整 負債の減額（資産の減額）	
	2015年 3月31日	2014年12月31日
取引相手のCVA	\$ (1,862)	\$ (1,853)
資産のFVA	(560)	(518)
シティグループ（自身の信用）CVA	553	580
負債のFVA	75	19
CVA合計 - デリバティブ商品⁽¹⁾	\$ (1,794)	\$ (1,772)

(1) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

次表は、表示期間における、デリバティブ商品に係るCVA（ヘッジ控除後）、デリバティブに係るFVA、ならびにシティ自身の公正価値オプション（以下「FV0」といいます。）負債に係る債務評価調整（以下「DVA」といいます。）の変動に関連する税引前利益（損失）を要約したものです。

(単位：百万ドル)	信用/資金調達/債務 評価調整益（損）	
	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
取引相手のCVA	\$ (139)	\$ 7
資産のFVA	(42)	—
シティグループ（自身の信用）CVA	(36)	(34)
負債のFVA	57	—
CVA合計 - デリバティブ商品	\$ (160)	\$ (27)
自身のFV0負債に係るDVA	\$ 87	\$ 34
CVAおよびDVA合計⁽¹⁾	\$ (73)	\$ 7

(1) 表示上、FVAはCVAに含まれています。

公正価値による測定に関する評価プロセス

価格検証手続および関連する内部統制手続は、ファイナンス部門およびリスク管理部門が共同で所管している、シティグループの「プライシングと価格検証の方針および基準」が適用されます。

当社が保有しているほぼすべての資産および負債の公正価値による測定に関して、個別の事業単位はトレーディング勘定資産および負債の評価に対して責任を負っており、ファイナンス部門におけるプロダクト・コントロールは独立した価格検証手続を実施してこれら公正価値による測定を評価しています。プロダクト・コントロールは個別の事業単位から独立し、プロダクト・コントロールのグローバル責任者へ報告しています。グローバル責任者は金融資産および負債の評価に影響力を有しています。資産および負債の公正価値による測定は、割引キャッシュ・フロー、およびオプションや関連モデルなどの内部モデルを含むさまざまな評価手法を使用して決定されていますが、これらに限定されません。

プロダクト・コントロールは使用データの観察可能性に基づき、保有資産を公正価値階層のレベル1、レベル2またはレベル3に分類します。ポジションが直接観察可能ではない1つまたは複数の重要なデータを含む場合、価格検証手続が実施され、これらの手続は関連する過去のデータの検討、損益の分析、個別の仕組取引の各要素の評価およびベンチマーク比較などを含む可能性があります。

公正価値階層のレベル3に分類されている保有資産に関する報告書は、ファイナンス部門、リスク部門および事業の上級経営陣に配布されています。この保有資産についてはリスク委員会およびトレーディング部門上級経営陣の月次会議でも検討されます。この報告書は必要とみなされた場合には、取締役会の監査委員会または正式な取締役会へ配布される可能性があります。資産または負債の価格を出口価格に調整する必要がある場合はいつでも、プロダクト・コントロールがその他の価格検証結果と合わせて経営陣に報告します。

さらに、公正価値の測定に使用されたプライシング・モデルは独立の統制の枠組みによって管理されます。このモデルは個別の事業単位で開発され検証されますが、リスク管理部門のモデル検証グループが独立してこのモデルの正当性を確認し、価格検証手続に対する影響についてファイナンス部門によって見直しが行われます。この独立した統制の枠組みは、モデルの理論的健全性から生じるモデル・リスク、必要な場合の修正手法、および定義された市場における特定商品のモデルの妥当性の評価を目的としています。適用を確実に継続させるため、モデルは毎年、独立して見直されます。さらにリスク管理部門は、今までの事業で承認済みの各モデルに基づき評価が認められた商品一覧表を承認し保持しています。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売渡有価証券

こうした金融商品には市場価格が存在しないため、公正価値は割引キャッシュ・フロー法を用いて決定されます。キャッシュ・フローは、組込デリバティブやその他の特徴を考慮して、契約条件に基づいて見積られます。予想キャッシュ・フローは、当該金融商品の満期および裏付担保の内容に応じた金利を用いて割り引かれます。公正価値の評価に用いられたデータは容易に観察可能であるため、このような金融商品が公正価値で保有される場合は、通常、公正価値階層のレベル2に分類されます。しかし、特定の長期ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。

トレーディング勘定資産および負債 - トレーディング有価証券およびトレーディング貸出金

当社は通常、入手可能な場合には活発な市場における市場価格を用いてトレーディング有価証券の公正価値を決定します。このような項目は、公正価値階層のレベル1に分類されます。一部の政府証券や取引所で売買されている持分有価証券がその一例です。

店頭で取引される債券および流通市場の貸出金について、当社は通常、割引キャッシュ・フロー、価格ベースおよびブラック・ショールズやモンテカルロ・シミュレーションなどの内部モデルを含む評価手法を利用して公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立した情報源（第三者であるベンダーを含みます。）から入手した価格を用いて検証されます。ベンダーは様々な情報源からの価格情報を収集し、観察可能な価格が入手できない場合、類似する債券または貸出金についてのマトリクス・プライシングを行うことがあります。価格ベースの手法は、入手可能な場合には市場価格、あるいは評価対象の債券または貸出金と類似した特徴をもつ資産の最近の取引活動から入手したその他の市場情報を用いることができます。割引キャッシュ・フロー・モデルで使用された利回りは同じ価格情報から導き出されたものです。このような評価方法を用いて価格設定されたトレーディング有価証券および貸出金は、一般的にレベル2に分類されます。しかし、有価証券または貸出金の流動性が比較的低い場合、市場価格の情報が古い場合、評価対象の実際の有価証券または貸出金の条件上の相違を反映するために類似の有価証券または貸出金の価格に対する重要な調整が必要である場合、あるいは独立した情報源からの価格に関する情報が評価を裏付けるのに不十分である場合には、当該貸出金または有価証券は一般的にレベル3に分類されます。価格ベース手法で使用された価格データは、サブプライムCDOなどの元本または金利を受け取っておらず、現在ゼロまで評価減されている有価証券については、ゼロとなる可能性があります。

主に証券化市場で取引されている当社の貸出金ポートフォリオについては、当社は証券化価格を用いて当該ポートフォリオの公正価値を決定しています。この証券化価格は、現在の市場における仮想証券化による予想収益に、変換費用（すなわち、取引費用以外の直接費用）および市況や流動性などの証券化に関する不確実性についての調整を行い決定されます。2007年度下半期以降、特定の証券化市場の活動水準が著しく低下し、直接比較可能な特定の貸出金ポートフォリオについての観察可能な証券化価格が容易に入手できなくなりました。このため、このような貸出金ポートフォリオは一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。しかし、商業不動産貸付などのその他の貸出金の証券化市場は引き続き活発であるため、仮想証券化の価格検証が可能です。したがって、この貸出金ポートフォリオは公正価値階層のレベル2に分類されます。

トレーディング勘定資産および負債 - デリバティブ

取引所で売買されるデリバティブは、入手可能な場合には活発な市場の相場価格（すなわち取引所価格）を用いて公正価値を測定するため、公正価値階層のレベル1に分類されます。

活発な市場において相場価格のないデリバティブおよび店頭で取引されるデリバティブ契約は、内部の評価手法を用いて評価されます。これらのデリバティブ商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3のいずれかに分類されます。

この評価手法およびデータは、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なります。これらの金融商品の評価に用いられる主な評価手法は、割引キャッシュ・フロー、ならびにブラック・ショールズおよびモンテカルロ・シミュレーションを含む内部モデルです。

主要なデータは、デリバティブの種類および基礎となる金融商品の内容によって異なり、金利イールドカーブ、外国為替レート、ボラティリティおよび相関係数を含んでいます。当社は特定の担保付デリバティブの評価において、公正価値測定データとして翌日物インデックス・スワップ(OIS)を使用しています。シティはデリバティブの取引通貨に関連するベンチマーク曲線(例えば、米ドル建デリバティブについてロンドン銀行間取引金利)を無担保デリバティブの割引率として使用しています。

上記のとおり、2014年度第3四半期において、シティは、公正価値測定にFVAを取り入れましたが、これは、OTCデリバティブの資金調達リスクのプレミアムに関する市場の見解を組み込む方向への業界の動向と捉えています。FVAの実装に関連して2014年度に発生した費用は、会計上の見積りの変更として「自己勘定取引」に反映されました。シティのFVA手法では、資金調達エクスポージャーの特性の見積りに既存のCVA手法を利用しています。このエクスポージャーの特性の計算には、取引相手が第三者のカストディアンに担保を差し入れる場合を含め、その契約条件によって受入担保の再利用が認められない担保契約が考慮されています。

CDOにおけるサブプライム関連の直接的エクスポージャー

アセット・バック証券(以下「ABS」といいます。) CDOポジションのハイグレードおよびメザニンの評価には、ABS CDOのハイグレードおよびメザニンそれぞれの原資産に基づく価格を使用しています。

貸出および仕組み業務における大部分のサブプライム関連の直接的エクスポージャーの公正価値は、入手可能な場合には、観察可能な取引、活発に取引が行われていない市場における類似した資産に関するその他の市場データ、およびその他の内部の評価手法を用いて決定されています。

投資

投資カテゴリーには、売却可能負債証券および市場性のある持分有価証券が含まれており、その公正価値は一般的に、上述のトレーディング有価証券と同様の手続を用いて決定されますが、主な情報源としてベンダーによるプライシングを用いて決定される場合もあります。

さらに投資には、非公開のプライベート・エクイティおよび不動産事業体への投資が含まれています。非上場有価証券に関しては市場価格が存在しておらず、一般的にこのような有価証券は薄商いであるため、その公正価値の決定にはかなりの程度の管理者の資質と判断を伴います。さらに、プライベート・エクイティの有価証券には譲渡制限が設けられている場合もあります。このような有価証券の公正価値の決定に関する当社のプロセスは比較可能性の分析を含め、通常一般に認められている評価手法を用います。非上場有価証券の公正価値を決定する際に、当社は、被投資企業の売却案、新規株式公開、株式発行またはその他の観察可能な取引などの事象も考慮します。連結財務諸表注記13に記載されているとおり、当社はこれらの投資の一部を評価する際に純資産価値を使用しています。

プライベート・エクイティの有価証券は、一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。

短期借入金および長期債務

公正価値による会計処理が選択されている非仕組負債の公正価値は、該当する満期に応じた割引率を用いた内部モデルを使用して決定されます。これらの金融商品については、すべての重要なデータが容易に観察可能である場合、一般的に公正価値階層のレベル2に分類されます。

複合金融商品（仕組負債を含みます。）の公正価値は、組込リスク・プロファイルの内容を考慮の上、適切なデリバティブ評価方法（上記の「トレーディング勘定資産および負債 - デリバティブ」で説明されています。）を用いて決定しています。このような金融商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性によって、レベル2またはレベル3に分類されます。

Alt-Aモーゲージ証券

当社は、Alt-Aモーゲージ証券を満期保有目的、売却可能およびトレーディング投資に分類しています。トレーディング勘定および売却可能に分類された有価証券は公正価値で計上され、公正価値の変動は、それぞれ当期損益およびその他包括利益累計額に報告されます。シティでは、Alt-Aモーゲージ証券とは、以下の条件が該当する民間の住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」といいます。）と定義しています。（ ）裏付担保の加重平均FICOスコアが680から720の間である場合、あるいは（ ）FICOスコアが720を超えるもので、フル・ドキュメンテーション・ローンにより構成される裏付担保のRMBSの保有割合が30%以下である場合。

その他のトレーディング有価証券およびトレーディング貸出金に利用される評価方法と同様、当社は通常、内部の評価手法を利用してAlt-Aモーゲージ証券の公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いた公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーから入手した価格を用いて検証されます。コンセンサス・データの提供者は様々な情報源から価格情報を収集しています。当社はまた、評価対象の有価証券と同一または類似の特徴をもつ有価証券の最近の取引活動における取引価格が入手可能な場合には、その取引価格を用いることもあります。

Alt-Aモーゲージ証券に用いられる評価手法は、その他のモーゲージ・エクスポージャーと同様に、価格ベースおよび利回りの分析手法です。市場由来の主要データは利回りです。キャッシュ・フローは期限前返済率ならびに住宅価格の変動、失業率、金利、借り手の属性およびその他の市場指標といった現在の経済状況を反映する損失の見積りを考慮した現在の裏付担保の実績に基づいています。

これらの方法を用いて評価されるAlt-Aモーゲージ証券は、一般的にレベル2に分類されます。しかし、資本構成の中で、より質の低い部分または劣後する部分からなるAlt-Aモーゲージにより裏付けられたAlt-Aモーゲージ証券のほとんどは、これらのポジションの流動性が低く、独立した情報源から得られる価格についての信頼性が低いため、レベル3に分類されています。

定期的に公正価値で測定される項目

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在において定期的に公正価値で測定されている当社の資産および負債を、公正価値階層ごとに表しています。当社は、レベル3に分類されているポジションをレベル3に分類されている商品（ヘッジ手段）に限らず、公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類されている金融商品によりヘッジしています。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2015年3月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
資産						
フェデラルファンド 貸出金、借入有価証券 または売戻条件付買入 有価証券	\$ —	\$ 174,440	\$ 4,022	\$ 178,462	\$ (42,568)	\$ 135,894
トレーディング・ 非デリバティブ資産						
トレーディング・ モーゲージ・バック 有価証券						
米国政府系機関保証	\$ —	\$ 25,230	\$ 818	\$ 26,048	\$ —	\$ 26,048
住宅	—	2,174	2,130	4,304	—	4,304
商業	—	3,233	599	3,832	—	3,832
トレーディング・ モーゲージ・バック 有価証券合計	\$ —	\$ 30,637	\$ 3,547	\$ 34,184	\$ —	\$ 34,184
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 19,680	\$ 3,928	\$ —	\$ 23,608	\$ —	\$ 23,608
州および市	—	3,549	247	3,796	—	3,796
外国政府	41,548	27,754	115	69,417	—	69,417
事業会社	595	23,801	767	25,163	—	25,163
持分有価証券	50,782	4,156	2,598	57,536	—	57,536
アセット・バック証券	—	1,230	3,553	4,783	—	4,783
その他のトレーディング 資産	—	8,522	4,393	12,915	—	12,915
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計	\$ 112,605	\$ 103,577	\$ 15,220	\$ 231,402	\$ —	\$ 231,402
トレーディング・ デリバティブ						
金利契約	\$ 78	\$ 636,186	\$ 3,718	\$ 639,982		
外国為替契約	1	174,759	1,509	176,269		
株式契約	2,502	19,719	2,054	24,275		
コモディティ契約	475	17,593	955	19,023		
クレジット・デリバティ ブ	—	35,689	2,534	38,223		
トレーディング・デリバティブ 契約総額	\$ 3,056	\$ 883,946	\$ 10,770	\$ 897,772		
現金担保支払額 ⁽³⁾				\$ 7,270		
ネットティング契約					\$ (779,613)	
現金担保受取額のネットティ ング					(53,848)	
トレーディング・デリバティブ 合計	\$ 3,056	\$ 883,946	\$ 10,770	\$ 905,042	\$ (833,461)	\$ 71,581

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2015年3月31日現在)

投資

モーゲージ・バック
有価証券

米国政府系機関保証

住宅

商業

投資モーゲージ・バック

有価証券合計

米国財務省証券および
連邦諸機関証券

州および市

外国政府

事業会社

持分有価証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分証券

投資合計

貸出金⁽⁴⁾

抵当貸付サービシング権

非トレーディング・
デリバティブおよび定期的
に測定されるその他の金融
資産、総額

現金担保支払額

現金担保受取額の
ネットティング

非トレーディング・
デリバティブおよび定期的
に測定されるその他の
金融資産⁽⁸⁾

資産合計

資産総額に占める割合⁽⁵⁾

レベル1⁽¹⁾

レベル2⁽¹⁾

レベル3

残高総額

相殺⁽²⁾

正味残高

\$ —

\$ 39,014

\$ 70

\$ 39,084

\$ —

\$ 39,084

—

7,266

10

7,276

—

7,276

—

505

2

507

—

507

\$ —

\$ 46,785

\$ 82

\$ 46,867

\$ —

\$ 46,867

\$ 112,018

\$ 9,336

\$ 5

\$ 121,359

\$ —

\$ 121,359

\$ —

\$ 9,998

\$ 2,247

\$ 12,245

\$ —

\$ 12,245

36,262

50,222

575

87,059

—

87,059

1,842

12,128

584

14,554

—

14,554

407

64

519

990

—

990

—

10,987

517

11,504

—

11,504

—

661

—

661

—

661

—

285

2,285

2,570

—

2,570

\$ 150,529

\$ 140,466

\$ 6,814

\$ 297,809

\$ —

\$ 297,809

\$ —

\$ 2,669

\$ 3,906

\$ 6,575

\$ —

\$ 6,575

—

—

1,685

1,685

—

1,685

\$ 194

\$ 10,715

\$ 148

\$ 11,057

29

\$ (2,150)

\$ 194

\$ 10,715

\$ 148

\$ 11,086

\$ (2,150)

\$ 8,936

\$ 266,384

\$1,315,813

\$ 42,565

\$1,632,061

\$ (878,179)

\$ 753,882

16.4%

81.0%

2.6%

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2015年3月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
負債						
利付預金	\$ —	\$ 1,185	\$ 465	\$ 1,650	\$ —	\$ 1,650
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 または買戻条件付売渡 有価証券	—	75,733	1,060	76,793	(42,568)	34,225
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	50,368	14,652	223	65,243	—	65,243
トレーディング・ デリバティブ						
金利契約	57	618,464	4,052	622,573		
外国為替契約	5	179,226	863	180,094		
株式契約	2,718	27,084	2,828	32,630		
コモディティ契約	515	20,820	2,684	24,019		
クレジット・デリバティブ	—	35,189	3,197	38,386		
トレーディング・ デリバティブ契約総額	\$ 3,295	\$ 880,783	\$ 13,624	\$ 897,702		
現金担保受取額 ⁽⁶⁾				\$ 10,398		
ネットイング契約					\$ (779,613)	
現金担保支払額の ネットイング					(51,292)	
トレーディング・ デリバティブ合計	\$ 3,295	\$ 880,783	\$ 13,624	\$ 908,100	\$ (830,905)	\$ 77,195
短期借入金	\$ —	\$ 806	\$ 120	\$ 926	\$ —	\$ 926
長期債務	—	18,213	7,196	25,409	—	25,409
非トレーディング・ デリバティブおよび定期的 に測定されるその他の金融 負債、総額	\$ —	\$ 1,960	\$ 8	\$ 1,968		
現金担保受取額 ⁽⁷⁾ 非トレーディング・ デリバティブおよび定期的 に測定されるその他の 金融負債合計	\$ —	\$ 1,960	\$ 8	\$ 2,024	\$ —	\$ 2,024
負債合計	\$ 53,663	\$ 993,332	\$ 22,696	\$1,080,145	\$ (873,473)	\$ 206,672
負債総額に占める割合 ⁽⁵⁾	5.0%	92.9%	2.1%			

- (1) 2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は約6億ドルの資産をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これらは主に、外国政府証券が活発な市場で取引されなかったことに関連していました。2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は約18億ドルの資産をレベル2からレベル1へ振り替えましたが、これらは主に外国政府債および持分証券が流動性のある市場を形成するのに十分な頻度で取引されたことに関連していました。2015年3月31日に終了した3ヶ月間において、当社は約2億ドルの負債をレベル2からレベル1へ振り替えましたが、レベル1からレベル2への負債の重要な振替はありませんでした。
- (2) () 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに() 適格マスター・ネットイング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (3) 現金担保支払総額58,562百万ドルのうち、51,292百万ドルがデリバティブ負債の相殺に使用された後の純額を表します。
- (4) 公正価値で計上されている貸出金に係る貸倒引当金は計上されていません。
- (5) 現金担保支払額/受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定された資産および負債合計(デリバティブに関して支払った/受領した現金担保を除きます。)に基づいて計算されています。
- (6) 現金担保受取総額64,246百万ドルのうち、53,848百万ドルがデリバティブ資産の相殺に使用された後の純額を表します。
- (7) 現金担保受取総額2,206百万ドルのうち、2,150百万ドルが非トレーディング・デリバティブ資産の相殺に使用された後の純額を表します。
- (8) 公表済のワンメイン・ファイナンシャルの売却に伴い譲渡された資産を含みます。詳細については、連結財務諸表注記2をご参照ください。

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2014年12月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
資産						
フェデラルファンド						
貸出金、借入有価証券 または売戻条件付買入 有価証券	\$ —	\$ 187,922	\$ 3,398	\$ 191,320	\$ (47,129)	\$ 144,191
トレーディング・ 非デリバティブ資産						
トレーディング・ モーゲージ・バック 有価証券						
米国政府系機関保証	—	25,968	1,085	27,053	—	27,053
住宅	—	2,158	2,680	4,838	—	4,838
商業	—	3,903	440	4,343	—	4,343
トレーディング・ モーゲージ・バック 有価証券合計	\$ —	\$ 32,029	\$ 4,205	\$ 36,234	\$ —	\$ 36,234
米国財務省証券および 連邦諸機関証券	\$ 15,991	\$ 4,483	\$ —	\$ 20,474	\$ —	\$ 20,474
州および市	—	3,161	241	3,402	—	3,402
外国政府	37,995	26,736	206	64,937	—	64,937
事業会社	1,337	25,640	820	27,797	—	27,797
持分有価証券	51,346	4,281	2,219	57,846	—	57,846
アセット・バック証券	—	1,252	3,294	4,546	—	4,546
その他のトレーディング 資産	—	9,221	4,372	13,593	—	13,593
トレーディング・ 非デリバティブ資産合計	\$ 106,669	\$ 106,803	\$ 15,357	\$ 228,829	\$ —	\$ 228,829
トレーディング・ デリバティブ						
金利契約	\$ 74	\$ 634,318	\$ 4,061	\$ 638,453		
外国為替契約	—	154,744	1,250	155,994		
株式契約	2,748	19,969	2,035	24,752		
コモディティ契約	647	21,850	1,023	23,520		
クレジット・デリバティ ブ	—	40,618	2,900	43,518		
トレーディング・ デリバティブ契約総額	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 886,237		
現金担保支払額 ⁽³⁾				\$ 6,523		
ネットティング契約					\$ (777,178)	
現金担保受取額の ネットティング ⁽⁶⁾					(47,625)	
トレーディング・ デリバティブ合計	\$ 3,469	\$ 871,499	\$ 11,269	\$ 892,760	\$ (824,803)	\$ 67,957

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2014年12月31日現在)

投資

モーゲージ・バック
有価証券

米国政府系機関保証

住宅

商業

投資モーゲージ・バック

有価証券合計

米国財務省証券および
連邦諸機関証券

州および市

外国政府

事業会社

持分有価証券

アセット・バック証券

その他の負債証券

市場性のない持分証券

投資合計

貸出金⁽⁴⁾

抵当貸付サービシング権

非トレーディング・
デリバティブおよび定期的
に測定されるその他の金融
資産、総額

現金担保支払額⁽⁵⁾

現金担保受取額の

ネットting⁽⁷⁾

非トレーディング・
デリバティブおよび定期的
に測定されるその他の
金融資産

資産合計

資産総額に占める割合⁽⁵⁾

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
	\$ —	\$ 36,053	\$ 38	\$ 36,091	\$ —	\$ 36,091
	—	8,355	8	8,363	—	8,363
	—	553	1	554	—	554
	\$ —	\$ 44,961	\$ 47	\$ 45,008	\$ —	\$ 45,008
	\$ 110,710	\$ 12,974	\$ 6	\$ 123,690	\$ —	\$ 123,690
	\$ —	\$ 10,519	\$ 2,180	\$ 12,699	\$ —	\$ 12,699
	37,280	52,739	678	90,697	—	90,697
	1,739	9,746	672	12,157	—	12,157
	1,770	274	681	2,725	—	2,725
	—	11,957	549	12,506	—	12,506
	—	661	—	661	—	661
	—	233	2,525	2,758	—	2,758
	\$ 151,499	\$ 144,064	\$ 7,338	\$ 302,901	\$ —	\$ 302,901
	\$ —	\$ 2,793	\$ 3,108	\$ 5,901	\$ —	\$ 5,901
	—	—	1,845	1,845	—	1,845
	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,430		
				123		
					\$ (1,791)	
	\$ —	\$ 9,352	\$ 78	\$ 9,553	\$ (1,791)	\$ 7,762
	\$ 261,637	\$1,322,433	\$ 42,393	\$1,633,109	\$ (873,723)	\$ 759,386
	16.1%	81.3%	2.6%			

公正価値レベル

(単位：百万ドル、
2014年12月31日現在)

	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽¹⁾	レベル3	残高総額	相殺 ⁽²⁾	正味残高
負債						
利付預金	\$ —	\$ 1,198	\$ 486	\$ 1,684	\$ —	\$ 1,684
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 または買戻条件付売渡 有価証券	—	82,811	1,043	83,854	(47,129)	36,725
トレーディング勘定負債						
空売り有価証券	59,463	11,057	424	70,944	—	70,944
トレーディング勘定 デリバティブ						
金利契約	77	617,933	4,272	622,282		
外国為替契約	—	158,354	472	158,826		
株式契約	2,955	26,616	2,898	32,469		
コモディティ契約	669	22,872	2,645	26,186		
クレジット・デリバティブ	—	39,787	3,643	43,430		
トレーディング・ デリバティブ契約総額	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 883,193		
現金担保受取額 ⁽⁷⁾				\$ 9,846		
ネットینگ契約					\$ (777,178)	
現金担保支払額の ネットینگ ⁽³⁾					(47,769)	
トレーディング・ デリバティブ合計	\$ 3,701	\$ 865,562	\$ 13,930	\$ 893,039	\$ (824,947)	\$ 68,092
短期借入金	\$ —	\$ 1,152	\$ 344	\$ 1,496	\$ —	\$ 1,496
長期債務	—	18,890	7,290	26,180	—	26,180
非トレーディング・デリバティブ および定期的に測定 されるその他の金融負債、 総額	\$ —	\$ 1,777	\$ 7	\$ 1,784		
現金担保受取額 ⁽⁸⁾				7		
現金担保支払額のネットینگ ⁽⁵⁾					(15)	
非トレーディング・ デリバティブおよび定期 的に測定されるその他の 金融負債	—	1,777	7	1,791	(15)	1,776
負債合計	\$ 63,164	\$ 982,447	\$ 23,524	\$1,078,988	\$ (872,091)	\$ 206,897
負債総額に占める割合⁽⁶⁾	5.9%	91.9%	2.2%			

(1) 2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は約41億ドルの資産をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これらは主に、外国政府証券が活発な市場を形成するのに十分な頻度で取引されなかったこと、およびシティが取引所外取引の普及を反映して一部の株式契約の評価手法を見直したことに関連していました。2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は約42億ドルの資産をレベル2からレベル1へ振り替えましたが、これらは主に外国政府債が流動性のある市場を形成するのに十分な頻度で取引されたことに関連していました。2014年12月31日に終了した事業年度において、当社は約14億ドルの負債をレベル1からレベル2へ振り替えましたが、これはシティが取引所外取引の普及を反映して一部の株式契約の評価手法を見直したためです。2014年12月31日に終了した事業年度において、レベル2からレベル1への負債の重要な振替はありませんでした。

- (2) () 売戻条件付買入有価証券に関する債権と買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、ならびに() 適格マスター・ネットینگ契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺および現金担保の相殺を表しています。
- (3) 現金担保支払総額54,292百万ドルのうち、47,769百万ドルがデリバティブ負債の相殺に使用された後の純額を表します。
- (4) 公正価値で計上されている貸出金に係る貸倒引当金は計上されていません。
- (5) 現金担保支払総額138百万ドルのうち、15百万ドルが非トレーディング・デリバティブ負債の相殺に使用された後の純額を表します。
- (6) 現金担保支払額 / 受取額はレベル1、2および3の小計に配分されていないため、これらの割合は定期的に公正価値で測定された資産および負債合計（デリバティブに関して支払った / 受領した現金担保を除きます。）に基づいて計算されています。
- (7) 現金担保受取総額57,471百万ドルのうち、47,625百万ドルがデリバティブ資産の相殺に使用された後の純額を表します。
- (8) 現金担保受取総額1,798百万ドルのうち、1,791百万ドルがデリバティブ資産の相殺に使用された後の純額を表します。

[前へ](#) [次へ](#)

公正価値カテゴリーのレベル3の変動

次表は、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間における公正価値カテゴリーのレベル3の変動を表しています。上記のとおり、評価モデルが依拠している重要なデータに、観察不能なデータが1つでも含まれている場合、当社は、当該金融商品を公正価値階層のレベル3に分類します。レベル3の金融商品に関する評価モデルは通常、これらの観察不能なデータに加えて、直接的または間接的に容易に観察可能な数多くのデータにも依拠しています。下記に表示された利益および損失には、観察可能なデータおよび観察不能なデータの両方に関連した公正価値の変動が含まれています。

当社は、多くの場合、異なるレベルに分類されているポジションとの相殺により、ポジションをヘッジしています。例えば、次表におけるレベル3の資産および負債に係る損益は、当社がレベル1およびレベル2に分類しているヘッジ手段に係る損益との相殺効果を反映していません。また当社は、公正価値階層のレベル3に分類されている項目を、同じくレベル3に分類されている商品でヘッジしています。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

レベル3の公正価値のロールフォワード

(単位：百万ドル)	下記に含まれる 正味実現 / 未実現 利益 (損失)									保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾	
	2014年 12月31日	自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾ (2)	振替		購入	発行	売却	決済		2015年 3月31日
				レベル3 へ	レベル3 から						
資産											
フェデラルファンド 貸出金、借入有価 証券または売戻条 件付買入有価証券 トレーディング・ 非デリバティブ 資産	\$ 3,398	\$ (40)	\$ —	\$ —	\$ (100)	\$ 764	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 4,022	\$ 71
トレーディング・ モーゲージ・ バック有価証券											
米国政府系機関保証	1,085	3	—	294	(510)	167	—	(221)	—	818	(2)
住宅	2,680	77	—	45	(216)	498	—	(954)	—	2,130	(106)
商業	440	15	—	88	(13)	320	—	(251)	—	599	(4)
トレーディング・ モーゲージ・ バック有価証券 合計	\$ 4,205	\$ 95	\$ —	\$ 427	\$ (739)	\$ 985	\$ —	\$ (1,426)	\$ —	\$ 3,547	\$ (112)
米国財務省証券 および連邦諸 機関証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
州および市	241	(8)	—	14	(7)	9	—	(2)	—	247	(7)
外国政府	206	(3)	—	27	(92)	66	—	(40)	(49)	115	1
事業会社	820	76	—	13	(59)	347	—	(430)	—	767	32
持分有価証券	2,219	(21)	—	124	(15)	382	—	(91)	—	2,598	5
アセット・バック 証券	3,294	127	—	65	(34)	1,063	—	(962)	—	3,553	194
その他の トレーディング 資産	4,372	(141)	—	210	(392)	1,002	13	(663)	(8)	4,393	(15)
トレーディング・ 非デリバティブ 資産合計	\$ 15,357	\$ 125	\$ —	\$ 880	\$ (1,338)	\$ 3,854	\$ 13	\$ (3,614)	\$ (57)	\$ 15,220	\$ 98
トレーディング・ デリバティブ - 純額 ⁽⁴⁾											
金利契約	\$ (211)	\$ (70)	\$ —	\$ (134)	\$ 7	\$ 6	\$ —	\$ (3)	\$ 71	\$ (334)	\$ (282)
外国為替契約	778	(301)	—	41	4	91	—	(95)	128	646	174
株式契約	(863)	(29)	—	(23)	101	89	—	(65)	16	(774)	110
コモディティ契約	(1,622)	(334)	—	182	16	—	—	—	29	(1,729)	(263)
クレジット・デリバ ティブ	(743)	(98)	—	82	53	—	—	—	43	(663)	(187)
トレーディング・ デリバティブ 合計 - 純額 ⁽⁴⁾	\$ (2,661)	\$ (832)	\$ —	\$ 148	\$ 181	\$ 186	\$ —	\$ (163)	\$ 287	\$ (2,854)	\$ (448)

	2014年 12月31日	下記に含まれる 正味実現 / 未実現 利益 (損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2015年 3月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾ (2)	レベル3 へ	レベル3 から						
(単位: 百万ドル)											
投資											
モーゲージ・											
バック有価証券											
米国政府系機関	\$ 38	\$ —	\$ (1)	\$ 45	\$ (12)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 70	\$ (2)
保証											
住宅	8	—	2	—	—	—	—	—	—	10	2
商業	1	—	—	2	(1)	—	—	—	—	2	—
投資モーゲージ・											
バック証券合計	\$ 47	\$ —	\$ 1	\$ 47	\$ (13)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 82	\$ —
米国財務省証券											
および連邦諸	\$ 6	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (1)	\$ —	\$ 5	\$ —
機関証券											
州および市	2,180	—	32	105	(139)	233	—	(164)	—	2,247	13
外国政府	678	—	51	—	(105)	174	—	(111)	(112)	575	(22)
事業会社	672	—	(26)	2	(41)	14	—	(4)	(33)	584	(20)
持分有価証券	681	—	(88)	7	(3)	—	—	(78)	—	519	(3)
アセット・バック											
証券	549	—	(40)	—	(10)	19	—	(1)	—	517	(39)
その他の負債証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市場性のない											
持分証券	2,525	—	22	—	(1)	1	—	—	(262)	2,285	25
投資合計	\$ 7,338	\$ —	\$ (48)	\$ 161	\$ (312)	\$ 441	\$ —	\$ (359)	\$ (407)	\$ 6,814	\$ (46)
貸出金	\$ 3,108	\$ —	\$ (54)	\$ 689	\$ —	\$ 209	\$ 321	\$ (97)	\$ (270)	\$ 3,906	\$ (4)
抵当貸付											
サービシング権	1,845	—	(77)	—	—	—	43	(32)	(94)	1,685	(77)
定期的に測定される											
その他の金融資産	78	—	6	66	(2)	3	60	(5)	(58)	148	(33)
負債											
利付預金	\$ 486	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (21)	\$ 465	\$ 2
フェデラルファンド											
借入金、貸付有価											
証券または買戻条件	1,043	(52)	—	—	—	—	—	1	(36)	1,060	(11)
付売渡有価証券											
トレーディング勘定負											
債											
空売り有価証券	424	(10)	—	92	(43)	—	—	70	(330)	223	(29)
短期借入金	344	(7)	—	1	(12)	—	16	—	(236)	120	(21)
長期債務	7,290	286	—	712	(947)	—	949	—	(522)	7,196	(193)
定期的に測定される											
その他の金融負債	7	—	(3)	—	—	(1)	—	—	(1)	8	(1)

- (1) 売却可能投資の公正価値の変動は、一時的でない減損に関連する場合を除き「その他包括利益(損失)累計額」に計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益(損失)」に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益(損失)は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。
- (3) 2015年3月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益(および売却可能投資の公正価値の変動に関する「その他包括利益(損失)累計額」)に含まれている損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のデリバティブ資産および負債は、上表においては表示目的上相殺されています。

	2013年 12月31日	下記に含まれる 正味実現 / 未実現 利益 (損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2014年 3月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾ (2)	レベル3 へ	レベル3 から						
(単位: 百万ドル)											
資産											
フェデラルファンド 貸出金、借入有価 証券または売戻条 件付買入有価証券 トレーディング・ 非デリバティブ 資産 トレーディング・ モーゲージ・ バック有価証券	\$ 3,566	\$ (1)	\$ —	\$ 51	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (165)	\$ 3,451	\$ (1)
米国政府系機関保証	1,094	81	—	179	(385)	154	3	(321)	(17)	788	10
住宅	2,854	157	—	74	(153)	976	—	(1,164)	—	2,744	41
商業	256	5	—	35	(24)	32	—	(63)	—	241	5
トレーディング・ モーゲージ・ バック有価証券 合計	\$ 4,204	\$ 243	\$ —	\$ 288	\$ (562)	\$ 1,162	\$ 3	\$ (1,548)	\$ (17)	\$ 3,773	\$ 56
米国財務省証券 および連邦諸 機関証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
州および市	222	2	—	11	(104)	9	—	(19)	—	121	3
外国政府	416	(6)	—	49	(85)	138	—	(139)	—	373	(5)
事業会社	1,835	27	—	187	(145)	592	—	(828)	(3)	1,665	(30)
持分有価証券	1,057	(171)	—	35	(5)	532	—	(63)	—	1,385	267
アセット・バック 証券	4,342	269	—	33	(175)	943	—	(1,971)	—	3,441	164
その他の トレーディング 資産	3,184	23	—	575	(464)	1,064	—	(864)	(66)	3,452	21
トレーディング・ 非デリバティブ 資産合計	\$ 15,260	\$ 387	\$ —	\$ 1,178	\$ (1,540)	\$ 4,440	\$ 3	\$ (5,432)	\$ (86)	\$ 14,210	\$ 476
トレーディング・ デリバティブ - 純額 ⁽⁴⁾											
金利契約	\$ 839	\$ (348)	\$ —	\$ 36	\$ 9	\$ 18	\$ —	\$ (46)	\$ (275)	\$ 233	\$ (367)
外国為替契約	695	138	—	(11)	19	1	—	—	(13)	829	211
株式契約	(858)	152	—	(518)	52	150	—	(94)	(120)	(1,236)	(225)
コモディティ契約	(1,393)	75	—	30	31	—	—	—	(72)	(1,329)	67
クレジット・ デリバティブ	(274)	(63)	—	(61)	(30)	1	—	(3)	173	(257)	(234)
トレーディング・ デリバティブ合計 - 純額 ⁽⁴⁾	\$ (991)	\$ (46)	\$ —	\$ (524)	\$ 81	\$ 170	\$ —	\$ (143)	\$ (307)	\$ (1,760)	\$ (548)

	2013年 12月31日	下記に含まれる 正味実現 / 未実現 利益 (損失)		振替		購入	発行	売却	決済	2014年 3月31日	保有中の 未実現 利益 (損失) ⁽³⁾
		自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾ (2)	レベル3 へ	レベル3 から						
(単位: 百万ドル)											
投資											
モーゲージ・											
バック有価証券											
米国政府系機関	\$ 187	\$ —	\$ 48	\$ 24	\$ (37)	\$ 17	\$ —	\$ (39)	\$ (1)	\$ 199	\$ —
保証											
住宅	102	—	23	13	—	17	—	(125)	—	30	2
商業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—
投資モーゲージ・											
バック証券合計	\$ 289	\$ —	\$ 71	\$ 38	\$ (37)	\$ 34	\$ —	\$ (164)	\$ (1)	\$ 230	\$ 2
米国財務省証券											
および連邦諸											
機関証券	\$ 8	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (1)	\$ —	\$ 7	\$ —
州および市	1,643	—	36	254	(285)	373	—	(118)	—	1,903	26
外国政府	344	—	2	22	(42)	49	—	(78)	(23)	274	(4)
事業会社	285	—	(1)	2	(1)	247	—	(1)	—	531	(2)
持分有価証券	815	—	16	6	—	1	—	(7)	—	831	(4)
アセット・バック											
証券	1,960	—	8	—	(42)	48	—	(97)	—	1,877	1
その他の負債証券	50	—	(1)	—	—	50	—	—	—	99	—
市場性のない											
持分証券	4,347	—	49	67	—	252	—	(83)	(524)	4,108	1
投資合計	\$ 9,741	\$ —	\$ 180	\$ 389	\$ (407)	\$ 1,054	\$ —	\$ (549)	\$ (548)	\$ 9,860	\$ 20
貸出金	\$ 4,143	\$ —	\$ (28)	\$ —	\$ —	\$ 153	\$ 50	\$ (79)	\$ (97)	\$ 4,142	\$ (108)
抵当貸付											
サービシング権	2,718	—	(114)	—	—	—	50	28	(96)	2,586	(115)
定期的に測定されるそ	181	—	(2)	—	—	—	36	(4)	(32)	179	(4)
他の金融資産											
負債											
利付預金	\$ 890	\$ —	\$ (70)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ (25)	\$ 935	\$ (19)
フェデラルファンド											
借入金、貸付有価											
証券または買戻条	902	(7)	—	—	—	31	—	—	—	940	(9)
件付売渡有価証券											
トレーディング											
勘定負債											
空売り有価証券	590	10	—	18	(29)	—	—	150	(237)	482	(13)
短期借入金	29	(17)	—	—	—	—	1	—	(20)	27	—
長期債務	7,621	(284)	25	959	(854)	—	940	—	(279)	8,646	(118)
定期的に測定される	10	—	—	—	—	—	1	(3)	(5)	3	(1)
その他の金融負債											

- (1) 売却可能投資の公正価値の変動は、一時的でない減損に関連する場合を除き「その他包括利益 (損失) 累計額」に計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の「投資売却実現利益 (損失)」に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益 (損失) は、連結損益計算書の「その他収益」に計上されています。
- (3) 2014年3月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益 (および売却可能投資の公正価値の変動に関する「その他包括利益 (損失) 累計額」) に含まれている損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のデリバティブ資産および負債は、上表においては表示目的上相殺されています。

レベル3の公正価値のロールフォワード

2014年12月31日から2015年3月31日までの期間および2013年12月31日から2014年3月31日までの期間において、重要なレベル3の振替はありませんでした。

レベル3の公正価値による測定に係る評価手法およびデータ

当社のレベル3の保有資産は、現物有価証券および複雑度合いが様々なデリバティブの両方から構成されます。これらポジションの公正価値を測定するために適用された評価手法には、割引キャッシュ・フロー分析、内部モデルおよび比較分析が含まれています。少なくとも1つのデータが観察不能であり、評価にとって重要とみなされる場合、ポジションは公正価値階層のレベル3に分類されます。データが観察不能とみなされる具体的な理由は多様です。例えば、プライシング・モデルにとって重要なデータの少なくとも1つが市場において観察可能ではない、重要なデータのうち少なくとも1つが評価対象のポジションをより適切に表示するように調整されている、あるいは入手可能な価格相場が十分な取引活動を反映していないなどです。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、レベル3の保有資産の大部分を対象とした評価手法およびレベル3の公正価値による測定に使用された最も重要な観察不能なデータを示したものです。当表とレベル3の公正価値ロールフォワードの表の金額の差異は、掲載されている手法以外の様々な評価手法を使用して測定されている、個々としては重要ではない項目を表しています。

[前へ](#)

[次へ](#)

レベル3の公正価値による測定に係る評価手法およびデータ

2015年3月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
資産						
フェデラルファンド 貸出金、借入有価証券 または売戻条件付買入 有価証券	\$ 3,825	モデル・ベース	金利	1.09%	1.58%	1.56%
			信用—IRの 相関係数	(24.00)%	(1.00)%	(9.71)%
モーゲージ・バック 有価証券	\$ 2,388	価格ベース	価格	\$ 10.00	\$ 110.21	\$ 81.78
			利回り分析	0.67%	29.53%	4.45%
州および地方債証券、 外国政府証券、 社債ならびにその他の 負債証券	\$ 5,997	価格ベース	価格	\$ —	\$ 147.00	\$ 87.65
		キャッシュ・フロー	信用スプレッド	25bps	600bps	278bps
持分有価証券 ⁽⁵⁾	\$ 2,539	価格ベース	価格 ⁽⁵⁾	\$ —	\$ 146.22	\$ 91.88
			利回り	4.00%	5.00%	4.50%
			加重平均期間 (WAL)	0.01年	3.72年	1.07年
アセット・バック証券	\$ 3,669	価格ベース	価格	\$ 4.25	\$ 100.35	\$ 71.18
市場性のない持分	\$ 1,087	比較分析	価格に達するため の割引率	—%	100.00%	7.51%
			EBITDA倍率	2.00倍	12.00倍	9.91倍
	1,073	価格ベース	PE比率	8.10倍	18.20倍	8.69倍
			簿価に対する価格 の比率	1.04倍	2.03倍	1.24倍
			ファンドのNAV ⁽⁵⁾	\$ 1	\$62,880,962	\$28,520,572
デリバティブ - 総額 ⁽⁶⁾						
金利契約（総額）	\$ 7,674	モデル・ベース	平均回帰	(7.94)%	20.00%	0.69%
外国為替契約（総額）	\$ 1,952	モデル・ベース	為替(FX)の ボラティリティ	1.75%	32.34%	11.08%
			利回り	0.22%	12.30%	3.39%
			金利	3.72%	6.00%	5.98%
			偶発事象確率	80.00%	99.00%	96.00%
株式契約（総額） ⁽⁷⁾	\$ 4,550	モデル・ベース	株価の ボラティリティ	10.00%	76.62%	25.89%
			株式先渡	90.70%	111.88%	95.79%
			株価—FXの 相関係数	(88.20)%	50.90%	(38.70)%
			株価—株価の 相関係数	(66.30)%	94.50%	34.80%

2015年3月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
コモディティ契約 (総額)	\$ 3,576	モデル・ベース	コモディティの ボラティリティ コモディティの 相関係数 先渡価格	5.00% (52.00)% 34.02%	60.00% 91.00% 242.86%	20.00% 38.00% 98.00%
クレジット・ デリバティブ(総額)	\$ 4,426	モデル・ベース	回収率	18.31%	75.00%	38.75%
	1,299	価格ベース	信用の相関係数 価格 信用スプレッド	5.00% \$ 0.10 4bps	95.00% \$ 147.00 1,393bps	50.70% \$ 43.22 150bps
非トレーディング・ デリバティブならびに 定期的に測定される その他の金融資産 および負債(総額) ⁽⁶⁾	\$ 81	モデル・ベース	償還率	13.00%	99.50%	67.20%
	47	利回り分析	利回り	1.33%	5.78%	3.32%
	25	価格ベース				
貸出金	\$ 1,780	キャッシュ・フロー	利回り	1.60%	4.50%	2.23%
	964	モデル・ベース	信用スプレッド	39bps	600bps	223bps
	723	価格ベース	評価額	\$433,676,137	\$433,676,137	\$433,676,137
	438	利回り分析	価格	\$ —	\$ 131.31	\$ 63.60
抵当貸付サービシング権	\$ 1,590	キャッシュ・フロー	利回り WAL	4.81% 3.24年	23.64% 7.45年	7.33% 5.04年
負債						
利付預金	\$ 465	モデル・ベース	株価—IRの 相関係数 コモディティの 相関係数 コモディティの ボラティリティ 先渡価格	34.00% (52.00)% 5.00% 34.02%	37.00% 91.00% 60.00% 242.86%	35.43% 38.00% 20.00% 98.00%
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 または買戻条件付 売渡有価証券 トレーディング勘定負債	\$ 1,060	モデル・ベース	金利	0.87%	2.01%	1.72%
空売り有価証券	\$ 184	価格ベース	価格	\$ —	\$ 105.54	\$ 33.74
	41	モデル・ベース				
短期借入金および 長期債務	\$ 7,309	モデル・ベース	株価—株価の 相関係数 平均回帰 株価の ボラティリティ 信用の相関係数 FXの ボラティリティ 株価—FXの 相関係数 先渡価格 コモディティの 相関係数 コモディティの ボラティリティ	(66.30)% 1.00% 15.41% 87.50% 9.30% (88.20)% 34.02% (52.00)% 5.00%	94.80% 20.00% 32.00% 87.50% 15.20% 50.90% 242.86% 91.00% 60.00%	34.89% 10.50% 15.85% 87.50% 14.41% (38.24)% 94.40% 38.00% 20.00%

2014年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
資産						
フェデラルファンド 貸出金、借入有価証券 または売却条件付買入 有価証券	\$ 3,156	モデル・ベース	金利	1.27%	1.97%	1.80%
モーゲージ・バック 有価証券	\$ 2,874	価格ベース	価格	\$ —	\$ 127.87	\$ 81.43
	1,117	利回り分析	利回り	0.01%	19.91%	5.89%
州および地方債証券、 外国政府証券、 社債ならびにその他の 負債証券	\$ 5,937	価格ベース	価格	\$ —	\$ 124.00	\$ 90.62
	1,860	キャッシュ・フロー	信用スプレッド	25bps	600bps	233bps
持分有価証券 ⁽⁵⁾	\$ 2,163	価格ベース	価格 ⁽⁵⁾	\$ —	\$ 141.00	\$ 91.00
	679	キャッシュ・フロー	利回り	4.00%	5.00%	4.50%
			加重平均期間 (WAL)	0.01年	3.14年	1.07年
アセット・バック証券	\$ 3,607	価格ベース	価格	\$ —	\$ 105.50	\$ 67.01
市場性のない持分	\$ 1,224	価格ベース	価格に達するための 割引率	—%	90.00%	4.04%
	1,055	比較分析	EBITDA倍率	2.90倍	13.10倍	9.77倍
			PE比率	8.10倍	13.10倍	8.43倍
			簿価に対する価格 の比率	0.99倍	1.56倍	1.15倍
			ファンドのNAV ⁽⁵⁾	\$ 1	\$ 64,668,171	\$ 29,975,777
デリバティブ - 総額 ⁽⁶⁾ 金利契約（総額）	\$ 8,309	モデル・ベース	金利(IR)の 対数正規 ボラティリティ 平均回帰	18.05%	90.65%	30.21%
				1.00%	20.00%	10.50%
外国為替契約（総額）	\$ 1,428	モデル・ベース	為替(FX)の ボラティリティ	0.37%	58.40%	8.57%
	294	キャッシュ・フロー	金利	3.72%	8.27%	5.02%
			IR-FXの相関係数	40.00%	60.00%	50.00%

2014年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値 ⁽²⁾⁽³⁾	最高値 ⁽²⁾⁽³⁾	加重平均 ⁽⁴⁾
株式契約（総額） ⁽⁷⁾	\$ 4,431	モデル・ベース	株価の ボラティリティ	9.56%	82.44%	24.61%
	502	価格ベース	株式先渡	84.10%	100.80%	94.10%
			株価—FXの 相関係数	(88.20)%	48.70%	(25.17)%
			株価—株価の 相関係数	(66.30)%	94.80%	36.87%
			価格	\$ 0.01	\$ 144.50	\$ 93.05
コモディティ契約 （総額）	\$ 3,606	モデル・ベース	コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			先渡価格	35.34%	268.77%	101.74%
クレジット・ デリバティブ（総額）	\$ 4,944	モデル・ベース	回収率	13.97%	75.00%	37.62%
	1,584	価格ベース	信用の相関係数	—%	95.00%	58.76%
			価格	\$ 1.00	\$ 144.50	\$ 53.86
			信用スプレッド	1bps	3,380bps	180bps
			一括前払時点	0.39	100.00	52.26
非トレーディング・ デリバティブならびに 定期的に測定される その他の金融資産 および負債（総額） ⁽⁶⁾	\$ 74	モデル・ベース	償還率	13.00%	99.50%	68.73%
	11	価格ベース	先渡価格	107.00%	107.10%	107.05%
			ファンドのNAV	\$ 12,974	\$ 10,087,963	\$ 9,308,012
貸出金	\$ 1,095	キャッシュ・フロー	利回り	1.60%	4.50%	2.23%
	832	モデル・ベース	価格	\$ 4.72	\$ 106.55	\$ 98.56
	740	価格ベース	信用スプレッド	35bps	500bps	199bps
	441	利回り分析				
抵当貸付サービシング権	\$ 1,750	キャッシュ・フロー	利回り	5.19%	21.40%	10.25%
			WAL	3.31年	7.89年	5.17年
負債						
利付預金	\$ 486	モデル・ベース	株価—IRの 相関係数	34.00%	37.00%	35.43%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%
			先渡価格	35.34%	268.77%	101.74%
フェデラルファンド 借入金、貸付有価証券 または買戻条件付 売渡有価証券 トレーディング勘定負債	\$ 1,043	モデル・ベース	金利	0.74%	2.26%	1.90%
空売り有価証券	\$ 251	モデル・ベース	信用—IRの 相関係数	(70.49)%	8.81%	47.17%
	142	価格ベース	価格	\$ —	\$ 117.00	\$ 70.33
短期借入金および 長期債務	\$ 7,204	モデル・ベース	IRの対数正規 ボラティリティ	18.05%	90.65%	30.21%
			平均回帰	1.00%	20.00%	10.50%
			株価の ボラティリティ	10.18%	69.65%	23.72%
			信用の相関係数	87.50%	87.50%	87.50%
			株式先渡	89.50%	100.80%	95.80%
			先渡価格	35.34%	268.77%	101.80%
			コモディティの 相関係数	(57.00)%	91.00%	30.00%
			コモディティの ボラティリティ	5.00%	83.00%	24.00%

- (1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。
- (2) 一部のデータは四捨五入によりゼロとして表示されています。
- (3) 最低値と最高値が同じである場合、すべてのポジションに適用される一定のデータが存在するか、あるいは当該データを含む手法が1つの大規模なポジションのみに適用されているかのいずれかです。
- (4) 加重平均は商品の公正価値に基づいて算定されます。
- (5) 持分有価証券に関する価格およびファンドのNAVデータは想定元本の割合としてではなく、絶対値ベースにより表示されます。
- (6) トレーディング勘定および非トレーディング勘定の双方のデリバティブ・資産および負債は、総額絶対価値ベースにより表示されます。
- (7) 複合商品を含みます。

観察不能なデータに対する感応度および観察不能なデータ間の相互関係

主要な観察不能なデータがレベル3の公正価値による測定へ及ぼす影響は、お互いに影響し合う可能性があります。さらに、観察不能なデータの変動に係る公正価値による測定に影響を及ぼす金額および方向性は、商品の内容および当社がこの商品を資産または負債として保有するかによって左右されます。特定の商品の価格設定、ヘッジおよびリスク管理においては、個別データの分析および合算に対するよりも様々なデータ間の相関係数に対して感応度があります。

以下の部分では、当社がレベル3の公正価値による測定で使用する最も重要な観察不能なデータの感応度および相互関係について記載しています。

相関係数

相関係数とは2つ以上の変数間の連動性を測定したものです。株式および信用バスケット、外国為替オプション、貸出金または債券による担保付CDO、モーゲージ、サブプライム・モーゲージならびにその他多くの商品を含む広範な商品について、相関係数に関する様々な仮定が求められます。これら商品のほとんどすべてに関する相関係数は市場において観察可能でないため、過去の情報を使用して見積りを行わなければなりません。相関係数の見積りは、時間と共に変化する場合には特に難しくなる可能性があります。市場データから相関係数情報を抽出するには、市場（例えば、スワップション市場）の情報効率に関する重要な仮定が必要となります。相関係数の水準の変化は商品の内容によって、商品価値に対し有利にも不利にも主要な影響を及ぼす可能性があります。あるCDOの構造を構成する原債券の公正価値のデフォルト相関係数に変動があれば、優先トランシェの公正価値に影響が及ぶことになります。例えば、密接な相関性がある商品ではデフォルトの場合により大きな損失が発生し、これら損失の一部は優先トランシェに帰属することから、原債券のデフォルト相関係数が増加すれば、優先トランシェの公正価値が減少します。デフォルト相関係数に同じ変動が生じても、同じ構造の劣後トランシェには異なる影響が及ぶことになります。

ボラティリティ

ボラティリティは市場価格の変動における速度と重要性を表しており、オプション・プライシングにおける重要な要素です。通常、ボラティリティが増加するにつれ、商品は高額になる可能性があります。例えば、ポートフォリオのリバランスがより頻繁に必要なことから、指標が変動しやすくなるにつれ、エクスポージャーの一定の水準を維持するためのシティのコストは増加します。ボラティリティは通常、基礎となる商品の期間および契約上の行使価格または行使の水準によって左右されます。期間と行使価格との特定の組合せから生じるボラティリティは観察可能ではありません。ポートフォリオの価値の変動とボラティリティの変動との一般的な関係も、金利および基礎となる指標の水準によって左右されます。一般的に、ロング・オプション・ポジション（資産）はボラティリティの増加から利益を得る一方、ショート・オプション・ポジション（負債）は損失を被ります。一部の商品はその他のものよりボラティリティの変動に対してより高い感応度があります。例えば、アット・ザ・マネー・オプションは、ディープ・イン・ザ・マネー・オプションよりも公正価値が大きな割合で変動します。さらに、原証券が複数あるオプション（例えば、債券のバスケットに係るオプション）の公正価値は、個別の原証券のボラティリティおよびその相関係数によって左右されます。

利回り

調整後利回りは通常、アセット・バック証券などの商品に係る元本および利息の予測将来キャッシュ・フローを割り引くのに使用されます。調整後利回りは金利を巡る環境および関連のある信用スプレッドの変動により影響を受けます。

状況によっては、ある商品の利回りは市場において観察可能でないため、過去のデータまたは類似有価証券の利回りから見積りを行わなければなりません。この見積利回りは評価対象の有価証券の特徴を捉えるように調整が必要な場合があります。別の状況では、見積利回りは市場での十分な流動性を示していない可能性があり、調整されなければなりません。調整額が有価証券の価値にとって重要である場合は必ず、公正価値による測定はレベル3に分類されます。

期限前返済

予定にない任意の期限前返済（以下「期限前返済」といいます。）によって投資家に対する将来のキャッシュ・フローが変動し、それによって有価証券の公正価値が変動します。期限前返済の影響は、住宅モーゲージ・バック証券に関してより一層顕著です。期限前返済が速度または規模において増加すると、通常、当該有価証券の保有者に損失が発生します。期限前返済は通常、債務不履行および金利とは反対の相関関係にあります。低い期限前返済と高い債務不履行を組合せると、各データがモーゲージ証券の評価に及ぼす負の影響が拡大します。期限前返済の速度の変動に伴い、有価証券の加重平均償還年数が変動し、それによって、有価証券の内容および加重平均償還年数の変動の方向に応じて正または負のいずれかの影響を評価に及ぼします。

回収

回収とは、清算状況において回収が見込まれる債券または貸出金の未決済残高合計額の割合です。多くの信用証券（アセット・バック証券など）について、回収に関して直接観察可能な市場データはないものの、回収水準の兆候についてはプライシング・サービス機関から入手可能です。証券の仮定上の回収は将来観察可能になる実際の回収とは異なる可能性があります。回収率は信用証券の評価に影響を及ぼします。通常、仮定上の回収率が上昇すると有価証券の公正価値が増加します。損失規模が増大し、回収率が下がると、分配可能な元本額が減少し、その結果として有価証券の公正価値が減少します。

信用スプレッド

信用スプレッドは有価証券の一部を構成しており、信用度を表します。信用スプレッドは期限前返済の変動、債務不履行および回収率に関する市場の認識を反映しているため、その他の変数による公正価値への影響を把握しています。信用スプレッドの変動は、有価証券の内容および満期プロファイルによって有価証券の公正価値に異なる影響を及ぼします。例えば、信用スプレッドは、投資適格債券よりもハイ・イールド債券にとって、公正価値による測定の大きな決定要因となります。通常、投資適格債券に係る信用スプレッドは、ハイ・イールド債券と比べて観察可能性が高く、ボラティリティが低いものになっています。

重要な観察不能なデータの範囲に関する定性的な検討

以下の部分では、当社がレベル3の公正価値による測定に使用した、最も重要な観察不能なデータの範囲について記載しています。当社保有の商品の集約水準および多様性によって、レベル3の保有資産全体に均等に分配されていない、観察不能なデータの範囲が拡大します。

相関係数

信用相関係数、全資産間の相関係数（株式と金利の相関係数など）および同種資産間の相関係数（金利と金利の相関係数など）を含む、多くの異なる種類の相関係数のデータが存在します。相関係数のデータは通常、複合非標準型商品の評価に使用されます。同種資産間の相関係数のデータは通常、全資産間の相関係数のデータに比べ範囲が狭くなります。しかし、相関係数のデータの範囲は、これら商品の複雑で特殊な性質のために、ポートフォリオによって大幅に異なる可能性があります。

ボラティリティ

相関係数と同様、資産に固有のボラティリティ・データは資産種別ごとに大きく異なります。例えば、外国為替のボラティリティは通常、株式のボラティリティに比べて範囲が狭くなります。株式のボラティリティは、株式市場の性質および特定の非標準型商品の諸条件により、範囲が拡大します。大部分の商品について、金利のボラティリティ・データは範囲境界の下方にあります。特定の仕組商品または非標準型商品（市場連動預金または非標準型金利デリバティブなど）については、範囲がより拡大します。

利回り

利回りのデータの範囲は有価証券の種別により、著しく異なります。例えば、地方債などの通常、利回りの低い有価証券は、範囲内の下の方にありますが、特定の残余トランシェ・アセット・バック証券などの流動性の比較的低い有価証券または信用度が低い有価証券については、利回りのデータははるかに高いものになります。

信用スプレッド

信用スプレッドは主に債券商品および信用商品に関連があります。しかし、信用スプレッドのデータの範囲は商品によって異なる可能性があります。例えば、通常、譲渡性預金などの特定の金利商品の信用スプレッドは低い一方、リスクの高い取引相手と取引する特定のデリバティブ商品は、無担保の取引である場合または長期の取引である場合、通常、高い信用スプレッドが付されます。クレジット・デフォルト・スワップなどのその他の商品にも、基礎となる債務者の属性によって異なる信用スプレッドが付されます。信用力の高い会社であるほど信用スプレッドは狭まり、信用力の低い会社であるほど信用スプレッドは拡大します。

価格

価格データは特定の債券商品にとって重要な観察不能なデータです。これら商品の価格データは想定元本に対する割合として表示され、価格100ドルが当該商品が額面金額で評価されていることを意味します。これら商品の大部分に関する価格はゼロから100ドルまで、または100ドルを若干上回る範囲まで多様です。特定のアセット・バック証券など、発行以後重要な損失を被っている比較的流動性の低い資産は、範囲内の下の方にある一方、ほとんどの投資適格社債は中位からより高い水準にあります。組込デリバティブを伴う特定の仕組債について、価格データは当該商品（ステップ・アップ・クーポンや転換選択権など）に組込まれた特性を反映して100ドルを上回る可能性があります。

価格データは特定の持分有価証券にとっても重要な観察不能なデータですが、価格データの範囲はポジションの内容、発行済株式数およびその他の要素により異なります。

非定期的に公正価値で測定される項目

特定の資産および負債は、非定期的に公正価値で測定されているため、上表には含まれていません。これらには、取得価格で測定され、減損により期中に公正価値まで評価減されている資産が含まれています。また、これらの資産は、低価法で測定されている売却目的保有貸出金およびその他の保有不動産を含んでいます。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在保有しており、非定期的に公正価値で測定されているすべての資産の簿価を示しています。

(単位：百万ドル)

2015年3月31日

	公正価値	レベル2	レベル3
売却目的保有貸出金	\$ 6,168	\$ 3,130	\$ 3,038
その他の保有不動産	112	21	91
貸出金	855	506	349
非定期的に公正価値で計上される 資産合計	\$ 7,135	\$ 3,657	\$ 3,478

(単位：百万ドル)

2014年12月31日

	公正価値	レベル2	レベル3
売却目的保有貸出金	\$ 4,152	\$ 1,084	\$ 3,068
その他の保有不動産	102	21	81
貸出金 ⁽¹⁾	3,367	2,881	486
非定期的に公正価値で計上される 資産合計	\$ 7,621	\$ 3,986	\$ 3,635

(1) 主に不動産担保貸出金を含む、簿価が裏付担保の公正価値に基づいており、減損した投資目的保有貸出金を示しています。

売却目的保有貸出金の公正価値は、可能な場合には流通市場の相場価格を用いて決定されます。かかる相場価格がない場合は、貸出金の公正価値は類似資産の相場価格に当該貸出金特有の属性に関する調整を加えて決定されます。その他の保有不動産の公正価値は鑑定評価額に基づいています。簿価が裏付担保の公正価値に基づいている貸出金については、公正価値は担保の種類によって異なります。担保の公正価値は一般的に、入手可能な場合には公表市場価格、鑑定評価額またはその他の内部の評価手法に基づき見積られます。

関連する担保の公正価値が調整前の鑑定評価額に基づいている場合、貸出金は通常レベル2に分類されます。鑑定評価額への重要な調整がなされる場合、貸出金はレベル3に分類されます。さらに法人向け貸出金では、担保の鑑定評価額は類似資産の売却額に基づいていますが、類似資産の価格に対して、裏付担保固有の特徴を反映するための重要な調整が求められることから、これらの公正価値は通常レベル3に分類されます。

レベル3の公正価値による非定期的な測定の評価手法およびデータ

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、レベル3の公正価値による非定期的な測定の大部分を対象とした評価手法およびこれら測定で使用された最も重要な観察不能なデータを表示しています。

2015年3月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値	最高値	加重平均 ⁽²⁾
売却目的保有貸出金	\$2,876	価格ベース	価格	\$ —	\$ 100.00	\$ 9.17
その他の保有不動産	\$ 66	価格ベース	評価額	\$ —	\$ 18,824,904	\$10,481,906
	19	比較分析	価格に達するまでの割引率 ⁽⁴⁾	34.00%	34.00%	34.00%
貸出金 ⁽³⁾	\$ 259	価格ベース	価格に達するまでの割引率 ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	24.51%
			評価額	\$ 3,817,920	\$ 33,267,917	\$26,152,931
			利回り	8.50%	15.00%	12.98%

(1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。

(2) 加重平均は、商品の公正価値に基づいて算定されます。

(3) 簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

(4) 見積売却コストを含みます。

2014年12月31日現在	公正 価値 ⁽¹⁾ (百万ドル)	評価手法	データ	最低値	最高値	加重平均 ⁽²⁾
売却目的保有貸出金	\$2,740	価格ベース	価格	\$ 92.00	\$ 100.00	\$ 99.54
			信用スプレッド	5bps	358bps	175bps
その他の保有不動産	\$ 76	価格ベース	評価額	\$ 11,000	\$ 11,124,137	\$ 4,730,129
			価格に達するまでの割引率 ⁽⁴⁾	13.00%	64.00%	28.80%
貸出金 ⁽³⁾	\$ 437	価格ベース	価格に達するまでの割引率 ⁽⁴⁾	13.00%	34.00%	28.92%

(1) 当表で表示されている公正価値は資産または負債の各クラスに係る主要な評価手法を表しています。

(2) 加重平均は、商品の公正価値に基づいて算定されます。

(3) 簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

(4) 見積売却コストを含みます。

非定期的な公正価値の変動

次表は、2015年3月31日および2014年3月31日現在保有中の資産に関する公正価値の変動に起因して当期において非定期的に測定された公正価値の合計を表しており、この合計額は損益に含まれています。

(単位：百万ドル)

	3月31日に終了した3ヶ月間	
	2015年	2014年
売却目的保有貸出金	\$ (6)	\$ 74
その他の保有不動産	(6)	(7)
貸出金 ⁽¹⁾	(87)	(211)
非定期的な公正価値利益（損失）合計	\$ (99)	\$ (144)

(1) 主に不動産貸出金を含む、簿価が裏付担保の公正価値に基づいている投資目的保有の貸出金を表しています。

公正価値で計上されていない金融商品の見積公正価値

次表は、公正価値で計上されていないシティグループの金融商品の簿価と公正価値を表示したものです。したがって、次表からは上表で表示された定期的に公正価値で測定される項目が除かれています。

この開示からはリース取引、関連会社投資、年金給付債務および保険契約責任準備金も除かれています。さらに、契約者基金の金額からは特定の保険契約が除かれています。また、開示要件に従って、税効果は除かれており、特定商品の全持分の一括売却のオファー時に生じるプレミアムまたはディスカウント、期限の定めのない預金に関する超過公正価値、および市場取引で発生するその他の費用は除かれています。さらに、非金融資産および負債の価値、広範囲なフランチャイズ、取引関係、無形資産の価値など、シティグループの財政状態および純資産価値の完全な評価には不可欠なものについてもこの評価からは除かれています。

公正価値は、一定の方法論と仮定に基づく経営陣の最善の見積りを表しています。公正価値による会計処理が行われていない短期金融商品ならびに通常の業務活動で生じる債権および債務の簿価は、発生から予想される実現までの期間が比較的短期間であるため、公正価値に近似したものとなっています。投資および長期債務など公正価値で計上されていない負債については、入手可能な場合には公表市場価格を使用しています。公正価値で会計処理されない貸出金のキャッシュ・フローは、流通市場金利、または入手可能であれば見積市場金利で割り引かれます。それ以外に、類似の条件とリスク特性を有する貸出金に対する比較可能な貸出金ポートフォリオの売却取引あるいは現在の市場における組成金利を使用しています。予想信用損失は見積将来キャッシュ・フローに組み込まれるか、あるいは使用する割引率の調整として組み込まれています。担保価値もまた考慮されています。公正価値で会計処理されない長期債務などの負債で、公表市場価格がない場合は、市場借入金利によって契約上のキャッシュ・フローが割り引かれます。

(単位：十億ドル)	2015年3月31日		見積公正価値		
	簿価	見積公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
資産					
投資	\$ 29.0	\$ 30.7	\$ 4.3	\$ 23.8	\$ 2.6
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売戻条件付 買入有価証券	103.1	103.1	—	96.0	7.1
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	597.3	597.1	—	6.1	591.0
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	219.0	219.0	8.1	147.7	63.2
負債					
預金	\$ 898.0	\$ 890.3	\$ —	\$ 735.3	\$ 155.0
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条件付 売渡有価証券	141.1	141.1	—	140.9	0.2
長期債務 ⁽⁴⁾	185.1	192.0	—	169.8	22.2
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	125.6	125.6	—	31.7	93.9

(単位：十億ドル)	2014年12月31日		見積公正価値		
	簿価	見積 公正価値	レベル 1	レベル 2	レベル 3
資産					
投資	\$ 30.5	\$ 32.2	\$ 4.5	\$ 25.2	\$ 2.5
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売戻条件付 買入有価証券	98.4	98.4	—	89.7	8.7
貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾	620.0	617.6	—	5.6	612.0
その他の金融資産 ⁽²⁾⁽³⁾	213.8	213.8	8.3	151.9	53.6
負債					
預金	\$ 897.6	\$ 894.4	\$ —	\$ 766.7	\$ 127.7
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条件付 売渡有価証券	136.7	136.7	—	136.5	0.2
長期債務 ⁽⁴⁾	196.9	202.5	—	172.7	29.8
その他の金融負債 ⁽⁵⁾	136.2	136.2	—	41.4	94.8

(1) 貸出金の簿価は、2015年3月31日に係る146億ドルおよび2014年12月31日に係る160億ドルの貸倒引当金を控除した後の金額です。また、当該簿価からは、2015年3月31日および2014年12月31日現在のリース金融債権それぞれ26億ドルおよび27億ドルが除かれています。

(2) 非定期的に公正価値で測定される項目を含みます。

(3) 現金および銀行預け金、銀行預け金、ブローカレッジ債権、再保険回収額ならびに連結貸借対照表の「その他資産」に含まれているその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

(4) 簿価には適格な公正価値ヘッジに基づく長期債務残高が含まれます。

(5) ブローカレッジ債務、特別および変額勘定、短期借入金（原価で計上）、ならびに連結貸借対照表の「その他負債」に含まれるその他の金融商品を含み、そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

公正価値は、金利、信用の質および価値に対する市場の見方などの様々な要素の変化に伴い、また、既存の資産および負債が消滅し、新たな取引が発生することにより、期間ごとに変化します。貸出金の見積公正価値は、貸出実行後の信用状況の変化、固定利付貸出金の場合は金利の変動、および特定の貸出実行時のプレミアムを反映しています。

2015年3月31日および2014年12月31日現在、当社の法人向け未実行貸出約定の見積公正価値はそれぞれ46億ドルおよび55億ドルで、これらは実質的にすべてレベル3に分類されています。個人向け未実行貸出約定は、通常借り手に通知を提示することで解約可能であることから、当社は公正価値の見積りを行っていません。

[前へ](#)

[次へ](#)

23. 公正価値オプションの選択

当社は大部分の金融商品およびその他の特定項目について、商品ごとに公正価値で計上し、公正価値の変動を損益に計上する会計処理を選択することができます。その選択は適格金融資産、金融負債または確定契約の当初認識時、あるいは再検討を要する特定のトリガーイベントが起こった場合に行われます。公正価値オプションの選択は取消不能です。公正価値の変動は当期損益に計上されます。公正価値オプションの選択が行われた該当分野に関する追加情報は、連結財務諸表注記22に記載されています。

すべてのサービシング権は公正価値で当初認識されています。当社は抵当貸付サービシング権について公正価値による会計処理を選択しています。抵当貸付サービシング権の会計処理および報告に関する詳細については、連結財務諸表注記20をご参照ください。

次表は、公正価値オプションを選択した項目に関連する、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間における公正価値の変動による利益および損失を表しています。

	3月31日に終了した 3ヶ月間における公正価値の 変動による利益（損失）	
	2015年	2014年
(単位：百万ドル)		
資産		
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券または 売戻条件付買入有価証券 特定の売戻条件付買入有価証券および借入有価証券の ポートフォリオ	\$ (4)	\$ 122
トレーディング勘定資産	91	190
投資	45	29
貸出金		
特定の法人向け貸出金 ⁽¹⁾	(49)	14
特定の個人向け貸出金 ⁽¹⁾	2	(24)
貸出金合計	\$ (47)	\$ (10)
その他資産		
MSR	(71)	(84)
特定の売却目的保有抵当貸付 ⁽²⁾	102	120
その他資産合計	\$ 31	\$ 36
資産合計	\$ 116	\$ 367
負債		
利付預金	\$ 10	\$ (24)
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または 買戻条件付売渡有価証券 特定の買戻条件付売渡有価証券および貸付有価証券の ポートフォリオ	2	(6)
トレーディング勘定負債	29	3
短期借入金	(1)	19
長期債務	(45)	(272)
負債合計	\$ (5)	\$ (280)

(1) 2010年1月1日にASC 810「連結」(SFAS第167号)の適用により連結された抵当貸付証券化VIEが保有している抵当貸付を含みます。

(2) 公正価値オプションに基づき組成され選択された貸出金の金利ロック手数料に関する利益(損失)を含みます。

当社の債務評価調整

当社の債務評価調整は、債券市場で観察されるシティの信用スプレッドを使用して公正価値オプションが選択されているシティの負債について認識されます。公正価値オプションが選択された負債（非遡求型および類似の負債を除きます。）の公正価値は、当社の信用スプレッドの縮小または拡大による影響を受けます。こうした当社の信用リスク（または商品特有の信用リスク）の変動によるこれらの負債の公正価値における見積変動額は、2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間においてそれぞれ87百万ドルおよび34百万ドルの利益でした。商品特有の信用リスクの変動から生じた公正価値の変動は、債券市場で観察可能な当社の最新の信用スプレッドを上記の各負債の評価に用いられる各評価手法に組み入れることによって見積られました。

金融資産および金融負債の公正価値オプション

特定の売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券、および無担保短期借入金のポートフォリオ

当社は、米国、英国および日本において主にブローカー・ディーラーが保有する債券売戻条件付買入証券および債券買戻条件付売渡証券、借入有価証券、貸付有価証券および特定の無担保短期借入金の特定のポートフォリオに対して、公正価値オプションを選択しました。いずれの場合も、関連する金利リスクが主に損益を通じて公正価値で会計処理されているデリバティブ商品を用いてポートフォリオごとに管理されているため、公正価値オプションが選択されました。

これらのポートフォリオにおける取引の公正価値の変動は、「自己勘定取引」に計上されます。関連する受取利息および支払利息は各取引で規定されている約定金利に基づき測定され、連結損益計算書の受取利息および支払利息として計上されます。

特定の貸出金およびその他の信用商品

シティグループは、シティグループの貸付およびトレーディング部門が実行した特定の未実行ローン商品（保証や信用状など）を含む、特定の新規実行貸出金および取得した貸出金に対して公正価値オプションを選択しています。これらの信用商品は、いずれも高レバレッジの資金調達コミットメントではありません。重要な取引グループには、近い将来売却または証券化される予定の貸出金および未実行ローン商品、あるいは経済的リスクがデリバティブ商品でヘッジされている取引（購入したクレジット・デフォルト・スワップまたは基礎となる貸出金に係るトータル・リターンを当社が第三者に支払うトータル・リターン・スワップなど）が含まれます。シティグループは、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するためおよび業務の簡素化実現のために、公正価値オプションを選択しています。全社的に大部分の貸出取引に対しては、公正価値オプションは選択されませんでした。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在において公正価値で計上されている特定の信用商品に関する情報を提供しています。

	2015年3月31日		2014年12月31日	
	トレーディング 資産	貸出金	トレーディング 資産	貸出金
(単位：百万ドル)				
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 10,445	\$ 6,575	\$ 10,290	\$ 5,901
公正価値を上回る（下回る）未回収元本 残高総額	419	13	234	125
未収利息の計上が停止されている 貸出金または90日超延滞している 貸出金の残高	6	2	13	3
未収利息の計上が停止されている貸出金 または90日超延滞している貸出金の 公正価値を上回る未回収元本残高総額	12	2	28	1

上述の計上金額に加えて、2015年3月31日および2014年12月31日現在、公正価値会計を選択した特定の信用商品に関連する未実行貸出約定の残高はそれぞれ1,760百万ドルおよび2,335百万ドルでした。

実行済および未実行信用商品の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「自己勘定取引」に分類されます。関連する受取利息は約定金利に基づき測定され、貸借対照表上の信用商品の分類に応じて「トレーディング勘定資産」に係る「受取利息」または貸出金に係る利息として計上されます。2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間における、商品特有の信用リスクによる公正価値の変動は、それぞれ合計1百万ドルおよび35百万ドルの損失でした。

混蔵の貴金属への特定の投資

シティグループは、コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、あるいは仕組負債の発行から生じる特定のエクスポージャーを経済的にヘッジする目的で混蔵の貴金属（金、銀、プラチナおよびパラジウム）に投資しています。ASC 815により、投資は債務主契約とコモディティ先渡デリバティブ商品へ分けられます。シティグループは債務主契約では公正価値オプションを選択し、債務主契約を当社の連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」に計上します。混蔵の貴金属全体の債務主契約の簿価総額は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、それぞれ約9億ドルおよび12億ドルでした。この金額は将来の期間にトレーディング活動に基づき変動すると見込まれます。

コモディティ商品および外国通貨取引活動の一部として、シティは混蔵の貴金属への投資を売（買）し、トレーディング取引相手との先渡購入（売却）デリバティブ契約を履行します。シティが混蔵の貴金属への投資を売却する場合、預託銀行に対するシティの債権は払い戻され、シティは混蔵の貴金属への投資の認識を中止します。混蔵の貴金属と連動するトレーディング取引相手との先渡購入（売却）契約は、デリバティブとして損益を通じて公正価値で会計処理されます。2015年3月31日現在、未決済のこのような先渡購入デリバティブ契約および先渡売却デリバティブ契約の想定元本は、それぞれ約60億ドルおよび66億ドルでした。

プライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーへの特定の投資ならびにその他の持分法適用投資

シティグループは投資収益およびキャピタル・ゲイン獲得目的でプライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーに投資しています。これらの投資の一部については、シティの投資会社において公正価値で計上されている多くのプライベート・エクイティまたはヘッジファンド取引に類似しているとみなされるため、当社は公正価値オプションを選択しています。公正価値オプションにより、これらの投資の会計処理と評価の一貫性を保持することができます。このようなプライベート・エクイティおよび不動産事業体へのすべての投資（債券および株式）は公正価値で会計処理されています。これらの投資は、シティグループの連結貸借対照表に「投資」として分類されています。

これらの投資の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。

シティグループはまた、市場性のない特定の持分有価証券（そのリスクは損益を通じて公正価値で会計処理されているデリバティブ商品で管理されています。）について、公正価値オプションを選択します。これら有価証券はシティグループの連結貸借対照表の「トレーディング勘定資産」に分類されます。これら有価証券および関連するデリバティブ商品の公正価値の変動は「自己勘定取引」に計上されます。

特定の売却目的保有抵当貸付

シティグループは、購入または組成した特定のプライム固定金利および優良変動金利第1順位抵当貸付（売却目的保有）について、公正価値オプションを選択しています。これらの貸出金は、売却または証券化が予定されており、デリバティブ商品でヘッジされています。当社は、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するため、および業務の簡素化実現のために公正価値オプションを選択しています。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在において公正価値で計上されている特定の売却目的保有抵当貸付に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 1,226	\$ 1,447
未回収元本残高を上回る公正価値総額	52	67
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の残高	—	—
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の公正価値を上回る未回収元本残高総額	—	—

これらの抵当貸付の公正価値の変動は当社の連結損益計算書の「その他収益」に計上されます。2015年および2014年3月31日に終了した3ヶ月間において商品特有の信用リスクによる公正価値の純変動はありませんでした。関連する受取利息は、引き続き約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に「受取利息」として計上されます。

特定の仕組負債

当社は、その業績が仕組金利、インフレ、通貨、株式、参照クレジットまたはコモディティ・リスクに連動する特定の仕組負債について、公正価値オプションを選択しています。これらのエクスポージャーはトレーディング関連のポジションとみなされており、公正価値に基づいて管理されているため、当社は公正価値オプションを選択しています。これらのポジションは引き続き、それぞれの法的構造に応じて、当社の連結貸借対照表に債務、預金またはデリバティブ（「トレーディング勘定負債」）として分類される予定です。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、組込デリバティブ商品を種類別に分類した仕組債の簿価に関する情報を提供しています。

(単位：十億ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
金利連動債	\$ 10.1	\$ 10.9
外国為替連動債	0.3	0.3
株式連動債	8.4	8.0
コモディティ商品連動債	1.6	1.4
クレジット連動債	2.2	2.5
合計	\$ 22.6	\$ 23.1

これらの仕組負債の公正価値の変動は当社の連結損益計算書の「自己勘定取引」に計上されます。これら仕組負債の公正価値の変動（「自己勘定取引」に計上されている公正価値の変動に含まれます。）には、経過利息の経済的要素が含まれています。

特定の非仕組負債

当社は、固定金利および変動金利の付された特定の非仕組負債について、公正価値オプションを選択しています。当社は、デリバティブ契約を用いて金利リスクが経済的にヘッジされている負債、またはその発行代金が損益を通じて公正価値で会計処理される金融資産を購入するために使用される負債に対して、公正価値オプションを選択しています。この選択は、会計上の不一致を軽減し、業務上の簡素化を図ることを目的としています。これらのポジションは、当社の連結貸借対照表の「短期借入金」および「長期債務」に計上されます。これらの非仕組負債の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の「自己勘定取引」に計上されます。非仕組負債の関連する支払利息は約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に「支払利息」として計上されます。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在において公正価値で計上されている長期債務（連結VIEが発行した債務を除きます。）に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 25,409	\$ 26,180
公正価値を上回る（下回る）未回収元本残高総額	(268)	(151)

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在において公正価値で計上されている短期借入金に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2015年3月31日	2014年12月31日
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 926	\$ 1,496
公正価値を上回る（下回る）未回収元本残高総額	(10)	31

24. 保証およびコミットメント

シティは、顧客に対し、その信用力を強化し、広範囲な事業取引が可能となるように様々な保証および補償を提供しています。保証の定義を満たす特定の契約については、保証人が保証開始時に引受ける義務の公正価値で負債計上すべきであるとしています。

さらに、保証人は、被保証会社が全額債務不履行となった場合に、保証に基づき保証人が支払を要求される可能性がある将来の潜在的支払金額の最高額を開示することが求められています。将来の潜在的支払金額の最高額は、保証の想定金額に基づいて決定されますが、遡求条項に基づいた、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティの保証に関する情報を示しています。

(単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル 2015年3月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
金融スタンドバイ信用状	\$ 25.4	\$ 71.6	\$ 97.0	\$ 239
履行保証	7.0	4.4	11.4	25
保証とみなされるデリバティブ商品	11.5	73.1	84.6	2,437
遡求義務付売却ローン	—	0.2	0.2	15
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	147.3	—	147.3	—
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾	78.4	—	78.4	—
カストディ補償およびその他	—	52.2	52.2	55
合計	\$269.6	\$201.5	\$471.1	\$2,771

(単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル
2014年12月31日現在)

	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
金融スタンバイ信用状	\$ 25.4	\$ 73.0	\$ 98.4	\$ 242
履行保証	7.1	4.8	11.9	29
保証とみなされるデリバティブ商品	12.5	79.2	91.7	2,806
遡求義務付売却ローン	—	0.2	0.2	15
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	127.5	—	127.5	—
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾	86.0	—	86.0	—
カストディ補償およびその他	—	48.9	48.9	54
合計	\$258.5	\$206.1	\$464.6	\$3,146

(1) 有価証券貸出補償およびクレジットカード加盟店処理から生じる潜在的債務の蓋然性は極めて低いいため、いずれの表示期間についても、これらの保証の簿価は重要なものではありませんでした。

金融スタンバイ信用状

シティは、借り手の信用を当社が保証するスタンバイ信用状を発行しています。信用状が実行された場合、借り手はシティに対して返済する義務を負います。スタンバイ信用状は、契約上の債務不履行から第三者を保護します。金融スタンバイ信用状には、()保険料の支払および産業振興債の引受けを保証する再保険リスクの保証、()先物および店頭取引デリバティブの清算（詳細については以下をご参照ください。）を含む、清算機関に対する支払債務の決済、()エスクロー預金勘定の代わりとしてオプションおよび有価証券の購入の保証、ならびに()貸出金、与信枠、約束手形および貿易手形引受けを保証する信用状が含まれます。

履行保証

履行保証および信用状は、建設工事またはシステム設置プロジェクトに関する顧客の入札、あるいは契約条件に基づくそのプロジェクトの完成を保証するために発行されます。またこれらは、第三者に対して特定の商品、コモディティ、あるいは保守または製品保証サービスを提供する顧客の義務を保証するためにも発行されます。

保証とみなされるデリバティブ商品

デリバティブは、キャッシュ・フローが想定元本および基礎となる資産、参照クレジットまたはインデックスに基づいており、初期投資額が少額またはゼロで、差金決済が求められるまたは認められている金融商品です。シティのデリバティブ取引については、連結財務諸表注記21をご参照ください。

保証とみなされるデリバティブ商品には、被保証会社が保有する資産、負債または持分有価証券に関する原資産の変動に基づいて、シティが取引相手に支払を行う必要があるデリバティブ商品のみが含まれています。より具体的に言えば、保証とみなされるデリバティブ商品には、取引相手が銀行、ヘッジファンドまたはブローカー・ディーラー（このような取引相手は当該金融商品の市場のディーラーとみなされるため、原資産を保有することができません。）ではない特定の店頭取引の売建てプット・オプションが含まれています。シティが販売するクレジット・デリバティブは、連結財務諸表注記21で別途開示されているため、上表からは除外されています。シティの将来の潜在的支払金額の最高額が制限されていない場合には、契約の想定元本が開示されます。

遡求義務付売却ローン

遡求義務付売却ローンは、一定の状況のもとで生じたローンの損失について買い手に払戻しを行うシティの義務を表しています。遡求義務とは、購入したローンに関してその買い手／投資家が被った損失の全額を売り手／貸し手が払い戻すという売買契約に基づく義務のことです。この義務は、延滞しているローンを売り手が買い戻すことにより履行することも可能です。

上表に示されている金額に加えて、シティは、米国政府系事業体（以下「GSE」といいます。）およびそれより小規模で民間の投資家へのローン全体の売却に関連する住宅抵当貸付の表明および保証に係る請求に対する潜在的な買戻しまたは完全責任履行のために、買戻しに関する引当金を計上しています。買戻しに関する引当金は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、それぞれ約216百万ドルおよび224百万ドルであり、これらの金額は連結貸借対照表の「その他負債」に含まれています。

有価証券貸出補償

有価証券の所有者は頻繁に、有価証券を空売りする、あるいはその他の義務を履行するために他者に引渡すことを予定している第三者に、これらの有価証券を貸し出して手数料を受け取ることがあります。銀行は、顧客のためにこのような有価証券貸出プログラムを管理することがあります。有価証券貸出補償は、有価証券の借り手が貸出契約に規定された有価証券を返却せず、保有担保が有価証券の時価をカバーするのに不十分な場合に、銀行が有価証券の貸し手に全額を保証するものです。

クレジットカード加盟店処理

クレジットカード加盟店処理の保証は、（ ）自社カードに関する様々な加盟店へのカード取引処理サービスの提供、および（ ）銀行系カードの取引処理サービスについての潜在的債務に関連する当社の間接的な義務を表しています。いずれの場合も、債務は、加盟店とカード保有者との間に請求上のトラブルが生じ、最終的にカード保有者に有利な結論が出た場合に発生します。加盟店はカード保有者に対してその金額を返金する義務を負います。一般的にはクレジットカード処理会社がこのような金額を加盟店から回収できなければ、当該クレジットカード処理会社がカード保有者に提供したクレジットあるいは返金額に関する損失を負担することになります。

上記()について、シティは、自社カード加盟店のポートフォリオに関して、引き続き一次的な偶発債務を負っています。この損失リスクは、シティと加盟店の間のキャッシュ・フローを純額で決済すること、およびシティが加盟店に対する他のキャッシュ・フローの支払と相殺する権利を持っていることにより軽減されています。このリスクをさらに軽減するために、シティは、決済の延期をしたり、加盟店に預託金の納付を要求したり、加盟店の財務状況が悪化した場合にさらなる財務上および業務上の支配力をシティに与える契約条項を含めるよう要求したり、あるいは様々な信用補完（信用状や銀行保証を含みます。）を要求することもあります。自社カード加盟店が自社カード保有者に対して、商品またはサービスを提供できなくなる、あるいは返金できなくなるという極めて稀な事態が生じた場合は、シティがカード保有者に対し、クレジットを提供するか返金するという偶発債務を負います。

上記()について、シティは、シティが取引処理サービスを提供している銀行系カード、および第三者が当該サービスを提供してシティが二次保証人を務める銀行系カードの取引について、当該取引処理会社が履行義務を果たさない場合に、潜在的債務を負います。

銀行系カードと自社カードの双方の加盟店処理サービスに関連するシティの潜在的偶発債務の最大額は、ある時点において有効なチャージバック取引としての要件を満たすクレジットカード取引の合計額と見積られます。2015年3月31日および2014年12月31日現在、この潜在的エクスポージャーの最大額は、それぞれ780億ドルおよび860億ドルと見積られています。

しかし、シティは、エクスポージャーの最大額は、過去の実績に基づく実際の潜在的損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。ほとんどの商品およびサービスは購入時に受け渡され、それが加盟店に返品されたときに返金されるため、この偶発債務が生じる可能性は非常に低いと思われます。シティは、一次保証人の資金力、未解決のチャージバックの規模および内容、ならびに過去の損失実績に基づいて、加盟店処理に関連する偶発債務の蓋然性および金額を評価しています。2015年3月31日および2014年12月31日現在、加盟店処理業務に関連して発生した損失およびシティの偶発債務の簿価は重要なものではありませんでした。

カストディ補償

カストディ補償は、第三者のサブカストディアンまたは預金取扱機関が顧客資産の保全に失敗した場合に、カストディ業務の顧客に全額を保証するものです。

その他の保証および補償

クレジットカード保護プログラム

シティは、クレジットカード事業を通じて、レンタカーを対象とする保険、購入商品に関連する一定の損害補填、特定の購入に対する価格補償および紛失荷物に対する補償を提供するプログラムを含め、いくつかのカード商品に関してカード保有者に対する様々な保護プログラムを提供しています。これらの保証は、その保証残高およびシティの損失エクスポージャーの最大額を数値化することができないため、表には含まれていません。これらの補償は、特定の種類の購入や損失に限定されており、ある時点においてこれらの補償の対象となる購入を数値化することは不可能です。シティは、過去の損失実績の程度および内容に基づいて、これらのプログラムに関連する潜在的債務の蓋然性および金額を評価しています。2015年3月31日および2014年12月31日現在、これらのプログラムに関連して発生した実際の損失額および見積損失額、ならびにシティの債務の簿価は重要なものではありませんでした。

その他の表明ならびに保証および補償

通常の業務活動において、シティは、数多くの取引に関連する契約において相手方に標準的な表明と保証を提供しており、また税法の変更あるいは税法の不利な解釈によって追加の税金負担が生じた場合に契約の相手方を保護する補償を含む補償規定を設けています。これらの取引の相手方は、シティに対してこれらに匹敵する補償を提供しています。そのような表明、保証および補償は多くの契約関係において必要不可欠な要素ですが、取引の対象となる事業目的を表すものではありません。補償条項は、多くの場合、契約条件に基づくシティ自身の契約履行に関連する標準的契約条件であり、損失リスクが低いという評価に基づいて通常の業務活動において締結されています。多くの場合、これらの条項は契約条件が契約開始時点で確実に満たされるようにするためのものです。これらの標準的な表明と保証に対し対価を受け取ることはなく、これらに基づいて支払が生じることはほとんどないため、その公正価値を算定することはできません。多くの場合、補償条項に表示金額あるいは想定金額は含まれず、潜在的に補償義務の発生につながりうる偶発事象は発生しておらず、今後も発生しないと予想されます。このため、これらの補償は上表に含まれていません。

バリュー・トランスファー・ネットワーク

シティは、世界中の数百のバリュー・トランスファー・ネットワーク(以下「VTN」といいます。)(取引所と同様な支払、清算および決済システム)のメンバーまたは株主になっています。メンバーの条件として、これらのVTNの多くはメンバーに対して、他のメンバーの債務不履行によって組織に発生した損失について比例配分による負担分を支払う準備をしておくことを要求しています。シティの潜在的債務は、VTNに対するメンバーシップ持分、またはVTNの資金への拠出金に限定される可能性があります。場合によっては債務が無制限になる可能性もあります。まだ発生していない将来の請求に関する評価が必要となるため、最大エクスポージャーを見積ることはできません。シティは、VTNとの過去の実績を考慮すると損失リスクはほとんどないと考えています。したがって、シティのVTNへの参加は上記の保証に関する表には報告されておらず、シティのVTNに対する関与から生じる潜在的債務について、2015年3月31日および2014年12月31日現在の連結貸借対照表に反映されている金額はありません。

長期介護保険補償

保険子会社の売却に際して、当社は保険会社に補償を提供しましたが、これは、一連の長期介護保険(以下「LTC」といいます。)事業に関連する保険金請求およびその他の負債を対象とするもの(LTCの全保険期間に対するもの)で、別の保険会社によって完全に再保険されています。再保険会社は、有価証券を提供する形で2つの信託に資金を提供しましたが、この証券の公正価値(2015年3月31日現在の約67億ドルおよび2014年12月31日現在の62億ドル)は、当該保険会社のLTC保険契約に関する法定債務を保証するように組成されています。LTC保険契約に関する見積法定債務は時間の経過に伴い変動するため、これら信託の資産は、当該資産の公正価値が引き続きこのような法定債務に対応するのに十分であるように、定期的に評価および調整されます。

支払不能を含めて理由の如何にかかわらず、再保険会社が再保険契約に基づく契約不履行に陥った場合で、かつ2つの信託の資産が不十分、または当該再保険会社はその資産を利用できない場合、シティは当該LTC保険契約に関連して実際に発生した損失を補償しなければなりません。これら2つの事象はいずれも、シティがその補償債務に従って出再保険会社への支払義務を負う前に発生することになりますが、かかる事象の発生の可能性は現在高くないため、当該補償に関連して2015年3月31日および2014年12月31日現在の連結貸借対照表に反映された負債はありません。シティは当該補償債務における潜在的エクスポージャーを引き続き緻密にモニターしています。

先物および店頭取引/デリバティブの清算

シティは、上場先物および店頭取引デリバティブ契約を行っている顧客に対して、中央清算機関（以下「CCP」といいます。）との清算サービスを提供しています。あらゆる関連する事実および状況に基づき、シティは、これらの顧客取引の清算会員としての役割において、会計上の代理人を務めているとの結論に至りました。このためシティは、対象となる上場先物または店頭取引デリバティブ契約を連結財務諸表に反映させていません。連結財務諸表に反映されているシティのデリバティブ取引については、注記21をご参照ください。

清算会員として、シティは顧客と各CCPの間で現金および有価証券の担保（証拠金）の回収および送金を行います。証拠金には、当初証拠金と変動証拠金という2つの種類があります。シティが現金による当初証拠金から利益を得る場合または現金による当初証拠金を管理する場合（金利スプレッドを維持する場合など）、顧客から回収してCCPに送金した現金による当初証拠金は、それぞれ「ブローカレッジ債務」（顧客に対する支払債務）および「ブローカレッジ債権」（ブローカー、ディーラーおよび決済機関に対する受取債権）に反映されます。しかし、(a) 現金による当初証拠金に対してCCPが支払った利息全額をシティが顧客にパススルーすること、(b) シティは証拠金の現金を他の資産に転換するために清算会員としての権利を利用しないこと、(c) CCPの履行に関してシティは保証を行わず、顧客に対しての責任を負わないこと、という点でシティが顧客と契約上合意している店頭取引デリバティブ契約に関しては、顧客から回収してCCPに送金した現金による当初証拠金はシティの連結貸借対照表に反映されません。このように回収されて送金された現金による当初証拠金の合計額は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、それぞれ約41億ドルおよび32億ドルでした。

顧客から各CCPに支払われる、またはCCPから顧客に支払われる予定の変動証拠金は、各取引日における顧客のデリバティブ契約の価値の変動を反映しています。清算会員として、シティは顧客による不履行のリスク（例えば、顧客のデリバティブ契約の価値にマイナスの変動が生じても、顧客がCCPに変動証拠金を差し入れない場合）にさらされています。顧客による不履行が生じた場合、シティは顧客のポジションの清算に移ります。CCPは通常、顧客が差し入れ、CCPが保有する当初証拠金を利用し、残りの不足額があれば、清算会員としてシティが支払を行う必要があります。シティは通常、顧客が差し入れた現金または有価証券による追加の証拠金を保有しており、これは通常、顧客が履行義務を果たさない場合のシティの信用リスクを軽減するために十分なものと予想されています。

ASC 860-30-25-5に要求されるとおり、顧客が差し入れた有価証券担保はシティの連結貸借対照表に認識されません。

簿価—保証および補償

2015年3月31日および2014年12月31日現在、上表に含まれるこれらの保証および補償に関連する負債の簿価合計は、それぞれ約28億ドルおよび31億ドルとなっています。財務および履行保証の簿価は「その他負債」に計上されています。遡求義務付売却ローンに関する負債の簿価は「その他負債」に計上されています。

受入担保

これらの保証および補償に基づいて発生する損失を弁済するためにシティが利用可能な現金担保は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、いずれも630億ドルでした。担保として保有する有価証券およびその他の市場性のある資産は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、それぞれ910億ドルおよび700億ドルでした。担保の大部分は、有価証券貸出補償に基づいて発生する損失を弁済するために保有されています。さらに、担保として保有するシティに有利な信用状は、2015年3月31日および2014年12月31日現在、それぞれ42億ドルおよび40億ドルでした。特定の保証および補償に基づく損失について、シティはその他の資産を弁済に利用できる場合もありますが、そのような資産の価値は算定していません。

履行リスク

シティは、指定の参照取引相手の内部または外部格付けに基づいて保証の履行リスクを評価しています。外部格付けが使用される場合には、Baa / BBB以上が投資適格とみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。一部の基礎となる参照資産または事業体に関しては格付けが入手できません。このような参照資産は「非格付け」カテゴリーに含まれています。保証残高に関する将来の潜在的支払金額の最高額は、これらの契約の想定元本、つまり保証対象の資産の額面と決められています。

次表は、2015年3月31日および2014年12月31日現在における内部および外部信用格付けに基づき分類された将来の潜在的支払金額の最高額を示しています。前述したように、将来の潜在的支払金額の最高額は保証の想定元本に基づいて決定されますが、遡求条項に基づく、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。このため、シティは、こうした金額がこれらの保証に関する予想損失額とは関連がないと考えています。

(単位：十億ドル、2015年3月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンドバイ信用状	\$ 72.5	\$ 13.6	\$ 10.9	\$ 97.0
履行保証	6.7	4.0	0.7	11.4
保証とみなされるデリバティブ商品	—	—	84.6	84.6
遡求義務付売却ローン	—	—	0.2	0.2
有価証券貸出補償	—	—	147.3	147.3
クレジットカード加盟店処理	—	—	78.4	78.4
カストディ補償およびその他	52.1	0.1	—	52.2
合計	\$ 131.3	\$ 17.7	\$ 322.1	\$ 471.1

(単位：十億ドル、2014年12月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンバイ信用状	\$ 73.0	\$ 15.9	\$ 9.5	\$ 98.4
履行保証	7.3	3.9	0.7	11.9
保証とみなされるデリバティブ商品	—	—	91.7	91.7
遡求義務付売却ローン	—	—	0.2	0.2
有価証券貸出補償	—	—	127.5	127.5
クレジットカード加盟店処理	—	—	86.0	86.0
カストディ補償およびその他	48.8	0.1	—	48.9
合計	\$ 129.1	\$ 19.9	\$ 315.6	\$ 464.6

信用コミットメントおよび与信枠

次表は2015年3月31日および2014年12月31日現在のシティグループの信用コミットメントに関する情報を表しています。

(単位：百万ドル)	米国	米国以外	2015年3月31日	2014年12月31日
コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状	\$ 1,037	\$ 4,678	\$ 5,715	\$ 6,634
1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付	1,840	2,276	4,116	5,674
1戸から4戸の家族用住宅により担保されたりボルピング・オープン・エンド型ローン	13,597	2,359	15,956	16,098
商業不動産、建設および土地開発	6,817	1,172	7,989	9,242
クレジットカード限度額	492,021	117,461	609,482	612,049
商業用およびその他個人向け貸出約定	152,069	84,347	236,416	243,680
その他のコミットメントおよび偶発債務	4,856	4,638	9,494	10,663
合計	\$ 672,237	\$ 216,931	\$ 889,168	\$ 904,040

未実行のコミットメントの大部分は、顧客が特定の与信基準を維持することを条件としています。商業用コミットメントは、一般的に変動金利で期日が確定されており、手数料の支払が求められることがあります。このような手数料（特定の直接費用を控除後）は繰り延べられ、コミットメントが実行された場合は貸出期間にわたり償却され、また、コミットメントの実行が見込まれない場合は約定期間にわたって償却されます。

コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状

コマーシャル信用状は、顧客による商品購入の資金調達またはその他のコミットメントの履行を可能にするために、シティグループが顧客の信用を保証する商品です。シティグループは、顧客に代わり信用状をサプライヤーに発行し、サプライヤーが信用状の条件に従い履行していることを証明する書類の提示をもって支払を行うことに合意しています。信用状が実行された場合、顧客はシティグループに弁済することが求められます。

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付コミットメントは、買い手が購入を完了できるように銀行が特定の金額を前払いすることを記した、シティグループから不動産の売り手に対する書面での確認です。

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローン

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローンは、本質的に、ホーム・エクイティ・ローン信用枠です。ホーム・エクイティ・ローン信用枠は、自宅またはセカンド・ハウスを担保として、その公正市場価値が第1順位住宅抵当貸付の負債残高を超過している金額を上限としたローンです。

商業不動産、建設および土地開発

商業不動産、建設および土地開発には、商業用および複数家族用住宅、ならびに土地開発プロジェクトに対する資金調達のために信用供与を行うコミットメントの未実行部分が含まれています。

不動産により担保されたコミットメントと無担保のコミットメントの両方が、この項目に計上されており、また未成工事支出金に対する前払い義務がある場合は、未実行貸出金がこの項目に計上されます。ただしこの項目には、貸出実行後には連結貸借対照表の「貸出金合計（正味）」に分類される信用供与のみが含まれています。

クレジットカード限度額

シティグループは、クレジットカードを発行することにより顧客に信用供与を行っています。クレジットカード限度額は、カード保有者に通知することにより、または現地法により認められている場合は通知なしで取り消すことが可能です。

商業用およびその他個人向け貸出約定

商業用およびその他個人向け貸出約定には、当座貸越および流動性ファシリティ、ならびにローンの実行または購入、第三者の債権の購入、債券の発行またはリボルビング型引受枠の提供、および株式の形式による投資のための商業用コミットメントが含まれます。2015年3月31日および2014年12月31日現在の残高には、当初の満期が1年未満のものが、それぞれ500億ドルおよび530億ドル含まれています。

またこの項目には、一般に正常とみなされる水準を上回る負債（借り手の資本金に対する負債の割合で測定します。）を有する借り手に対して資金を提供する高レバレッジの資金調達コミットメントが含まれています。この種類の資金調達は、買収、マネジメント・バイアウトおよび類似する取引において、広く利用されています。

その他のコミットメントおよび偶発債務

その他のコミットメントおよび偶発債務には、約定済または未決済の通常のリバース・レポ契約および上記の勘定科目に計上されなかったコミットメントおよび偶発債務に関連するその他すべての取引が含まれます。

25. 偶発事象

以下の情報は、シティグループのフォーム10-Kによる2014年度年次報告書の連結財務諸表注記28の該当する開示情報を補完または修正するものです。本注記において、シティグループおよびその関連会社ならびに子会社、さらに現在および以前の役員、取締役および従業員はシティグループおよび関連当事者として総称される場合があります。

ASC 450に準拠して、シティグループは、損失の発生可能性が高く、損失金額を合理的に見積ることが可能であると確信する場合は、ここで開示された訴訟および規制事項を含む偶発事象について引当金を設定しています。設定後の引当金は追加情報を考慮して適宜調整されます。それらの事項に関して最終的に発生する損失金額は、該当する引当金の額を大幅に上回るか下回る可能性があります。

引当金を設定する要件（上記のとおり）を満たさないためにシティグループが引当金を設定していない事項、または特定の問題について設定した引当金を超過する損失に対するエクスポージャーがあるとシティグループが考える事項について、いずれも金額的重要性のある損失が発生する合理的な可能性があると考えられる場合、シティグループは当該事項を開示しています。また、かかる事項についてシティグループは、設定した引当金を超過して生じる合理的な発生可能性のある損失の総額または損失の幅について見積りが可能な範囲で見積額を開示しています。2015年3月31日現在、シティグループの見積りは2014年12月31日における約40億ドルとの見積りと金額的に大きく変わるものではありませんでした。当該見積りはフォーム10-Kによる2014年度年次報告書の連結財務諸表注記28においてより詳細に記載されています。

入手可能な情報の変化により、シティグループの見積り可能な事項も変化し、見積額自体も変動します。さらに、財務諸表およびその他の財務関連の開示に表示されている多くの見積りには重要な判断が伴い、重大な不確実性に左右されるため、訴訟および法的手続きより生じる合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りは、特定の不確実性に左右されます。例えば、見積り時点において、シティグループは当該請求に関する事実につき暫定的かつ不完全で不正確な情報のみを得ている場合があります。また、重要論点に関する裁判所またはその他の判決機関による将来の判決、または相手方または規制当局の行動および働きかけに対する見込みが誤っていることが証明されるかもしれません。また、予測しようとする結果は、統計的またはその他の定量的分析ツールを使用して修正できるものではないことが頻繁にあります。さらに、その発生可能性が低いとみなされ、シティグループが見積りを計上していない場合に損失が生じる場合があります。これらすべての理由により、見積りが行われた事項に関して最終的に負担する、引当金を超過する損失金額は、当該見積額に含まれる損失の幅を大幅に上回るか下回る可能性があります。

上記に従い、シティグループの経営陣は、現在の知識に基づき、また現在の法定準備金を考慮した上で、当注記に記載されたすべての事項の最終結果によって、シティグループの連結の財政状態に重大で不利な影響を及ぼす可能性は低いと考えています。しかしながら、これらの事項の中には相当なまたは不確かな金額が請求されているものもある点および、これらの事項は本質的に予測不能である点を考慮した場合、これらの一定の事項の不利な結果により、特定の四半期または年度における、シティグループの連結ベースの経営成績またはキャッシュ・フローに、随時、重大で不利な影響を及ぼす可能性があります。

ASC 450およびシティグループの偶発事象に関する会計および開示フレームワーク（ここに開示されている訴訟および規制事項に係るものを含みます。）の詳細は、シティグループのフォーム10-Kによる2014年度年次報告書の連結財務諸表注記28をご参照ください。

金融危機に関連した訴訟およびその他の事項

住宅ローン関連訴訟およびその他の事項

モーゲージ・バック証券およびCDOの投資家による訴訟：

2015年2月2日、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク（以下「CGMI」といいます。）とその共同被告は、集団訴訟「ニュージャージー州大工保険基金他対レジデンシャル・キャピタル・エルエルシー他訴訟」における合意和解案を提出しました。この和解は裁判所の承認を必要としています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第08 Civ.8781号（S.D.N.Y.）（Failla, J.）において公的に入手可能です。

2015年2月6日、テネシー州統合退職制度は、「テネシー州統合退職制度対J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー他訴訟」に介入する申立てを提起し、CGMIが住宅モーゲージ・バック証券（以下「MBS」といいます。）をテネシー州統合退職制度に販売したとして、詐欺、過失による虚偽の表示およびテネシー州証券法の違反に基づく請求を主張しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第13-1729-号（Tenn. Ch. Ct.）（McCoy, Ch.）において公的に入手可能です。

2015年3月31日現在、係属中のMBSおよびCDOの投資家による訴訟において未解決である購入分の当初購入額は総額約19億ドルであり、さらに、提起される恐れのある訴訟についてMBSおよびCDOの投資家との出訴期間停止合意の対象となっている購入分の当初購入額は総額約14億ドルでした。

リーマン・ブラザーズ破産手続

リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの第11章破産手続に関連する対審手続の1つでは、原告は特にシティバンク、エヌ・エイおよびシティグループの特定の関連会社が提起した合計約26億ドルにのぼる請求の証拠に異議を唱えています。これに関連して、原告は、2015年3月12日付の裁判所の約定に従い、500百万ドルの振替の回避を求める請求を再訴不能な状態で取り下げました。残りの請求に関連する証拠開示手続は係属中です。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第12-01044号および第08-13555号（Bankr.S.D.N.Y.）（Chapman, J.）において公的に入手可能です。

トリビューン・カンパニー破産

「キルシュナー対フィッツシモンズ他訴訟」において、シティグループの特定の関連会社に対する請求は、2015年1月13日、1月15日、3月26日および4月1日付の裁判所の命令に従って、棄却されたか、所定の金額が減額されました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第11 MD 2296号 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.)、第12 2296号 (S.D.N.Y.) (Sullivan, J.)および第13-3992(L)号 (2d Cir.)において公的に入手可能です。

外国為替に関する事項

規制上の措置：

シティグループは、司法省の反トラスト局および刑事局が実施して既に開示しているシティグループの外国為替事業に関する調査の潜在的な結論について、司法省と積極的に協議しています。司法省との結論には、反トラスト法違反に係る有罪の答弁が含まれる可能性があります。

反トラストおよびその他の訴訟：

2015年4月7日、「スターク対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名で、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所に、シティグループ、シティバンク、エヌ・エイおよびCGMIならびにその他多数の為替ディーラーに対する訴訟が提起されました。原告は、外国為替先物契約および外国為替先物契約に係るオプションの取引を行った投資家からなるみなし集団の代表となることを求めており、被告が外国為替市場の操作および関連する共謀を行ったものとし、その結果として当該集団が損害を被ったと主張しています。原告は、連邦法の独占禁止規定に基づく請求および商品取引法に基づく請求を主張しており、補償的損害賠償、法令により認められる場合には3倍損害賠償、および宣言による救済を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第1:15-cv-2705号 (S.D.N.Y.) (Schofield, J.)において公的に入手可能です。

銀行間取引金利関連訴訟およびその他の事項

規制上の措置：

様々な銀行間取引金利およびその他の基準金利を公表する機関に対しパネル銀行が行った提示に関して司法省が実施して既に開示している調査に関連して、司法省は、事実および状況に関する司法省の現状の理解に基づき、LIBORに関する訴追を行わない決定をしたことをシティグループに通知してきました。

反トラストおよびその他の訴訟：

2015年3月31日、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所は、「7 ウェスト 57th ストリート・リアルティ・カンパニー対シティグループ・インク他訴訟」という事件名の訴訟を棄却しましたが、2015年6月1日までに第二修正訴状を提出する許可を求める申立てを原告が提起することを認めました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第1:13-cv-981号 (S.D.N.Y.) (Gardephe, J.)において入手可能です。

シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイは、他の米ドルLIBORのパネル銀行と共に、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所において提起された2つのみなし集団訴訟の被告とされています。当該訴訟において、原告は、被告が人為的に米ドルLIBORを抑制した結果、LIBORに連動する金融商品によるリターンが押し下げられたと主張しています。2015年2月24日に提起された「国家アスベスト撤去作業員年金基金他対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名の1つ目の訴訟では、原告は、連邦独占禁止法に基づく請求を主張しており、補償的損害賠償および宣言による救済を求めています。この訴訟は、他の関連事件と共に、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所において、バックウォルド裁判官による広域係属訴訟の手続により併合されました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第1:15-cv-01334号 (S.D.N.Y.) (Buchwald, J.)において入手可能です。2015年4月16日に提起された「アクシオム・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー他対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション他訴訟」という事件名の2つ目の訴訟では、原告は、米ドルLIBORのパネル銀行および英国銀行協会に対し、連邦および州の独占禁止法に基づく請求、RICO法に基づく請求、およびコモンローに基づく請求を主張しています。原告は、補償的および懲罰的な損害賠償、不正利得の返還および補償、ならびに宣言および差止命令による救済を求めています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第1:15-cv-02973号 (S.D.N.Y.)において入手可能です。

ISDAFIX関連訴訟およびその他の事項

反トラストおよびその他の訴訟：

2014年9月以降、さまざまな原告が、シティグループおよびその他の米ドルISDAFIXのパネル銀行に対して、みなし集団訴訟を米国ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所に提起しましたが、これらの訴訟は併合されて進行しています。2015年4月13日、被告は、原告による修正併合訴状における主張を棄却するよう申立てました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、併合訴訟主要事件整理番号第1:14-cv-7126号 (S.D.N.Y.) (Furman, J.)において公的に入手可能です。

オーシャノグラフィア不正および関連事項

メキシコ国家銀行証券委員会（以下「CNBV」といいます。）が実施している、パナメックスによる是正措置命令の遵守状況の継続的な調査に関連して、CNBVは、最近、追加の罰金90,000ドルを科しました。シティグループは、オーシャノグラフィア不正に係るあらゆる調査に引き続き全面的に協力しています。

デリバティブ訴訟および関連手続：

2015年4月24日、オクラホマ消防士年金退職制度が提起した訴訟において、チャンセリー裁判所は、シティグループの帳簿および記録を調査するよう求める原告の要求の一部については認め一部については退ける2014年9月30日付の補助裁判官による勧告を採用する決定を下しました。2015年5月5日、シティグループは、キーウエスト地方自治体消防士警察官退職信託基金が提起した類似の申立てに対する答弁を行いました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号C.A.第9587-ML号 (VCN) (Noble, V.C.)およびC.A.第10468-ML号 (VCN) (Noble, V.C.)において公的に入手可能です。

パルマラット訴訟および関連する事項

2015年3月5日、パルマの刑事裁判所は、各被告(現在および以前のシティグループの従業員8名)との司法取引契約を受け入れ、パルマの検察官により開始された刑事手続を終了させました。当該契約が締結された結果、パルマの刑事裁判所は、パルマラットの管財人がシティグループに対して提起した民事訴訟を審理することができなくなりました。パルマラットの管財人には、イタリアの民事裁判所において再提訴することが認められています。

2011年1月、パルマラットの特定の機関投資家は、シティグループおよびその他の金融機関に対して約130百万ユーロの損害賠償を求めて民事訴訟を提起しました。2015年1月、ミラノ裁判所は、シティグループおよびその他の銀行に対するすべての請求について、投資家への救済を認めない第一審判決を下しました。

和解金支払

上記の和解合意に要する支払は、支払済みであるかまたは既存の訴訟引当金から負担されます。

[前へ](#)

2【その他】

(1) 当四半期会計期間終了後の状況

シティグループ・インクは、シリーズP5.950%固定配当/変動配当非累積優先株式の権利を表章する預託株式の本邦以外の地域における募集のために、2015年4月20日に仮追補目論見書（preliminary prospectus supplement）を、また、2015年4月21日に2015年4月20日付追補目論見書（prospectus supplement）および自由書面目論見書（free writing prospectus）を米国証券取引委員会に提出しました。本優先株式の内容の概要は以下のとおりです。

(i) 配当

シティグループの取締役会または正当に権限を付与された取締役会の委員会が宣言した場合に限り、シティグループは本優先株式に対し、(i) 本優先株式の発行日から2025年5月15日まで（同日を含みません。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき年率5.950パーセント（年間預託株式1株当たり59.50ドルに相当します。）の配当を、半期ごとに後払いにて、毎年5月15日および11月15日に行い（初回を2015年11月15日とします。）、(ii) 2025年5月15日以降（同日を含みます。）については、本優先株式1株当たり25,000ドルの優先残余財産分配額につき3ヶ月LIBOR+3.905パーセントを年率とする配当を、適法に利用可能な資金から、四半期ごとに後払いにて、毎年2月15日、5月15日、8月15日および11月15日（初回を2025年8月15日とします。）に行います（以下、配当の支払いのための日をそれぞれ「配当支払日」といいます。）。

本優先株式に対する配当は累積せず、強制されません。配当支払日に先立つ配当期間につき本優先株式への配当が宣言されない場合は、かかる配当は当該配当期間について発生または累積せず、当該配当支払日またはそれ以降において、その後の配当期間について配当の宣言がなされるか否かにかかわらず、シティグループはかかる配当期間にかかる配当を支払う義務を負いません。「配当期間」とは、各配当支払日から（同日を含みます。）次回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。ただし、初回の配当期間は、本優先株式の発行日から（同日を含みます。）初回の配当支払日まで（同日を含みません。）の期間をいいます。

本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日より前に終了する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日として計算されます。本優先株式に対する配当宣言が2025年5月15日以降（同日を含みます。）に開始する配当期間についてなされる場合、かかる配当は、1年を360日とし、実際の経過日数に基づき計算されます。2025年5月15日まで（同日を含みます。）の配当支払日が営業日^{（注）}ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に行われ、かかる延期につき追加の配当金その他の支払は発生しません。2025年5月15日より後の配当支払日が営業日ではない場合、かかる日に支払われるべき配当は、翌営業日に支払われ、また、実際の配当支払日までの配当が支払われます（当該日が翌暦月となる場合を除きます。かかる場合、実際の配当支払日は直前の営業日になります。）。

（注）「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市における法定休日に当たらず、かつニューヨーク州ニューヨーク市の銀行が法令により休業が許可されまたは義務づけられない平日を意味します。

（ii）任意償還

本優先株式は永久であり、満期はありません。シティグループは、（i）2025年5月15日以降（同日を含みます。）の配当支払日において、随時、本優先株式の全部または一部を、または（ii）規制資本事由^{（注）}から90日以内のいずれかの時点で本優先株式の全部（一部は不可です。）を、それぞれの場合において1株当たり25,000ドルに相当する償還価格（預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。）に償還日まで（同日を含みません。）に宣言済みかつ未払いの配当（宣言されていない配当は累積しません。）を加えた金額で、償還することができます。シティグループが本優先株式を償還する場合、預託機関はこれに比例する数の預託株式を償還します。

(注)「規制資本事由」とは、本優先株式が残存する限りにおいて、(i)本優先株式の新規発行後に制定もしくは施行された、米国もしくは米国の行政的下部組織の法令の改正、明確化もしくは変更、(ii)本優先株式の新規発行後に発表もしくは施行された、かかる法令の変更案、または(iii)本優先株式の新規発行後に発表された、当該法令もしくは当該法令に関する政策を解釈もしくは適用する公的な行政判断、司法判断、行政措置もしくはその他の公的な宣言の結果、その時点において有効かつ適用ある連邦準備制度理事会の自己資本比率に関するガイドライン(または、該当する場合、後継の連邦監督機関の自己資本比率に関するガイドラインまたは規制)の目的において、シティグループがその時点において残存する本優先株式1株当たり25,000ドルの残余財産分配優先権全額を「Tier 1 資本」(またはこれに相当するもの)として取り扱う権利を有しないという、軽微とはいえないリスクが存在するとのシティグループによる誠実な判断を意味します。「連邦監督機関」とは、連邦預金保険法第3条(q)またはその後継規定に定める、シティグループに関する「連邦監督機関」を意味します。

本優先株式の償還は、連邦準備制度理事会から必要な事前の承認または許可を得ていることを条件とします。現行および提案されている規則および規定に基づき、シティグループは本優先株式の償還には規制当局の認可が必要です。本優先株式の保有者または預託株式所有者のいずれも、償還請求権を有しません。

(iii) 残余財産分配請求権

シティグループが任意または強制により清算、解散または事業を閉鎖する場合、本優先株式の保有者は、株主に適法に分配可能な資金から、シティグループの普通株主またはかかる清算、解散もしくは事業閉鎖時の残余財産分配につき本優先株式に劣後するその他の株式の株主に対する資産の分配に先立ち、本優先株式1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドルに相当します。)の残余財産分配額を、最終の配当支払日から当該清算日、解散日または事業閉鎖日まで(同日を含みません。)の期間にかかる配当(宣言された場合、かつその範囲に限ります。)と共に受領する権利を有します。分配は、債権者に対する全債務を返済し、本優先株式に優先する証券の保有者の権利に基づく制限に従ったうえで残余した分配可能な資産を限度として、本優先株式および当該分配につき本優先株式と同順位のその他の証券の間で比例配分されます。

(iv) 議決権

本優先株式の保有者は、(i) デラウェア法により明確に要求される場合、(ii) 一定の配当の不払いの場合、(iii) シティグループによる、優先する株式の発行に関する場合、および(iv) 本優先株式の議決権、優先権または特別な権利に悪影響を与えるような、シティグループの定款等に対する変更に関する場合を除き、議決権を有しません。預託株式の保有者が議決権を行使する場合は、預託機関を通じて行わなければなりません。

(v) 順位

本優先株式は、清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの普通株式に優先します。本優先株式は、本優先株式を形成する証書が定める範囲内の配当の支払につき、シティグループの普通株式に優先します。当該証書には、配当支払日につき、本優先株式に対して全額の配当が宣言されず、かつかかる配当が支払われない場合、または配当が宣言され、かつ配当の支払に十分な金額が積み立てられていない場合、シティグループは、当該配当支払日に開始する次期の配当期間中に、普通株式に対する配当宣言または支払を行わないことが定められています。本優先株式は、配当の支払およびシティグループの清算、解散または事業閉鎖時における残余財産分配につき、シティグループの残存するシリーズAA 8.125%非累積優先株式（以下「シリーズAA優先株式」といいます。）、シリーズE 8.40%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズE 優先株式」といいます。）、シリーズA 5.950%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズA 優先株式」といいます。）、シリーズB 5.90%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズB 優先株式」といいます。）、シリーズC 5.800%非累積優先株式（以下「シリーズC 優先株式」といいます。）、シリーズD 5.350%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズD 優先株式」といいます。）、シリーズJ 7.125%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズJ 優先株式」といいます。）、シリーズK 6.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズK 優先株式」といいます。）、シリーズL 6.875%非累積優先株式（以下「シリーズL 優先株式」といいます。）、シリーズM 6.300%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズM 優先株式」といいます。）、シリーズN 5.800%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズN 優先株式」といいます。）およびシリーズO 5.875%固定配当 / 変動配当非累積優先株式（以下「シリーズO 優先株式」といいます。）と同順位です。

清算、解散または事業を閉鎖する場合における分配について、シティグループは通常、当該支払に対して適法に分配可能な資金からのみ（すなわち、すべての債務およびその他の優先する請求を勘案した後で）分配を行うことができ、本優先株式ならびにシリーズAA優先株式、シリーズE優先株式、シリーズA優先株式、シリーズB優先株式、シリーズC優先株式、シリーズD優先株式、シリーズJ優先株式、シリーズK優先株式、シリーズL優先株式、シリーズM優先株式、シリーズN優先株式、シリーズO優先株式および本優先株式と同順位のその他の株式の間で比例配分されます。

（vi）新株引受権および転換権

預託株式および本優先株式の保有者は、新株引受権または転換権を有しません。

(2) 訴訟手続

シティグループの訴訟および規制事項に関する開示については、「第一部 企業情報、第5 経理の状況、1 四半期財務書類」の連結財務諸表注記25をご参照ください。

3 【日本と米国における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の連結財務諸表は米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「US GAAP」といいます。）に準拠して作成されています。従って、日本で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成される連結財務諸表とは相違があります。主な相違点は次のとおりです。

(1) のれんおよびその他の無形資産

US GAAPでは、会計基準編纂書（Accounting Standards Codification）（以下「ASC」といいます。）350「無形資産 のれんおよびその他」に従い、のれんおよび耐用年数が確定できないその他の無形資産については償却せず、減損を検討することが要求されます。減損の検討は、少なくとも年に一度あるいは減損の兆候を示す事象もしくは状況の変化が生じた場合にはより頻繁に実施されます。

日本においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって規則的に償却されます。なお、のれんは日本の企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても当該基準に従った減損の検討を行うことが求められています。

(2) 子会社の非支配持分

US GAAPでは、ASC 810「連結」（以下「ASC 810」といいます。）に従い、部分所有連結子会社における非支配持分は、当該持分が「永久資本」として認められない場合には、資本を構成する独立項目として連結貸借対照表に分類されるか、貸借対照表上のメザニン区分（負債の部と資本の部の間）に分類されます。ASC 810はまた、非支配持分のその後の取得および売却に関する会計処理、ならびに連結損益計算書上の非支配持分の表示方法を規定しています。

日本においては、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」といいます。）の企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」により、少数株主持分は、連結貸借対照表の純資産の部に区分して記載することが求められています。一方、少数株主損益については、ASBJの企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」により、連結損益計算書において損失または利益として表示し、当期利益は親会社の株主に帰属する利益の額として計算することとされています。

(3) 変動持分事業体の連結

US GAAPでは、ASC 810において、主たる受益者による変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の連結に関する実務指針が定められています。VIEとは、その構造により、他社からの追加的な劣後財務支援がなければその事業体の活動の資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない法人、あるいは、その事業体に対する持分投資家が、議決権を通じてその会社の事業について重要な意思決定をすることができないか、予想損失を吸収する義務または残余収益を受け取る権利がない法人のいずれかをいいます。ASC 810は、主たる受益者が、VIEの経済的成果に対して最も重要な影響を及ぼすVIEの活動に対し指示する権限を有し、かつ、VIEにおける持分を通じて当該VIEにとって潜在的に重要となり得る損失を吸収する義務および便益を享受する権利の双方を有する場合に、VIEを連結することを求めています。

日本においては、企業が他の会社を連結財務諸表に含めるべきか否かを判断する基本条件は、企業が他の会社の議決権の過半数を取得することにより支配権を有しているかどうかになります。さらに、他の会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、かかる他の会社の重要な財務方針および経営方針の決定を支配する契約があるなど、他の会社の意思決定機関を支配している事実が認められる場合は、当該他の会社を連結しなければならない場合があります。なお、特別目的会社に対しては例外規定が存在し、一定の条件が満たされれば、連結対象とならない場合もあります。また、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」により、企業が投資事業組合に対する支配または影響に関する一定の要件を満たした場合、当該投資事業組合を連結することが求められています。ただし、ASC 810のようなVIEの連結に関する会計基準はありません。

(4) 非継続事業

US GAAPでは、ASC 205「財務諸表の表示」により、会社は、事業の処分取引の結果として会社の継続事業から事業の利益およびキャッシュ・フローが控除され、会社がその事業の経営およびキャッシュ・フローに重要な継続的関与がない場合に、処分ないし売却目的保有に分類した非継続事業の経営成績について、報告することが求められています。

非継続事業の経営成績は、当期および過年度の損益計算書上非継続事業の項目として、適用される法人所得税等（便益）控除後の非継続事業からの利益を、特別項目および該当ある場合には会計方針の変更による累積的影響額の前に個別の項目として報告することが求められています。売却目的保有に分類した非継続事業の資産および負債は、それぞれ、財政状態計算書の資産および負債の項に個別に表示しなくてはなりません。比較目的で表示されている過年度の金額は、遡及修正することが求められています。

日本においては、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の表示について定義されていません。売却目的保有に分類した事業および非継続事業の売却損益は、一般に特別損益として開示され、特別損益は、税引前の経常損益と課税等との間に税引前の金額で表示されますが、売却目的保有に分類した事業または非継続事業の損益は継続事業の損益から分離して表示されません。

(5) 公正価値による測定

US GAAPでは、ASC 820「公正価値測定及び開示」により、公正価値の定義、ならびに公正価値による測定に関する枠組みが構築されるとともに、公正価値による測定に関する開示が強化されています。当該基準において、公正価値は、測定日において資産または負債にとって主要な市場または最も有利な市場における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受領、または負債の移転により支払われるであろう交換価格（出口価格）と定義されています。また、公正価値による測定において、取引費用の調整は行われません。さらに、当該基準は、市場参加者が入手可能な最善の情報に基づいて資産または負債の価格を決定する際に用いる仮定を公正価値による測定に反映することを求めています。その仮定には、価格決定モデルのような特定の評価手法に内在するリスクや価格決定モデルへのインプット値に内在するリスクが含まれることになります。さらに、当該基準は、譲渡制限のない金融商品について市場価格が活発な市場で同一の資産または負債について容易かつ定期的に入手可能である場合、大量保有要因の割引を認識することを禁止しています。

日本においては、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」で、時価を市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場（以下「市場価格」といいます。）に基づく公正な評価額と定義しています。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とするとされています。「金融商品会計に関する実務指針」で求められるように、非上場デリバティブ取引のうち類似する取引に気配値のないものについては、原則として将来キャッシュ・フローの割引現在価値またはオプション価格決定モデルを用いて評価されます。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引は、取得価額をもって貸借対照表価額とされます。日本においては、大量に保有している金融商品の割引に関する包括的な会計基準は定められていません。

(6) 公正価値オプション

US GAAPでは、ASC 825「金融商品」（以下「ASC 825」といいます。）により、公正価値での測定が別段要求されていない一定の認識済の金融資産および金融負債について、公正価値による測定を選択すること（「公正価値オプション」と称されます。）が認められています。公正価値オプションを選択した項目のその後の未実現損益については、損益に計上することが求められています。当該基準では、資産もしくは負債の当初認識時または確定契約の締結時に適格な商品について、商品ごとに当該公正価値オプションの選択適用が認められていますが、その後は、その選択を取り消すことはできません。ASC 825は、従来、ヘッジ対象の資産および負債を公正価値以外の方法で測定するよう求められていたにもかかわらず、関連する経済的ヘッジを公正価値で計上していたことにより生じていた損益の変動を軽減することを可能にしています。

日本においては、金融資産および金融負債のための公正価値オプションに関して包括的な会計基準は定められていません。

(7) ヘッジ会計

US GAAPでは、デリバティブ取引により資産、負債あるいは確定契約の公正価値をヘッジする公正価値ヘッジについては、ASC 815「デリバティブ及びヘッジ」に従い、デリバティブ取引の公正価値の変動はヘッジ対象項目の公正価値の変動とともにその他収益に反映されます。変動金利資産・負債あるいは予定取引に関連するキャッシュ・フローの変化をデリバティブ取引によりヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジについては、その会計処理はヘッジの有効性によって異なります。これらのデリバティブ取引がヘッジ対象キャッシュ・フローの変化を相殺するのに有効な部分について、デリバティブ取引の公正価値の変動は当期利益に含めず、その他包括利益に計上されるとともにその他包括利益累計額の構成要素として貸借対照表に反映され、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす場合に損益計算書上で認識されます。キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分は即時に損益として認識されます。

日本においては、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ手段の公正価値変動から生じる損益は、公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジの両方について、税効果控除後、資本として直接認識され、それらはヘッジ対象項目からの損益が当期利益として認識される場合は、同時に当期利益として認識されます。ヘッジ関係が全体的に有効とされた場合は、ヘッジ手段に生じた損益のうち非有効となった部分についても、税効果控除後、資本として認識することができます。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を損益として認識することができます。

(8) 一時的でない減損

US GAAPでは、ASC 320「投資 - 債務および持分証券」により、企業に売却の意思のある負債証券またはその価値が償却原価まで回復する前に売却する可能性が50パーセント超である負債証券がある場合に、事業体が当該負債証券の一時的ではない減損損失を損益に認識することが求められています。一方で、企業に売却の意思がなく、また当該負債証券の価値が回復する前に売却を求められる可能性が50パーセントより低い場合は、かかる基準は、回収される予想キャッシュ・フローを評価して信用損失が存在するかを判断し、当該証券の一時的でない減損の信用リスク要素を損益として認識し、信用リスク以外の要素をその他包括利益として認識するよう求めています。

日本においては、減損を信用リスク要素と信用リスク以外の要素に区分することはなく、信用リスク以外の要素も含めてすべて損失として認識されます。

(9) 確定給付型年金

US GAAPでは、ASC 715「報酬 - 退職給付」（以下「ASC 715」といいます。）に従い、勤務費用、利息費用、年金資産の期待収益、過去勤務債務の償却およびその他の調整から構成される年金費用が計上されます。数理計算上の純損益が期首時点での予想給付債務（以下「PBO」といいます。）または年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10パーセントを超えた場合（「コリドール・アプローチ」と称されます。）、数理計算上の差異および過去勤務債務の未認識損益を償却し、年金費用に含めることが求められます。利益から差し引かれる純年金費用と実際の拠出額との差異は、未払または前払年金費用として計上されます。

また、年金資産とPBOの差額は、資産または負債として貸借対照表に計上され、当期の純年金費用として認識されていない未認識損益は、税効果控除後の金額でその他包括利益累計額の一項目として計上されます。その他包括利益累計額に計上された年金資産とPBOの差額は、その後償却により純年金費用への計上を通じて、その他包括利益累計額から振り替えられます。

日本においても、同様の会計処理の適用が要求されていますが、コリドール・アプローチの採用は認められていません。従来未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異はオフバランスとされ、每期一定の方法で償却を行い、費用として計上されていました。また、PBOと年金資産の時価との差額を貸借対照表に計上することは行われず、それらは未認識損益の残高とともに財務諸表の注記として開示されていました。

ASBJの企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されました。これにより、従来オフバランスとなっていた未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異が貸借対照表に認識されます。なおその期に費用処理される退職給付費用の金額については変更ありませんが、損益に認識されていない過去勤務費用および数理計算上の差異のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他包括利益累計額に含まれます。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期利益を構成します。

(10) 年金以外の退職後給付

US GAAPでは、ASC 715により、従業員の予想在職期間にわたり生じる退職後給付に関連する費用については、当該費用の発生時に計上するのではなく発生主義により認識することが求められています。さらに、税効果控除後の現在の純給付費用として認識されていない未認識損益は、その他包括利益累計額の1項目として計上することとされています。

日本においては、退職後給付制度に関しては、そのような制度自体が一般的でなく、従って、特定の会計基準は存在せず、実務上かかる費用は発生した時点で費用計上されています。

(11) 法人所得税の不確実性に関する会計処理

US GAAPでは、ASC 740「法人所得税」により、法人所得税申告書上で採用された、または採用することが予想される不確実な税務ポジションの認識および測定について定めています。当該基準に基づき、税務ポジションが財務諸表に及ぼす影響は、当該ポジションが関連する税務当局による調査において50パーセント超の可能性で認められると予想される場合に認識されます。当該基準はまた、認識の中止、分類、利息および罰金、期中会計期間における会計処理、ならびに不確実な財務ポジションの開示に関する指針を示しています。

日本においては、不確実な税務ポジションに関する会計基準は定められていません。

(12) 保証

US GAAPでは、ASC 460「保証」により、債務保証の当初測定ではかかる保証の開始時の公正価値で行うよう求められています。当該基準はまた、保証提供者の財務諸表において、保証の性質および金額について情報開示することを求めています。

日本においては、保証は、金融資産または金融負債の消滅の認識により生じるものを除き、公正価値では計上されません。かかる保証はその内容について財務諸表に注記することが求められています。ただし、銀行業における企業会計において信用状残高は「支払承諾」および「支払承諾見返」として貸借対照表に計上されます。

第 6 【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に当該四半期中において掲載されているため、記載を省略します。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。